

平成29年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成29年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成30年2月13日

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	5
第 3	補助金等交付団体別監査結果	19
	三宅村	21
	三宅村商工会	24
	小笠原村	27
	小笠原村商工会	31
	小笠原海運株式会社	34
	東京納税貯蓄組合総連合会	38
	学校法人70団体	41
	公益財団法人東京都交響楽団	51
	社会福祉法人等50団体	61
	警視庁職員互助組合	92
第 4	出資団体別監査結果	95
	公益財団法人東京都人権啓発センター	97
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	108
	公益財団法人東京都都市づくり公社	131
	公益財団法人東京都医学総合研究所	151
	東京都漁業信用基金協会	167
	一般社団法人東京都農住都市支援センター	175
	株式会社東京ビッグサイト	184
	株式会社ゆりかもめ	208
	株式会社東京臨海ホールディングス	223
	株式会社はとバス	244
	東京都地下鉄建設株式会社	252
	東京水道サービス株式会社	257
	水道マッピングシステム株式会社	273
	東京都下水道サービス株式会社	285
	東京下水道エネルギー株式会社	303

第5	公の施設の指定管理者別監査結果	315
	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	317
第6	団体索引	338

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
 - ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
 - ③ 公の施設の指定管理者
- などである。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- 補助金交付額、指定管理料等が高額なこと
 - 東京都監理団体や地方独立行政法人など、都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などの観点から選定した。

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体	4,907	128	2.6%
私立学校（再掲）	608	70	11.5%
交付額2,000万円以上（再掲）	1,483	127	8.6%
出資団体（注1）	51	16	31.4%
公の施設の指定管理者（注2）	25	1	4%
合 計	4,983	145	2.9%

（注1）当該区分には、公の施設の指定管理者（公益財団法人東京都人権啓発センター）及び株式会社東京臨海ホールディングスの監査に併せて監査した東京港埠頭株式会社が含まれる。

（注2）公益社団法人東京都医師会は補助金等交付団体であるが、公の施設の指定管理に限定して監査を行ったため、当該区分に分類する。

(表2) 監査実施団体及び所管局の一覧

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (128 団体)	
三宅村	島しょ
三宅村商工会	(生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局、建設局)
小笠原村	
小笠原村商工会	
小笠原海運株式会社	総務局
東京納税貯蓄組合総連合会	主税局
学校法人70団体	生活文化局 福祉保健局
公益財団法人東京都交響楽団	生活文化局
社会福祉法人等50団体	福祉保健局
警視庁職員互助組合	警視庁
出資団体 (16 団体)	
公益財団法人東京都人権啓発センター	総務局
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	オリンピック・パラリンピック準備局
公益財団法人東京都都市づくり公社	都市整備局
公益財団法人東京都医学総合研究所	福祉保健局
東京都漁業信用基金協会	産業労働局
一般社団法人東京都農住都市支援センター	
株式会社東京ビッグサイト	産業労働局 港湾局
株式会社ゆりかもめ	港湾局
東京港埠頭株式会社 (注)	
株式会社東京臨海ホールディングス	港湾局 産業労働局
株式会社はとバス	交通局
東京都地下鉄建設株式会社	
東京水道サービス株式会社	水道局
水道マッピングシステム株式会社	
東京都下水道サービス株式会社	下水道局
東京下水道エネルギー株式会社	
公の施設の指定管理者 (2 団体)	
公益財団法人東京都人権啓発センター (再掲)	総務局
公益社団法人東京都医師会 (東京都リハビリテーション病院)	福祉保健局

(注) 株式会社東京臨海ホールディングスの監査に併せて、グループ経営に関する事項に限定して監査を実施した。

3 監査期間

平成29年9月6日から平成30年1月25日まで

ただし、島しょの団体（三宅村、三宅村商工会、小笠原村及び小笠原村商工会）については、平成29年4月及び5月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、平成27年度及び平成28年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表3のとおりである。

(表3) 主な観点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか。○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付、業務委託、財産貸付等は適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか。○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理業務に対する指導・監督は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表4のとおりである。

(表4) 団体区分ごとの確認・検証項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業の執行状況 ○ 補助金等で購入した財産、物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 	補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付の状況（団体が委託事業を再委託している場合は、契約の競争性確保や再委託理由等を特に検証） ○ 団体の契約、会計経理、財産・物品管理等の状況 	定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務の状況（指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託している場合は、契約の競争性確保や委託理由等を特に検証） 	協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 各種契約書 指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、下記2団体について、表5のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表5) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体	監査の内容
公益財団法人東京都都市づくり公社	計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から工事等が適正・適切に行われているかという観点から、団体が施工している契約金額100万円以上の工事等を対象に監査
東京下水道エネルギー株式会社	後楽一丁目地区における設備再構築が、事業計画に沿って実施されているかを監査

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表6及び表7のとおり、23団体及び8局に対し、52件の指摘、9件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1(団体別)及び別表2(区分別)のとおりである。

指摘金額は約6億7,578万円であり、このうち主なものは、不適切な特命随意契約の契約総額約5億8,517万円、補助金の過大交付を指摘したものが約979万円などである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、監査を実施した限りにおいて、その目的に沿って執行されていると認められる。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表6) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	団体 及び局	局		
補助金等交付団体 (128 団体)					
三宅村					
三宅村商工会					
小笠原村			1		1
小笠原村商工会					
小笠原海運株式会社					
東京納税貯蓄組合総連合会					
学校法人70団体		4			4
公益財団法人東京都交響楽団	2				2
社会福祉法人等50団体		6		2	8
警視庁職員互助組合					
出資団体 (16 団体)					
公益財団法人東京都人権啓発センター	2				2
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会	1	1		2	4
公益財団法人東京都都市づくり公社	2		1		3
公益財団法人東京都医学総合研究所		1	2		3
東京都漁業信用基金協会					
一般社団法人東京都農住都市支援センター	1				1
株式会社東京ビッグサイト	1		1	2	4
株式会社ゆりかもめ		1			1
東京港埠頭株式会社					
株式会社東京臨海ホールディングス				2	2
株式会社はとバス					
東京都地下鉄建設株式会社					
東京水道サービス株式会社	3	2			5
水道マッピングシステム株式会社	1				1
東京都下水道サービス株式会社	4		1		5
東京下水道エネルギー株式会社	1				1
公の施設の指定管理者 (2 団体)					
公益財団法人東京都人権啓発センター (再掲)	2				2
公益社団法人東京都医師会 (東京都リハビリテー ション病院)	8	5		1	14
合計	26	20	6	9	61

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	平成 29 年			(参考)平成 28 年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理 (収入)	2		2	3		3
	債権管理				3		3
支出	契約 (仕様・積算)	1		1	10	3	13
	契約 (履行確認)	5		5	8		8
	契約 (その他)	13		13	12		12
	会計処理 (支出)	3		3	6		6
	補助金等	11	2	13	28		28
財産	財産管理	3	1	4	5		5
	物品管理	4		4	4		4
その他	情報管理	4		4			
	その他	6	6	12	3	2	5
合計		52	9	61	82	5	87

2 主な指摘事例

【補助金等】

○ 過大に交付した補助金を返還すべきもの

学校法人70団体、生活文化局 P. 48

社会福祉法人等50団体、福祉保健局 P. 84

各団体に交付している補助金が、加算対象者数の算定誤りなどにより過大に交付されていた。

学校法人や社会福祉法人など合計9団体に対して交付している補助金について、加算対象者数の算定誤りなど、合計約979万円が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、各局に対し、補助金交付事務のより一層の改善を求めた。

【契約（履行確認）】

○ 履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの

公益財団法人東京都医学総合研究所、福祉保健局 P. 157

契約で定めた納品物の一部が納品できないことを認識していたが、契約変更を行わなかった。

福祉保健局は公益財団法人東京都医学総合研究所との間で、認知症のケアプログラム開発に関する業務委託契約を締結している。

この契約を見たところ、局は、研究所が提出した書面により、納品物の一部を納品できないことを認識していたが、契約変更を行っておらず、また、検査を合格としており適正でない。

そこで、研究所に対し、履行報告及び契約変更依頼を適正に行うよう求めた。

また、局に対し、履行確認及び契約変更手続を適正に行うよう求めた。

【契約（履行確認）】

○ 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの

公益財団法人東京都都市づくり公社 P. 138

契約書と異なる単価で工事指示書を作成し、受注者に交付した。また、工事指示書の単価は契約書の単価と相違していたが、検査を合格として支払を行った。

公益財団法人東京都都市づくり公社は、所有地の除草作業等を行うため、単価契約を締結している。

この契約を見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

- ① 公社は、契約書の単価と異なる単価で工事指示書を作成し、受注者に交付している。
 - ② 工事指示書の単価が契約書の単価と相違しているにもかかわらず、公社は、検査を合格として支払を行っている。
- そこで、公社に対し、契約後の指示及び検査を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

○ 単価契約の発注管理を適切に行うべきもの

東京水道サービス株式会社 P. 263

単価契約において、契約締結時の推定総金額を超過しているにもかかわらず、発注を行った。

東京水道サービス株式会社は、社内執務室等における通信設備関係の工事について、単価契約を締結している。

この契約では、契約締結時に複数の作業項目についてそれぞれ予定数量と契約単価を設定し、作業項目ごとにそれらを乗じた金額の合計額を「推定総金額」として、支出の限度としている。

この契約を見たところ、各作業の予定数量を増やすための契約変更手続を行っているが、契約変更手続前の時点で、受注者に指示した作業項目の数量にそれぞれの契約単価を乗じた額の合計額が、契約締結時の推定総金額を超過していることが認められた。

そこで、会社に対し、単価契約の発注管理を適切に行うよう求めた。

【契約（その他）】

○ 特命随意契約について見直すべきもの

東京都下水道サービス株式会社 P. 290

履行可能な業者が他に存在するにもかかわらず、特命で再委託契約を行った。

東京都下水道サービス株式会社は、中川建設発生土改良プラントの管理業務を下水道局から受託し、その一部を特命随意契約により再委託している。

この再委託契約の特命理由を見たところ、「大量の建設発生土を効率的かつ安全に処理するため、大型重機(ホイールローダー(バケット容量4.0 m³))を所有し、建設発生土の性状を熟知した作業員がいることが必要であり、その唯一の業者であるため」としている。

しかしながら、この条件を満たす業者は他にも存在することから、会社に対し、特命随意契約を見直すよう求めた。

【物品管理】

○ 災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの

公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）
福祉保健局 P. 332

使用期限が経過しているものが複数あるなど、備蓄物品の管理が適切でない。また、平成28年度はトリアージ訓練を実施していない。

公益社団法人東京都医師会が管理運営する東京都リハビリテーション病院において、災害時備蓄物品の補充及び訓練の状況を見たところ、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- ① 使用期限が経過している物品及び使用できない状態の物品が複数あり、適切な更新がされていない。台帳上の医薬品が既に廃棄されている、診療材料が台帳と異なる場所に保管されているなど、保管状況を速やかに確認できない。
- ② 災害対策訓練及びトリアージ(注)訓練を年2回実施することとしているが、平成28年度は、トリアージ訓練を行っていない。

そこで、医師会に対し、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うよう求めた。

また、局に対し、医師会が備蓄物品の管理を適切に行うよう、指導することを求めた。

(注) 負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決め、救助、応急処置、搬送、病院での治療を行うもの

【その他】

- 公演別の損益計画等の妥当性を確認できるよう公演ごとの企画目的等を明確にすべきもの

公益財団法人東京都交響楽団 P. 56

交響楽の公開演奏事業について、その方向性や企画の目的を明確にしていなかったため、公演の内容や損益の妥当性を確認できない。

公益財団法人東京都交響楽団（以下「都響」という。）は、主たる公益事業として交響楽の公開演奏事業を行っており、都は、そのために必要な事業管理費等を補助している。この額が適切であることについて、都響は、公演の内容とそれに従って増減する公演の損益等の妥当性を説明することにより示す必要がある。

都響は、利益を確保できる公演を行う一方、音楽芸術の普及のために損失を出しても行うべき公演も行っている。しかし、それぞれの公演の企画目的などを明確にしていなかったため、公演の内容や損益の妥当性を確認できない。

そこで、都響に対し、公演事業の方向性を具体的に定めた上で、公演ごとの企画目的等を明確にするよう求めた。

3 主な意見・要望事例

【その他】

- 効率的・効果的なグループ経営のあり方について

株式会社東京臨海ホールディングス P. 228

会社は、持株会社として、グループ全体の経営資源の適正な配分や子会社の企業価値の増大に向け、グループ経営を効率的・効果的に行うことが望まれる。

株式会社東京臨海ホールディングスが、持株会社として子会社の経営管理を適切に行っているか検証したところ、次のとおり、更なる改善の余地が認められた。

- ① 経営目標の困難度等が子会社間で異なる、グループ経営計画に目標数値等の指標がない、グループとしてのリスク管理が十分でない等の状況にある。
- ② グループファイナンスによる資金効率化について、外部負債の最小化の検討が十分でなく、また、子会社の余剰資金預入が徹底されていない。
- ③ ホームページの閲覧者数が大幅に減少した原因分析を速やかに行っていない、子会社と連携した広報展開の取組が少ないなど、グループとしての統一的・総合的な広報戦略が確立されていない。

このため、会社は持株会社として、グループ経営資源の適正な配分や子会社の企業価値の増大に向け、グループ経営を効率的・効果的に行うことが望まれる。

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧(団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘件名(※は意見・要望事項)	頁
小笠原村(オリンピック・パラリンピック準備局 福祉保健局 産業労働局 建設局)			
1	補助金等	基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべきもの	30
学校法人70団体(生活文化局 福祉保健局)			
2	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	48
3	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	48
4	補助金等	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	49
5	補助金等	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	50
公益財団法人東京都交響楽団(生活文化局)			
6	会計処理(収入)	会場における当日チケットの売上管理を適正に行うべきもの	55
7	その他	公演別の損益計画等の妥当性を確認できるよう公演ごとの企画目的等を明確にすべきもの	56
社会福祉法人等50団体(福祉保健局)			
8	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	84
9	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	86
10	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	86
11	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金	87
12	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(児童養護施設等)	88
13	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)	89
14	補助金等	(院内保育事業運営費補助要綱等を見直すことについて) ※1人で複数の乳幼児を保育する場合の資格要件について	90
15	補助金等	(院内保育事業運営費補助要綱等を見直すことについて) ※補助要件等の規定について	91

【出資団体】

No.	区分	指摘件名	頁
公益財団法人東京都人権啓発センター(総務局)			
16	その他	文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの	102
17	情報管理	個人情報等の管理を適正に行うべきもの	102

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（オリンピック・パラリンピック準備局）			
18	契約（履行確認）	履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にすべきもの	117
19	契約（その他）	協定締結を適正に行うべきもの	117
20	その他	※組織委員会の生涯予算について	118
21	その他	※F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について	121
公益財団法人東京都都市づくり公社（都市整備局）			
22	契約（その他）	（単価契約について） 単価契約の契約締結手続を適正に行うべきもの	137
23	契約（履行確認）	（単価契約について） 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの	138
24	物品管理	物品の登録を適正に行うべきもの	139
公益財団法人東京都医学総合研究所（福祉保健局）			
25	契約（履行確認）	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの	157
26	契約（仕様・積算）	概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの	158
27	財産管理	研究所敷地の財産管理について取決めを行うべきもの	160
一般社団法人東京都農住都市支援センター（産業労働局）			
28	情報管理	個人情報の管理を適切に行うべきもの	178
株式会社東京ビッグサイト（産業労働局 港湾局）			
29	契約（その他）	通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行うべきもの	191
30	契約（その他）	負担金に係る協定内容を見直すべきもの	191
31	その他	※中長期経営計画の策定について	193
32	財産管理	※ビル事業における大規模修繕計画の策定について	193
株式会社ゆりかもめ（港湾局）			
33	契約（その他）	局の負担すべき金額が確認できないもの	213
株式会社東京臨海ホールディングス（港湾局 産業労働局）			
34	その他	※グループ経営について	228
35	その他	※効率的・効果的なグループ経営に向けた指導・監督について	229
東京水道サービス株式会社（水道局）			
36	契約（その他）	再委託の承諾を適正に得るべきもの	262
37	契約（その他）	単価契約の発注管理を適切に行うべきもの	263
38	その他	創立記念行事のあり方を検討すべきもの	264
39	契約（その他）	（委託履行場所の内装工事等について） 委託履行場所の工事について基準等を定めるべきもの	265

No.	区分	指摘件名	頁
40	契約（その他）	（委託履行場所の内装工事等について） 改修工事を適正に行うとともに、財務諸表の修正をすべきもの	266
水道マッピングシステム株式会社（水道局）			
41	契約（その他）	再委託に係る手続を適切に行うべきもの	277
東京都下水道サービス株式会社（下水道局）			
42	会計処理（収入）	有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行うべきもの	289
43	契約（その他）	特命随意契約について見直すべきもの	290
44	契約（その他）	保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行うべきもの	291
45	その他	受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの	292
46	契約（その他）	下水道施設見学者対応業務委託を適切に行うべきもの	295
東京下水道エネルギー株式会社（下水道局）			
47	会計処理（支出）	賞与引当金を計上すべきもの	307

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）（福祉保健局）			
48	契約（履行確認）	建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの	321
49	物品管理	医療用酸素等の管理を適切に行うべきもの	322
50	契約（履行確認）	適正な契約事務処理を行うべきもの	322
51	財産管理	様式を定め、公舎管理を適切に行うべきもの	323
52	情報管理	入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保すべきもの	323
53	情報管理	外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理すべきもの	324
54	その他	遺失物の管理を適正に行うべきもの	325
55	その他	現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行うべきもの	327
56	財産管理	公舎利用料の改定を適正に行うべきもの	328
57	会計処理（支出）	指定管理料の算定根拠を明確にすべきもの	328
58	物品管理	供用物品に係る手続及び管理を適切に行うべきもの	329
59	物品管理	災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの	332
60	会計処理（支出）	経理を明確に区分すべきもの	334
61	その他	※運営状況の評価について	335

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(収入) 2件】

No.	指摘件名	団体名	頁
6	会場における当日チケットの売上管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都交響楽団	55
42	有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行うべきもの	東京都下水道サービス株式会社	289

【契約(仕様・積算) 1件】

No.	指摘件名	団体名	頁
26	概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの	公益財団法人東京都医学総合研究所	158

【契約(履行確認) 5件】

No.	指摘件名	団体名	頁
18	履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にすべきもの	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	117
23	(単価契約について) 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	138
25	履行確認及び契約変更の手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都医学総合研究所	157
48	建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの	公益社団法人東京都医師会(東京都リハビリテーション病院)	321
50	適正な契約事務処理を行うべきもの		322

【契約(その他) 13件】

No.	指摘件名	団体名	頁
19	協定締結を適正に行うべきもの	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	117
22	(単価契約について) 単価契約の契約締結手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	137
29	通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行うべきもの	株式会社東京ビッグサイト	191
30	負担金に係る協定内容を見直すべきもの		191
33	局の負担すべき金額が確認できないもの	株式会社ゆりかもめ	213
36	再委託の承諾を適正に得るべきもの		262
37	単価契約の発注管理を適切に行うべきもの		263
39	(委託履行場所の内装工事等について) 委託履行場所の工事について基準等を定めるべきもの	東京水道サービス株式会社	265
40	(委託履行場所の内装工事等について) 改修工事を適正に行うとともに、財務諸表の修正をすべきもの		266

No.	指摘件名	団体名	頁
41	再委託に係る手続を適切に行うべきもの	水道マッピングシステム株式会社	277
43	特命随意契約について見直すべきもの	東京都下水道サービス株式会社	290
44	保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行うべきもの		291
46	下水道施設見学者対応業務委託を適切に行うべきもの		295

【会計処理（支出） 3件】

No.	指摘件名	団体名	頁
47	賞与引当金を計上すべきもの	東京下水道エネルギー株式会社	307
57	指定管理料の算定根拠を明確にすべきもの	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	328
60	経理を明確に区分すべきもの		334

【補助金等 13件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
1	基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべきもの	小笠原村	30
2	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	学校法人70団体	48
3	私立学校経常費補助金を返還すべきもの		48
4	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの		49
5	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの		50
8	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 a		社会福祉法人等50団体
9	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 b	86	
10	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育サービス推進事業補助金 c	86	
11	（補助金を返還すべきもの） 東京都保育士等キャリアアップ補助金	87	
12	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（児童養護施設等）	88	
13	（補助金を返還すべきもの） 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	89	
14	（院内保育事業運営費補助要綱等を見直すことについて） ※1人で複数の乳幼児を保育する場合の資格要件について	90	
15	（院内保育事業運営費補助要綱等を見直すことについて） ※補助要件等の規定について	91	

【財産管理 4件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
27	研究所敷地の財産管理について取決めを行うべきもの	公益財団法人東京都医学総合研究所	160
32	※ビル事業における大規模修繕計画の策定について	株式会社東京ビッグサイト	193
51	様式を定め、公舎管理を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	323
56	公舎利用料の改定を適正に行うべきもの		328

【物品管理 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
24	物品の登録を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都都市づくり公社	139
49	医療用酸素等の管理を適切に行うべきもの	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	322
58	供用物品に係る手続及び管理を適切に行うべきもの		329
59	災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの		332

【情報管理 4件】

No.	指摘件名	団体名	頁
17	個人情報の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都人権啓発センター	102
28	個人情報の管理を適切に行うべきもの	一般社団法人東京都農住都市支援センター	178
52	入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保すべきもの	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	323
53	外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理すべきもの		324

【その他 12件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
7	公演別の損益計画等の妥当性を確認できるよう公演ごとの企画目的等を明確にすべきもの	公益財団法人東京都交響楽団	56
16	文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都人権啓発センター	102
20	※組織委員会の生涯予算について	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	118
21	※F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について		121
31	※中長期経営計画の策定について	株式会社東京ビッグサイト	193
34	※グループ経営について	株式会社東京臨海ホールディングス	228
35	※効率的・効果的なグループ経営に向けた指導・監督について		229
38	創立記念行事のあり方を検討すべきもの	東京水道サービス株式会社	264

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	団体名	頁
45	受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの	東京都下水道サービス株式会社	292
54	遺失物の管理を適正に行うべきもの	公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）	325
55	現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行うべきもの		327
61	※運営状況の評価について		335

（参考）東京都監理団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都監理団体

都は、監理団体に自ら「経営目標」を設定させ、その達成度を評価している。

経営評価制度は、監理団体の経営状況を的確に把握し、これを適正に評価することにより、監理団体の自律的経営を促進するとともに、監理団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。

評価の目安は、次の表のとおりである。

なお、制度改革に伴い、平成28年度は経営目標の設定・評価は行っていない。

評価区分	内容
S	すべての重点目標（注1）を達成した上で、チャレンジ目標（注2）も達成した場合
A	チャレンジ目標が未設定又は未達成の場合、重点目標の達成状況に応じて評価
B	

（注1）団体の自律的経営の更なる推進を図るため、当該年度に特に取り組むべき目標を「都民・利用者」及び「財務」の視点から4つ定めるもの

（注2）都政への更なる貢献と団体の一層の努力が求められる高い目標として、「都民・利用者」の視点から1つ定めるもの

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を今後の施設管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次の表のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A+	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

（注）平成27年度の評価区分は、S・A・Bの3段階である。

第 3 補助金等交付団体別監査結果

三 宅 村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅村	平成29年5月25日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の補助対象事業
局	福祉保健局、産業労働局及び建設局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

所在地	東京都三宅村阿古497番地(村役場)	
地勢	(面積) 55.26 km ² (東京・三宅島間の距離) 約180 km	
人口	1,680世帯2,591人	
都との関係	補助金	39件 4億53万余円(平成27年度交付額)
		41件 5億3,543万余円(平成28年度交付額)
	うち、今回監査対象(表1)	8件 2億4,353万余円(平成27年度交付額)
		8件 4億706万余円(平成28年度交付額)
	負担金	8件 1億3,852万余円(平成27年度交付額)
		8件 1億2,922万余円(平成28年度交付額)
うち、今回監査対象(表2)	4件 2,855万余円(平成27年度交付額)	
	4件 3,243万余円(平成28年度交付額)	
交付金	21件 9億2,409万余円(平成27年度交付額)	
	24件 10億8,560万余円(平成28年度交付額)	

(注) 上記数値等は、面積及び人口は平成28年10月1日現在、その他は平成29年3月31日現在である。

(表1) 監査対象補助金の交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費補助金交付要綱	離島、山村等の地域住民の医療確保に要する経費を補助(1/2等)	29,874	29,886	29,793
	東京都簡易水道事業等補助金	東京都簡易水道事業等助成規則	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費を補助(7/10等)	42,528	55,832	63,762
産業労働局	公共土地改良事業費補助金	東京都土地改良事業費補助金交付要綱	土地改良法に基づき実施する土地改良等の事業に要する経費を補助(3/4以内)	25,479	46,479	20,634
	山村・離島振興施設整備事業費補助金	東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱	施設等の整備により山村・島しょ地域の農業振興を図る経費を補助(3/4以内)	-	32,314	29,490
	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助(3/4以内等)	3,900	3,888	58,590
	島しょ漁業振興施設整備事業費補助金	島しょ漁業振興施設整備事業費補助金交付要綱	町村等が行う島しょ漁業振興施設整備事業に要する経費を補助(3/4以内)	39,864	25,017	132,201
	三宅島観光資源開発事業補助金	三宅島観光資源開発事業補助金交付要綱	観光資源開発事業の施設整備に要する経費を補助(1/2)	20,000	20,000	14,497
建設局	市町村土木補助事業補助金(道路事業(都市計画道路以外))	東京都土木費補助規程	市町村が行う土木事業に要する経費を補助(3/10以内等)	18,515	30,115	58,100
合計				180,160	243,531	407,067

(表2) 監査対象負担金の交付状況

(単位：千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	児童手当等都負担金	児童手当都負担金交付要綱	児童手当法に基づき児童手当支給に係る費用の一部を負担 (4/45等)	10,895	9,259	11,683
	国民健康保険基盤安定都負担金	国民健康保険基盤安定都負担金交付要綱	国民健康保険の保険料の一部等を負担 (3/4等)	5,440	5,518	8,195
	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担 (1/4)	5,085	4,876	4,226
	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等に対し設けられる保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定性を図るため軽減分を負担 (3/4)	8,891	8,896	8,326
合計				30,312	28,551	32,432

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業等について、主に、財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、などの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

三宅村商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	三宅村商工会	平成29年5月26日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	産業労働局及び生活文化局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和46年6月 法人設立 平成12年9月 三宅島噴火により立川市に避難 平成17年2月 三宅島噴火の避難解除による帰島	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会、展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都三宅村神着894番地	
組織・人員	会員236名で組織され、役員30名（会長1名、副会長2名、理事25名、監事2名、全て非常勤） 事務局職員5名	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	2,881万余円（平成27年度交付額） 2,488万余円（平成28年度交付額）
	補助金（表1） （生活文化局）	30万円（平成27年度交付額） 30万円（平成28年度交付額）

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助対象経費の10/10以内)	29,928	28,819	24,884
地区花火大会事業補助金	地区花火大会事業補助金交付要綱	区市町村が主催又は補助する花火大会に要する経費(定額補助)	300	300	300
合計			30,228	29,119	25,184

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、三宅村商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているか等の観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	581	503	10	13	13	160
平成28年度	527	482	8	15	16	160

(イ) 地域活性化事業

事業内容
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講、参考資料の購入等及び地域産業振興事業のための商業便利度向上調査

イ 地区花火大会事業

地区花火大会事業	事業の内容
花火大会事業助成	商工会が事業主体として行う花火大会において、島民の福利向上、三宅島のイメージアップ、観光産業の発展及び郷土芸能の保存・継承・継承者の育成に資することを目的として実施する事業 (平成 27 年度：600 発、平成 28 年度：588 発)

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第 4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	29,613	29,996	24,202
経営改善普及事業（地域活性化事業）	9,401	8,544	10,001
地区花火大会事業	10,001	3,000	2,700

小 笠 原 村

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原村	平成29年5月11日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	オリンピック・パラリンピック準備局、福祉保健局、産業労働局及び建設局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

所在地	東京都小笠原村父島字西町（村役場）	
地勢	（区域） 聳島列島、父島列島、母島列島、火山（硫黄）列島及び3つの孤立島（西之島、南島、沖ノ島） （面積） 104.35 km ² （東京・父島間の距離） 約1,000 km	
人口	1,498 世帯 2,602 人	
都との関係	補助金	35件 4億6,105万余円（平成27年度交付額） 29件 2億6,408万余円（平成28年度交付額）
	うち、監査を実施したもの（表1）	8件 3億9,482万余円（平成27年度交付額） 6件 2億1,902万余円（平成28年度交付額）
	負担金	11件 6,185万余円（平成27年度交付額） 11件 7,200万余円（平成28年度交付額）
	うち、監査を実施したもの（表2）	4件 2,345万余円（平成27年度交付額） 4件 2,397万余円（平成28年度交付額）
	交付金	23件 8億7,113万余円（平成27年度交付額） 25件 8億7,487万余円（平成28年度交付額）

（注）上記数値等は、面積及び人口は平成28年10月1日現在、その他は平成29年3月31日現在である。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

所管局	補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
オリンピック・ パラリンピック準備局	スポーツ施設整備費補助金	スポーツ施設整備費補助金交付要綱	区市町村の行うスポーツ施設の整備事業に要する経費を補助(1/2等)	-	16,828	-
福祉保健局	東京都簡易水道事業等補助金	東京都簡易水道事業等助成規則	市町村が行う簡易水道事業等の施設整備事業に要する経費を補助(7/10等)	158,928	95,662	116,692
	東京都へき地医療運営費等補助金	東京都へき地医療運営費補助金交付要綱	離島、山村等の地域住民の医療確保に要する経費を補助(1/2等)	71,305	71,911	71,931
	東京都へき地診療所医療機器整備費補助金	東京都へき地医療機器整備費補助金交付要綱	へき地町村が設置する診療所に係る医療機器の整備に要する経費を補助(3/4)	-	11,702	3,580
	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱	区市町村が地域の実情に応じて主体的に実施する子供家庭分野に係る事業に要する経費を補助(1/2等)	9,271	11,035	9,128
産業労働局	漁村地域防災力強化事業費補助金	漁村地域防災力強化事業費補助金交付要綱	町村等が行う漁村地域防災力強化事業に要する経費を補助(3/4以内等)	12,090	160,050	-
	東京都離島漁業再生支援事業費補助金	東京都離島漁業再生支援事業費補助金交付要綱	漁業集落が実施する漁場の生産力向上等に要する経費を補助(1/4等)	6,930	6,769	6,802
建設局	市町村土木補助事業補助金(道路事業(都市計画道路以外))	東京都土木費補助規程	市町村が行う土木事業に要する経費を補助(3/10以内等)	12,629	20,866	10,895
合計				271,153	394,823	219,028

(表2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉保健局	児童手当等都負担金	児童手当都負担金交付要綱	児童手当法に基づき児童手当支給に係る費用の一部を負担(4/45等)	13,595	13,538	13,123
	国民健康保険基盤安定都負担金	国民健康保険基盤安定都負担金交付要綱	国民健康保険の保険料の一部等を負担(3/4等)	4,635	5,427	5,893
	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金	国民健康保険高額医療費共同事業都負担金交付要綱	東京都国民健康保険団体連合会への拠出金の一部を負担(1/4)	2,631	2,935	3,245
	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金	後期高齢者医療保険基盤安定都負担金交付要綱	低所得者等に対し設けられる保険料軽減措置に対し東京都後期高齢者医療広域連合の財政基盤の安定性を図るため軽減分を負担(3/4)	1,445	1,551	1,712
合計				22,308	23,452	23,974

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

本監査では、表1及び表2の補助金等を監査対象として選定し、団体の補助対象事業等について、主に、財政援助の目的に沿って適切かつ効果的に行われているか、補助金等の算定は適正に行われているか、などの観点から、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局

ア 基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定めるべきもの

福祉保健局は、平成27年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱（以下「要綱」という。）に基づき、父島保育園トイレ改修等の基盤整備事業に対して補助金を交付している。

要綱によると、外構整備に係る経費は補助対象外であることから、表3のとおり、小笠原村が締結した工事契約金額のうち、「園庭遊具塗装替工事」に係る直接工事費を補助対象経費から除いている。したがって、直接工事費の金額をもとに算出する共通仮設費等（b）、（c）、（d）についても、「園庭遊具塗装替工事」に係る経費分を補助対象外とすべきである。

しかしながら、局は、基盤整備事業に係る工事契約金額の一部が補助対象外となった場合の補助対象経費の算出方法を要綱等に定めておらず、共通仮設費等全額を補助対象経費として認めており、適切でない。

局は、基盤整備事業に係る補助対象経費の算出方法を明確に定められたい。

（福祉保健局）

（表3）父島保育園トイレその他改修工事契約金額及び補助対象経費内訳（単位：円）

工 種	契約金額	補助対象経費
直接工事費計（a）	3,280,420	2,990,420
直接仮設工事	145,000	145,000
保育室トイレ改修工事等	2,755,420	2,755,420
園庭遊具塗装替工事	290,000	—
島しょ割増費	90,000	90,000
共通仮設費（b）	155,510	155,510
現場管理費（c）	534,500	534,500
一般管理費等（d）	429,570	429,570
工事費計（a）+（b）+（c）+（d）	4,400,000	4,110,000
消費税及び地方消費税	352,000	328,800
合計	4,752,000	4,438,800
補助金額（補助対象経費合計×1/2）		2,219,000

小笠原村商工会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原村商工会	平成29年5月12日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の補助対象事業
局	産業労働局	平成29年4月27日	

2 団体の概要

設立の目的	商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき、地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることなどを目的として設立	
主な沿革	昭和59年1月 法人設立	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業に関する相談・指導及び情報・資料の収集提供 ・ 商工業に関する講習会・展示会等の開催 ・ 商工業に関する調査研究 	
所在地	東京都小笠原村父島字東町	
組織・人員	会員185名で組織され、役員14名（会長1名、副会長1名、理事10名、監事2名、全て非常勤） 事務局職員3名	
都との関係	補助金（表1） （産業労働局）	2,121万余円（平成27年度交付額） 2,119万余円（平成28年度交付額）

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都小規模事業経営支援事業費補助金	東京都小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱	経営相談事業及び地域活性化事業に要する経費 (補助対象経費の10/10以内)	21,148	21,213	21,197

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、小笠原村商工会（以下「商工会」という。）の補助対象事業について、主に、商工会が行う経営改善普及事業のうち、経営相談事業及び地域活性化事業に関するものが、その機能を活用し、小規模事業者の経営の改善、発達を支援するものとなっているかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

ア 東京都小規模事業経営支援事業

経営改善普及事業	事業内容
経営相談事業	小規模事業者の経営改善のために実施する相談・講習会の開催、指導等の事業
地域活性化事業	地域の産業振興や社会的課題の解決等を目的として実施する事業

(注) 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の商工業者をいう。

(ア) 経営相談事業

(単位：回、件)

年度	巡回指導	窓口指導	集団指導	個別指導	金融斡旋	記帳指導
平成27年度	169	118	8	8	8	205
平成28年度	115	119	4	9	11	195

(イ) 地域活性化事業

事業内訳
経営改善普及事業の円滑な遂行のための調査研究、研修受講及び参考資料の購入等

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経営改善普及事業（経営相談事業）	16,129	16,936	15,649
経営改善普及事業（地域活性化事業）	10,667	10,705	10,804

小笠原海運株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	小笠原海運株式会社	平成29年10月24日及び25日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	総務局	平成29年10月23日及び26日	

2 団体の概要

設立の目的	海運業等を目的として設立	
主な沿革	昭和43年6月 米国から小笠原諸島返還 昭和44年9月 東海汽船株式会社及び近海郵船株式会社の出資により小笠原海運株式会社設立 昭和47年4月 東京・父島間（航路距離998km）に定期航路を開始 椿丸（1,016トン）が就航 昭和48年4月 椿丸に替え、父島丸（2,616トン）が就航 昭和54年4月 父島丸に替え、おがさわら丸（3,553トン）が就航 平成9年3月 おがさわら丸（3,553トン）に替え、おがさわら丸（6,700トン）が就航 平成27年6月 新船舶起工 平成28年7月 おがさわら丸（6,700トン）に替え、おがさわら丸（11,035トン）が就航	
事業の概要	東京・父島間を結ぶ貨客の定期航路事業等	
所在地	（本社）東京都港区芝浦三丁目7番9号 （父島営業所）東京都小笠原村父島字東町	
組織（注1）	4部1所	
人員（注1）	役員 6名（代表取締役2名（うち社長1名）、常務取締役2名、監査役2名（常務取締役1名を除き非常勤）） 従業員 63名	
都との関係（注2）	補助金	31億4,458万2,000円（平成27年度交付額） 10億1,456万6,000円（平成28年度交付額）

（注1）数値等は、平成29年3月31日現在

（注2）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）は、国及び都に対し、小笠原諸島と他の地域との間の物資の流通等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上交通等の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに物資の流通等に要する費用の低廉化について特別の配慮を求めている。このため、都は、会社に対し、表1のとおり、補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象（補助率）	交付額			
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
小笠原諸島離島航路船舶建造費補助金	小笠原諸島離島航路船舶建造費補助金交付要綱	小笠原諸島における離島航路に就航する船舶を建造するための設計又は建造に係る事業に要する費用 (1/2)	339,120	3,136,732 (410,850)	1,007,006 (136,950)	4,482,859 (547,800)
小笠原諸島生産物貨物運賃補助金	小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱	農漁業生産物及び関連物資の運搬に要する輸送費 (1/2)	9,385	7,850	7,560	24,795
合計			348,505	3,144,582 (410,850)	1,014,566 (136,950)	4,507,654 (547,800)

(注) 交付額のうち、括弧内の金額は、小笠原諸島振興開発事業費補助金交付要綱に基づく国土交通省からの交付額であり、内数である。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、小笠原海運株式会社（以下「会社」という。）の補助対象事業について、主に、補助対象となる船舶の建造費が過大に算定されていないかの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき都が定める小笠原諸島振興開発計画（計画期間：平成26年度から平成30年度まで）（以下「計画」という。）は、旧船舶が耐用年数を超えて運行されていること等から、新船舶を建造し、旧船舶に替え、平成28年度の就航を目指すこととした。

これを受けて、都等は、新船舶の建造費の一部を補助し、設計については平成26年度に、建造については平成27年度及び平成28年度に行われ、会社は、しゅん工した新船舶を「おがさわら丸」として平成28年7月に就航させた。

新船舶は、旧船舶に比べ、大型化、高速化等が図られた結果、会社が運行する東京・父島間の定期航路に要する所要時間が短縮される等、村民等の利用者の利便性が向上することとなった。

また、計画は、農水産物等の小笠原諸島・本土間の輸送費について、安定的かつ継続的に支援する必要があるとし、都は、輸送費の一部を補助している。

この生産物貨物運賃補助金について、平成26年度から平成28年度にかけて交付額が逡減しているが、これは、同補助金交付要綱では農業協同組合及び漁業協同組合（以下「協同組合」という。）を経由する貨物のみを補助対象としており、協同組合を経由しなかったり、宅配便に移行したりした貨物が増加したことに伴うものである。

都は、補助対象貨物に係る輸送費の一部を補助することにより、輸送費の商品価格への転嫁を抑制し、住民生活の安定及び産業の振興を図った。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(表2) 新旧船舶（おがさわら丸）の概要

	就航期間	種類 用途 船質	所有者	総トン数	旅客 定員 (人)	航海 速力 (ノット)	寸法 (m)	所要 時間 (時間:分)
旧	平成 9年3月 ～ 平成 28年6月	汽船 (ディー ゼル)	小笠原海運(株)	6,700	768	22.5	全長 131 幅 17.2	25:30
新	平成 28年7月 ～	貨客船 鋼	小笠原海運(株) 鉄道・運輸機構(注)	11,035	894	23.8	全長 150 幅 20.4	24:00

(注) 正式名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）である。会社は、船舶建造資金89億6,571万8,000円について、都等からの補助金44億8,285万9,000円及び自己資金14億4,940万4,000円のほか、機構からの借入金30億3,345万5,000円により賄っている。

なお、借入金の償還後は、所有者は会社のみとなる。

(表3) 就航実績

	平成 26年度	平成 27年度	平成28年度		
			平成28年4月 ～ 同年6月	平成28年7月 ～ 平成29年3月	計
就航船	おがさわら丸 (6,700ト)		おがさわら丸 (11,035ト)		—
航海数(注)	68	63	16	44	60
欠航数	0	3	0	3	3
旅客数(人)	54,135	50,529	12,000	45,141	57,141
貨物取扱量(ト)	22,561	21,381	5,553	17,654	23,207

(注) 航海数とは、東京・父島間の航路の往復回数をいう。

東京納税貯蓄組合総連合会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京納税貯蓄組合総連合会	平成29年9月21日及び 22日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び
局	主税局	平成29年9月19日及び 25日	平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の補助対象事業

2 団体の概要

設立の目的	納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）に基づき、会員の指導及び育成に関する事務、会員の行う事務についての連絡及び調整に関する事務、その他納税貯蓄組合の健全な発達を図るため必要な事務を行うことを目的として設立
主な沿革	昭和31年5月 設立 平成28年度末現在、都内に2,683ある納税貯蓄組合が、税務署の所管地域ごとに48の地区納税貯蓄組合連合会（以下「地区連合会」という。）を組織しており、東京納税貯蓄組合総連合会（以下「総連合会」という。）はこれらの地区連合会を会員としている。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係官庁との連絡協調を図ること ・ 会員相互の連絡協調を図ること ・ 納税貯蓄組合の普及拡充及びその内容充実を図ること ・ 納税に関する租税法規に対する意見の具申 ・ 納税貯蓄に関して金融機関との連携を図ること ・ 会報の発行
所在地	東京都千代田区岩本町二丁目5番12号
組織	事務局

人 員	役員 74 名（会長 1 名、名誉会長 1 名、副会長 11 名、常任理事 10 名、理事 48 名、監事 2 名、常任顧問 1 名（全役員非常勤）） 事務局職員 3 名	
都 と の 関 係	補助金（表 1）	4,271 万余円（平成 27 年度交付額） 4,310 万円（平成 28 年度交付額）
	職員の派遣等	常勤職員 2 名が都退職者

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京納税貯蓄 組合総連合会 補助金	東京納税貯蓄組合 総連合会補助金交 付要綱	納税推進、納税思想の 普及・啓発等に要する 経費	44,750	42,711	43,100
内 訳	総連合会交付分 (補助率: 上限 80/100)		25,850	23,850	24,200
	地区連合会交付分(総連合会経由で交付) (補助率: 上限 50/100)		18,900	18,861	18,900

第 3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、団体の補助対象事業について、主に、納税推進や納税思想の普及・啓発に寄与するものであるかの観点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会報の発行や街頭での活動等により広報・宣伝を行うとともに、研修会や、税に関する中学生作文コンクールの実施等により普及・啓発活動を行っている。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総連合会実施普及・啓発等事業	32,319	29,862	30,250
地区連合会実施普及・啓発等事業	47,496	48,517	47,466

2 参考資料

(1) 総連合会が実施した補助対象事業の主な実績

項目	平成27年度	平成28年度
広報・宣伝	会報 (年2回) 計40,000部 街頭広報活動 物品配布等	会報 (年2回) 計40,000部 街頭広報活動 物品配布等
研修会	税制等に係る研修	税制等に係る研修
表彰	納貯功労者表彰 56名	顕彰者感謝状・表彰 145名
中学生作文 コンクールの実施	審査事務、賞状・副賞等 応募総数77,703編 (695校)	審査事務、賞状・副賞等 応募総数75,866編 (684校)
青年部・女性部	学習会等開催	学習会等開催
納税キャンペーン	物品配布等	物品配布等
事務費	会議開催、事務局運営等	会議開催、事務局運営等

(2) 地区連合会が実施した補助対象事業の主な実績

項目	平成27年度	平成28年度
広報・宣伝	会報 (各地区連合会で発行) 街頭広報活動 物品配布等	会報 (各地区連合会で発行) 街頭広報活動 物品配布等
研修会	税制等に係る研修	税制等に係る研修
中学生作文 コンクールの実施	募集、審査事務等	募集、審査事務等
その他事業	地区まつりへの出展等	地区まつりへの出展等
事務費	会議開催、事務局運営等	会議開催、事務局運営等

学校法人70団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している608団体のうち、学校法人70団体（表1及び表2のとおり）	平成29年9月15日から同年10月18日まで（表1のとおり）	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	生活文化局及び福祉保健局	平成29年9月14日、同年10月19日及び20日	

（表1）監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	学校法人名				
9月15日	大森学園	さくら学園	世田谷明光学園	豊島岡女子学園	八王子学園
9月21日	桐朋学園	亀井学園	つくし野学園	光の子ども学園	日の子学園
9月22日		清明学園	雑司ヶ谷学院	羽村ルーテル学園	わらべのこころ
9月25日	国立学園	菅生学園	玉川学園	東京女学館	なみき学園
9月28日	麻布学園	栗原学園	明福寺ルンビニー学園	矢野学園	若宮幼稚園
9月29日	郁文館夢学園	恩寵学園	正則学園	豊昭学園	宝樹院幼稚園
10月2日	成蹊学園	東京吉田学園	文京学園	武蔵野学園	六所の森学園
10月3日	田村学園	國學院大學	東京家政学院	東京成徳学園	安田学園教育会
10月4日		池の台学園	聖パウロ学園	日本工業大学	守屋教育学園
10月5日	開成学園	実践女子学園	堀越学園	八潮会	亮諦学園
10月10日	学習院	共立女子学園	五島育英会	実践学園	守屋育英学園
10月11日				昭和女子大学	成城学校
10月12日	日本大学	—	—	—	—
10月13日		中央大学	東洋女子学園	明星学園	早稲田実業学校
10月16日	順心広尾学園	二松學舎	日本女子大学	日本体育大学	—
10月17日	京華学園	安部学院	錦城学園	明治学院	—
10月18日		成城学園	渡辺学園	—	—

（表2）監査対象とした補助金の交付状況（平成29年5月1日現在）

（単位：百万円）

区分	団体数	補助金交付額	
		平成27年度	平成28年度
今回監査対象（A）	70	37,315	36,978
全体（B）	608	138,842	135,872
比率（A/B）	11.5%	26.9%	27.2%

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法（昭和24年法律第270号）により設立された法人であり、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、私立学校を設置し、運営している。

監査対象とした学校法人（70団体）が設置する補助対象学校（179校）は、表2のとおりである。

（表2）監査対象団体が設置する学校（補助対象学校のみ）（平成28年5月1日現在）

学校法人名	設置学校名						校数
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	定員 (人)	
安部学院	安部学院高等学校	900	—	—	—	—	1
麻布学園	麻布高等学校	900	麻布中学校	900	—	—	2
郁文館夢学園	郁文館高等学校	882	郁文館中学校	600	—	—	3
	郁文館グローバル高等学校	150					
大森学園	大森学園高等学校	1,080	—	—	—	—	1
開成学園	開成高等学校	1,200	開成中学校	900	—	—	2
学習院	学習院高等科	600	学習院中等科	600	学習院初等科	792	6
	学習院女子高等科	600	学習院女子中等科	600	学習院幼稚園	104	
共立女子学園	共立女子高等学校	1,080	共立女子中学校	960	共立大日坂幼稚園	105	5
	共立女子第二高等学校	720	共立女子第二中学校	480			
錦城学園	錦城学園高等学校	840	—	—	—	—	2
	錦城高等学校	1,500	—	—	—	—	
国立学園	—	—	—	—	国立学園小学校	720	2
	—	—	—	—	国立学園附属かたばみ幼稚園	168	
京華学園	京華高等学校	900	京華中学校	720	—	—	5
	京華商業高等学校	450					
	京華女子高等学校	600					
國學院大學	國學院高等学校	1,800	國學院大學久我山中学校	960	國學院大學附属幼稚園	135	4
	國學院大學久我山高等学校	1,419					
五島育英会	東京都市大学付属高等学校	780	東京都市大学付属中学校	720	東京都市大学付属小学校	480	6
	東京都市大学等々力高等学校	900	東京都市大学等々力中学校	600	東京都市大学二子幼稚園	280	
	—	—	—	—	—	—	
実践学園	実践学園高等学校	1,188	実践学園中学校	240	—	—	2
実践女子学園	実践女子学園高等学校	1,500	実践女子学園中学校	1,200	—	—	2
順心広尾学園	広尾学園高等学校	780	広尾学園中学校	720	—	—	2
昭和女子大学	昭和女子大学附属昭和高等学校	756	昭和女子大学附属昭和中学校	756	昭和女子大学附属昭和小学校	720	4
—	—	—	—	—	ブリティッシュ・スクール・イン・トウキョウ昭和	385	
菅生学園	東海大学菅生高等学校	960	東海大学菅生高等学校中等部	240	菅生学園初等学校	648	3
成蹊学園	成蹊高等学校	966	成蹊中学校	801	成蹊小学校	720	3
成城学園	成城学園高等学校	828	成城学園中学校	720	成城学園初等学校	684	4
					成城幼稚園	120	
成城学校	成城高等学校	1,080	成城中学校	720	牛込成城幼稚園	105	3
正則学園	正則学園高等学校	750	—	—	—	—	1
聖パウロ学園	聖パウロ学園高等学校	240	—	—	—	—	1
清明学園	—	—	清明学園中学校	360	清明学園初等学校	480	3
—	—	—	—	—	清明幼稚園	180	
玉川学園	玉川学園高等部	795	玉川学園中学部	795	玉川学園小学部	1,200	4
					玉川学園幼稚部	190	
田村学園	多摩大学目黒高等学校	792	多摩大学目黒中学校	342	目黒幼稚園	300	7
	多摩大学附属聖ヶ丘高等学校	360	多摩大学附属聖ヶ丘中学校	360	大森双葉幼稚園	210	
	—	—	—	—	三宿さくら幼稚園	175	
中央大学	中央大学附属高等学校	1,050	中央大学附属中学校	450	—	—	4
	中央大学杉並高等学校	900					
	中央大学高等学校	360					
東京家政学院	東京家政学院高等学校	600	東京家政学院中学校	600	—	—	2
東京女学館	東京女学館高等学校	810	東京女学館中学校	720	東京女学館小学校	480	3
東京成徳学園	東京成徳大学高等学校	1,680	東京成徳大学中学校	480	東京成徳短期大学附属幼稚園	640	3

学校法人名	設置学校名						校数
	高等学校	定員 (人)	中学校	定員 (人)	小学校、幼稚園等	定員 (人)	
桐 朋 学 園	桐 朋 高 等 学 校 桐 朋 女 子 高 等 学 校	1,050 1,350	桐 朋 中 学 校 桐 朋 女 子 中 学 校	900 900	桐 朋 学 園 小 学 校 桐 朋 小 学 校 桐 朋 幼 稚 園	480 480 80	7
東 洋 女 子 学 園	東 洋 女 子 高 等 学 校	450	—	—	—	—	1
豊 島 岡 女 子 学 園	豊 島 岡 女 子 学 園 高 等 学 校	1,080	豊 島 岡 女 子 学 園 中 学 校	720	—	—	2
二 松 学 舎	二 松 学 舎 大 学 附 属 高 等 学 校	900	—	—	—	—	1
日 本 工 業 大 学	日 本 工 業 大 学 駒 場 高 等 学 校	1,605	日 本 工 業 大 学 駒 場 中 学 校	600	—	—	2
日 本 女 子 大 学	—	—	—	—	日 本 女 子 大 学 附 属 豊 明 小 学 校 日 本 女 子 大 学 附 属 豊 明 幼 稚 園	720 252	2
日 本 体 育 大 学	日 本 体 育 大 学 荏 原 高 等 学 校 日 体 桜 華 高 等 学 校	960 720	桜 華 女 学 院 中 学 校	120	日 体 幼 稚 園 日 体 柔 整 専 門 学 校	240 270	5
日 本 大 学	日 本 大 学 櫻 丘 高 等 学 校 日 本 大 学 鶴 ヶ 丘 高 等 学 校 日 本 大 学 豊 山 高 等 学 校 日 本 大 学 豊 山 女 子 高 等 学 校	1,806 1,350 1,675 720	日 本 大 学 豊 山 中 学 校 日 本 大 学 豊 山 女 子 中 学 校	680 480	日 本 大 学 幼 稚 園	280	7
八 王 子 学 園	八 王 子 学 園 八 王 子 高 等 学 校	1,290	八 王 子 学 園 八 王 子 中 学 校	360	な か よ し 幼 稚 園 多 摩 な か よ し 幼 稚 園	160 270	4
文 京 学 園	文 京 学 院 大 学 女 子 高 等 学 校	975	文 京 学 院 大 学 女 子 中 学 校	450	文 京 学 院 大 学 文 京 幼 稚 園	180	3
豊 昭 学 園	豊 島 学 院 高 等 学 校 昭 和 鉄 道 高 等 学 校	1,320 705	—	—	—	—	2
堀 越 学 園	堀 越 高 等 学 校 穎 明 館 高 等 学 校	1,080 540	穎 明 館 中 学 校	540	—	—	3
明 星 学 園	明 星 学 園 高 等 学 校	810	明 星 学 園 中 学 校	540	明 星 学 園 小 学 校	480	3
武 蔵 野 学 園	—	—	—	—	む さ し の 学 園 小 学 校 武 蔵 野 学 園 ひ ま わ り 幼 稚 園	288 105	2
守 屋 育 英 学 園	関 東 第 一 高 等 学 校	1,800	—	—	—	—	1
守 屋 教 育 学 園	吉 祥 女 子 高 等 学 校	702	吉 祥 女 子 中 学 校	702	—	—	2
明 治 学 院	明 治 学 院 高 等 学 校 明 治 学 院 東 村 山 高 等 学 校	1,000 720	明 治 学 院 中 学 校	420	—	—	3
矢 野 学 園	八 王 子 実 践 高 等 学 校	1,680	八 王 子 実 践 中 学 校	120	八 王 子 実 践 幼 稚 園	240	3
安 田 学 園 教 育 会	安 田 学 園 高 等 学 校	1,584	安 田 学 園 中 学 校	456	—	—	2
早 稲 田 実 業 学 校	早 稲 田 大 学 系 属 早 稲 田 実 業 学 校 高 等 部	1,215	早 稲 田 大 学 系 属 早 稲 田 実 業 学 校 中 等 部	675	早 稲 田 大 学 系 属 早 稲 田 実 業 学 校 初 等 部	648	3
渡 辺 学 園	東 京 家 政 大 学 附 属 女 子 高 等 学 校	1,080	東 京 家 政 大 学 附 属 女 子 中 学 校	450	東 京 家 政 大 学 附 属 み どり ヶ 丘 幼 稚 園	90	3
池 の 台 学 園	—	—	—	—	東 京 昭 和 幼 稚 園	175	1
恩 籠 学 園	—	—	—	—	大 島 新 生 幼 稚 園	140	1
亀 井 学 園	—	—	—	—	清 新 め ぐ み 幼 稚 園 江 戸 川 め ぐ み 幼 稚 園 小 松 川 め ぐ み 幼 稚 園 江 東 め ぐ み 幼 稚 園 葛 西 め ぐ み 幼 稚 園	270 480 270 490 240	5
栗 原 学 園	—	—	—	—	三 鷹 の ぞ み 幼 稚 園	420	1
さ くら 学 園	—	—	—	—	ぬ く い 南 幼 稚 園	210	1
世 田 谷 明 光 学 園	—	—	—	—	マ ダ レ ナ ・ カ ノ ヅ サ 幼 稚 園	280	1
雑 司 ヶ 谷 学 院	—	—	—	—	雑 司 ヶ 谷 幼 稚 園	70	1
つ く し 野 学 園	—	—	—	—	つ く し 野 天 使 幼 稚 園 北 町 カ ト リ ッ ク 幼 稚 園 聖 母 幼 稚 園 白 百 合 幼 稚 園 本 所 白 百 合 幼 稚 園	180 105 150 180 175	5
東 京 吉 田 学 園	—	—	—	—	久 留 米 神 明 幼 稚 園	400	1
な み き 学 園	—	—	—	—	小 平 な み き 幼 稚 園	320	1
羽 村 ル ー テ ル 学 園	—	—	—	—	ル ー テ ル 羽 村 幼 稚 園	105	1
光 の 子 ど も 学 園	—	—	—	—	聖 公 会 八 王 子 幼 稚 園	70	1
日 の 子 学 園	—	—	—	—	城 北 幼 稚 園	140	1
宝 樹 院 幼 稚 園	—	—	—	—	宝 樹 院 幼 稚 園	140	1
明 福 寺 ル ン ビ ニ ー 学 園	—	—	—	—	明 福 寺 ル ン ビ ニ ー 学 園 幼 稚 園	280	1
八 潮 会	—	—	—	—	八 潮 幼 稚 園	70	1
亮 諦 学 園	—	—	—	—	金 の 峯 幼 稚 園	120	1
六 所 の 森 学 園	—	—	—	—	あ か つ つ み 幼 稚 園	140	1
若 宮 幼 稚 園	—	—	—	—	若 宮 幼 稚 園	210	1
わ ら べ の こ こ ろ	—	—	—	—	小 平 あ お ば 幼 稚 園	105	1
学校等数合計							179

3 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表3のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、生徒数等）に学校割単価、学級割単価、教職員割単価、生徒割単価等の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、補助項目ごとの算定方法に基づき、個別に交付額を決定するものである。特別補助には、国際化推進補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編制推進に係る補助、スクールカウンセラーの配置に対する補助等がある。

また、私立高等学校都内生就学促進補助金や私立学校安全対策促進事業費補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童・生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人70団体に対する補助金別の交付額は、表3のとおり、平成27年度が373億1,550万余円、平成28年度が369億7,817万余円であり、学校法人別の補助金交付額は、表4のとおりである。

(表3) 監査対象団体(学校法人70団体)に対する補助金別の交付額

(単位:円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
私立学校経常費補助金	31,080,779,500	31,129,838,200	31,514,581,200
私立特別支援学校等経常費補助金	51,744,000	52,528,000	52,528,000
私立通信制高等学校経常費補助金	4,956,500	5,258,200	4,611,700
経常費補助金計 (A)	31,137,480,000	31,187,624,400	31,571,720,900
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金	2,744,000	1,568,000	1,960,000
障害児の就園する幼稚園に対し、特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助			
産業・理科教育施設設備整備費補助金	16,946,000	12,546,500	20,334,000
産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく国庫補助の対象となった施設、設備等に要する経費を補助			
私立学校安全対策促進事業費補助金	1,287,515,000	233,550,000	466,397,000
防災対策事業の実施に要する経費を補助			
私立学校省エネ設備等導入モデル事業費補助金	31,218,000	32,148,000	—
省エネ設備等を導入する事業の実施に必要な設計・設備・工事に要する経費の一部を補助			
私立幼稚園等環境整備費補助金	5,397,000	8,360,000	6,657,000
遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の幼児教育の質の向上に必要な整備に要する経費を補助			
私立高等学校都内生就学促進補助金	233,021,700	237,220,800	246,421,300
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助			
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金	55,643,000	68,954,000	78,343,000
就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費の一部を補助			
私立幼稚園預かり保育推進補助金	26,850,000	68,112,000	59,772,000
自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助			
私立専修学校教育環境整備費補助金	200,000	200,000	—
在学生の就労支援のための取組等に要する経費を補助			
私立高等学校等就学支援金	6,393,484,542	5,455,416,635	4,516,182,805
高等学校等就学支援金の支給に関する法律等に基づき、高等学校等に通う生徒の家庭教育費負担を軽減する就学支援金を、法定受託事務として学校設置者に対し支給			
私立外国人学校教育運営費補助金	3,655,100	3,994,300	4,412,500
外国人学校の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助			
私立学校被災生徒等授業料等減免補助金	1,261,000	606,000	722,000
東日本大震災により家計が急変し、授業料の納付が困難となった生徒等に対する費用の減免措置に要する経費の一部を補助			
私立学校等結核予防費補助金(注)	5,238,454	5,207,800	5,251,946
学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助			
その他補助金計 (B)	8,063,173,796	6,127,884,035	5,406,453,551
合計 (A) + (B)	39,200,653,796	37,315,508,435	36,978,174,451

(注) 私立学校等結核予防費補助金は、福祉保健局所管の補助金である。

(表4) 学校法人別補助金交付額

(単位:千円)

番号	学校法人名	平成26年度			平成27年度			平成28年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
1	安部学院	145,860	69,980	215,840	150,705	72,374	223,079	152,012	75,336	227,348
2	麻布学園	535,255	81,641	616,897	530,456	54,360	584,816	536,519	25,840	562,360
3	郁文館夢学園	527,783	95,424	623,208	510,803	77,586	588,389	517,656	79,081	596,737
4	大森学園	501,143	153,149	654,293	507,129	167,661	674,790	507,516	157,662	665,178
5	開成学園	578,103	112,172	690,275	593,788	73,820	667,608	615,731	37,137	652,868
6	学習院	821,687	106,888	928,575	826,419	89,797	916,217	837,783	127,882	965,665
7	共立女子学園	987,097	145,577	1,132,674	987,138	112,063	1,099,202	996,397	76,702	1,073,100
8	錦城学園	744,528	281,971	1,026,499	740,699	250,455	991,155	741,748	214,253	956,002
9	国立学園	166,394	5,790	172,184	166,172	4,469	170,641	167,904	2,700	170,604
10	京華学園	956,369	215,789	1,172,159	964,963	203,686	1,168,649	976,087	202,072	1,178,160
11	國學院大學	1,207,917	357,490	1,565,407	1,216,760	261,511	1,478,271	1,252,064	197,523	1,449,588
12	五島育英会	971,041	119,869	1,090,910	989,763	90,859	1,080,623	1,002,567	60,076	1,062,643
13	実践学園	544,081	145,678	689,760	547,075	147,581	694,656	549,677	108,042	657,720
14	実践女子学園	560,091	71,875	631,967	552,195	50,007	602,202	545,350	30,401	575,751
15	順心広尾学園	551,317	90,722	642,039	560,747	66,614	627,361	560,105	45,101	605,207
16	昭和女子大学	664,291	79,794	744,085	670,580	61,315	731,895	637,965	36,381	674,346
17	菅生学園	567,348	144,619	711,968	536,190	151,840	688,030	518,780	158,694	677,474
18	成蹊学園	691,206	200,814	892,021	685,420	59,220	744,640	692,898	28,536	721,434
19	成城学園	593,145	83,101	676,246	569,524	56,300	625,824	574,384	35,868	610,252
20	成城学校	566,687	303,072	869,759	563,458	61,169	624,628	578,615	38,023	616,638
21	正則学園	184,100	60,485	244,586	200,351	72,615	272,967	215,816	76,453	292,270
22	聖パウロ学園	122,912	45,817	168,730	123,285	43,164	166,450	123,977	37,393	161,370
23	清明学園	221,147	—	221,147	220,141	—	220,141	220,442	—	220,442
24	玉川学園	576,064	64,316	640,380	570,086	41,609	611,695	543,972	20,279	564,251
25	田村学園	824,880	134,002	958,883	825,292	112,402	937,694	828,423	94,339	922,762
26	中央大学	834,371	284,565	1,118,936	864,015	230,013	1,094,028	861,481	174,369	1,035,850
27	東京家政学院	234,693	34,290	268,984	226,675	31,513	258,189	228,262	27,812	256,074
28	東京女学館	569,112	61,643	630,755	565,825	39,464	605,290	570,255	16,603	586,858
29	東京成徳学園	795,536	218,181	1,013,717	786,677	182,392	969,070	796,085	155,679	951,765
30	桐朋学園	1,376,389	195,605	1,571,994	1,351,323	136,687	1,488,011	1,329,853	74,705	1,404,559
31	東洋女子学園	184,147	89,380	273,527	176,316	38,054	214,370	176,921	31,998	208,920
32	豊島岡女子学園	518,512	101,467	619,980	518,714	74,847	593,561	528,664	47,475	576,140
33	二松學舎	237,621	94,559	332,180	251,097	92,416	343,513	256,830	85,080	341,910
34	日本工業大学	748,214	178,241	926,456	749,729	148,557	898,287	807,605	123,708	931,313
35	日本女子大学	174,353	—	174,353	179,165	2,651	181,816	177,793	—	177,793
36	日本体育大学	657,706	318,357	976,063	666,515	242,025	908,540	683,538	258,568	942,107

(単位：千円)

番号	学校法人名	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
		経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計	経常費補助金	その他補助金	計
37	日本大学	1,747,229	1,182,331	2,929,561	1,782,547	491,642	2,274,189	1,787,194	391,448	2,178,642
38	八王子学園	610,884	173,978	784,862	604,965	148,633	753,599	613,498	123,217	736,716
39	文京学園	525,279	110,700	635,980	504,614	97,195	601,810	501,697	86,985	588,682
40	豊昭学園	680,500	259,283	939,783	683,269	244,865	928,134	688,075	232,530	920,605
41	堀越学園	738,099	296,320	1,034,420	750,551	380,068	1,130,620	741,147	507,822	1,248,970
42	明星学園	511,009	72,352	583,362	498,298	59,725	558,023	513,725	57,597	571,323
43	武蔵野学園	112,919	—	112,919	117,971	800	118,771	123,629	800	124,429
44	守屋育英学園	568,320	234,557	802,877	564,632	267,306	831,939	575,887	267,904	843,791
45	守屋教育学園	497,223	72,278	569,502	497,743	44,268	542,012	504,132	20,866	524,999
46	明治学院	682,611	181,714	864,326	684,259	151,320	835,580	709,078	121,626	830,705
47	矢野学園	545,240	215,937	761,178	574,183	230,985	805,168	647,393	247,347	894,741
48	安田学園教育会	599,115	112,283	711,398	629,457	109,433	738,890	679,448	117,390	796,838
49	早稲田実業学校	632,742	117,101	749,843	643,837	87,406	731,243	672,403	61,225	733,628
50	渡辺学園	514,662	110,945	625,608	503,133	95,362	598,496	491,312	78,030	569,342
51	池の台学園	33,933	35,491	69,424	33,283	1,370	34,653	34,549	1,440	35,989
52	恩寵学園	37,040	856	37,896	34,322	1,646	35,968	38,161	1,786	39,947
53	亀井学園	269,012	10,101	279,113	256,143	12,858	269,001	255,980	16,552	272,532
54	栗原学園	63,660	607	64,267	60,684	5,600	66,284	58,891	2,329	61,220
55	さくら学園	33,062	935	33,997	32,712	2,240	34,952	33,162	76,007	109,169
56	世田谷明光学園	34,922	—	34,922	35,444	—	35,444	35,828	—	35,828
57	雑司ヶ谷学院	21,099	1,387	22,486	20,441	1,683	22,124	20,672	1,603	22,275
58	つくし野学園	142,738	1,732	144,470	148,255	5,513	153,768	152,102	5,714	157,816
59	東京吉田学園	50,953	1,052	52,005	52,408	2,362	54,770	53,219	2,637	55,856
60	なみき学園	52,857	3,134	55,991	50,909	4,650	55,559	51,080	4,040	55,120
61	羽村ルーテル学園	21,700	1,080	22,780	21,074	2,235	23,309	18,915	2,670	21,585
62	光の子ども学園	20,195	181	20,376	20,268	960	21,228	19,673	1,311	20,984
63	日の子学園	39,418	933	40,351	42,426	2,006	44,432	41,314	2,139	43,453
64	宝樹院幼稚園	26,842	73,187	100,029	23,535	10,327	33,862	27,645	2,097	29,742
65	明福寺ルンビニー学園	37,335	2,224	39,559	33,310	29,894	63,204	32,852	—	32,852
66	八潮会	20,161	410	20,571	19,729	1,140	20,869	20,026	2,002	22,028
67	亮諦学園	27,828	1,978	29,806	24,871	2,486	27,357	25,985	2,662	28,647
68	六所の森学園	36,133	666	36,799	33,305	1,466	34,771	33,784	1,644	35,428
69	若宮幼稚園	38,931	2,117	41,048	38,605	2,372	40,977	34,451	1,980	36,431
70	わらべのこころ	22,694	38,978	61,672	21,224	26,948	48,172	23,110	1,260	24,370
	合計(注)	31,137,480	8,063,173	39,200,653	31,187,624	6,127,884	37,315,508	31,571,720	5,406,453	36,978,174

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金交付要綱に基づいた申請及び審査が適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 私立学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱により、学校法人が定めた授業料減免規程に基づき、補助金交付年度の前年度に授業料を減免した場合、次の補助を行っている。

(ア)「家計状況」を理由とする場合は減免実績額の3分の2の額

(イ)「家計状況の急変」(注)を理由とする場合は減免実績額の5分の4の額

この家計状況の急変については、「私立学校教育助成金調査表(A表・B表)記入の手引き」によれば、補助対象となるのは、「家計状況の急変」事由の発生した時点が補助金申請年度の前年度又は前々年度であり、入学手続前に発生した場合は除くとしている。

ところで、学校法人京華学園の京華商業高等学校及び学校法人豊島岡女子学園の豊島岡女子学園中学校の補助金申請に係る書類を見たところ、家計状況の急変の発生時期が表5のとおりであることが認められた。

しかしながら、減免理由は家計状況の急変ではなく、家計状況に該当することから、学校法人京華学園は、平成27年度において5万3,600円、学校法人豊島岡女子学園は、平成28年度において3万2,000円の計8万5,600円の補助金が過大に交付されている。

学校法人京華学園及び学校法人豊島岡女子学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人京華学園及び学校法人豊島岡女子学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人京華学園)

(学校法人豊島岡女子学園)

(生活文化局)

(注) 入学手続後に、主たる家計支持者の失職、死亡等の事由により就学の継続が困難な状況になった場合に「家計状況の急変」に該当する。

(表5) 家計状況の急変の発生状況

(単位：円)

学校法人名 (補助金申請年度)	家計状況の急変の 発生時期	区分	減免理由	減免実績額 (A)	交付申請額	差額 (誤)-(正)
京華学園 (平成27年度)	平成25年7月であるが、入学手続前であるため該当せず	誤	家計状況の急変	402,000	$(A) \times 4/5 = \underline{321,600}$	53,600
		正	家計状況		$(A) \times 2/3 = \underline{268,000}$	
豊島岡女子学園 (平成28年度)	平成25年12月であり、2か年度より前であるため該当せず	誤	家計状況の急変	240,000	$(A) \times 4/5 = \underline{192,000}$	32,000
		正	家計状況		$(A) \times 2/3 = \underline{160,000}$	
過大交付額						85,600

イ 私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの

生活文化局は、都内公立中学生に対する就学及び生徒募集に係る広報活動の促進のため、表6のとおり「私立高等学校都内生就学促進補助金」を私立高等学校に交付している。

学校法人二松學舎は、二松學舎大学附属高等学校を運営する法人であり、表7のとおり当該補助金の交付を受けている。

ところで、二松學舎大学附属高等学校の補助金申請に係る書類を見たところ、補助対象人数に、都内公立中学校出身者以外の数が含まれていたことが認められた。

以上のことから、平成27年度において2万6,000円、平成28年度において5万2,000円の計7万8,000円の補助金が過大に交付されている。

学校法人二松學舎は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人二松學舎に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人二松學舎)

(生活文化局)

(表6) 私立高等学校都内生就学促進補助金

対象経費	補助金の額の算定	補助単価
私立高等学校の都内公立中学生に対する就学促進に要する経費	都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じた額	(生徒割単価) 26,000円
広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費	生徒募集等に係る広報活動を行っている学校に対する学校割単価	(学校割単価) 205,000円

(表7) 補助額

(単位：人、円)

年度	学校割単価 (a)	生徒割単価 (b)	補助対象人数(c)		補助額(a)+(b)×(c)		差額 (誤)-(正)
			(誤)	(正)	(誤)	(正)	
平成27年度	205,000	26,000	185	184	5,015,000	4,989,000	26,000
平成28年度	205,000	26,000	184	182	4,989,000	4,937,000	52,000
過大交付額							78,000

ウ 私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの

生活文化局は、私立幼稚園等における預かり保育（注）の拡充を推進するため、表8のとおり「私立幼稚園預かり保育推進補助金」を交付している。

学校法人亮諦学園は、金の峯幼稚園を運営する法人であり、表9のとおり、当該補助金の交付を受けている。

ところで、金の峯幼稚園の補助金申請に係る書類を見たところ、表10のとおり、平均預かり園児数の算定において、補助対象外の年齢の者が含まれていることが認められた。

以上のことから、平成27年度において8万円、平成28年度において15万円の計23万円の補助金が過大に交付されている。

学校法人亮諦学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人亮諦学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人亮諦学園)

(生活文化局)

(注) 幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動

(表8) 私立幼稚園預かり保育推進補助金

実施項目	補助単価	補助額
教育時間終了後、2時間	実施日数及び平均預かり園児数に応じた単価	実施項目ごとの適用単価の合計
教育時間終了後、3時間以上		
教育時間開始前に1時間以上		
長期休暇中(春期、夏期及び冬期)の1日4時間以上		

(表9) 補助額 (単位:円)

平成27年度	平成28年度
2,460,000	2,610,000

(表10) 平均預かり園児数の算定を誤ったもの

(単位:人、円)

年度	実施項目	平均預かり園児数		適用単価(注)		差額 (誤)-(正)
		(誤)	(正)	(誤)	(正)	
平成27年度	冬期休暇	31	29	240,000	160,000	80,000
平成28年度	夏期休暇	31	29	450,000	300,000	150,000
過大交付額						230,000

(注) 平均預かり園児数(14人以下、15人から29人、30人以上の3区分)に応じて定められている。

公益財団法人東京都交響楽団

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人 東京都交響楽団	平成29年11月7日 から同月9日まで	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び 平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の 演奏事業の運営
局	生活文化局	平成29年11月6日 及び10日	

2 団体の概要

設立の目的	交響楽を通じて、都民の情操を豊かにするとともに音楽芸術の普及向上を図り、首都の文化発展に寄与すること	
主な沿革	昭和40年2月 財団法人として設立 平成23年4月 公益財団法人へ移行	
事業の概要	① 公開演奏事業 自主公演：定期演奏会、特別演奏会、プロムナードコンサート等 依頼公演 ② 青少年のための演奏事業 音楽鑑賞教室 ③ ①及び②以外の音楽芸術普及事業 小規模演奏会等	
所在地	東京都台東区上野公園5番45号東京文化会館内	
組織	経営企画部、演奏統括部、広報・営業部	
人員	役員11名（理事長1名、理事8名、監事2名、うち常務理事1名） 楽員92名、事務局22名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産2,295万余円のうち、100万円（4.4%）
	補助金（表1）	10億2,300万円（平成28年度、平成27年度とも同額）
	経常収益に占める都からの収益（表2）	経常収益約17億円のうち、10億余円（60.2%）
	財産の貸付	行政財産使用許可（東京文化会館内事務室435.43㎡）
	都職員の派遣	常務理事1名及び常勤職員2名
	東京都監理団体	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成27年度：A 平成28年度：—

（注）上記数値等は平成29年3月31日現在

（表1）補助金交付状況

（単位：千円）

補助事業名	根拠	補助対象事業	交付額		
			平成26年度	平成27年度	平成28年度
公益財団法人 東京都交響楽団 運営費補助金	公益財団法人 東京都交響楽団 運営費補助金交付要綱	東京都交響楽団 が行う演奏事業 の運営	1,050,000	1,023,000	1,023,000

(表2) 経常収益に占める都からの収益

(単位：千円、%)

科目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
経常収益	1,706,525	100	1,777,934	100	1,699,337	100
うち都からの収益	1,050,000	61.5	1,023,000	57.5	1,023,000	60.2
受取補助金	1,050,000	61.5	1,023,000	57.5	1,023,000	60.2

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(1) 監査の観点

公益財団法人東京都交響楽団（以下「都響」という。）の公益目的の事業は、主に、優れた企画と確かな演奏力により、質の高い交響楽の公開演奏事業を行うことである。

一般に、質の高い交響楽の演奏には、指揮者・ソリストや曲目の選定など優れた企画が必要であるとともに、それに見合った楽団の演奏技術が不可欠であり、楽員の演奏技術を確保するには適切な額の人件費が必要となる。

しかし、交響楽に適した会場の収容力は最大でも約2,300人で、入場料収入が限定される。都響の自主公演では、表3のとおり、1公演当たり平均収入が約700万円で、指揮者・ソリストの出演者報酬、会場使用料等公演に必要な費用約750万円を賄えない。このため、楽員人件費など事業管理費は、都からの補助金により賄っている。

また、現代音楽の交響楽曲などの中には、音楽芸術の普及振興上、公演の必要があるものの、集客や収益を期待できないものもあることから、交響楽団は収益を確保できる企画も行って、年度を通じて団体の収支が相償となるように公演の年間プログラムを組む必要がある。

交響楽団の経営上の特徴は以上のとおりであることから、今回の監査においては、都が補助している楽員人件費等が効率良く使用されているかという観点から、主に収益力の強化と音楽芸術の普及振興をバランス良く実現できるよう公演事業を行っているかについて、総勘定元帳、伝票、証ひょう、その他事業の実績を検証した。

(表3) 1公演当たりの入場者数と損益

(単位：千円)

区分		平成28年度 定期演奏会・特別演奏会
入場者数		1,732人
入場率		85%
収益		7,090
費用		7,502
出演者報酬	指揮者・ソリスト・エキストラ（楽員が不足するパートの臨時雇用）等の報酬	4,149
旅費交通費	主に指揮者・ソリスト等の招へい旅費	614
賃借料	主に会場使用料	1,183
その他	広告費・プログラム印刷費等	1,555
損益		△ 412

(2) 事業実績と収支状況

平成28年度においては、定期演奏会24回、特別演奏会9回を中心として37回の自主公演を実施している。自主公演における入場者数は6万4,438人(入場率86%)で、公演に係る直接の損益は、表4のとおり、1,583万余円の損失となっている。

このほかに、依頼公演を28回、小学校・中学校における音楽鑑賞教室を52回行うなどして、音楽芸術の普及を図るとともに、弦楽四重奏などの少人数による小規模演奏会を90回行っている。これらに係る損益は、表4のとおり、1億6,670万余円の利益となっている。

この結果、正味財産増減の状況は、表5のとおり、収益は事業収益5億4,493万余円と都補助金10億2,300万円など16億9,933万余円、費用は事業費15億2,677万余円、法人管理費5,778万余円の合計15億8,455万余円である。

(表4) 公演種別ごとの損益

(単位：千円)

科目	自主公演 (A)	依頼公演・音楽 鑑賞教室 (B)	小規模演奏会 (C)	自主公演以外の合計 (D=B+C)
収益	261,010	240,484	28,685	269,169
費用	276,846	78,612	23,848	102,460
出演者報酬	150,728	52,321	16,973	69,294
旅費交通費	22,518	2,652	6,091	8,743
賃借料	45,702	4,109	297	4,406
その他	57,896	19,529	485	20,014
損益	△ 15,835	161,871	4,837	166,708

(表5) 正味財産増減の状況

(単位：千円、%)

区分	平成26年度	平成27年度			平成28年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	1,706,525	1,777,934	71,409	4.2	1,699,337	△ 78,596	△ 4.4
事業収益	541,368	597,506	56,138	10.4	544,935	△ 52,571	△ 8.8
都補助金	1,050,000	1,023,000	△ 27,000	△ 2.6	1,023,000	0	0
その他収益	115,156	157,427	42,270	36.7	131,402	△ 26,025	△ 16.5
経常費用	1,715,838	1,968,299	252,461	14.7	1,584,553	△ 383,746	△ 19.5
事業費	1,627,512	1,909,618	282,105	17.3	1,526,770	△ 382,847	△ 20.0
人件費	991,810	998,232	6,421	0.6	973,364	△ 24,868	△ 2.5
その他	635,701	697,425	61,724	9.7	553,405	△ 144,019	△ 20.7
海外演奏事業費	0	213,959	213,959	—	0	△ 213,959	△ 100
管理費	88,325	58,681	△ 29,644	△ 33.6	57,782	△ 898	△ 1.5
経常外収益	0	26	26	—	14	△ 12	△ 46.2
経常外費用	668	979	310	46.4	0	△ 979	△ 100
正味財産増減	△ 9,981	△ 191,317	△ 181,335	—	114,799	306,117	△ 160.0

(3) 事業運営に関する評価

都響は、自主公演、依頼公演など、交響楽の公演を年間おおむね70回行っており、公演の間に音楽鑑賞教室約50回、小規模演奏会約90回を行っている。交響楽の公演ごとにリハーサルに2日から3日、公演に1日を要するほか、年間80曲を自主公演で演奏しており、楽員のパート別個人練習も必要であることから、十分な活動を行っているものと認められる。

また、平成27年度には創立50周年記念海外公演をドイツ等において行っており、海外への文化の発信に努めるとともに、楽団の演奏技術の向上に資するものとなっている。

都響は国際的に通用する交響楽の公演事業を行うことが求められており、都はそのために必要な事業管理費等を毎年度補助している。補助額が適切であることを示すには、公演の内容によって年度当たり数千万円程度は増減する公演の損益の妥当性を説明する必要がある。

しかしながら、別項指摘事項のとおり、都響は公演事業の方向性を具体的に定めておらず、公演ごとの企画目的等を明確にしていなかったため、公演別の損益計画・実績、内容の妥当性を確認できない。

都響は、この課題を解決した上で、今後とも音楽芸術の普及振興により一層努めていく必要がある。

以上のとおり監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、別項指摘事項を除き、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 会場における当日チケットの売上管理を適正に行うべきもの

都響は、主催する自主公演に当たり、公演当日に会場の窓口で当日チケット等を販売している。販売はAに委託しており、都響の担当が販売開始時間前に当日販売用のチケットを席ごとに1枚、都響のチケットシステムから打ち出しておき、窓口を持ち込んでいる。

販売終了後、受託者は残チケットと売上金を都響に提出するが、その際、表6のとおり、席種別・割引率別の売上表を作成している。

あらかじめ作成したチケットを販売する場合、チケットの減少数に減少したチケットの単価を乗じた額を売上理論値とし、現金有り高と突合することにより、受け取った現金を全て収入したかを確認する必要がある。

しかしながら、都響の当日チケットは、表6のとおり、同一席種でも割引率が複数あり、席ごとに1枚作成したチケットが異なる価格で販売されている。このため、チケットの残数を数えても割引率ごとの販売数を確認できないので、あるべき現金の額を把握することができず、結果的に売上管理を行っていないこととなる。

会場における売上げは、表7のとおり、36回の公演について700万3,370円に上ることから、都響は当日チケットの売上管理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都交響楽団)

(表6) 売上表 (平成29年1月23日分抜粋)

割引率	割引名	S		A		B	
なし	一般	¥6,500		¥5,500		¥4,500	
		5枚	32,500円	1枚	5,500円	5枚	22,500円
10%	会員	¥5,850		¥4,950		¥4,050	
		0枚	0円	0枚	0円	0枚	0円
20%	楽員等	¥5,200		¥4,400		¥3,600	
		0枚	0円	0枚	0円	0枚	0円
30%	シルバーエイジ	¥4,550		¥3,850		¥3,150	
		4枚	18,200円	0枚	0円	2枚	6,300円
50%	U25	¥3,250		¥2,750		¥2,250	
		3枚	9,750円	5枚	13,750円	3枚	6,750円
	おそ割	¥3,250		¥2,750		¥2,250	
		0枚	0円	1枚	2,750円	3枚	6,750円

持ち込み枚数	42枚	20枚	18枚
残枚数	30枚	13枚	5枚
売上合計	12枚	7枚	13枚
	60,450円	22,000円	42,300円
		当日券 売上	32枚 124,750円

(表7) 公演当日の会場売上状況

区分	演奏会回数	取引数	取扱金額
定期演奏会	24回	42件	4,901,400円
プロムナードコンサート	4回	8件	613,020円
特別演奏会	7回	7件	1,416,950円
共催・提携公演	1回	1件	72,000円
合計	36回	58件	7,003,370円

イ 公演別の損益計画等の妥当性を確認できるよう公演ごとの企画目的等を明確にすべきもの
都響は、青少年への普及を目的とする音楽鑑賞教室、一般都民が交響楽に触れる機会を提供するプロムナードコンサート、クラシック音楽に触れる機会の増大のための小規模演奏会などの事業を行っているものの、主たる事業は交響楽の公開演奏である。

そこで、交響楽の公開演奏事業について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

(ア) 都響は、平成27年度及び平成28年度の事業計画において、「公演プログラムにおいて、スタンダードな曲目から日本初演となる現代音楽に取り組むなど、演奏内容の深化とレパートリーの拡大を目指し、演奏水準の向上に努める」としているが、「演奏内容の深化とレパートリーの拡大」については具体的な方向性が示されていない。

また、都響は、事業計画に基づき年間の公演プログラムを計画しているとしているが、公演別企画書には曲目と指揮者等の説明が記載されているにとどまり、他にプログラムの作成意図を記載した書類が作成されていないため、方針の具体化が行われているか確認できない。

さらに、都響の公演別の計画損益を見ると、表8のとおり、利益を見込んでいない公演が見受けられ、損益に関わりなく公演する必要があると都響が判断したものと考えられるが、個別の公演の企画の目的や主旨は確認できない。

これらのことから、年間の公演プログラムを計画するに当たり、企画の目的や計画損益と実績とを比較して、問題点の洗い出しやフィードバックを組織的に行う必要があるが、これを行っていることが確認できない。

(イ) 都響は、財務システムに公演別の事業区分を設けて、公演別に収益・費用を経理している。
これにより、都響は、表8のとおり、公演別に損益を把握している。

平成27年度の定期演奏会及び特別演奏会に係る出演料を見ると、表9のとおり、平成28年度と比較して、出演料が3,872万余円、旅費交通費が1,447万余円多額となっているが、入場料は平成28年度の方が多い。

このことについて、都響は

- ① 平成27年度の公演は、50周年記念として、定期演奏会等についても、費用のかかる指揮者・合唱等を多用したこと
- ② 平成28年度に入場料収入が増加した原因はチケット価格の値上げを行ったことによるものであるとしている。

このことから、平成27年度においては、公演の費用に見合った収益が得られるようチケット価格の設定を行っていないこととなり、収益の増加と費用の削減を行う余地があることを示している。しかし、アのとおり、公演事業の具体的な方向性と公演ごとの企画目的を明確にしていないため、公演事業の損失額やチケット価格の設定が妥当であるか検証することができない。

都響は、公演別の損益計画、実績及び内容の妥当性を確認できるよう、公演事業の方向性を具体的に定めた上で、公演ごとの企画目的等を明確にされたい。

(公益財団法人東京都交響楽団)

(表8) 定期演奏会の損益等の状況

(単位：人、%、千円)

平成27年度					平成28年度				
No.	入場者数	入場率	計画損益	実績損益	No.	入場者数	入場率	計画損益	実績損益
1	1,661	72	△ 3,613	△ 2,439	1	1,590	69	△ 144	△ 991
2	1,760	76	△ 2,921	△ 1,650	2	1,489	75	△2,014	△1,015
3	1,783	77	△ 226	990	3	1,507	75	654	758
4	1,696	74	△ 5,814	△ 5,964	4	1,784	77	△ 807	△ 55
5	1,828	79	△ 5,419	△ 3,579	5	1,623	81	△1,135	499
6	1,595	80	△ 5,716	△ 4,295	6	1,859	81	△2,629	△3,870
7	1,605	88	△16,861	△15,435	7	1,866	81	△3,361	△1,118
8	1,876	81	△ 7,778	△ 3,288	8	1,624	81	365	1,031
9	1,659	83	△ 3,036	△ 2,240	9	1,890	82	△2,628	△1,952
10	1,673	83	△ 2,978	△ 4,978	10	1,668	83	△6,062	△1,805
11	1,927	84	△ 2,322	△ 643	11	1,729	86	△2,833	△2,849
12	1,789	89	△ 4,760	△ 4,993	12	1,764	88	△3,829	△3,060
13	1,720	86	△ 3,824	△ 3,189	13	1,760	88	1,068	808
14	1,743	87	△10,110	△ 9,423	14	1,756	88	△2,377	115
15	2,020	88	△ 2,324	△ 1,964	15	1,757	88	△3,435	△1,470
16	1,810	90	△ 1,433	△ 1,086	16	2,060	89	△1,727	△1,483
17	2,093	91	306	2,147	17	2,049	89	133	3,384
18	1,816	91	△ 6,561	△ 3,824	18	1,804	90	△1,537	△ 577
					19	1,803	90	△1,337	3,030
					20	2,101	91	△ 809	△2,185
					21	1,811	91	4	1,629
					22	1,830	92	△3,103	△ 478
					23	1,866	93	△ 625	543
					24	1,868	93	△4,097	777

(表9) 定期演奏会、特別演奏会等自主公演の損益

(単位：千円)

科目	平成28年度	平成27年度	増減
収益	261,010	257,557	3,453
費用	276,846	353,585	△76,739
出演者報酬	150,728	189,453	△38,724
旅費交通費	22,518	36,994	△14,476
賃借料	45,702	53,187	△ 7,484
その他	57,896	73,950	△16,053
損益	△15,835	△96,028	80,193

第4 運営状況の概要

1 楽団の構成

楽団は、音楽監督大野和士のもと、表10のとおり、構成されている。
 なお、指揮者、ソリスト等は、公演ごとに招へいしている。

(表10) パート別楽員数 (平成29.3.31現在)

(単位：人)

区分		人数	
コンサートマスター		3	
パート	弦楽器	第1ヴァイオリン	13
		第2ヴァイオリン	11
		ヴィオラ	13
		チェロ	10
		コントラバス	8
	木管楽器	フルート	4
		オーボエ	4
		クラリネット	4
		ファゴット	4
	金管楽器	ホルン	5
		トランペット	4
		トロンボーン	3
		バス・トロンボーン	1
		チューバ	1
	打楽器	ティンパニ・打楽器	4
合計		92	

2 補助対象経費

補助対象額は、表11のとおり、楽員の人件費を主とする事業管理費と法人管理費から基本財産収入等を差し引いた額である。

(表11) 補助対象額の算定方法

(単位：円)

区分	平成28年度	平成27年度
費用 ①	1,035,319,272	1,062,362,424
事業管理費	980,546,073	1,005,957,497
人件費	973,364,544	998,232,601
建物維持管理等	7,181,529	7,724,896
法人管理費	54,773,199	56,404,927
収益 ②	67,466	65,093
基本財産受取利息	7,286	7,282
特定資産受取利息	60,180	57,811
補助対象額 ①－②	1,035,251,806	1,062,297,331

3 事業費

事業費は、表12のとおり、指揮者の招へいや会場使用料等の公演に係る直接の費用と、人件費、建物・楽器等の維持費など楽団の維持に係る事業管理費とからなっている。

なお、平成27年度については、創立50周年記念海外公演の事業費が計上されている。

(表12) 事業費の内訳

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成27年度	増減
事業費	1,526,770	1,909,618	△382,847
公演別費用合計	379,306	480,749	△101,443
海外演奏事業費	0	213,959	△213,959
事業管理費	1,147,463	1,214,908	△67,445

4 公演種類別の実績と損益

主な事業の実績と損益は、以下の表のとおりである。なお、費用には、事業管理費を含まない。

(表13) 自主公演の実績

(単位：回、人)

区分	平成28年度		平成27年度	
	公演数	入場者数	公演数	入場者数
定期演奏会	24	42,858	18	32,054
特別演奏会	9	14,298	10	18,887
プロムナードコンサート	4	7,282	5	8,782
作曲家の肖像	—	—	5	8,101
合計	37	64,438	38	67,824

(表14) 自主公演の損益

(単位：千円)

科目	平成28年度			平成27年度		
	計画	実績	実績－計画	計画	実績	実績－計画
収益	214,207	261,010	46,803	238,454	257,557	19,103
費用	275,642	276,846	1,204	380,896	353,585	△27,311
出演者報酬	163,746	150,728	△13,018	194,431	189,453	△4,978
旅費交通費	32,570	22,518	△10,052	41,073	36,994	△4,079
賃借料	45,463	45,702	239	67,974	53,187	△14,787
その他	33,862	57,896	24,034	77,417	73,950	△3,467
損益	△61,434	△15,835	45,599	△142,442	△96,028	46,414

(表15) 海外公演の実績

(単位：人、%)

公演名	公演日	入場者数	入場率
ストックホルム公演	平成27年11月13日	1,460	82
アムステルダム公演	平成27年11月16日	1,056	52
ルクセンブルク公演	平成27年11月17日	1,136	76
ベルリン公演	平成27年11月19日	2,379	98
エッセン公演	平成27年11月21日	1,346	71
ウィーン公演	平成27年11月23日	1,692	91
合計		9,069	79

(表16) 海外公演の損益

(単位：千円)

科目	金額
収益	29,296
費用	213,959
出演者報酬	33,841
旅費交通費	103,404
広告宣伝費	3,495
印刷製本費	617
賃借料	8,699
委託費	53,997
雑費	9,903
損益	△184,662

(表17) 自主公演以外の主な実績

(単位：回、人)

区分	概要	平成28年度		平成27年度	
		公演数	入場者数	公演数	入場者数
依頼公演	地方公共団体等の依頼による交響楽の演奏	28	38,662	32	44,367
音楽鑑賞教室	区市教育委員会等の依頼による交響楽の演奏	52	46,409	58	55,118
小規模演奏会	弦楽四重奏等の演奏	90	17,263	93	18,047
合計		170	102,334	183	117,532

(表18) 依頼公演・音楽鑑賞教室・小規模演奏会の損益

(単位：千円)

科目	依頼公演			音楽鑑賞教室		
	平成28年度	平成27年度	増減	平成28年度	平成27年度	増減
収益	169,141	189,311	△20,170	71,342	81,205	△9,863
費用	54,731	74,946	△20,215	23,880	27,635	△3,755
出演者報酬	34,066	40,129	△6,063	18,255	21,661	△3,406
旅費交通費	1,292	10,598	△9,306	1,359	1,434	△75
賃借料	3,931	7,030	△3,099	177	382	△205
その他	15,440	17,188	△1,748	4,088	4,157	△69
損益	114,409	114,365	44	47,461	53,569	△6,108
科目	小規模演奏会					
	平成28年度	平成27年度	増減			
収益	28,685	31,965	△3,280			
費用	23,848	24,582	△734			
出演者報酬	16,973	17,887	△914			
旅費交通費	6,091	6,054	37			
賃借料	297	105	192			
その他	485	534	△49			
損益	4,837	7,383	△2,546			

社会福祉法人等50団体

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	社会福祉事業を対象とした補助金を交付している2,322団体のうち、社会福祉法人四葉晃耀会など50団体（詳細は表1及び表2のとおり）	平成29年10月3日から同年11月10日まで（詳細は表1のとおり）	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	福祉保健局	平成29年10月2日及び同年11月14日	

（表1）監査対象団体及び団体別実地監査期間

監査日	団体名		
10月3日	社会福祉法人わたなーる	医療法人社団葵会	—
4日	医療法人社団じうんどう		社会福祉法人こころの家族
6日	社会福祉法人東京コロニー	社会福祉法人松風会	—
10日	社会福祉法人あだちの里	社会福祉法人陵風会	社会福祉法人聖風会
11日	社会福祉法人黎明会	社会福祉法人青梅福祉協会	社会福祉法人とらいふ
12日	医療法人社団恵友会	一般財団法人博慈会	社会福祉法人アゼリヤ会
13日	社会福祉法人東京緑新会	社会福祉法人武蔵野療園	医療法人社団国立あおやぎ会
16日	社会福祉法人友遊会	社会福祉法人正吉福祉会	社会福祉法人緑樹会
17日	医療法人財団緑雲会	社会福祉法人南町田ちいろば会	—
18日	社会福祉法人ハッピーネット	社会福祉法人四葉晃耀会	社会福祉法人マハヤナ学園
20日	社会福祉法人善光会	公益財団法人東京都助産師会館	阿伎留病院企業団
23日	社会福祉法人同愛会	社会福祉法人こうほうえん	—
24日	医療法人社団薫風会	社会福祉法人あすなる福祉会	—

監査日	団体名		
25日	医療法人社団東京愛成会	社会福祉法人村山苑	社会福祉法人あゆみ会
27日	公益財団法人井之頭病院	医療法人社団哺育会	社会福祉法人愛恵会乳児院
30日	一般財団法人多摩緑成会	社会福祉法人雲柱社	社会福祉法人救世軍社会事業団
31日	社会福祉法人くすのき会		
11月1日	社会福祉法人いすず会	医療法人財団朔望会	
6日	社会福祉法人蓮花苑	社会福祉法人森友会	—
7日			
8日	医療法人社団田島厚生会	社会福祉法人小松福祉会	—
10日	社会福祉法人こぼと会	—	—

(表2) 監査対象補助金交付額及び補助対象施設の規模

区 分	平成27年度		平成28年度	
	交付金額(千円)	施設数	交付金額(千円)	施設数
監査対象団体に対する補助金交付額等	15,075,090	137	6,763,899	131

(注) 平成28年度交付額は、交付額確定前の補助金額も含めた数値である。

2 団体の概要

社会福祉法人四葉晃耀会など50団体は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める各種の社会福祉事業を行うため、関連の社会福祉施設等を設置し、運営している。

監査対象とした各団体における補助対象施設(139施設)は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する施設(補助対象施設のみ)(平成29年3月31日現在)

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(社福) 四葉晃耀会	特別養護老人ホーム ブルーポピー	特別養護老人ホーム	板橋区大門	162	166
		老人短期入所施設		—	14
	老人デイサービスセンタ ーブルーポピー	通所介護		—	40
	都市型軽費老人ホーム ブルーポピー	都市型軽費老人ホー ム		20	20
(医) 葵会	介護老人保健施設 葵の園・羽村	介護老人保健施設	羽村市栄町	100	100
		短期入所生活介護		—	20
	介護老人保健施設 葵の園・椿	介護老人保健施設	足立区椿	150	150
	南八王子病院	病院	八王子市子安町	—	70
	西多摩病院	病院	羽村市双葉町	—	120
(社福) アゼリヤ会	美山苑	養護老人ホーム	八王子市美山町	109	112
	みやま大樹の苑	特別養護老人ホーム		111	113
	優仁ホーム	救護施設		101	100
	アゼリヤ保育園	保育所		84	77
(社福) 聖風会	足立新生苑	特別養護老人ホーム	足立区花畑	213	220
		老人短期入所事業		—	16
	六月	特別養護老人ホーム	足立区六月	49	50
		老人短期入所事業		—	5
	千住桜花苑	特別養護老人ホーム	足立区千住元町	98	100
		老人短期入所事業		—	20
	花畑あすか苑	特別養護老人ホーム	足立区花畑	115	140
		老人短期入所事業		—	20
(社福) 青梅福祉協会	青梅園	特別養護老人ホーム	青梅市長淵	108	110
		老人短期入所事業		—	5
	特別養護老人ホーム 第二青梅園	特別養護老人ホーム	青梅市黒沢	92	100
		老人短期入所事業	—	5	
(社福) 南町田ちいろば 会	みぎわホーム	特別養護老人ホーム	町田市南町田	88	88
		老人短期入所事業		—	11
(社福) 武蔵野療園	ケアハウスしらさぎ苑	都市型軽費老人ホー ム	中野区白鷺	20	20
	中野友愛ホーム	介護老人福祉施設	中野区江古田	116	125
	ハピネスホームひなぎ くの丘	特別養護老人ホーム	中野区弥生町	50	68
老人短期入所事業		—		8	

(注) 現員については、保育所及び長期の入所施設のみ記載している(以下、同様とする)。

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(社福) ハッピーネット	特別養護老人ホーム若葉ゆめの園	特別養護老人ホーム	板橋区若木	120	120
		老人短期入所施設		—	20
	若葉ゆめの園多機能型事業所	生活介護等		—	20
(社福) わたなえる	特別養護老人ホームわたなえる葛西	特別養護老人ホーム	江戸川区東葛西	67	67
	都市型軽費老人ホームわたなえる葛西	都市型軽費老人ホーム		8	12
(社福) こころの家族	特別養護老人ホーム故郷の家・東京	特別養護老人ホーム	江東区塩浜	51	98
	介護専用型ケアハウス故郷の家・東京	介護専用型ケアハウス		—	30
(社福) 松風会	特別養護老人ホーム花みずき	特別養護老人ホーム	大田区大森西	30	84
		老人短期入所施設		—	12
(社福) 陵風会	特別養護老人ホームみどりの丘	特別養護老人ホーム	東久留米市上の原	115	144
		老人短期入所事業		—	20
	みどりの丘	認知症対応型通所介護		—	10
(社福) とらいふ	とらいふ武蔵野	特別養護老人ホーム	武蔵野市関町	—	80
(社福) 正吉福祉会	いなぎ正吉苑	特別養護老人ホーム	稲城市平尾	91	100
		老人短期入所事業		—	4
	こまえ正吉苑	特別養護老人ホーム	狛江市西野川	54	54
		老人短期入所事業		—	6
	すぎなみ正吉苑	特別養護老人ホーム	杉並区清水	60	60
		老人短期入所事業		—	12
	まちだ正吉苑	特別養護老人ホーム	町田市成瀬	86	90
		老人短期入所事業		—	10
	こまえ正吉苑二番館	特別養護老人ホーム	狛江市西野川	86	100
		老人短期入所事業		—	10
(社福) 緑樹会	介護老人福祉施設ラペ日野	介護老人福祉施設	日野市程久保	113	120
		老人短期入所事業		—	24
(医) 国立あおやぎ会	介護老人保健施設国立あおやぎ苑	介護保健施設	国立市青柳	253	253
		通所リハビリテーション		—	120
	ケアハウス国立あおやぎ苑立川	軽費老人ホーム	立川市富士見町	49	50

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(社福) あだちの里	希望の苑	施設入所支援	足立区竹の塚	52	60
	竹の塚ひまわり園	就労継続支援B型		—	38
	おきの寮	共同生活援助	足立区興野	7	7
	カサブランカ	共同生活援助	足立区東和	7	7
(医) じうんどう	慈雲堂病院	病院	練馬区関町南	—	532
(社福) 東京コロニー	天神山グループホーム	共同生活援助	西東京市	6	6
	葛飾福祉工場	就労継続支援A型ほか	葛飾区金町	—	74
	コロニーもみじやま支援センター	就労継続支援B型ほか	中野区中野	—	104
(社福) 黎明会	黎明寮	救護施設	小平市小川町	102	100
	あかつき	救護施設		199	195
	澄水園	障害者支援施設		93	100
	やすらぎの園	特別養護老人ホーム		116	116
	診療施設南台病院	診療施設		—	140
(社福) 東京緑新会	多摩療護園	障害者支援施設	日野市程久保	58	58
(社福) 友遊会	東大和市総合福祉センターは〜とふる	就労生活支援センターほか	東大和市桜が丘	—	—
(医) 緑雲会	多摩病院	病院	八王子市中野町	—	332
(医) 恵友会	三恵病院	病院	東村山市青葉町	—	315
(社福) 善光会	フローズ東糀谷	特別養護老人ホーム	大田区東糀谷	159	160
		老人短期入所事業		—	20
	バタフライヒル大森南	特別養護老人ホーム	大田区大森南	79	80
		老人短期入所事業		—	10
	バタフライヒル細田	特別養護老人ホーム	葛飾区細田	79	80
		老人短期入所事業		—	12
	アミークス東糀谷	施設入所	大田区東糀谷	36	36
		生活介護		—	56
短期入所		—		4	
(社福) 同愛会	日の出福祉園	施設入所	西多摩郡日の出町	78	80
		生活介護		—	113
		短期入所		—	5
	かがやきハイム	共同生活援助	板橋区本町	—	6

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(医) 薫風会	山田病院	病院	西東京市南町	—	326
(医) 東京愛成会	高月病院	病院	八王子市宮下町	—	516
(公財) 井之頭病院	井之頭病院	病院	三鷹市上連雀	—	640
(社福) いすず会	一之江あゆみの園	施設入所	江戸川区西一之江	36	36
		生活介護		—	40
		短期入所		—	4
(社福) くすのき会	調布くすの木作業所	就労移行支援	調布市小島町	—	15
		就労継続支援B型		—	35
(社福) こうほうえん	キッズタウンうきま保育園	保育所	北区浮間	119	120
	キッズタウンうきま夜間保育園	保育所		22	30
	うきま幸朋苑	介護老人福祉施設		113	115
		老人短期入所事業		—	19
	キッズタウン東十条保育園	保育所	北区東十条	107	90
	キッズタウンにしおおい	保育所	品川区西大井	118	120
	キッズタウンむかいほら保育園	保育所	板橋区向原	105	100
	しもおちあい幸朋苑	短期入所介護	新宿区下落合	—	27
(公財) 東京都助産師会館	八千代保育園	保育所	文京区音羽	46	45
	八千代助産院	助産所		—	7
	母子保健研修センター助産師学校(1年コース)	学校		—	30
	母子保健研修センター助産師学校(2年コース)			—	40
(社福) マハヤナ学園	マハヤナ学園撫子園	児童養護施設	板橋区前野町	57	62
	マハヤナ第二保育園	保育所		101	90
(社福) 愛恵会乳児院	愛恵会乳児院	乳児院	町田市小山町	30	55

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(社福) 雲柱社	愛の園保育園	保育所	小金井市貫井北町	139	140
	五日市保育園	保育所	あきる野市五日市	103	107
	烏山保育園	保育所	世田谷区烏山	117	116
	神愛保育園	保育所	江東区森下	76	78
	祖師谷保育園	保育所	世田谷区上祖師谷	193	168
	ともしび保育園	保育所	江東区東砂	110	110
	光の園保育学校	保育所	墨田区東駒形	149	150
	黎明保育園	保育所	葛飾区堀切	99	100
	虹のひかり保育園	保育所	狛江市東和泉	110	110
	小金井生活実習所	生活介護	小金井市桜町	—	32
	かがわの家(スバル)	共同生活援助	小金井市本町	50	50
めぐみの森保育園	保育所	狛江市中和泉	119	119	
(社福) 救世軍社会事業団	救世軍世光寮	児童養護施設	杉並区和田	50	50
	救世軍機恵子寮	児童養護施設	大田区上池台	42	42
	救世軍婦人寮	婦人保護施設	(非公開)	16	40
	救世軍新生寮	婦人保護施設	(非公開)	19	70
	救世軍自省館	救護施設	清瀬市竹丘	51	50
	救世軍恵泉ホーム	特別養護老人ホーム		48	50
	救世軍ケアハウスいずみ	軽費老人ホーム		32	32
	救世軍恵みの家	特別養護老人ホーム	杉並区和田	66	70
(社福) 村山苑	村山荘	救護施設	東村山市富士見町	104	100
	さつき荘	救護施設		53	53
	ハトホーム	特別養護老人ホーム		178	180
		老人短期入所施設		—	8
	ほんちょう保育園	保育所		114	100
	つぼみ保育園	保育所		197	195
	ふじみ保育園	保育所		101	100

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(社福) 蓮花苑	れんげ学園	児童養護施設	東大和市芋窪	56	56
	れんげ保育園	保育所		176	179
	れんげ砂川保育園	保育所	立川市若葉町	148	170
	れんげ萩山保育園	保育所	小平市小川東町	170	170
	れんげ桜が丘保育園	保育所	東大和市桜が丘	101	93
	れんげ南街保育園	保育所	東大和市南街	133	124
	れんげ武蔵保育園	保育所	武蔵村山市緑が丘	151	168
	れんげ上北台保育園	保育所	東大和市蔵敷	167	167
(社福) 森友会	なかよしの森保育園	保育所	中野区江古田	98	100
	あかねの森保育園	保育所	練馬区光が丘	95	110
	ともだちの森保育園	保育所	国分寺市高木町	82	70
	えがおの森保育園	保育所	国分寺市西恋ヶ窪	89	100
	こもれびの森保育園	保育所	国分寺市東恋ヶ窪	67	80
	たのしい森保育園	保育所	小平市小川町	61	61
	やさしい森保育園	保育所	小平市鈴木町	65	70
(社福) あゆみ会	国立あゆみ保育園	保育所	国立市谷保	75	64
	国立あおとり保育園	保育所	国立市泉	78	78
(社福) あすなろ福祉会	あすなろ保育園	保育所	板橋区仲宿	95	90
	あいあい保育園	保育所		68	68
(社福) 小松福祉会	白梅保育園	保育所	小平市花小金井	32	30
	うめのき保育園	保育所	小平市鈴木町	101	100
(社福) こばと会	こばと第一保育園	保育所	多摩市諏訪	190	199
	あおぞら保育園	保育所	多摩市落合	128	120
阿伎留病院企業団	公立阿伎留医療センター	病院	あきる野市引田	—	310
(一財) 博慈会	博慈会記念総合病院	病院	足立区鹿浜	—	306
	博慈会高等看護学院	看護師養成学校		—	120

団体名	施設の名称	施設の種類	所在地	施設の規模(人)	
				現員(注)	定員
(医) 哺育会	浅草病院	病院	台東区今戸	—	136
(医) 朔望会	常盤台外科病院	病院	板橋区常盤台	—	99
(一財) 多摩緑成会	緑成会病院	病院	小平市小川西町	—	146
	緑成会整育園	医療型障害児入所施設	小平市小川町	84	100
(医) 田島厚生会	神谷病院	病院	北区神谷	—	140
	舟渡病院	病院	板橋区舟渡	—	56

3 都との関係

都は、社会福祉法人四葉晃耀会など50団体に対し、平成27年度に150億7,509万余円、平成28年度に67億6,389万余円の補助金を交付している。

(1) 補助金の概要

監査対象とした補助金のうち、主なものの交付目的等は、表4のとおりである。

(表4) 主な補助金の概要

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費	算定方法
老人福祉施設整備費補助 (老人福祉施設整備費補助要綱)	老人福祉施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、老人福祉の向上を図る。	施設整備に必要な工事費	基準額(施設種類別基準単価×定員数×促進係数(区市町村における介護老人保健施設の整備率による。))と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
障害者(児)施設整備費補助 (障害者(児)施設整備費補助要綱)	障害者(児)施設の整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者(児)の福祉の向上を図る。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費	基準額(施設種別基準単価×定員数+加算額)と、対象経費の実支出額×3/4とを比較して少ない方の額
東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助 (東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助金交付要綱)	未耐震の病棟等を有する都内の災害拠点病院等の耐震化整備を行うことにより、医療施設における安全性の向上を図る。	新築建替、増改築及び既存建物に対する耐震補強に要する工事費又は工事請負費	施設種類別基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助 (東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱)	介護施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、施設等の開設時や転換に必要な初度経費を支援する。	設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための普及啓発費、その他事業の立上げに必要な経費		対象施設別の基礎単価×定員数(又は施設数)と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助(児童養護施設等) (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(児童養護施設))	児童養護施設等の運営等に要する費用の一部を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	基本補助	事務費分	定員規模別月額単価×各月初日定員数
			事業費分	定員規模別月額単価×各月初日現員数
		施設の努力・実績加算	家庭復帰等促進、心理ケア、就職支度金・大学支度金等の実績に応じた加算	
		サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算	
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助(障害者支援施設) (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(障害者支援施設))	社会福祉施設の運営等に要する費用の一部を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	基本補助		施設規模別に定める障害福祉サービス種別月額単価×各月初日現員数
		施設の努力・実績加算		重度者、障害者等雇用、医療的ケア、触法者受入れ等の努力・実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算
東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助(保護施設) (東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保護施設))	保護施設の運営等に要する費用の一部を補助し、利用者の福祉の向上を図る。	基本補助		定員規模別月額単価×各月初日現員数
		施設の努力・実績加算		重度者、アフターケア、心理カウンセリング等の実績に応じた加算
		サービス評価・改善計画加算		第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算

補助金名・交付要綱	交付目的	対象経費		算定方法
東京都特別養護老人ホーム経営支援補助 (東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱)	介護保険制度へ円滑に移行するために要する運営費等の一部を補助し、利用者サービスの維持向上と経営基盤の整備を図る。	基本補助	包括分	体制整備、健康管理等の実施に対し定額補助(年額)
			施設振興費	月額単価×入所定員×12か月
		あん摩マッサージ指圧師加算	定員別・地域別による単価(月額)	
		小規模施設加算	定員別・地域別による単価(月額)	
		島しょ加算	対象地域に存する施設に定額補助	
		町村部特別加算		
		評価加算	医療対応強化支援加算	医療対応の必要な入所者の割合に応じ定額補助
			努力・実績加算	介護職有資格者の割合、要介護度の改善、区市町村との防災協定等実績に応じた加算(ポイント制)
サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算			
東京都保育サービス推進事業補助金 (東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱)	特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を援助することにより保育サービスの質の向上を図る。	特別保育事業等推進加算	零歳児保育・産休明け保育の実施、延長保育事業、アレルギー児対応等の実績に応じた加算	
		保育所地域子育て支援推進加算	次世代育成支援、育児不安の軽減、保育拠点活動支援等の実績に応じた加算	
		第三者評価受審費加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算	
東京都保育士等キャリアアップ補助金 (東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱)	保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る。	基本額	年齢別・定員別月額単価×各月初日在籍児童数	
		サービス評価・改善計画加算	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算	

(注) 表に記載した各項目は、平成28年度のものである。

(2) 団体別補助金別交付額

監査対象とした社会福祉法人四葉晃耀会など50団体に対する補助金の交付額は、表5のとおりである。

(表5) 団体別補助金別交付額

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額(千円)		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 四葉晃耀 会	都市型軽費老人ホームブルーポピー	ケアハウス運営費補助	0	0	18,455
	特別養護老人ホームブルーポピー	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	22,356	0
		私立学校等結核予防費補助	36	37	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援事業補助金	4,543	5,024	6,985
	ブルーポピー	老人福祉施設整備費補助	36,000	204,000	0
小 計			40,579	231,417	25,440
(医) 葵会	葵の園・羽村	ショートステイ整備費補助	774	76,626	0
	西多摩病院	外国人看護師候補者受入施設研修費補助金	0	0	1,141
	南八王子病院	在宅療養移行体制強化事業	-	3,600	0
	葵の園・椿など2施設	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	155,250	0
	葵の園・椿	訪問看護ステーション施設整備費補助	1,393	522	0
	葵の園・椿など2施設	老人保健施設施設整備費補助	562,468	722,672	0
小 計			564,635	958,670	1,141
(社福) アゼリヤ 会	みやま大樹の苑	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	7,685	7,940	8,145
	アゼリヤ保育園	東京都保育サービス推進事業補助金	-	10,309	11,159
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	4,559	4,559
	優仁ホーム	民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保護施設)	199,635	189,066	184,756
	養護老人ホーム美山苑	民間社会福祉施設サービス推進費(老人)	41,703	42,916	42,392
小 計			249,023	254,790	251,011

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 聖風会	花畑あすか苑	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	86,940	0
	足立新生苑など2施設	東京都介護職員キャリアパス導入促進事業	-	1,247	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	16,844	16,854	10,022
	花畑あすか苑など2施設	老人福祉施設整備費補助	0	809,920	252,480
小 計			16,844	914,961	262,502
(社福) 青梅福祉協会	青梅園など2施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	12,358	11,101	9,095
	青梅園	老人福祉施設整備費補助	219,253	328,880	0
小 計			231,611	339,981	9,095
(社福) 南町田ち いろば会	みぎわホーム	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	23,598	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	19,857	15,519	5,612
		老人福祉施設整備費補助	21,070	400,330	0
小 計			40,927	439,447	5,612
(社福) 武蔵野療 園	ケアハウスし らさぎ桜苑	ケアハウス運営費補助	35,851	37,145	37,417
	ハピネスホーム・ひなぎくの丘	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	42,228	0
		老人福祉施設整備費補助	4,560	451,440	0
	中野友愛ホームなど2施設	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,802	5,346	11,856
小 計			46,213	536,159	49,273
(社福) ハッピー ネット	特別養護老人ホーム 若葉ゆめの園	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	0	74,520
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	0	0	491
		老人福祉施設整備費補助	0	536,190	342,810
	(仮称) 総合ケアセンター 若葉ゆめの園	障害者（児）施設整備費補助	0	22,905	53,449
小 計			0	559,095	471,270

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) わたなへ	都市型軽費老人ホームわたなへ葛西	ケアハウス運営費補助	0	0	8,704
	特別養護老人ホームわたなへ葛西	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	55,269	0
	わたなへ葛西	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	1,963	9,889	9,129
		老人福祉施設整備費補助	7,500	742,500	0
小 計			9,463	807,658	17,833
(社福) こころの 家族	故郷の家東京など2施設	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	0	62,666
	故郷の家東京	借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	1,015	6,375	6,375
		老人福祉施設整備費補助	0	300,000	200,000
	故郷の家東京 ケアハウス	ケアハウスの整備	0	77,440	51,600
小 計			1,015	383,775	320,641
(社福) 松風会	特別養護老人ホーム花みずき	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	52,164	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	0	0	818
		老人福祉施設整備費補助	31,200	592,800	0
小 計			31,200	644,964	818
(社福) 陵風会	特別養護老人ホームみどりの丘	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	89,424	0
		東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	0	0	1,500
		老人福祉施設整備費補助	15,916	779,884	0
小 計			15,916	869,308	1,500
(社福) とらいふ	特別養護老人ホームとらいふ武蔵野	東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金	0	0	20,029
		借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業	0	2,784	6,126
		定期借地権の一時金に対する補助	0	599,067	0
		老人福祉施設整備費補助	0	28,810	547,390
小 計			0	630,661	573,545

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 正吉福祉 会	こまえ正吉苑 二番館	東京都介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業補助金	0	0	62,100
		老人福祉施設整備費補助	0	662,850	73,650
	いなぎ正吉苑 など5施設	東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	38,996	38,790	40,714
小 計			38,996	701,640	176,464
(社福) 緑樹会	介護老人福祉 施設ラペ日野	東京都介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業補助金	0	0	74,520
		東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	0	0	736
		老人福祉施設整備費補助	8,640	812,160	43,200
小 計			8,640	812,160	118,456
(医) 国立あお やぎ会	ケアハウス国 立あおやぎ苑 立川	ケアハウス運営費補助	31,673	31,736	30,378
	介護老人保健 施設国立あお やぎ苑	東京都介護職員キャリアパス導入 促進事業	-	749	1,337
小 計			31,673	32,485	31,715
(社福) あだちの 里	竹の塚ひまわ り園	受注促進・工賃向上設備整備費補 助事業	0	1,058	0
	カサブランカ	障害者通所施設等整備費補助事業	0	875	0
	グループホーム	東京都知的・身体障害者グループ ホーム開設準備経費等補助金	0	577	0
	希望の苑	東京都民間社会福祉施設サービス 推進費補助金（障害者支援施設）	67,539	67,485	73,271
		用地取得費借入金償還経費補助	25,110	25,110	251,100
小 計			92,649	95,105	324,371
(医) じょうど う	慈雲堂病院	精神保健福祉士配置促進事業	0	3,600	3,600
		精神保健福祉法に基づく報告書等 報告業務補助	1,872	1,848	1,812
		老人性認知症専門病棟運営費補助	10,842	10,842	10,842
小 計			12,714	16,290	16,254

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 東京コロニー	東京コロニー	重度心身障害者在宅パソコン講習事業	5,886	5,886	5,886
	葛飾福祉工場 など2施設	障害者（児）施設整備費補助	2,632	568,531	340,365
	グループホーム	東京都知的・身体障害者グループホーム開設準備経費等補助金	0	231	0
小 計			8,518	574,648	346,251
(社福) 黎明会	南台病院	医師勤務環境改善事業補助金	0	8,310	5,570
		在宅療養移行体制強化事業	-	3,600	3,600
		新人看護職員研修事業費補助金	0	220	0
	黎明寮など 2施設	東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保護施設）	244,101	247,161	243,946
		産休等代替職員費補助金	0	428	0
	黎明寮など 4施設	私立学校等結核予防費補助	96	93	99
	澄水園	障害者（児）施設整備費補助	0	33,020	0
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	179,691	177,075	176,389
やすらぎの園	東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	5,382	5,024	5,299	
小 計			429,270	474,931	434,903
(社福) 東京緑新会	多摩療護園	建物維持管理経費補助金	53,326	53,421	52,902
		民間社会福祉施設サービス推進費（障害）	309,455	311,160	312,294
小 計			362,781	364,581	365,196
(社福) 友遊会	東大和市総合福祉センターは〜とふる	障害者（児）施設整備費補助	0	409,322	172,165
(医) 緑雲会	多摩病院	医療施設耐震化緊急整備補助	68,771	618,941	0
		精神保健福祉法に基づく報告書等報告業務補助	549	570	597
小 計			69,320	619,511	597

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(医) 恵友会	三恵病院	医療施設耐震化緊急整備補助	498,671	91,007	0
		精神障害者早期退院支援事業	0	108	45
		精神保健福祉法に基づく報告書等 報告業務補助	291	261	258
小 計			498,962	91,376	303
(社福) 善光会	バタフライヒル大森南など 4施設	私立学校等結核予防費補助	99	0	102
	バタフライヒル大森南など 3施設	東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	12,371	12,851	13,381
	アミークス東 糀谷	東京都民間社会福祉施設サービス 推進費補助金（障害者支援施設）	56,368	55,326	36,978
		用地取得費借入金償還経費補助	3,410	3,410	34,100
小 計			72,248	71,587	84,561
(社福) 同愛会	日の出福祉園	建物維持管理経費補助金	45,903	43,129	41,170
		東京都民間社会福祉施設サービス 推進費補助金（障害者支援施設）	322,527	291,053	306,381
	かがやきハイム	障害者通所施設等整備費補助	0	0	24,171
小 計			368,430	334,182	371,722
(医) 薫風会	山田病院	精神障害者早期退院支援事業	45	84	292
		精神保健福祉士配置促進事業	0	3,600	3,600
		精神保健福祉法に基づく報告書等 報告業務補助	1,773	1,758	1,608
		地球温暖化対策施設整備費補助金	0	60,622	0
小 計			1,818	66,064	5,500
(医) 東京愛成 会	高月病院	精神保健福祉士配置促進事業	0	3,600	3,600
		精神保健福祉法に基づく報告書等 報告業務補助	699	888	828
		地球温暖化対策施設整備費補助金	0	60,622	0
小 計			699	65,110	4,428

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(公財) 井之頭病院	井之頭病院	医療施設耐震化緊急整備補助	959,942	261,802	12,466
		新人看護職員研修事業費補助金	315	530	530
		精神障害者早期退院支援事業	15	99	366
		精神保健福祉法に基づく報告書等 報告業務補助	513	459	456
小 計			960,785	262,890	13,818
(社福) いすず会	一之江あゆみの園	東京都民間社会福祉施設サービス 推進費補助金（障害者支援施設）	44,483	48,098	47,761
		民間社会福祉施設設備改善整備費 補助	0	0	4,125
		用地取得費借入金償還経費補助	4,520	4,520	31,640
小 計			49,003	52,618	83,526
(社福) くすのき 会	調布くすの木 作業所	受注促進・工賃向上設備整備費補 助事業	0	2,500	0
		用地取得費借入金償還経費補助	4,110	4,110	57,540
小 計			4,110	6,610	57,540
(社福) こうほう えん	ヘルスケアタ ウン下落合	ショートステイ整備費補助	0	18,808	85,681
	うきま幸朋苑	東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	4,648	4,380	5,837
	キッズタウン うきま保育園 など5施設	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	58,485	57,456
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	25,289	25,403
小 計			4,648	106,962	174,377
(公財) 東京都助 産師会館	母子保健研修 センター助産 師学校	看護師等養成所運営費補助	26,118	25,794	25,822
	八千代助産院	産科医等確保支援事業	206	160	133
	八千代保育園	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	5,079	5,586
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	3,320	3,379
小 計			26,324	34,353	34,920

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) マハヤナ 学園	マハヤナ学園 撫子園	児童養護施設等の生活向上のための 環境改善事業補助金（児童養護 施設）	0	8,000	0
		専門機能強化型児童養護施設運営 費補助金	8,357	7,808	4,955
		東京都自立支援強化事業補助金	2,204	2,209	2,209
		民間社会福祉施設サービス推進費 （児童養護施設）	64,649	59,812	50,422
	マハヤナ第二 保育園	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	4,623	4,783
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	5,471	5,473
小 計			75,210	87,923	67,842
(社福) 愛恵会乳 児院	愛恵会乳児院	児童福祉施設等整備費補助金	0	124,160	191,564
		児童養護施設等の生活向上のため の環境改善事業補助金（乳児院）	0	8,000	0
		民間社会福祉施設サービス推進費 （乳児院）	30,907	29,245	29,589
小 計			30,907	161,405	221,153
(社福) 雲柱社	小金井生活実 習所	運営経費補助金	19,308	18,475	18,513
	グループホー ム	障害者通所施設等整備費補助事業	442	45,289	0
		東京都知的・身体障害者グループ ホーム開設準備経費等補助金	0	369	0
	光の園保育学 校など10施 設	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	118,766	121,069
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	55,223	60,947
	祖師谷保育園	民間社会福祉施設設備改善整備費 （保育所）	0	1,863	0
小 計			19,750	239,985	200,529

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 救世軍社 会事業団	救世軍ケアハ ウスいずみ	ケアハウス運営費補助	14,819	14,685	14,646
	救世軍世光寮	児童養護施設等の職員人材確保事 業補助金	0	522	397
		民間社会福祉施設設備改善整備費 補助（児童養護施設）	0	850	1,026
	救世軍機恵子 寮など2施設	児童養護施設等の生活向上のため の環境改善事業補助金（児童養護 施設）	0	8,860	0
		東京都自立支援強化事業補助金	7,533	7,638	10,789
		民間社会福祉施設サービス推進費 （児童養護施設）	116,367	111,126	93,561
		児童養護施設等における学習環境 改善事業	0	536	0
	救世軍婦人寮 など2施設	児童養護施設等の生活向上のため の環境改善事業補助金（婦人保護 施設）	0	8,000	8,000
		退所者自立生活援助事業補助金	3,344	3,596	3,968
	救世軍世光寮 など2施設	専門機能強化型児童養護施設運営 費補助金	18,452	18,224	19,086
	救世軍恵泉ホ ームなど2施 設	東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	21,246	20,701	21,296
	救世軍新生寮 など2施設	民間社会福祉施設サービス推進費 （婦人保護施設）	43,244	40,843	40,754
	自省館	民間社会福祉施設サービス推進費 補助金（保護施設）	96,967	92,026	96,578
	小 計			321,972	327,607
(社福) 村山苑	ハトホーム	東京都特別養護老人ホーム経営支 援補助金	10,690	10,427	10,330
	ふじみ保育園 など3施設	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	35,549	37,133
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	19,964	20,135
	村山荘など 2施設	民間社会福祉施設サービス推進費 補助金（保護施設）	166,434	162,541	164,971
小 計			177,124	228,481	232,569

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) 蓮花苑	れんげ学園	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金（児童養護施設）	0	5,940	3,698
		東京都グループホーム・ファミリーホーム整備費補助金	0	0	357
		東京都サテライト型児童養護施設運営費補助金	0	0	989
		東京都自立支援強化事業補助金	5,257	5,323	5,546
		民間社会福祉施設サービス推進費（児童養護施設）	51,511	56,254	48,316
	れんげ保育園 など7施設	東京都保育サービス推進事業補助金	-	56,061	54,664
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	47,013	45,637
小 計			56,768	170,591	159,207
(社福) 森友会	なかよしの森 保育園など 7施設	東京都保育サービス推進事業補助金	-	30,498	30,872
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	28,283	32,779
	ともだちの森 保育園	認可保育所屋外遊戯場芝生化実証実験事業補助金	0	4,747	0
小 計			0	63,528	63,651
(社福) あゆみ会	国立あゆみ保 育園など2施 設	東京都保育サービス推進事業補助金	-	17,544	20,313
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	9,090	8,929
小 計			0	26,634	29,242
(社福) あすなる 福祉会	あいあい保 育園など2施 設	東京都保育サービス推進事業補助金	-	26,089	26,120
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	9,522	9,610
小 計			0	35,611	35,730
(社福) 小松福祉 会	白梅保育園な ど2施設	東京都保育サービス推進事業補助金	-	16,550	14,375
		東京都保育士等キャリアアップ補助金	-	8,723	8,710
小 計			0	25,273	23,085

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(社福) こばと会	こばと第一保 育園など2施 設	東京都保育サービス推進事業補助 金	-	41,583	45,196
		東京都保育士等キャリアアップ補 助金	-	14,360	14,288
小 計			0	55,943	59,484
阿伎留病 院企業団	公立阿伎留医 療センター	医師勤務環境改善事業補助金	1,296	2,717	0
		東京都救急医療機関勤務医師確保 事業	3,104	3,266	3,166
		産科医等確保支援事業	0	62	518
		市町村公立病院運営事業費補助金	298,832	320,389	345,903
		市町村公立病院整備事業費償還補 助金	104,696	104,696	104,696
		小児初期救急平日夜間診療事業補 助金	0	0	1,764
		新人看護職員研修事業費補助金	530	422	637
		東京都災害拠点病院ヘリサイン整 備事業	0	1,080	0
		東京都災害拠点病院応急用資器材 整備事業	0	0	1,576
小 計			408,458	432,632	458,260
(一財) 博慈会	博慈会記念総 合病院	院内保育事業運営費補助金	6,740	7,677	8,332
		新人看護職員研修事業費補助金	852	852	960
	博慈会高等看 護学院	看護師等養成所運営費補助	18,398	18,398	16,280
		私立学校等結核予防費補助	13	13	13
小 計			26,003	26,940	25,585
(医) 哺育会	浅草病院	医療施設耐震化緊急対策事業（新 築建替）	105,083	239,452	0
		院内保育事業運営費補助金	3,061	1,535	1,301
		東京都救急医療機関勤務医師確保 事業	1,907	1,763	1,795
		新人看護職員研修事業費補助金	315	422	199
小 計			110,366	243,172	3,295

団体名	補助対象施設	交付補助金名	交付額（千円）		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
(医) 朔望会	常盤台外科病院	院内保育事業運営費補助金	0	1,254	0
		有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	0	47,407	0
		東京都救急医療機関勤務医師確保事業	1,463	1,468	1,555
小 計			1,463	50,129	1,555
(一財) 多摩緑成会	緑成会病院	外国人看護師候補者受入施設研修費補助金	571	2,055	2,591
	緑成会整育園	心身障害児(者) 歯科診療事業運営費補助	1,277	1,225	1,303
		東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）	60,194	47,747	58,365
小 計			62,042	51,027	62,259
(医) 田島厚生会	神谷病院	医療施設耐震化緊急対策事業（新築建替）	38,868	66,468	0
		地球温暖化対策施設整備費補助金	0	3,350	0
		病床機能分化推進事業	0	7,875	0
	舟渡病院など 2施設	在宅療養移行体制強化事業	0	7,200	3,600
小 計			38,868	84,893	3,600
合 計			5,617,949	15,075,090	6,763,899

(注1) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金、東京都保育士等キャリアアップ補助金、東京都保育サービス推進事業補助金、ケアハウス運営費補助、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）及び専門機能強化型児童養護施設運営費補助金についての平成28年度交付額は、補助金交付額確定前の数値である。

(注2) 平成26年度交付額については、今回の監査対象である平成27年度及び平成28年度に交付実績があった補助金のみ記載している。

(注3) 各補助金額については、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計に一致しない場合がある。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

各団体の補助対象事業について、主に、補助金額が各補助金交付要綱に沿って適正に算定されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 補助金を返還すべきもの

(ア) 東京都保育サービス推進事業補助金

局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を表6により算定し交付している。

補助金の交付状況について見たところ、次のとおり、3団体6施設で不適正な事例が認められた。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人森友会)

(社会福祉法人あゆみ会)

(社会福祉法人あすなろ福社会)

(福祉保健局)

(表6) 補助金の算定

対象経費		算定方法	概要
特別保育事業等推進加算	A	単価×延べ加算対象者数等	延べ加算対象者数等に応じた加算延長保育事業(※)、一時預かり・定期利用保育、アレルギー児対応等
保育所地域子育て支援推進加算	B	単価×獲得ポイント	小中高生の育児体験受入れ等
第三者評価受審費	C	単価(年額)	第三者評価受審に対する加算

(注) 平成26年度に「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)」(以下「サービス推進費」という。)の交付を受けていた施設については、平成27年度における本補助金の算定方法に特例措置を設けている。平成27年度のAとBの合計額が、平成26年度のサービス推進費交付額のうち特別保育事業等推進加算及び保育所地域子育て支援推進加算の合計額(以下「平成26年度交付額」という。)を100万円を超えて下回る場合は、平成26年度交付額から100万円を差し引いた額にCを加算した額を交付額としている。

※ 延長保育事業については、平成27年度から加算対象者数の算定方法を、各月の延べ利用児童数から、平均利用児童数(1週間ごとに利用児童数が最も多い日をもとに、1か月の平均を算定したもの)に大きく変更している。

- a 社会福祉法人森友会が設置するともだちの森保育園、たのしい森保育園及びやさしい森保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業において延べ利用児童数により算定したことなど、加算対象者数の算定が不適正であったため、表7、表8及び表9のとおり、平成27年度分のともだちの森保育園で13万1,000円、たのしい森保育園で7,000円、やさしい森保育園で4万4,000円がそれぞれ過大に交付されている。

(表7) 平成27年度分補助金交付額の算定(ともだちの森保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		5,356,560		4,345,970	
延長保育事業(零歳児)	22人	378,400	1人	17,200	361,200
延長保育事業(2時間・3時間延長)	10人	106,100	11人	116,710	△ 10,610
アレルギー児対応	140人	3,080,000	110人	2,420,000	660,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		0		0	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 D=A+B+C	※1	4,998,000	※2	4,867,000	131,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

- ※1 当該年度中の変更交付申請に基づき、局が補助金交付額の上限として決定した額であるため、翌年度に法人から提出された実績報告に基づき、局が補助事業の成果を確定した各項目の合計額とは一致していない。
- ※2 平成27年度特例措置(平成26年度交付額：5,867,920円)により、各項目の合計額とは一致していない。

(表8) 平成27年度分補助金交付額の算定(たのしい森保育園)

(単位：円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
特別保育事業等推進加算 A		2,119,610		2,042,770	
延長保育事業(零歳児)	3人	51,600	1人	17,200	34,400
延長保育事業(2時間・3時間延長)	5人	53,050	1人	10,610	42,440
保育所地域子育て支援推進加算 B		0		0	
第三者評価受審費 C		415,000		415,000	
補助金交付額 D=A+B+C		2,534,000	※	2,527,000	7,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

- ※ 平成27年度特例措置(平成26年度交付額：3,112,680円)により、各項目の合計額とは一致していない。

(表9) 平成27年度分補助金交付額の算定(やさしい森保育園)

(単位:円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 A		5,114,960		5,070,280	
延長保育事業(2時間・3時間延長)	36人	381,960	30人	318,300	63,660
一時預かり事業(4時間未満)	18人	26,280	17人	24,820	1,460
一時預かり事業(4時間以上)	1,178人	3,439,760	1,185人	3,460,200	△ 20,440
保育所地域子育て支援推進加算 B		0		0	
第三者評価受審費 C		0		0	
補助金交付額 D=A+B+C		5,114,000		5,070,000	44,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

- b 社会福祉法人あゆみ会が設置する国立あおitori保育園で、特別保育事業等推進加算のうちアレルギー児対応において、食物のアレルギーがあることが要件のところ、アレルギーではないが牛乳を除去するよう医師の指示書が提出された児童をアレルギー児として加算対象としたため、表10のとおり、平成27年度分11万円が過大に交付されている。

(表10) 平成27年度分補助金交付額の算定(国立あおitori保育園)

(単位:円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 A		2,500,160		2,390,160	
アレルギー児対応	29人	638,000	24人	528,000	110,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,100,000		2,100,000	
第三者評価受審費 C		420,000		420,000	
補助金交付額 D=A+B+C		5,020,000		4,910,000	110,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

- c 社会福祉法人あすなろ福祉会が設置するあすなろ保育園及びあいあい保育園で、特別保育事業等推進加算のうち延長保育事業において延べ利用児童数により算定したことなど、対象児童数の算定が不適正であったことや、保育所地域子育て支援推進加算のうち保育拠点活動支援において保育実習生の実績が、年3人以上と定めた補助金交付要綱の基準を満たしておらず加算の対象外であったことなどから、表11及び表12のとおり、平成27年度分のあすなろ保育園で177万6,000円、あいあい保育園で31万8,000円がそれぞれ過大に交付されている。

(表 1 1) 平成 2 7 年度分補助金交付額の算定 (あすなろ保育園)

(単位: 円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 A		12,310,920		10,394,120	
延長保育事業 (零歳児)	109 人	1,874,800	13 人	223,600	1,651,200
延長保育事業 (2時間・3時間延長)	33 人	350,130	8 人	84,880	265,250
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,600,000		2,600,000	
第三者評価受審費 C		450,000		450,000	
補助金交付額 D = A + B + C		15,360,000	※	13,584,000	1,776,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

※ 平成 2 7 年度特例措置 (平成 2 6 年度交付額: 1 4, 1 3 4, 8 3 0 円) により、各項目の合計額とは一致していない。

(表 1 2) 平成 2 7 年度分補助金交付額の算定 (あいあい保育園)

(単位: 円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金 額	実績	金 額	
特別保育事業等推進加算 A		7,979,080		7,655,080	
延長保育事業 (零歳児)	34 人	584,800	19 人	326,800	258,000
アレルギー児対応	81 人	1,782,000	78 人	1,716,000	66,000
保育所地域子育て支援推進加算 B		2,300,000		1,800,000	
保育拠点活動支援	10 P	500,000	0 P	0	500,000
第三者評価受審費 C		450,000		450,000	
補助金交付額 D = A + B + C		10,729,000	※	10,411,000	318,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

※ 平成 2 7 年度特例措置 (平成 2 6 年度交付額: 1 0, 9 6 1, 1 7 0 円) により、各項目の合計額とは一致していない。

(イ) 東京都保育士等キャリアアップ補助金

局は、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができ、保育サービスの質の向上を図ることを目的として、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を予算の範囲内で東京都保育士等キャリアアップ補助金として交付している。

この補助金は、交付対象施設に勤務する職員の人件費を補助対象とし、児童の年齢別・定員別単価に、各月初日の在籍児童数を乗じた額の合計額としている。

ところで、社会福祉法人あすなろ福祉会が設置するあいあい保育園で平成 2 7 年度の補助金交付状況について見たところ、対象児童数の算定が不適正であったため、表 1 3 のとおり、5, 0 0 0 円が過大に交付されていることが認められた。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人あすなろ福祉会)

(福祉保健局)

(表13) 平成27年度分補助金交付額の算定(あいあい保育園)

(単位:円)

項目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
基本額の算定		4,365,620		4,359,040	
3歳児 単価:3,290円	146人	480,340	144人	473,760	6,580
補助金交付額		※ 4,364,000		4,359,000	5,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

※ 当該年度中の変更交付申請に基づき、局が補助金交付額の上限として決定した額であるため、翌年度に法人から提出された実績報告に基づき、局が補助事業の成果を確定した各項目の合計額とは一致していない。

(ウ) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(児童養護施設等)

局は、社会福祉法人マハヤナ学園に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(児童養護施設等)を表14により算定し交付している。

マハヤナ学園撫子園で平成27年度の補助金交付状況について見たところ、表15のとおり、就職支度金加算(住居費加算)及び大学進学等支度金加算について、各種学校等進学者を対象に交付したことから、46万3,000円が過大に交付されていることが認められた。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人マハヤナ学園)

(福祉保健局)

(表14) 補助金の算定

対象経費	算定方法	概要
基本補助	事務費	定員規模別月額単価×月の初日の定員数
	事業費	定員規模別月額単価×月の初日の現員数
施設の努力・実績加算	単価×延べ加算対象者数等	家庭復帰等促進、心理ケア、就職支度金・大学支度金等の実績に応じた加算
サービス評価・改善計画加算	単価(年額)	第三者評価受審及び利用者に対する調査の実績に対する加算

(表15) 平成27年度分補助金交付額の算定(マハヤナ学園撫子園)

(単位:円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
基本補助(事務費) A		26,220,000		26,220,000	
基本補助(事業費) B		13,146,100		13,146,100	
努力・実績加算の算定 C		19,846,248		19,383,248	
就職支度金加算(住居費加算) 住居を借り上げるための経費 上限1人あたり93,000円	1人	93,000	0人	0	93,000
大学進学等支度金加算 上限1人あたり70万円 各種学校等進学支度金加算 上限1人あたり60万円	大学 進学 1人	700,000	専門学 校進学 1人	330,000	370,000
サービス評価・改善計画加算の算定 D		600,000		600,000	
補助金交付額 E = A + B + C + D		59,812,000		59,349,000	463,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

(エ) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)

局は、社会福祉法人善光会に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(障害者支援施設)を表16により算定し交付している。

アミークス東糀谷で平成27年度分の補助金交付状況について見たところ、①基本補助において加算対象者数の算定が不適正であったこと、②努力・実績加算項目のうち医療的ケア充実加算の対象者数の算定が不適正であり、補助要綱で定める看護師数の基準を満たさなかったことから、表17のとおり、654万5,000円が過大に交付されている。

法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。

局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。

(社会福祉法人善光会)

(福祉保健局)

(表16) 補助金の算定

対象経費	算定方法	概要
基本補助	定員規模別単価×月の 初日の現員数	各月初日の現員数に対する補助
努力・実績に関する加算	単価×延べ加算対象者 数等	施設別の項目の実績(加算対象者数)等に 応じた加算 障害者等雇用、最重度、医療的ケア充実等
サービス評価・改善計画加算	単価(年額)	第三者評価受審及び利用者に対する調査 の実績に対する加算

(表 1 7) 平成 2 7 年度分補助金交付額の算定 (アミークス東糀谷)

(単位: 円)

項 目	誤		正		過大交付額
	実績	金額	実績	金額	
基本補助 A		34,389,000		34,328,900	
生活介護・人員配置 I	432人	9,936,000	431人	9,913,000	23,000
生活介護・人員配置無	126人	1,902,600	127人	1,917,700	△ 15,100
施設入所支援	432人	22,550,400	431人	22,498,200	52,200
努力・実績加算 B		20,237,500		13,752,500	
医療的ケア充実加算		6,485,000		0	6,485,000
サービス評価・改善計画加算 C		700,000		700,000	0
補助金交付額 D = A + B + C		55,326,000		48,781,000	6,545,000

(注) 補助金交付額は、千円未満の端数切捨て

3 意見・要望事項

(1) 局

ア 院内保育事業運営費補助要綱等を見直すことについて

局は、都内の病院等に従事する職員のために院内保育施設を運営する事業者に対して、院内保育事業運営費補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）及び補助金交付申請書作成の手引等（以下「手引」という。）に基づき補助を行っている。

この補助金について、次の状況が認められた。

(ア) 1人で複数の乳幼児を保育する場合の資格要件について

院内保育施設は認可外保育施設であり、東京都認可外保育施設指導監督要綱に基づく指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）の適用を受ける。

指導監督基準では、保育従事者の資格要件として、保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者である場合に限り、3人の乳幼児に対し保育従事者1人の配置とすることができるとしている。（表18）

ところで、局は、院内保育施設への本補助金の交付に当たっては、指導監督基準に従って事業を実施することまでは補助要件としておらず、補助要綱及び手引には、1人で複数の乳幼児を保育する場合の指導監督基準上の資格要件について明記していない。

この結果、本補助金の交付を受ける院内保育施設の一部で、指導監督基準の資格要件を満たさない保育従事者が1人で複数の乳幼児を保育している事例が生じていた。

局は、保育環境等の向上へ向けた動機づけとなるよう、指導監督基準の趣旨に沿い、補助要綱の内容を見直すことが望まれる。

(福祉保健局)

(イ) 補助要件等の規定について

局は、補助要綱において、12か月運営した事業を補助対象とするとしている。

手引では、1か月当たりの開所日数について「おおむね15日以上」と規定しているが、開所日が10日程度の月でも、局は「おおむね」に該当するものと解釈して、補助金の交付を行っていた。

局は、補助要綱等において、補助要件等を明確にすることが望まれる。

(福祉保健局)

(表18) 認可外保育施設に適用される内容

法令等	内容
東京都認可外保育施設指導 監督要綱 (昭和57年6月15日56福 児母第990号)	認可外保育施設指導監督基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日に保育する乳幼児等の数が常時5人以下の施設 保育従事者は原則として施設開所時間を通じて常時2人以上 であること。 ただし、保育従事者が保育士、看護師又は家庭的保育研修修 了者(※)である場合は、乳幼児3人以下まで1人配置とでき る。
	※ 「職員の資質向上、人材確保等研修事業の実施について」(平成 27年5月21日付雇児発0521第19号)のカリキュラムに基づく研 修を修了した者で、研修機関から研修修了証の交付を受けた者でか っカリキュラムの内容を確認できる者に限る。

警視庁職員互助組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付の財政援助を行っている団体に対して、補助金に係る会計経理等は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	警視庁職員互助組合	平成29年11月1日及び 同月2日	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の補助対象事業
局	警視庁	平成29年10月31日及び 同年11月7日	

2 団体の概要

設立の目的	警視庁職員互助組合に関する条例（昭和36年東京都条例第38号）に基づき、警視庁職員等の福利厚生を目的として設立	
主な沿革	昭和36年4月 東京都警察職員互助組合設立 平成6年4月 警視庁職員互助組合（以下「互助組合」という。）に改称	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付事業 ・ その他の福利厚生を目的とする事業 	
所在地	東京都千代田区霞が関二丁目1番1号	
組織	事務局	
人員	役員11名 （理事長1名、理事8名、監事2名（うち理事1名を除く10名は非常勤）） 職員51名	
都 と の 関 係	補助金（表1）	2億617万余円（平成27年度交付額） 2億607万余円（平成28年度交付額）
	財産の貸付（表2）	土地（88.22㎡）及び建物（1,927.01㎡）を使用許可
	職員の派遣等	常勤役員1名が都退職者 常勤職員41名を都から派遣

（注）上記数値等は平成29年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
警視庁職員互助 組合交付金	警視庁職員互助組合 交付金交付要綱	組合員の福利厚生に 要する経費 (補助率:10/10以内)	170,508	206,176	206,070

(注) 平成26年度は組合員の給料月額のうち0.9/1,000を交付した。

(表2) 公有財産の貸付状況

(単位: m²、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	警視庁本部庁舎	売店	—	282.62	—
		現金自動預入払機	—	0.50	23
		自動販売機(飲料水等)	—	23.02	—
		自動販売機(たばこ)	—	0.85	41
	多摩総合庁舎	売店	—	71.85	—
		自動販売機(飲料水等)	—	13.42	—
	警察署等	自動販売機(飲料水等)	88.22	1,504.22	—
		自動販売機(たばこ)	—	30.53	632

(注) 売店及び自動販売機(飲料水等)については、職員の福利厚生のため使用料を免除している。

第3 監査の結果

1 補助対象事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、互助組合の補助対象事業について、主に、警視庁職員互助組合交付金交付要綱に定める交付目的に沿って、適正かつ効果的に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

互助組合は、育児、介護、資格取得及び心の健康づくりを支援する「ワーク・ライフ支援事業」、機動隊スポーツクラブの活動を支援する「首都警察官の心身鍛錬助成事業」及び宿泊施設等の利用を支援する「福利厚生施設利用支援事業」を実施している。

補助対象事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した限りにおいて、補助金に係る会計経理等は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って執行されていると認められる。

第4 補助対象事業の概要

1 事業実績

(単位：千円)

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ワーク・ライフ支援事業（注1）	—	145,000	148,028
育児支援事業	17,775	—	—
介護支援事業	18,798	—	—
健康管理対策事業	77,952	—	—
首都警察官の心身鍛錬助成事業（注2）	18,498	24,742	29,822
福利厚生施設利用支援事業（注3）	15,088	17,582	17,508
交付金事業管理費	—	19,323	11,139

（注1）平成26年度の育児支援事業、介護支援事業等を拡充し、平成27年度からワーク・ライフ支援事業として実施した。

（注2）平成26年度は、体育レク活動助成事業の名称で実施した。

（注3）平成26年度は、保健施設運営事業の名称で実施した。

2 主な実績

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ワーク・ライフ支援事業		育休復帰支援講座(2回) 子育てイベント(4回) 保育サービス割引(998件) 介護実践講座(20回) 心の健康相談(108件) 資格取得助成(94件)	育休復帰支援講座(2回) 子育てイベント(4回) 保育サービス割引(1,868件) 介護実践講座(20回) 心の健康相談(286件) 資格取得助成(151件) 有識者講演(25回)
育児支援事業	育休復帰支援講座(2回) 子育てイベント(4回) 保育サービス割引(152件)		
介護支援事業	介護実践講座(20回)		
健康管理対策事業	健康管理用品の配布 血清アミラーゼ検査料補助		
首都警察官の心身鍛錬助成事業	厚生課スポーツクラブ(6クラブ)及び機動隊スポーツクラブ(15クラブ)の加盟・登録料、大会参加料、施設使用料	機動隊スポーツクラブ(15クラブ)の加盟・登録料、大会参加料、施設使用料	機動隊スポーツクラブ(15クラブ)の加盟・登録料、大会参加料、施設使用料
福利厚生施設利用支援事業	福利厚生施設(リゾート施設2、テニス施設1)の年会費、予約代行料	福利厚生施設(リゾート施設3、テニス施設1)の年会費、予約代行料	福利厚生施設(リゾート施設3、テニス施設1)の年会費、予約代行料
交付金事業管理費		電話回線使用料、電算システムの維持管理経費	電話回線使用料、電算システムの維持管理経費

第 4 出資団体別監査結果

公益財団法人東京都人権啓発センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都人権啓発センター	平成29年10月16日から 同月19日まで	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	総務局	平成29年10月13日及び 20日	

2 団体の概要

設立の目的	同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施し、都民の人権意識の高揚を図ることを目的として設立
主な沿革	昭和46年4月 財団法人東京都同和事業促進協会設立 平成10年7月 東京都産業労働会館と機能の整理統合を行い、財団法人東京都人権啓発センターとして改組 平成23年4月 公益財団法人へ移行 平成28年11月 事務局が台東区から港区へ移転 平成29年1月 東京都人権プラザが台東区から港区へ移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及啓発に関する事業 ・ 講演・講座・研修等及び相談に関する事業 ・ 情報収集・提供、調査研究等に関する事業 ・ 出版物等の発行に関する事業 ・ 都及び都内区市町村等の行う人権に関する教育・啓発に係る事業 ・ 人権啓発関係施設の管理運営
所在地	東京都港区芝二丁目5番6号 芝256スクエアビル2階
組織	事務局

人 員	役員 9 名（理事長 1 名、専務理事 1 名、理事 5 名、監事 2 名（専務理事を除き非常勤）） 職員 17 名	
都 と の 関 係	出えん	基本財産 1 億 3,600 万円のうち、1 億 90 万円（74.2%）
	補助金（表 1）	8,370 万余円（平成 27 年度交付額） 9,055 万余円（平成 28 年度交付額）
	経常収益に占める都からの収益（表 2）	経常収益 2 億 3,208 万余円のうち、2 億 1,594 万余円（93.0%）
	職員の派遣等	常勤職員 6 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び非常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 27 年度：A 平成 28 年度：—
	公の施設の管理運営（表 3）	9,536 万余円（平成 27 年度指定管理料） 1 億 2,539 万余円（平成 28 年度指定管理料）
	指定管理者運営状況評価	平成 27 年度：A 平成 28 年度：A（本館・分館とも）

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

（表 1）補助金の交付状況

（単位：千円）

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公益財団法人東京都人権啓発センター運営費補助金	公益財団法人東京都人権啓発センター運営費補助金交付要綱	公益財団法人東京都人権啓発センターの運営に要する経費（事業実施により得た対価を控除した額の 10/10）	120,686	83,709	90,557

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	235	100	196	100	232	100
都からの収益	219	93.3	179	91.3	215	93.0
受取補助金等	120	51.3	83	42.7	90	39.0
受取人権プラザ事業収益	98	42.0	95	48.6	125	54.0
他の収益	15	6.7	17	8.7	16	7.0
公益目的事業会計	150	64.0	124	63.4	149	64.3
都からの収益	136	58.2	109	55.7	135	58.2
受取補助金等	96	40.9	71	36.3	72	31.2
受取人権プラザ事業収益	40	17.3	37	19.4	62	27.0
他の収益	13	5.9	15	7.7	14	6.1
収益事業等会計	68	29.3	60	30.9	68	29.6
都からの収益	68	29.3	60	30.9	68	29.6
受取補助金等	10	4.5	3	1.6	5	2.5
受取人権プラザ事業収益	58	24.7	57	29.3	62	27.0
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0
法人会計	15	6.7	11	5.7	14	6.1
都からの収益	13	5.9	9	4.7	12	5.2
受取補助金等	13	5.9	9	4.7	12	5.2
受取人権プラザ事業収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	1	0.8	1	1.0	1	0.8

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、東京都人権プラザの管理運営に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表3) 公の施設の管理運営状況

(単位:千円)

施設名 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京都人権プラザ本館 (東京都港区芝二丁目5番6号芝256スクエアビル1・2階)	平成29.1.1～平成30.3.31	-	-	16,199
東京都人権プラザ分館 (東京都台東区橋場一丁目1番6号)	平成23.4.1～平成28.3.31 平成28.4.1～平成30.3.31	98,871	95,369	109,193
合計		98,871	95,369	125,392

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度	
		増減額	増減率	増減額	増減率
経常収益	235	196	△ 39 △ 16.7	232	35 18.3
当期経常増減額	13	1	△ 11 △ 88.7	18	16 -
当期一般正味財産増減額	10	△ 0	△ 11 △ 108.6	15	16 -
資産合計	263	258	△ 4 △ 1.7	296	37 14.6
正味財産合計	245	244	△ 0 △ 0.4	260	15 6.5

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都人権啓発センター（以下「財団」という。）の事業について、主に、平成27年8月に改訂された「東京都人権施策推進指針」において新たに加えられた人権課題に対する取組が行われているか、都の人権啓発拠点である「東京都人権プラザ」（以下「プラザ」という。）が、より多くの人に利用されるよう事業の充実を図っているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

財団は、都民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育・啓発、人権の擁護等の事業を実施している。

主な事業としては、コンサートや映画等を通じて幅広い層への普及啓発を行う人権啓発行事や、テーマに沿ってより深い知識や見識を備えるための都民講座を実施するとともに、企業等への講師出講や小中学校での体験学習会等、啓発の対象者ごとの目的に沿った方法や内容により人権教育を行っている。

また、財団は、指定管理者として、プラザの管理運営を受託している。

この施設は、平成29年1月に台東区から港区に移転し、展示室等のリニューアルを行った後、同年2月16日にプラザ本館として開館するとともに、従来のプラザは、平成30年3月31日までプラザ分館として運営を行うものとしている。

プラザの主な事業としては、人権に関する本や写真等を取り扱った企画展の開催、図書資料室の運営、人権に関する相談等を行っている。

(3) 収益及び費用の状況

財団の経常収益は、都からの収益である受取補助金等及び受取人権プラザ事業収益が大半を占めているが、その他の収益として講師出講料等の事業収益も得ている。

また、経常収益の増減を見ると、平成27年度は、3,924万余円減少しており、これは

主に、都派遣職員の給与が都からの直接支給となったことによるものである。平成28年度は、3,592万余円増加しているが、これは主に、移転に伴う図書資料室の整備・充実、ホームページのリニューアルに要した費用及び2館体制に伴う人件費に係る都からの運営費補助金等の増加によるものである。

当期経常増減額は、平成27年度は、1,156万余円減少しており、これは主に、積立資金を取り崩して、公益財団法人5周年記念事業を行ったことによるものである。

(4) 財政状態

資産は、平成28年度に3,780万余円増加しているが、これは主に、図書システムの新規導入等によりリース資産が増加したこと、また、履行期限を年度末とする契約に係る未払金及び移転に伴う事業実施規模の縮小を要因として現金預金が増加したことによるものである。

(5) 事業運営に関する評価

今日では、障害者、外国人、インターネットによる人権侵害、北朝鮮による拉致被害者、LGBT等、人権課題は多様化してきている。また、2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることとなり、東京は、オリンピック憲章に掲げられた人権に配慮した大会の実現を求められている。

そのため、プラザ移転に伴い、体験等を通じて人権課題をより身近なものとして親しみやすく学べるように充実させた施設を財団は活用し、これらのテーマも含めた人権学習会を行うとともに、企業等への講師出講においては、対象者のニーズに応じて新しい人権課題をテーマにした研修を行っている。

また、若年層への啓発は重要であるため、財団は、小中学校へ出向く体験学習会では、障害者スポーツの体験やインターネットの使い方を取り入れた学習テーマ等を揃え、平成28年度からは、ワークショップ形式の子供人権教室をプラザで実施しており、施設の新しい活用も図っている。

今後、財団は、施設がより多くの人に利用されるために、移転により交通機関の利便性が向上したことを活かしたプラザの新たな広報戦略を立てるほか、講座や学習会等、施設を活用した啓発事業の充実を図ることが求められる。そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先のレガシーを築くため、都民が人権への理解をより一層深め、幅広い人権意識をもつような取組を行い、東京は人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していく必要がある。

運営に関する事項は以上のとおりであり、財団の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 文書管理に係る規定の整備を適正に行うべきもの

財団が定める公益財団法人東京都人権啓発センター文書管理規程（以下「規程」という。）では、文書の保存年限の種類を表4のとおりとし、「保存年限の種類に応じ、保存する文書の種別は事務局長が定める」としている。

ところで、財団では、各課において起案件名、保存年限等を記録した文書一覧表を年度ごとに整備しているものの、規程で定めるとしている「保存する文書の種別」を定めていないことが認められた。

このため、文書の保存年限をどうするべきかの基準が定まっていないこととなり、本来長期間にわたり保存しておくべき文書が早期に廃棄されたり、保存の必要がなくなった文書を長期間保存していたりといった状態が生ずるおそれがあり、適正でない。

財団は、文書管理に係る規定の整備を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都人権啓発センター）

（表4）文書の保存年限の種類

①	1年保存
②	3年保存
③	5年保存
④	10年保存
⑤	長期保存

イ 個人情報の管理を適正に行うべきもの

財団は、地方自治法及び東京都人権プラザ条例（平成13年東京都条例第103号）の規定に基づき、表5のとおり、プラザの指定管理者としての業務を行っている。

財団では、指定管理業務の一つである人権一般相談業務を円滑に行うため、人権相談管理システム（以下「相談システム」という。）を運用し、人権一般相談を行った者（以下「相談者」という。）の氏名等を入力している。

また、財団は、公益財団法人東京都人権啓発センター個人情報の保護に関する規程において「保有の必要がなくなった保有個人情報」については、速やかに消去するよう定めている。

ところで、財団は、相談システムのサーバ内にある、相談者に係る個人情報の廃棄について、表6のとおり、委託契約（以下「廃棄委託契約」という。）を締結している。

この契約書類等を見たところ、廃棄委託契約にて消去及び処分を行う対象は、平成18年

度から平成25年度までの個人情報であることが認められた。

このことは、相談システムの運用を開始した平成18年度以降、これらのデータを継続して保有し、その後保有の必要がなくなったにもかかわらず、消去していなかったということである。

これは、財団において、定期的に個人情報保有の必要性を判断し、速やかに消去するための規定や運用方法を整理していないことから、保有する個人情報を消去することなく、継続して保管してきたことによるものである。

財団は、個人情報の管理を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都人権啓発センター)

(表5) 財団の行う業務

1	プラザの管理運営業務
	① 展示の企画及び展示室の運営並びに出張展示に関すること ② 図書資料室の運営に関すること ③ 都民講座及び人権学習会並びに子供人権教室に関すること ④ 指導者の育成に関すること ⑤ 人権一般相談に関すること（法律相談を含む。） ⑥ 人権特定相談に関すること ⑦ プラザの施設の提供に関すること ⑧ プラザの施設に係る使用料徴収事務に関すること
2	プラザの敷地、施設、設備及び物品の維持管理に関すること
3	その他事業目的を達成するために必要な事務

(表6) 廃棄委託契約の概要

件名	一般相談用データ廃棄について
期間	平成28.7.22～平成28.8.31
金額	4万3,200円
業務内容	一般相談用のサーバに残っている相談のデータを完全に消去し、処分する。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 普及啓発事業等

事業名		実績		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
イベント				
人権啓発行事の開催	回数	2回	1回	1回
	延人数	945名	119名	492名
人権週間行事の開催	延人数	520名	545名	417名
人権啓発映画会(夏休み子ども映画会含む。)の開催	回数	3回	3回(注1)	3回
	延人数	340名	1,032名	242名
国や都等が主催する人権啓発行事への協賛・参加	回数	8回	9回	9回
	延日数	9日	11日	11日
マスメディア				
様々な人権問題をテーマにしたラジオ番組の提供		番組タイトル「人権 TODAY」(TBS ラジオ) 毎週土曜日 午前8時20分頃から5分間		
広告				
ポスターの作製・掲出等		<ul style="list-style-type: none"> 人権週間を中心に都内各交通機関、都内公共施設、学校及び区市町村等に掲出・配布 作製枚数 15,150枚 		
啓発物品の作製・配布		<ul style="list-style-type: none"> 主催行事及び協賛行事等で配布 作製物品 シャープペンシル約20,000本等 		
講演・講座・研修等				
都民講座	回数	3回	5回(注2)	4回
	延人数	261名	423名	357名
指導者養成セミナー	参加人数	219名	155名	350名
研修講師の出講	委嘱講師数	12名	14名	10名
	出講団体数	144団体	125団体	128団体
特別区講師養成研修	延人数	370名	410名	180名
人権問題体験学習会	回数	21回	23回	20回
子供人権教室	参加人数	—	—	23名
人権学習会	団体数	78団体	69団体	32団体
インターネット				
ホームページによる講演・講座・研修、相談案内、イベント等の情報提供	アクセス件数	418,302件	403,368件	443,957件
	アクセス回数	1,259,962回	1,332,179回	2,644,018回
出版物				
人権情報誌「TOKYO人権」によるセンターの活動状況、プラザの紹介、イベント等の情報提供	発行回数	4回	4回	4回
	発行部数	各13,000部	各13,000部	各13,000部

(注1) 第3回は、公益財団法人5周年記念事業「人権に出会う一日」の中で4作品上映

(注2) 第2回から第4回は、公益財団法人5周年記念事業「人権に出会う一日」の中で連続実施

イ 公の施設の管理運営

事業名		実績		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京都人権プラザの管理運営				
年間入場者数	本館	—	—	1,013 名
	分館	39,030 名	37,718 名	30,457 名
会議室等（分館）（注 1）	件数	1,506 件	1,392 件	1,194 件
	利用者数	22,775 名	22,837 名	19,305 名
セミナールーム（本館）	件数	—	—	5 件
	利用者数	—	—	161 名
展示室の運営				
年間入場者数	本館	—	—	559 名
	分館	5,009 名	4,107 名	2,642 名
展示の企画運営	常設展示（注 2）	人権に関する資料展示及び体験設備の整備		
	企画展	3 回	3 回	2 回
		宇井真紀子写真展 アイヌときどき日 本人 TOKYO 1992 - 2014 等	高松英昭写真展 Street People 等	読む人権 じんけ んのほん 世界と つながる 50 冊等
	出張展示	8 回	10 回	11 回
		墨田区社会福祉会 館 40 周年記念講 演会「読む人権 じんけんのほん 絵本の本棚」等	企業内人権週間行 事「障害者スポー ツ」「読む人権 じ んけんのほん 人 権マンガ 50」山崎 製パン株式会社等	企業内人権啓發行 事「みんなのスポ ーツ」明治安田生 命本社ビル等
パネル等貸出	14 回	17 回	12 回	
図書資料等の閲覧・貸出（注 3） ※（） 移転後の内数				
図書資料	蔵書数	10,628 冊	11,066 冊	11,441 冊
	利用者数	3,032 名	3,021 名	1,671 (293) 名
	貸出冊数	232 冊	396 冊	283 (155) 冊
16 ミリフィルム・VHS・ DVD	保有数	798 本	825 本	851 本
	貸出本数	527 本	416 本	175 (60) 本
人権相談				
一般相談		1,015 件	1,006 件	856 件
法律相談		61 件	67 件	53 件
特定相談（同和問題・アイヌの人々等）		1,066 件	1,086 件	852 件

（注 1） 大会議室・小会議室・ホール兼視聴覚室等

（注 2） 常設展示室は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 29 年 2 月 15 日まで閉室

（注 3） 図書資料室は、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 15 日まで閉室

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合	経常収益	235	196	△ 39	△ 16.7	232	35	18.3
	基本財産運用益	1	1	0	0.0	1	△ 0	△ 0.0
	事業収益	12	13	1	9.9	12	△ 0	△ 7.1
	受取人権プラザ事業収益	98	95	△ 3	△ 3.5	125	30	31.5
	受取補助金等	120	83	△ 36	△ 30.6	90	6	8.2
	その他	1	1	△ 0	△ 1.9	1	0	4.5
	経常費用	222	194	△ 27	△ 12.4	213	19	9.9
	事業費	206	183	△ 23	△ 11.5	191	8	4.6
	管理費	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	計	当期経常増減額	13	1	△ 11	△ 88.7	18	16
法人税等	2	2	△ 0	△ 5.8	2	△ 0	△ 6.5	
当期一般正味財産増減額	10	△ 0	△ 11	△ 108.6	15	16	-	
公益目的 事業会計	経常収益	150	124	△ 26	△ 17.6	149	25	20.2
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	12	13	1	9.9	12	△ 0	△ 7.1
	受取人権プラザ事業収益	40	37	△ 2	△ 6.6	62	24	65.0
	受取補助金等	96	71	△ 25	△ 26.0	72	1	1.8
	その他	1	1	△ 0	△ 1.7	1	0	5.4
	経常費用	154	140	△ 14	△ 9.4	140	0	0.0
	事業費	154	140	△ 14	△ 9.4	140	0	0.0
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	計	当期経常増減額	△ 4	△ 15	△ 11	293.3	9	25
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	2	△ 8	△ 10	△ 445.5	14	23	△ 277.0	
収益事業等 会計	経常収益	68	60	△ 8	△ 12.0	68	8	13.2
	基本財産運用益	-	-	-	-	-	-	-
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取人権プラザ事業収益	58	57	△ 0	△ 1.4	62	5	9.3
	受取補助金等	10	3	△ 7	△ 70.0	5	2	83.5
	その他	0	0	△ 0	△ 12.4	0	△ 0	△ 37.0
	経常費用	52	42	△ 9	△ 17.7	51	8	19.4
	事業費	52	42	△ 9	△ 17.7	51	8	19.4
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	計	当期経常増減額	16	17	0	5.5	17	△ 0
法人税等	2	2	△ 0	△ 6.0	2	△ 0	△ 7.2	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	2.2	1	0	70.3	
法人会計	経常収益	15	11	△ 4	△ 28.5	14	2	25.5
	基本財産運用益	1	1	0	0.0	1	△ 0	△ 0.0
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取人権プラザ事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取補助金等	13	9	△ 4	△ 32.6	12	2	30.9
	その他	0	0	0	0.3	0	△ 0	△ 60.1
	経常費用	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	事業費	-	-	-	-	-	-	-
	管理費	15	11	△ 3	△ 24.9	22	10	93.7
	計	当期経常増減額	0	△ 0	△ 0	△ 261.8	△ 8	△ 8
法人税等	0	0	0	0	0	0	15.3	
当期一般正味財産増減額	7	6	△ 0	△ 8.8	△ 0	△ 7	△ 108.0	

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度				平成 28 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率	
流動資産	88	93	4	5.5	122	29	31.0	
現金預金	84	92	8	9.6	121	29	31.5	
未収金	1	0	△ 1	△ 93.2	0	0	26.1	
その他	2	1	△ 1	△ 58.2	0	△ 0	△ 11.9	
固定資産	174	165	△ 9	△ 5.3	173	8	5.3	
基本財産	136	136	0	0	136	0	0	
特定資産	38	28	△ 9	△ 24.1	29	1	3.4	
その他固定資産	0	0	△ 0	△ 52.2	7	7	-	
資産合計	263	258	△ 4	△ 1.7	296	37	14.6	
流動負債	17	14	△ 3	△ 19.4	30	15	109.2	
未払金	11	10	△ 0	△ 7.3	23	12	113.6	
短期リース債務	-	-	-	-	1	1	-	
その他	6	3	△ 2	△ 43.1	5	1	48.0	
固定負債	-	-	-	-	6	6	-	
長期リース債務	-	-	-	-	6	6	-	
負債合計	17	14	△ 3	△ 19.4	36	21	152.0	
指定正味財産	101	101	0	0	101	0	0	
一般正味財産	144	143	△ 0	△ 0.6	159	15	11.1	
正味財産合計	245	244	△ 0	△ 0.4	260	15	6.5	
負債及び正味財産合計	263	258	△ 4	△ 1.7	296	37	14.6	

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	平成29年10月24日から同月30日まで	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び平成
局	オリンピック・パラリンピック準備局	平成29年10月23日及び31日	28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の事業

2 団体の概要

設立の目的	<p>平成25年9月7日、ブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催された第125次国際オリンピック委員会（IOC）総会にて、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定した。</p> <p>開催都市契約2020（注）に基づき、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成26年1月24日、東京都と公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）とにより設立された。</p> <p>組織委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もって大会の成功に期することを目的としている。</p> <p>（注）IOC、東京都、JOCの3者で締結した、東京2020大会に向け遵守すべき内容について定めた合意書。当該契約の中で、組織委員会の設立が明記されている。なお、組織委員会は、設立後に当該契約に加わった（併合契約）。</p>
-------	--

主な沿革	<p>平成 25 年 9 月 東京 2020 大会の開催が決定 開催都市契約 2020 の締結</p> <p>平成 26 年 1 月 組織委員会を設立</p> <p>平成 26 年 8 月 開催都市契約 2020 併合契約の締結</p> <p>平成 27 年 1 月 公益財団法人へ移行</p>	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 大会の準備及び運営に関する事業 東京 2020 大会の準備及び運営について内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業 その他、組織委員会の目的を達成するために必要な事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【東京 2020 大会の概要】</p> <p>① 第 32 回オリンピック競技大会（競技数：33 競技） 開催期間：2020 年 7 月 24 日（金）～8 月 9 日（日）</p> <p>② 東京 2020 パラリンピック競技大会（競技数：22 競技） 開催期間：2020 年 8 月 25 日（火）～9 月 6 日（日）</p> </div>	
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号虎ノ門ヒルズ	
組織	4 室、12 局	
人員	<p>役員 37 名（会長 1 名、副会長 6 名、専務理事 1 名、常務理事 3 名、理事 24 名及び監事 2 名）（うち非常勤 34 名）</p> <p>職員 769 名（人材派遣等は除く）</p> <p>※ 職員の内訳：都 214 名、他自治体 105 名、警察消防 39 名、国 34 名、民間 300 名、契約職員 77 名</p>	
都との関係	出えん	<p>基本財産 3 億円のうち、1 億 5,000 万円（50%）</p> <p>※ 都は、組織委員会の財務基盤がぜい弱であったため、資金不足を補い安定的な法人運営を確保するため、平成 26 年 6 月に追加で出えん金 57 億円を拠出した。その後、組織委員会は、平成 27 年度決算において、財務基盤が強固となったため、当初の目的を達成したとして、平成 28 年 11 月に当該 57 億円を都に返還した。</p>
	負担金（表 1）	<p>4,621 万余円（平成 27 年度交付額）</p> <p>1 億 715 万余円（平成 28 年度交付額）</p>
	財産の貸付（表 2）	建物（1,694.56 m ² ）及び土地（529,985.51 m ² ）を無償貸付
	職員の派遣等	<p>評議員 2 名が都副知事、常務理事 1 名が都退職者（元都副知事）</p> <p>非常勤の理事（副会長）1 名が都副知事</p> <p>非常勤の理事 1 名、非常勤の監事 1 名が都職員（ともに局長級）</p> <p>常勤職員 214 名を都から派遣</p>
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表1) 負担金の状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業、負担割合等	交付額	
			平成 27年度	平成 28年度
東京2020パラリンピック競技大会5年前イベント開催に関する共催事業実施に係る負担金	協定	当該事業の経費は、都の負担とする。 上限1,000万円	9,994	—
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会4年前イベント開催に関する共催事業実施に係る負担金	協定	当該事業の経費は、都の負担とする。なお、東京2020パートナーに関する費用を除く。 上限2,533万余円	—	25,336
ラグビーワールドカップ2015におけるジャパンパビリオンへの共同出展事業実施に係る負担金	協定	当該事業の経費は、都の負担とする。なお、東京2020大会に関する費用を除く。 上限1,900万円	18,991	—
I P C 理事に対するプレゼンテーション及びI P C 理事との意見交換会に関する負担金	協定	当該事業の費用は、都と組織委員会で1：1で負担する。なお、都と組織委員会の出席者数に応じて生じた経費は、それぞれが負担する。	957	—
東京2020パラリンピックエクセレンスプログラムプロジェクトサービスに関する負担金	協定	実施するプログラム内容により、費用負担を年度協定で決定する。 ・平成27年度は、全額都負担 上限2,460万円 ・平成28年度は、都負担及び都と組織委員会の参加者数で按分する。 上限4,993万余円	15,284	22,497
I O C 調整委員会意見交換会に関する負担金	協定	当該事業の費用は、都と組織委員会で1：1で負担する。なお、都と組織委員会の参加者数に応じて生じた経費は、それぞれが負担する。 ・上限額は、 平成27年度：110万円 平成28年度：197万余円	990	209
リオ大会オブザーバープログラムに関する負担金	協定	現地拠点事務所に係る経費等について、共通経費は都と組織委員会で1：1で負担する。また、専用部分等については、それぞれが負担する。 上限5,966万余円	—	52,844
リオ2016大会I O C デブリーフィングに関する負担金	協定	当該事業の費用は、都と組織委員会で1：1で負担する。なお、都と組織委員会の参加者数に応じて生じた経費は、それぞれが負担する。 上限1,731万余円	—	6,261
合計			46,217	107,150

(注) 平成26年度は実績なし

(表2) 公有財産の貸付状況

(単位: m²、千円)

分類	年度 (平成)	施設名 (貸付期間)	目的	種類		使用料 (年額)	
				土地	建物	土地	建物
行政 財産	27	都庁第一本庁舎 14 階 (平成 27. 4. 1～平成 27. 8. 31)	組織委員会 の執務室	—	1, 135. 89	—	15, 845
		都庁第一本庁舎 34 階 (平成 27. 8. 15～平成 28. 3. 31)		—	957. 32	—	20, 161
	28	都庁第一本庁舎 34 階 (平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31)		—	957. 32	—	無償 (注)
		都庁第一本庁舎 33 階 (平成 28. 6. 6～平成 29. 3. 31)		—	737. 24	—	
普通 財産		有明北埋立地 (平成 29. 2. 13～平成 29. 3. 31)	会場整備の ための地盤 調査	67, 549. 51	—	無償 (注)	—
		中央防波堤内側埋立地 (平成 29. 3. 20～平成 29. 3. 31)	会場整備の ための樹木 移植等	462, 436	—		—

(注)「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における公有財産の取扱いに関する方針」(平成28年3月9日付27才大開第213号知事決定)に基づき、組織委員会が東京2020大会等において、都の財産(競技会場、練習会場及び東京2020大会運営上必要となる施設のために使用する公有財産の土地建物等)を使用する場合は、貸付料及び使用料は無償となった。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	3,409	40,700	37,290	—	65,124	24,424	60.0
当期経常増減額	2,545	29,054	26,509	—	37,594	8,540	29.4
当期一般正味財産増減額	2,538	28,960	26,421	—	37,575	8,615	29.7
資産合計	10,877	38,881	28,003	257.4	76,854	37,973	97.7
正味財産合計	7,818	36,779	28,960	370.4	68,655	31,875	86.7

(注) 平成26年度の経常収益、当期経常増減額、当期一般正味財産増減額は、公益財団法人に移行した平成27年1月1日から同年3月31日までの数値である。

(1) 監査の観点

監査に当たっては、東京2020大会の準備を円滑に進められるよう、法人として統制の働いた運営がなされているか、財務統制が適切に機能し、予算管理がなされているか、調達体制の整備はできているか、等の観点から、事業計画書、事業報告書、理事会提出資料等を確認しつつ、これらに関して、組織委員会から提示された証拠書類の範囲内で、その内容を検証した。

また、調達については、調達案件を抽出して、検証を行った。

(2) 事業実績

組織委員会は、東京2020大会の成功に向けて、大会の準備及び運営に関する事業を行っている。平成28年度の主な取組としては、東京2020大会エンブレムを決定し、そのPR活動を展開するとともに、リオデジャネイロ2016オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「リオ大会」という。）において、都等と連携して開設したジャパンハウス（注1）やフラッグハンドオーバーセレモニー（注2）の実施により、世界の人々に4年後の東京2020大会を強く印象づけた。

また、競技種目の追加が決定し、今後大会準備が本格化する中で、「アクション&レガシープラン2016」、「持続可能性に配慮した運営計画（第一版）」などの重要な計画を着実に策定した。

加えて、この時点における組織委員会が行う東京2020大会の運営等に係る全ての収益・費用、いわゆる生涯予算（以下「生涯予算」という。）及びその他経費（組織委員会以外が負担する経費）を示した「全体像（バージョン1）」（以下「V1予算」という。）を発表し、大会開催に必要な支出項目を分野ごとに分けて立候補ファイルに盛り込まれていなかった経費も

含めて算出し、全体像を初めて明らかにした。

その後、平成29年5月に組織委員会、都、国及び競技会場が所在する自治体の4者により、役割（経費）分担に関する基本的な方向について合意（以下「大枠合意」という。）し、この大枠合意で示された組織委員会の経費負担は、更なる収入増加を図ることとして、6,000億円となっている。

なお、組織委員会は、平成29年12月にV1予算を精査した「大会経費V2（バージョン2）」（以下「V2予算」という。）を発表した。V2予算において、組織委員会の生涯予算は6,000億円（収支均衡）となっている。

（注1）ジャパンハウス

リオ市内に開設した施設（展示コーナー）。日本特有の文化、芸術、景観などを紹介・体感するブース等を設置するとともに、東京2020大会のエンブレム、ビジョン、競技概要等を紹介するなど、東京や日本の魅力及び東京2020大会を世界にPRした。

（注2）フラッグハンドオーバーセレモニー

開催都市の首長から次回開催都市の首長にオリンピック旗及びパラリンピック旗を引き継ぐ儀式。ともに閉会式で行われる。

（3）収益及び費用の状況並びに財政状態

当期一般正味財産増減額は、平成27年度289億余円、平成28年度375億余円となっており、予算（平成27年度：45億余円、平成28年度：184億余円）に比べて、増加している。これは、スポンサーの獲得がおおむね順調なことから、経常収益の大部分を占めるマーケティング収益が計画に比べて増加したためである。一方、経常費用については、ほぼ計画どおりで推移している。

この結果、平成28年度末の特定資産（東京2020大会開催のため、積み立てている特定準備資金）は、691億余円となっており、資産合計768億余円の大部分を占めている。当該特定資産は、今後、東京2020大会準備の本格化に伴い、その資金として取り崩されることとなる。

大枠合意による経費負担6,000億円に対する収支実績（監査事務局試算）として見ると、平成28年度までの累積収益（注1）は1,099億余円、累積費用（注2）は412億余円となっている。

なお、平成26年6月に都が追加で拠出した出えん金57億円については、平成28年11月に都に返還した。

（注1）累積収益

平成28年度までの経常収益と経常外収益の合計額

（注2）累積費用

平成28年度までの経常費用と経常外費用の合計額

(4) 事業運営に関する評価

組織委員会は、都民等の期待の下、都や国等と協力して、大会準備及び運営に関する事業を推進し、東京 2020 大会を成功させることが求められている。組織委員会はそのための時限プロジェクト組織であり、組織委員会の予算は、プロジェクト全体で収支均衡が求められる。東京 2020 大会の経費については、組織委員会、都、国等で負担することになっているが、都は、IOC への立候補ファイル及び開催都市契約 2020 に基づき、組織委員会が資金不足に陥った場合には、その分を補填する（以下「財政保証」という。）こととなっている。

現実に、過去の大会において、開催直前に当時の組織委員会が財源不足に陥り、組織委員会が担当する予定だった競技会場の警備や、開会式・閉会式などの費用に公的資金が投入された前例がある。

こうしたことから、今後の組織委員会の収支は、直接的に都の財政保証のリスクとなる。これらの点を踏まえて、組織委員会の事業運営に関して評価を行った。

《運営体制の整備》

組織委員会は、東京 2020 大会の成功に向け、都や国等との連携を強化し、大会の開催準備に万全を期すべく取り組んでいる。開催準備を加速させる中で、組織委員会の人員も増加し、組織が拡大していることから、組織内における体制の整備が急務になっている。

これに対応するため、組織委員会では、組織運営体制の強化に取り組んでおり、ガバナンス改革として、平成 27 年 11 月から経営会議を設置し、意思決定プロセスの明確化を図っている。引き続き、経営会議を機動的かつ有効に活用するとともに、評議員会や理事会を含めた全体的なガバナンスを推進する必要がある。

また、組織内部に監査室を置き、組織委員会の制度、組織及び業務活動について、監査を実施し、監査の指摘事項については、改善状況を確認するためのフォローアップも実施している。しかし、一部の監査でフォローアップの実施が迅速に行われていないなどの状況があることから、監査の実効性を確保するため、改善が望まれる。

財務諸表の適正性については、組織委員会の監事監査に加えて、外部の監査法人による会計監査を受けている。なお、平成 29 年度からは、法令に基づく財務基準により義務付けられたことから、会計監査人を設置した。

このほかに、組織委員会は、経営企画室による PMO（注 1）手法や、改革推進室による工程改善「見える化」（注 2）の取組を通じ、組織委員会全体の事業の進捗管理と課題整理などを行っており、今後とも、これらを一層推進していく必要がある。

《生涯予算、財務統制》

組織委員会の財政運営は、全ての期間を通じて、収支均衡を原則としており、できる限りコスト削減に努める必要がある。組織委員会の生涯予算については、平成 28 年 12 月に発表した V1 予算で 5,000 億円の収支均衡となっている。また、その後、平成 29 年 5 月の大枠

合意による経費負担は、6,000億円となっているが、組織委員会によれば、このV1予算や大枠合意による経費負担は、最終的な生涯予算に至る前の暫定的な性格の予算であるとのことである。

組織委員会は、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、役割分担及び経費分担の具体化を図り、次回以降の生涯予算を作成し、発表するとしている。今後、大会開催が近づくにつれ、大会準備のための支出が急増することが予想されるため、後年度の資金ショート懸念がないよう、生涯予算の作成に合わせて、大会終了時までの年度ごとの予算計画や見積方針などを明らかにすることが望まれる。

《予算執行管理》

予算執行に当たっては、大会開催に必要な機能や業務を明確化するため、組織運営の内容を業務別に52のFA (Functional Area) に区分しており、平成29年4月から稼働した財務会計システムによりFA別の予算執行状況を管理していくとしている。しかしながら、平成28年度までは、FA別の予算執行額を把握していなかったことから、早期に把握するとともに、今後は、FA別の予算執行額を把握した上で、適切な予算管理を行うことが望まれる。

組織委員会は、企画財務局に設置した予算マネージャー（注3）が、FA別に事業部門と連携し、支出の精査を行い、経費削減を図った上で事業を進めているとしている。適切な予算執行のためには、大会直前になって予算不足に陥ることのないよう、予算マネージャーと事業部門が、より一層連携して事業を進める必要がある。なお、予算マネージャーの精査状況を書類で確認できなかったものが一部であったため、意思決定過程の記録・保存が確認できるよう、書類を整備し、記録として残すことが望まれる。

《調達適正化》

調達体制の整備については、最適調達の実現と調達活動の公平性、公正性及び透明性の担保のため、平成28年度に組織委員会内部に調達管理委員会を設置し、調達先及び調達価格の審議を行っている。また、平成29年9月に、組織委員会、都、国等の関係者の3者による協議の場として共同実施事業管理委員会が設立され、この共同実施事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理も行うこととしている。

調達活動が本格化する中で、調達管理委員会によるガバナンスの強化をより一層高めるとともに、今後は、共同実施事業管理委員会を有効に機能させることで、都等の経費負担が増大しないよう努める必要がある。

また、個々の調達においては、契約締結前に調達の必要性や価格の精査又は価格交渉などを実施した上で調達するよう取り組んでいるが、精査が行われた過程を確認できるよう書類を整備し、調達に係る透明性の一層の確保に取り組むことが望まれる。

《収入確保》

収入については、主にスポンサーからのものとなっており、年度計画に比べておおむね順調に推移しているが、更なるスポンサーの獲得、公式ライセンス商品の販売促進、寄付金の募集、多様なチケット販売など、今後ともあらゆる方策を講じて、所要の収入を確保する必要がある。

《情報公開》

情報公開については、ホームページにおいて、財務諸表、事業報告、理事会の議事録などを掲載しているが、今後は、更に充実した調達情報（入札者数、入札金額、契約形態別の年間件数・金額など）のほか、都からの派遣職員をはじめとして、業務量の増大に伴い必要となる人員計画などについても精査を行った上で、積極的に情報公開し、都民等への説明責任を果たしていくことが望まれる。また、財務や事業運営全体の情報についても、できる限り早期に公開するよう努める必要がある。

《記録の保存と有効活用》

組織委員会は、東京 2020 大会の開催に向けて各種計画や生涯予算の策定、経費縮減の取組など、他の機関とも調整しながら準備を進めている。こうした調整や内部での検討状況などについては、I O C と情報共有化を図るとともに、パリなど次の大会以降の開催都市に大会の財産として引き継ぐことも重要である。このため、組織委員会においては、適切に記録を作成、保存し、情報が有効活用されるよう取り組むことが必要である。

組織委員会は、東京 2020 大会を成功に導くため、大会運営の主体としての役割を担い、準備を本格化させている。これまで述べたとおり事業の進捗管理においては、PMO や「見える化」といった民間で行っている手法を導入するなど課題の早期発見と解決に努め、予算の執行管理においては、執行の段階で不要な支出が発生しないよう予算マネージャーを設置し、調達に当たっては、価格の精査に努めるなど、様々な工夫を行い、大会経費全体の圧縮に向けた取組を行っている。

大会開催の機運が醸成されつつあり、都民、国民の関心も高まる中、計画を具体化し準備を加速させる必要があるが、組織としてのガバナンスを発揮し、より一層適正な事業執行に努め、東京 2020 大会の成功を確実なものとしたい。

(注 1) PMO (Project Management Office)

組織内における個々のプロジェクトマネジメントの支援を横断的に行う部門

(注 2) 工程改善「見える化」

各業務を洗い出し、納期を明確にし、関連する業務を紐づけ、事業の進捗状況を可視化して異常の早期検知につなげる方法

(注3) 予算マネージャー

企画財務局に置かれ、組織委員会各局における調達等の予算執行管理を担当する

事業運営に関する事項は、以上のとおりであり、今回の監査による指摘事項及び意見・要望事項は、次のとおりである。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にすべきもの

組織委員会における調達等手続について見たところ、平成28年度までの検収手続について、各部署担当者1名が確認（押印）したのみで完了とされており、複数チェックによる決定行為がなされていないことが認められた。

組織委員会では、「随時改善をしており、内部で周知を図っている。」としているが、内部で各部署に対し説明会を実施したのみである。

組織委員会は、調達等手続における履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にされたい。

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

(2) 局及び団体

ア 協定締結を適正に行うべきもの

都と組織委員会は、事業を共催するに際し、事業ごとに協定を締結し、役割分担及び費用負担を明確にしている。

ところで、平成27年6月5日に開催された「IPC（注）理事に対するプレゼンテーション及びIPC理事との意見交換会」の実施について見たところ、組織委員会の稟議書によれば、平成27年10月23日の時点で、平成27年6月2日に遡って協定書の締結がなされていることが認められた。

しかしながら、事業共催に際しては、少なくとも共催するということや費用負担の考え方の合意については、事前に書面をもって行うべきである。

オリンピック・パラリンピック準備局及び組織委員会は、事業共催に際しての手続を適正に行われたい。

(オリンピック・パラリンピック準備局)

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

(注) I P C

国際パラリンピック委員会

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 組織委員会の生涯予算について

組織委員会の生涯予算については、平成28年12月に発表したV1予算で表3のとおり、5,000億円の収支均衡となっている。また、その後、平成29年5月の大枠合意で示された組織委員会の経費負担は、表4のとおり、6,000億円となっている。

組織委員会によれば、このV1予算や大枠合意による経費負担は、最終的な生涯予算に至る前の暫定的な性格の予算であり、今後策定する生涯予算及び大会実施に向けて、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、大枠合意に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図っていくとしている。

ところで、このV1予算及び大枠合意では、年度ごとの予算計画や現在までの収支実績については、示されていない。そのため、生涯予算に対して、今後の年度ごとの予算がどうなるのか、また、生涯予算に対して現状はどの程度の収支実績となっているかが分からないものとなっている。

また、V1予算では10項目の支出内訳を公表しているが、V1予算には調整中の見積りや仮定が多く含まれていることから、監査においても、予算の確実性や網羅性などが十分には検証できなかった。

組織委員会が資金不足に陥った場合は、その分を東京都が補填することになっており、都民の理解と協力を得るためにも、都民に対して適切な情報公開を進めて行くことが必要である。

組織委員会は、今後策定する生涯予算については、業務の内容や計画が具体化していく段階に応じて、予算計画や見積方針などを明らかにすることが望まれる。

(公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)

(表3) V1 予算の中の組織委員会生涯予算の内容

【収入】

項目	金額 (億円)
IOC 負担金	850
TOP スポンサー	360
国内スポンサー	2,500
ライセンスング	140
チケット売上	820
その他	330
合計	5,000

【支出】

項目	金額 (億円)
仮設等	800
エネルギーインフラ	100
小計 (会場関係)	900
輸送	100
セキュリティ	200
テクノロジー	550
オペレーション	500
管理・広報	800
マーケティング (ロイヤルティ)	800
その他	650
調整費	500
小計 (大会運営)	4,100
合計	5,000

(表4) 大枠合意による経費負担

区分	金額 (億円)
会場関係	2,000
大会関係	4,000
合計	6,000

(参考) V2 予算 (平成 29 年 12 月発表) 中の組織委員会生涯予算の内容

【収入】

項目	金額 (億円)
IOC 負担金	850
TOP スポンサー	560
国内スポンサー	3,100
ライセンス	140
チケット売上	820
その他	330
増収見込	200
合計	6,000

【支出】

項目	金額 (億円)
仮設等	950
エネルギーインフラ	150
小計 (ハード (会場関係))	1,100
輸送	250
セキュリティ	200
テクノロジー	700
オペレーション	1,000
管理・広報	600
マーケティング	1,250
その他	400
調整費	500
小計 (ソフト (大会運営))	4,900
合計	6,000

イ F A別の予算執行済額の把握による適切な予算管理について

組織委員会は、東京2020大会の準備・運営を行うための団体であることから、公益法人としての年度ごとの予算・決算に加えて、監査日（平成29年10月30日）現在、生涯予算としてV1予算を策定し、合計5,000億円の資金収支を計画している。

ところで、組織委員会は、大会準備の進行管理のため、表5のとおり、組織運営の内容を業務別に52のF A（Functional Area）に区分し、F A別の行程表に沿って準備の進行状況を管理する仕組みを採用している。

一方で、監査日（平成29年10月30日）現在、組織委員会は、平成28年度までのF A別の予算執行済額を示すことができなかった。

このことについて、組織委員会は、平成28年度までは、予算執行が本格化していない大会開催前の早期の段階であり、F A別ではなく、事業部別・費目別で予算管理することが適切であったためとしている。

平成29年度以降については、平成29年4月から財務会計システムが稼働したためF A別の予算執行状況を把握・管理できており、平成28年度以前についても、監査日（平成29年10月30日）現在、全ての取引をF A別に区分している途中であり、次のバージョンの生涯予算「V2予算」策定までには、F A別に平成28年度までの予算執行済額を確定するとしている

しかしながら、大半のF Aについては平成29年度以降に本格的に予算執行が行われるものの、広報（エンゲージメント）、会場整備など、平成28年度までに予算執行がある程度進捗しているF Aもある。

組織委員会は、円滑な大会運営準備に資するため、速やかにF A別の予算執行済額を把握した上で、予算編成、予算執行、今後の執行見込みを捉えた的確な後年度推計など、一連の予算管理を適切に行うことが望まれる。

（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

(表5) FAの名称と機能一覧

区分	FAの名称と機能	
大会プロダクトと経験	SPT (競技) CER (セレモニー) LIV (都市活動・ライブサイト)	CUL (文化) EDU (教育) OTR (聖火リレー)
クライアントサービス	BRS (放送サービス) INS (IFサービス) (競技に含まれる) MPS (マーケティングパートナー サービス) NCS (NOC、NPCサービス)	OFS、PFS、DIP、PRT (オリンピック・パラリンピッ クファミリーサービス) (要人へのプログラム・プロト コール含む) PEM (人材管理) PRS (プレスオペレーション) SPX (観客の経験)
会場とインフラ	NRG (エネルギー) VEM (会場マネジメント) VIL (選手村マネジメント)	VNI、VED、INF (会場・インフラ)(会場設営、 一般的なインフラ含む)
大会サービス	ACM (宿泊) ACR (アクレディテーション) AND (出入国) CNW (清掃・廃棄物) DOP (ドーピングコントロール) EVS (イベントサービス) FNB (飲食)	LAN (言語サービス) LOG (ロジスティックス) MED (メディカルサービス) SEC (セキュリティ) SIG (標識・サイン) TEC (テクノロジー) TRA (輸送)
ガバナンス	CTY (都市運営調整) CCC (コミュニケーション・コーデ ィネーション・コマンド/コ ントロール) FIN (財政) GOV (国・自治体調整) IKM (情報・知識マネジメント) LGY (レガシー) LGL (法務)	OPR (運営実践準備管理) PGI (パラリンピックインテグ レーション) PNC (計画・調整) PRC、RTC (調達)(レートカード含む) RSK (リスクマネジメント) SUS (持続可能性) TEM (テストイベントマネジメ ント)
コマースと エンゲージメント	BIL (大会のブランド、アイデンテ ィティ、ルック) BRP (ブランド保護) BUS (ビジネス開発)	COM、DIG、PUB (コミュニケーション) (デジタルメディア、出版物含 む) LIC (ライセンス) TKT (チケット)

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

組織委員会は、東京 2020 大会の成功に向けて、大会の準備及び運営に関する事業を行っており、平成 26 年度から平成 28 年度までの主な事業実績は、以下のとおりである。

ア 大会開催の機運醸成

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
① スポンサーの獲得(注1) ゴールドパートナー：9社	① 「アクション&レガシープラン 2016」の中間報告	① 「アクション&レガシープラン 2016」の策定
② 東京 2020 カウントダウンイベントの開催	② 旧エンブレムの決定、取り下げ	② 新エンブレムの決定及び普及活動
③ 1964 年東京大会 50 周年記念事業の実施	③ 新エンブレムの公募 (応募数：14,599 件)	③ 東京 2020 参画プログラムの策定及び展開(参画団体：147 団体)
	④ スポンサーの獲得(注1) ゴールドパートナー：7社 (うち、パラリンピックゴールドパートナー1社)(注2) オフィシャルパートナー：17社	④ スポンサーの獲得(注1) ゴールドパートナー：2社 (うち、パラリンピックゴールドパートナー2社)(注2) オフィシャルパートナー：10社
	⑤ リオ大会に向けて公式ライセンス商品を発売	⑤ 教育プログラム「よいい、ドン！」の展開(実施校：約3,200校)
	⑥ 東京 2020 大会 5 年前イベントの開催	⑥ 東京 2020 大会 4 年前イベントの開催
		⑦ リオ大会に関する取組 ・リオ市内にジャパンハウスの開設(来場者：82,129 名) ・国内にライブサイトの開設(都内2か所及び東北3県)
		⑧ 組織委員会からの提案により追加種目が決定(5競技18種目)

(注1) 国内向けのスポンサープログラムは、国内最高水準の東京 2020 ゴールドパートナー、東京 2020 オフィシャルパートナー、東京 2020 オフィシャルサポーターの3階層となっている。国内契約スポンサーは、東京 2020 大会の日本代表選手団に関するパートナーであり、呼称やマークの使用などをはじめとした権利を行使することが可能となっている。

(注2) IOCと契約するTOPパートナーのうち、東京 2020 パラリンピック競技大会の権利を取得しているパートナーの数

イ 円滑で安全安心な大会運営に向けた準備

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
<p>① 「大会開催基本計画」の策定</p> <p>② I O C、I P Cとの連携強化 (準備報告等：5回)</p> <p>③ 公益財団法人への移行 (平成 27 年 1 月)</p>	<p>① 「持続可能性に配慮した運営計画フレームワーク」及び「持続可能性に配慮した調達コード基本原則」の策定</p> <p>② 「包括的エネルギーインフラ計画」の策定</p> <p>③ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）の策定</p> <p>④ I O C、I P Cとの連携強化 (準備報告等：11回)</p>	<p>① 「持続可能性に配慮した運営計画（第一版）」及び「持続可能性に配慮した調達コード」の策定</p> <p>② 「選手村の会場コンセプト計画及びマスタープラン Ver.1」の策定</p> <p>③ 「東京 2020 大会に向けたボランティア戦略」の策定</p> <p>④ 「東京 2020 事前トレーニングキャンプオンラインガイド」の作成</p> <p>⑤ 東京 2020 オリンピック競技大会国内競技団体連絡協議会の設置 (開催回数：3回)</p> <p>⑥ I O C、I P Cとの連携強化 (準備報告等：11回)</p>

ウ 会場・施設整備の着実な実施

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
/	<p>① 各会場の運営を踏まえた諸条件の整理、設計等の発注 (有明体操競技場の基本設計等)</p> <p>② 大会関係者、観客の輸送ルートの検討</p>	<p>① 会場整備に向けた設計等の発注 (有明体操競技場の新築工事等)</p> <p>② 輸送ルートについて、技術的な検討や課題の整理を行い、関係機関との協議を実施</p> <p>③ 東京 2020 大会で使用するバス・乗用車の管理に伴い必要となる施設、設備等の検討</p>

エ オールジャパン協力体制の構築

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	① 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた関係自治体等連絡協議会の開催 ② 被災地復興支援連絡協議会幹事会の開催 ③ 全国 786 校の大学との連携協定の締結	① 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた関係自治体等連絡協議会の開催 ② 被災地復興支援連絡協議会幹事会の開催 ③ 連携協定を締結している大学への講師派遣等 ④ いわて国体への東京 2020 大会 P R ブースの開設

(2) 運営体制

公益財団法人である組織委員会には、評議員会及び理事会が置かれ、重要事項の案件は、これらで審議の上、承認し決定している。また、事務局として4室12局（平成29年3月31日現在）が置かれ、事業を執行している。

組織委員会では、組織運営体制の強化に取り組んでおり、ガバナンス改革として、平成27年11月から経営会議を設置し、原則週1回開催している。理事会へ上程する事項は、必ずこの経営会議を経ることで、意思決定プロセスの明確化を図っている。

また、4室の中に監査室（監査法人に業務委託している。）を置いており、組織委員会の制度、組織及び業務活動の全般について、内部監査を実施している。具体的には、事務総長が承認した年間の内部監査実施計画に基づき、監査を実施し、監査報告書を経営会議に提出しているほか、監査の指摘事項については、原則3か月以内にフォローアップ（改善策の状況確認）を実施することとしている。

(表6) 各会(会議)の概要

名称	主な権限	開催頻度	構成員
評議員会	■最高議決機関 ① 理事及び監事の選任及び解任 ② 理事及び監事の報酬等の額 ③ 評議員に対する報酬等の支給の基準 ④ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 ⑤ 定款の変更 ⑥ 残余財産の処分 ⑦ 基本財産の処分又は除外の承認 ⑧ 重要な財産の処分又は譲受け ⑨ 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項 ⑩ その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項	定例：毎年6月 臨時：必要に応じて	評議員6名
理事会	■業務執行の決定、代表理事等の職務の監視 ① 当法人の業務執行の決定 ② 理事の職務の執行の監督 ③ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職 ④ その他理事会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項	年6回程度	理事35名 監事2名
経営会議	■業務執行等に当たって重要な事項に関する審議、検討、報告 ① 事業運営の基本方針及び基本的な計画 ② 予算・人員の基本方針・計画・実績 ③ 各事業の基幹的な方針・計画 ④ 複数局にまたがる重要事項 ⑤ 理事会への上程事項等	原則週1回	事務総長 (専務理事) 副事務総長 全局長・次長 ほか

(3) 生涯予算、財務統制

組織委員会の生涯予算については、平成28年12月に発表したV1予算で、表3のとおり、5,000億円の収支均衡となっている。

また、その後、大枠合意で示された組織委員会の経費負担は、表4のとおり、6,000億円となっている。なお、収入については、できる限りの増収努力を行い、所要の収入確保を目指すとしている。組織委員会によれば、このV1予算や大枠合意による経費負担は、最終的な生涯予算に至る前の暫定的な性格の予算であるとしている。

組織委員会は、今後、更に経費の縮減・効率化を図りながら、必要な財源の確保に努めるとともに、大枠合意に基づき、役割分担及び経費分担の具体化を図り、次回以降の生涯予算を作成、発表するとしている。

なお、組織委員会は、平成29年12月にV2予算を発表した。V2予算において、組織委員会の生涯予算は6,000億円（収支均衡）となっている。

組織委員会は、大会準備の進行管理のため、表5のとおり、組織運営の内容を業務別に52のFAに区分し、FA別の行程表に沿って準備の進行状況を管理する仕組みを採用している。

組織委員会では、財務管理及び財務リスクのガバナンスを図るため、企画財務局に各FAを担当する予算マネージャーを置き、厳格な予算執行管理に努めるとともに、平成29年4月から稼働した財務会計システムによりFA別の予算執行状況を管理している。

(4) 調達体制

大会の準備・運営に際しては、限られた予算の中で、最大限の効果を発揮できるよう調達体制を整備する必要がある。組織委員会では、平成29年度以降に本格化する調達に向け、基本の調達手続として「東京2020組織委員会における調達について」を作成し、外部に公表している。

また、最適調達の実現と調達活動の公平性、公正性及び透明性の担保のため、平成28年度に組織委員会内部に調達管理委員会を設置し、調達先及び調達価格の審議を行っている。

加えて、大枠合意に基づき、平成29年9月に、組織委員会が都、国等の関係者からの役割（経費）分担に応じ負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関して、コスト管理、執行統制等の観点から3者間の協議の場として共同実施事業管理委員会が設立された。この共同実施事業を一元的に執行するため、組織委員会に特別勘定を設置し、区分経理も行うこととしている。

(表7) 調達管理委員会の概要

主な審査内容	開催頻度	委員
① 調達関連規程等の制定及び変更に関すること	原則、隔週で 開催	副事務総長1名 局長4名 外部2名 (弁護士、会計士)
② 調達方針（年度方針、品目別方針等）に関すること		
③ 予定価格3,000万円以上の調達案件に係る手続（調達方式、予定価格の決定、指名競争入札参加者の選定、特別契約の適否）及び契約締結に関すること		
④ 調達方針・調達コードに抵触する場合及び談合情報等公正な調達を妨げる恐れのある場合への対応に関すること		

(表8) 共同実施事業管理委員会の概要

協議事項等	委員
① 共同実施事業の実施に係る基本的な方向	委員長 1名
② 共同実施事業に係る経費	(都副知事)
③ 共同実施事業に係るコスト管理や執行統制の強化	副委員長 1名
④ その他共同実施事業に関し必要なこと	(副事務総長)
※ 当該委員会の下部組織として、東京 2020 大会に係る競技会場が所在する地域ごとに、当該地区内の共同実施事業を協議する作業部会を設置するとともに、パラリンピック競技大会に係る共同実施事業を協議する作業部会を設置。	委員 11名 (都関係 4名) (国関係 4名) (組織委員会 3名)

(5) 情報公開

組織委員会は、ホームページにおいて、開催都市契約 2020、各種計画、財務諸表、事業報告、調達情報（入札、発注情報）をはじめ、理事会の議事録及び配付資料（一部を除く）なども登載し、情報公開に努めている。

(表9) ホームページで公開している主な情報項目

ニュース	大会について	参加する	組織委員会について
<ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 大会 ・イベント ・スポンサー関連 ・招致活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会ビジョン ・大会エンブレム ・大会マスコット ・大会聖火リレー ・大会メダル ・大会計画 ・競技、会場 ・開会式・閉会式 ・アクション&レガシー ・持続可能性 ・大会の輸送サービス ・アンチドーピング ・組織委員会及びその他の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア ・参画プログラム ・教育プログラム ・カウントダウンイベント ・参加型企画・イベント ・寄付金について 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図・名簿 ・業務・財務 ・調達（入札・発注情報） ・マーケティング ・アクセシビリティ ・広報誌

(6) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	3,409	40,700	37,290	—	65,124	24,424	60.0
	基本財産運用益	0	1	1	583.3	0	△1	△96.1
	事業収益	3,297	40,124	36,827	—	58,752	18,627	46.4
	受取補助金等	112	570	458	408.3	671	101	17.7
	その他	0	4	4	—	5,701	5,696	—
	経常費用	864	11,646	10,781	—	27,530	15,883	136.4
	事業費	777	11,279	10,501	—	17,948	6,668	59.1
	管理費	86	367	280	322.7	9,582	9,214	—
	当期経常増減額	2,545	29,054	26,509	—	37,594	8,540	29.4
	経常外費用	6	93	87	—	18	△74	△79.9
当期一般正味財産増減額	2,538	28,960	26,421	—	37,575	8,615	29.7	
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	3,316	40,319	37,003	—	55,540	15,220	37.8
	事業収益	3,241	39,829	36,588	—	49,221	9,392	23.6
	受取補助金等	75	485	410	547.0	617	131	27.1
	その他	0	4	4	—	5,701	5,696	—
	経常費用	777	11,279	10,501	—	17,948	6,668	59.1
	事業費	777	11,279	10,501	—	17,948	6,668	59.1
	当期経常増減額	2,538	29,040	26,501	—	37,592	8,551	29.4
経常外費用	0	79	79	—	16	△63	△79.6	
当期一般正味財産増減額	2,538	28,960	26,421	—	37,575	8,615	29.7	
法 人 会 計	経常収益	93	381	287	307.8	9,584	9,203	—
	基本財産運用益	0	1	1	583.3	0	△1	△96.1
	事業収益	56	295	239	426.0	9,530	9,235	—
	受取補助金等	37	84	47	128.0	54	△30	△36.0
	経常費用	86	367	280	322.7	9,582	9,214	—
	管理費	86	367	280	322.7	9,582	9,214	—
	当期経常増減額	6	14	7	112.7	2	△11	△81.5
	経常外費用	6	14	7	112.7	2	△11	△81.5
当期一般正味財産増減額	0	0	0	—	0	0	—	

(注) 平成26年度は、公益財団法人に移行した平成27年1月1日から同年3月31日までの数値である。

(7) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度			平成28年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	1,942	877	△ 1,065	△54.9	5,628	4,750	541.6
現金預金	1,501	15	△ 1,486	△99.0	4,812	4,796	—
未収入金	389	680	290	74.5	671	△ 9	△ 1.3
その他	51	181	129	254.1	144	△ 36	△20.4
固定資産	8,934	38,004	29,069	325.3	71,226	33,222	87.4
基本財産	6,000	6,000	0	0	300	△5,700	△95.0
特定資産	2,538	31,519	28,981	—	69,111	37,592	119.3
その他	396	484	88	22.2	1,814	1,330	274.6
資産合計	10,877	38,881	28,003	257.4	76,854	37,973	97.7
流動負債	3,044	2,091	△ 952	△31.3	8,024	5,932	283.6
未払金	290	321	30	10.5	1,089	768	239.1
賞与引当金	12	20	7	55.8	28	8	43.5
リース債務	4	4	0	0	9	4	95.8
その他	2,735	1,745	△ 990	△36.2	6,896	5,150	295.1
固定負債	14	9	△ 4	△33.3	174	164	—
リース債務	14	9	△ 4	△33.3	17	7	77.7
その他	0	0	0	—	156	156	—
負債合計	3,059	2,101	△ 957	△31.3	8,199	6,097	290.1
指定正味財産	6,000	6,000	0	0	300	△5,700	△95.0
一般正味財産	1,818	30,779	28,960	—	68,355	37,575	122.1
正味財産合計	7,818	36,779	28,960	370.4	68,655	31,875	86.7
負債及び正味財産合計	10,877	38,881	28,003	257.4	76,854	37,973	97.7

公益財団法人東京都都市づくり公社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人 東京都都市づくり公社	平成29年10月13日から同月 23日まで	平成27年度（平成27.4.1～ 平成28.3.31）及び
局	都市整備局	平成29年10月12日及び25 日	平成28年度（平成28.4.1～ 平成29.3.31）の事業

2 団体の概要

設立の目的	都市の総合的整備及び地域開発を促進することにより、良好な都市環境の実現を図り、併せて首都東京の秩序ある発展に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和36年7月 東京都並びに八王子市、青梅市、町田市、福生町、羽村町及び日野町（当時）の出えんにより、財団法人東京都新都市建設公社として設立 平成25年4月 公益財団法人に移行し、東京都都市づくり公社に名称変更
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業 市街地整備事業（土地区画整理事業、都市機能更新事業） 都市環境整備事業（下水道事業、資源リサイクル事業） 都市づくり支援事業（まちづくり支援事業、生活環境向上事業、緑化事業、防災・災害対策事業） ・ 収益事業 地域支援事業（地域開発事業、地域活性化事業）
所在地	東京都八王子市子安町四丁目7番1号
組織	4部、4区画整理事務所1支所、1下水道事務所3支所、発生土再利用センター管理事務所、青梅建設発生土再利用事業所及び沿道まちづくり事務所
人員	役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名、うち非常勤6名） 職員289名

都 と の 関 係	出えん	基本財産 1,300 万円のうち、1,000 万円 (76.9%)
	交付金 (表 1)	4 億 2,020 万円 (平成 27 年度交付額) 2 億 8,215 万円 (平成 28 年度交付額)
	事業の委託 (表 2)	23 億 5,889 万余円 (平成 27 年度委託料) 20 億 1,137 万余円 (平成 28 年度委託料)
	経常収益に占める都からの収益 (表 3)	経常収益 238 億余円のうち、22 億余円 (9.6%)
	財産の貸付 (表 4)	建物 (1 万 6,187.21 m ²)、工作物及び物品を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員 14 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 16 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
経営目標の 達成度評価	平成 27 年度 : S 平成 28 年度 : —	

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表 1) 交付金の交付状況

(単位 : 千円)

交付金名	根拠	交付対象 (負担割合)	交付額		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
土地区画整理事業交付金	東京都都市づくり公社の受託施行する土地区画整理事業に関する交付金交付要綱	<p>公社が市町村から受託した土地区画整理事業に要する経費のうち、次に掲げる経費について市町村への補助金相当額を公社に交付</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理法第 2 条第 5 項に規定する公共施設に係る物件の移転及び除却の補償費並びに工事費 都市計画において定められた公共施設に係る用地の評価額に相当する額を限度として、知事が定める経費 <p>(負担割合 : 10/10。ただし、当該公共施設が市町村に帰属する場合は、経費の 1/2 以内)</p>	124,500	420,200	282,150

(表2) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託業務	委託料		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
都市機能更新事業	用地取得事務(都市整備局)	1,815,562	1,767,287	1,755,784
	相談窓口設置・運営等(都市整備局)	—	71,396	87,851
	相談窓口設置・運営等(建設局)	—	37,162	36,028
	事業計画検討業務(都市整備局)	—	5,935	—
	都市計画道路用地の先行取得業務(都市整備局)	—	—	14,546
	J R 南武線連続立体交差事業(建設局)	77,042	2,822	—
資源リサイクル事業	東京都建設発生土再利用センター大規模補修等(都市整備局)	59,600	458,532	93,102
下水道事業	流域下水道維持管理システム整備(下水道局)	16,124	15,757	24,062
合計		1,968,329	2,358,893	2,011,375

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位: 百万円、%)

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	25,573	100	25,129	100	23,826	100
都からの収益	2,092	8.2	2,779	11.1	2,293	9.6
受託金収益	1,968	7.7	2,358	9.4	2,011	8.4
交付金収益	124	0.5	420	1.7	282	1.2
他の収益	23,480	91.8	22,350	88.9	21,533	90.4
公益目的事業会計	22,547	88.2	22,278	88.7	20,925	87.8
都からの収益	2,092	8.2	2,779	11.1	2,293	9.6
受託金収益	1,968	7.7	2,358	9.4	2,011	8.4
交付金収益	124	0.5	420	1.7	282	1.2
他の収益	20,454	80.0	19,499	77.6	16,632	78.2
収益事業等会計	3,012	11.8	2,836	11.3	2,889	12.1
都からの収益	—	—	—	—	—	—
他の収益	3,012	11.8	2,836	11.3	2,889	12.1
法人会計	13	0.1	14	0.1	11	0.0
都からの収益	—	—	—	—	—	—
他の収益	13	0.1	14	0.1	11	0.0

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、地域支援事業に係る収支を収益事業等会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表4) 公有財産の貸付状況

分類	施設名	目的	種 類			使用料
			建物	工作物	物品	
行政財産	東京都建設発生土再利用センター	都と公社の協定により、公社が東京都建設発生土再利用センターの運営管理を円滑に行うため	16,187.21 m ² 事務所、土質改良プラント、倉庫等	浄化槽等	動力変圧器、空気調整器等	無償

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	25,573	25,129	△ 443	△ 1.7	23,826	△1,302	△ 5.2
経常費用	25,639	25,475	△ 163	△ 0.6	23,696	△1,779	△ 7.0
当期経常増減額	△ 66	△ 346	△ 280	422.3	130	476	△137.6
当期一般正味財産増減額	19	△ 351	△ 370	—	120	471	△134.3
資産合計	76,161	75,748	△ 413	△ 0.5	74,863	△ 884	△ 1.2
正味財産合計	64,249	63,898	△ 351	△ 0.5	64,018	120	0.2

(1) 監査の観点

本監査では、主に、経営計画「中長期経営ビジョン」に基づき、公益性を確保しながら効率的に各事業の運営が行われているかなどの観点から、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

また、工事については、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという合规性の観点を主眼とし、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施した。

(2) 事業実績

公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間とする「中長期経営ビジョン」、これに基づく「第1期中期計画（平成27年度～平成29年度）」及び各年度事業計画により、公益目的事業として土地区画整理事業、下水道事業等を、収益事業として地域開発事業及び地域活性化事業を行っている。

監査対象年度における主な実績は、土地区画整理事業では7市町から施行地区16地区、573.4haを受託し、下水道事業では27都市町村から下水道施設の建設、管路の維持管理及び下水道台帳システム整備業務を受託している。また、収益事業では、建物26棟等を店舗や公共施設等に賃貸し、地域の活性化を図っている。

(3) 収益及び費用の状況

公社の主な経常収益は受託金収益であり、主な経常費用は、受託事業に係る工事費等の整備委託費である。

経常収益は、下水道事業に係る受託金収益が減少したことなどにより平成27年度、平成28年度とも減少している。平成27年度の当期一般正味財産増減額は3億余円の赤字となっているが、平成28年度は、整備委託費等の経常費用が減少したことにより、当期一般正味財産増

減額が1億余円の黒字に転じている。

(4) 財政状態

公社の主な資産は、売却を目的とする土地資産等の事業資産、貸付建物減価償却引当資産、開発事業積立資産等の特定資産、貸付建物、貸付土地等の固定資産である。

平成28年度は、東池袋地区の共同住宅建設用地購入のため開発事業積立資産を取り崩したことなどによる特定資産の減少や未収金の減少等により資産合計が減少しているが、未払金、リース債務の減少等により負債合計も減少していることから、正味財産合計が1億余円増加している。

(5) 事業運営に関する評価

公社は、「中長期経営ビジョン」等に定めた各事業計画を着実に進めており、公益目的事業については工事の早期起工により入札不調の削減を図る取組、収益事業については保有施設の長期リニューアル計画の策定を行うなど、効率的な事業運営に努めている。なお、工事については、監査を実施した限りにおいて、不適切な事例は見受けられなかった。

また、公社は、計画策定、用地取得等に関する権利者との交渉、工事の設計・発注・管理監督など、事業の全行程を担うまちづくりの専門家集団として、人材育成の一層の充実を図るため、平成28年3月に、従来の「人材育成プログラム」を改定した「東京都都市づくり公社人材育成方針」を策定した。今後も、技術や知識の更なる向上と次世代への継承に努めることが求められる。

公社は、設立以来、多摩地区の都市基盤整備を中心とした事業を行ってきたが、今後は、少子高齢化や人口減少など社会構造の変化や住民ニーズの多様化に対応したまちづくりが必要となるとして、今後の公社の取組につなげていくことを目的に、プロジェクトチームの立ち上げや首都大学東京との共同研究により、人口減少・高齢化時代のまちづくりの検討を行っている。

公社は今後も、自治体等の事業を補完する行政代行型公益法人として、専門技術やノウハウ等を活用して受託事業を着実に実施するとともに、まちづくりに関するニーズを的確に把握し関係自治体に対して積極的に事業提案を行うなど、新たな事業展開も図っていく必要がある。

運営に関する事項は以上のとおりであり、公社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 単価契約について

公社は、所有している用地の除草作業等を行うため、表5の単価契約を締結している。
この契約について見たところ、次の状況が認められた。

(表5) 契約の概要

契約件名	公社用地除草作業その他工事（単価契約）	
年度	平成27年度	平成28年度
契約期間	平成27.4.1～平成28.3.31	平成28.4.1～平成29.3.31
発注限度額	1,000万円	1,000万円
契約の相手方	A	B

(ア) 単価契約の契約締結手続を適正に行うべきもの

公社は、複数単価契約における業者決定の手続について、

- ① 指名した業者から見積書を徴取し各項目を合計した総額により、最低価格者となる見積業者を選定する
 - ② 選定された見積業者の全ての見積単価が、予定価格以下であれば契約者として決定する
 - ③ 予定価格超過の見積単価がある場合は、その旨を当該見積業者に伝え、2回目の見積書を徴取し、当該単価が予定価格以下であれば契約者として決定する
- としている。

この手続について確認したところ、表6のとおり、最低価格者が提出した見積書に、予定価格を超過した単価があるにもかかわらず、公社は、2回目以降の見積書を徴さず、相手方と口頭で合意したとして契約を締結しており、適正でない。

また、平成28年度の契約については、予定価格を超過した単価で契約を締結しており、適正でない。

公社は、単価契約の契約締結手続を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都都市づくり公社)

(表6) 最低価格者が提出した見積単価の状況

区分	見積単価数	うち、予定価格を超過している単価数	
		うち、予定価格を超過している単価数	うち、予定価格を超過したまま契約締結されている単価数
平成27年度契約	264工種	16工種	—
平成28年度契約	129工種	9工種	9工種

(イ) 契約後の指示及び検査を適正に行うべきもの

公社は、公社が行う用地事業等に関する単価契約工事等の事務処理について、「単価契約工事実施要領」（以下「要領」という。）を策定している。

契約締結後の手続は、契約に係る仕様書及び要領に基づき、当初の契約で定めた工種から監督員が工事指示書を作成し、主管課長の決定を経て受注者に交付して実施させることとなっている。

当該契約について見たところ、次のとおり、指示及び検査が適正に行われていない状況が認められた。

a 表7のとおり、平成27年度は全10回の工事指示書のうち1指示書の1工種、平成28年度は全7回の工事指示書の13工種について、契約締結した単価と異なる単価で工事指示書を作成し、受注者に交付している。

b 指示書の単価が、契約書の単価と相違しているにもかかわらず、検査合格として支払を行っている。

公社は、契約後の指示及び検査を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都都市づくり公社)

(表7) 指示書の単価が契約書の単価と相違している工種

(単位：円)

年度	指示書	工種名		指示書単価	契約書単価
27	第9回	八王子・日野・青梅市内	アスコン防塵処理工	7,511	3,389
28	第1回 ～ 第7回	八王子・日野・青梅市内	集草	29	20
			積込運搬	33	25
			草処理費	17	40
			草刈（機械）	53	60
			剪定枝処理費	17	40
			生垣手入（機械刈）	1,230	1,480
			高・中木手入（基本剪定） （常緑広葉樹 29 cm以下）	6,783	5,000
			高・中木手入（基本剪定） （常緑広葉樹 30 cm～59 cm）	10,175	7,400
			低木基本剪定	635	500
		稲城・多摩市内	集草	30	20
			積込運搬	37	25
			草処理費	9	40
			草刈（機械）	54	60

(注) 金額は税抜き

(2) 局

ア 物品の登録を適正に行うべきもの

局は、公社と表8の協定を締結している。

協定では、公社は東京都建設発生土再利用センター（以下「再利用センター」という。）の運営管理を行うこと、局は、再利用センターの運営管理に必要な物品等は無償貸付により公社に使用させることを定めており、公社が再利用センターの運営管理のために取得した物品は局の財産となる。

そこで、公社における表9の契約について確認したところ、公社は、再利用センターで使用する運営管理システムの機器更新により、表10の物品を購入していることが認められた。

しかしながら、局は、監査日（平成29年10月26日）現在、財産登録を行っておらず、適正でない。

局は、物品の登録を適正に行われたい。

（都市整備局）

（表8）東京都建設発生土再利用センター運営管理に関する協定

東京都建設発生土再利用センター運営管理に関する基本協定書
東京都建設発生土再利用センター運営管理に関する細目協定書

（表9）契約の概要

契約件名	東京都建設発生土再利用センター運営管理システムにおける機器更新作業業務委託
契約期間	平成28.9.28～平成29.2.27
契約金額	859万5,720円
業務内容	機器更新設計書作成及び機器調達 磁気カード発券機の更新に伴う運営管理システムの改修 機器設置設定及び動作試験

（表10）機器更新で取得した物品

（単位：円）

項番	更新機器	台数	単価	金額
1	磁気カード発券機	2台	259,200	518,400
2	磁気カード発券機制御用クライアント	2台	172,800	345,600
3	ポスト盤カードリーダー（R）／ライター（W）	2台	108,000	216,000
4	ポスト盤レシートプリンタ	4台	270,000	1,080,000

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公益目的事業

公社の公益目的事業は、都及び区市町村から委託を受けて実施する受託事業と、公益目的のために公社が自主的に行う自主事業に区分される。

(ア) 受託事業

a 市街地整備事業

(単位:千円)

事業名	事業内容	主な実績			
		項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
土地区画整理事業		事業費	9,566,048	10,609,796	10,138,865
	多摩地区の市町村等が施行者となる土地区画整理事業について、公社が受託して実施する事業	受託面積 (施行地区)	573.1 ha	573.4 ha	573.4 ha
		受託団体数	7市1町	7市1町	6市1町
		地区数 (施行地区)	16地区	16地区	16地区
		(関連整備地区等)	2地区	2地区	1地区
都市機能更新事業		事業費	2,164,074	2,047,304	2,024,938
道路用地取得等	都及び区市町村における都市施設(道路等の都市計画施設)の用地取得及び道路整備工事等を受託する事業	受託団体数	1都4市	1都3市	1都3市
		路線数(事業認可後)	5路線	6路線	5路線
		地区数	7地区	7地区	6地区
		受託内容	用地買収・借上調査(測量等)工事	用地買収調査(測量等)工事	用地買収調査(測量等)工事
木密不燃化	都が策定した「木密地域不燃化10年プロジェクト」等による、延焼遮断帯となる道路を整備するための用地取得等を受託する事業	受託団体数	3区	1都3区	1都2区
		地区数	4地区	7地区	6地区
		受託内容	権利調査等	用地買収調査(測量等)運営支援業務(相談窓口業務等)	用地買収調査(測量等)工事 運営支援業務(相談窓口業務等)

b 都市環境整備事業

(単位:千円)

事業名	事業内容	主な実績			
		項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
下水道事業		事業費	8,379,602	6,710,244	5,994,514
	都及び多摩地区の市町村から、下水道施設の建設、維持管理及び下水道台帳システム整備業務を受託する事業	工事延長	20.0 km	18.6 km	17.7 km
		受託団体数	1 都 23 市 2 町 1 村	1 都 23 市 2 町 1 村	1 都 23 市 2 町 1 村
		受託内容	汚水・雨水整備、長寿命化、耐震化、維持管理、台帳システム整備等		
資源リサイクル事業		事業費	2,426,438	3,199,419	2,685,224
東京都建設発生土再利用センター運営管理事業	都との協定により、東京都建設発生土再利用センターの運営管理を行う事業	建設発生土の搬入量	505,882 m ³	604,645 m ³	557,258 m ³
		改良土の搬出量	467,977 m ³	511,030 m ³	524,013 m ³
		普通土の搬出量	109,826 m ³	119,064 m ³	170,727 m ³

(イ) 自主事業

a 都市整備環境事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	主な実績			
		項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資源リサイクル事業		事業費	467,440	443,161	408,354
多摩地区建設発生土再利用事業	多摩地区で行われる公共工事の建設発生土を改良し、公共工事に供給する事業	建設発生土の搬入量	134,230 m ³	122,403 m ³	109,925 m ³
		改良土の搬出量	44,562 m ³	60,687 m ³	52,935 m ³
		普通土の搬出量	12,243 m ³	8,220 m ³	5,190 m ³
都市づくり支援事業		事業費	183,036	184,139	192,789
	都市づくりに関する各事業の実施により公社が蓄積した専門技術等を活用して、都民が行うまちづくり活動等を支援する事業	まちづくり支援事業助成件数	20 件	25 件	21 件
		シンポジウム・イベント等開催支援件数	4 件	—	1 件
		研究支援件数	3 件	1 件	2 件
		都市づくりに関する共同研究等件数	3 件	5 件	4 件
		学習支援件数	—	2 件	1 件
		都市づくりフォーラム開催回数	4 回	4 回	3 回
		参加人数	582 名	564 名	403 名

イ 収益事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	主な実績			
		項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地域支援事業		経常収益	3,012,518	2,836,334	2,889,438
		経常費用	2,257,134	2,076,396	2,075,175
地域開発事業	① 都市計画道路整備に伴う残地の活用や移転住民の受け皿となる共同住宅の建設等を行う事業	共同住宅の建設	東池袋地区 E 街区 平成 22 年しゅん工 C 街区 平成 32 年完成 (予定) B 街区 平成 34 年完成 (予定)		
	② 土地区画整理事業の推進のため先行取得した土地を、事業完了後に造成分譲する事業	土地分譲地区数	2 地区	1 地区	3 地区
地域活性化事業	① 土地区画整理事業により駅前等に換地された公社用地に利便性・公共性の高い施設を建設・賃貸することにより、地域の活性化を図る事業	賃貸建物棟数	26 棟		
		延べ面積 用途	104,942.06 m ² 店舗、住宅、学生寮、市民センター、図書館、医療施設、福祉施設等		
	② 公社用地を公共施設等に貸し付けて地域貢献を図る事業	土地貸付面積	145,800.38 m ²	145,800.38 m ²	147,790.31 m ²
		用途	店舗、介護施設、保育施設等		

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	25,573	25,129	△ 443	△ 1.7	23,826	△1,302	△ 5.2
	基本財産運用益	0	0	0	0.3	0	△ 0	△ 0.3
	事業収益	25,440	25,012	△ 427	△ 1.7	23,729	△1,283	△ 5.1
	その他	132	116	△ 15	△ 11.9	97	△ 19	△ 16.6
	経常費用	25,639	25,475	△ 163	△ 0.6	23,696	△1,779	△ 7.0
	事業費	25,443	25,270	△ 173	△ 0.7	23,519	△1,750	△ 6.9
	管理費	195	205	9	4.9	176	△ 28	△ 14.0
	当期経常増減額	△ 66	△ 346	△ 280	422.3	130	476	△137.6
	経常外収益	130	0	△ 130	△100	0	0	—
	経常外費用	44	4	△ 39	△ 90.0	9	4	109.9
	税引前一般正味財産増減額	19	△ 350	△ 370	—	120	471	△134.4
	法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	19	△ 351	△ 370	—	120	471	△134.3
公 益 目 的 事 業 会 計	経常収益	22,547	22,278	△ 268	△ 1.2	20,925	△1,353	△ 6.1
	基本財産運用益	0	0	0	—	0	0	—
	事業収益	22,508	22,245	△ 263	△ 1.2	20,892	△1,352	△ 6.1
	その他	38	33	△ 5	△ 13.9	33	△ 0	△ 1.4
	経常費用	23,186	23,194	7	0.0	21,444	△1,749	△ 7.5
	事業費	23,186	23,194	7	0.0	21,444	△1,749	△ 7.5
	管理費	0	0	0	—	0	0	—
	当期経常増減額	△ 639	△ 915	△ 275	43.2	△ 519	396	△ 43.3
	経常外収益	130	0	△ 130	△100	0	0	—
	経常外費用	1	0	△ 1	△100	7	7	—
	税引前一般正味財産増減額	△ 162	△ 546	△ 383	235.2	△ 127	418	△ 76.6
	法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	△ 162	△ 546	△ 383	235.2	△ 127	418	△ 76.6

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
収益事業等 会計	経常収益	3,012	2,836	△ 176	△ 5.8	2,889	53	1.9
	基本財産運用益	0	0	0	—	0	0	—
	事業収益	2,932	2,767	△ 164	△ 5.6	2,836	69	2.5
	その他	80	68	△ 11	△ 14.2	53	△ 15	△ 23.1
	経常費用	2,257	2,076	△ 180	△ 8.0	2,075	△ 1	△ 0.1
	事業費	2,257	2,076	△ 180	△ 8.0	2,075	△ 1	△ 0.1
	管理費	0	0	0	—	0	0	—
	当期経常増減額	755	759	4	0.6	814	54	7.1
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
	経常外費用	41	4	△ 36	△ 89.3	1	△ 2	△ 60.5
	税引前一般正味財産増減額	365	386	20	5.6	414	27	7.2
	法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—
	当期一般正味財産増減額	365	386	20	5.6	414	27	7.2
法人 会計	経常収益	13	14	0	6.8	11	△ 2	△ 20.5
	基本財産運用益	0	0	0	0.3	0	△ 0	△ 0.3
	事業収益	0	0	0	—	0	0	—
	その他	13	14	0	6.9	11	△ 2	△ 20.8
	経常費用	195	205	9	4.9	176	△ 28	△ 14.0
	事業費	0	0	0	—	0	0	—
	管理費	195	205	9	4.9	176	△ 28	△ 14.0
	当期経常増減額	△ 182	△ 190	△ 8	4.7	△ 165	25	△ 13.5
	経常外収益	0	0	0	—	0	0	—
	経常外費用	0	0	△ 0	△ 100	0	0	—
	税引前一般正味財産増減額	△ 183	△ 190	△ 7	4.2	△ 165	25	△ 13.3
法人税、住民税等	0	0	0	—	0	0	—	
当期一般正味財産増減額	△ 183	△ 191	△ 7	4.2	△ 165	25	△ 13.3	

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	22,164	21,722	△ 442	△ 2.0	19,904	△1,817	△ 8.4
現金預金	6,041	5,429	△ 611	△ 10.1	6,382	952	17.5
未収金	9,994	10,360	365	3.7	9,282	△1,078	△ 10.4
事業資産(注1)	4,890	4,815	△ 75	△ 1.5	2,942	△1,872	△ 38.9
その他	1,238	1,117	△ 120	△ 9.8	1,297	180	16.2
固定資産	53,996	54,025	28	0.1	54,958	933	1.7
基本財産	13	13	0	0	13	0	0
特定資産(注2)	23,215	24,206	991	4.3	23,594	△ 612	△ 2.5
その他固定資産(注3)	30,768	29,805	△ 962	△ 3.1	31,351	1,546	5.2
資産合計	76,161	75,748	△ 413	△ 0.5	74,863	△ 884	△ 1.2
流動負債	8,619	8,541	△ 77	△ 0.9	7,546	△ 995	△ 11.7
未払金	7,494	7,682	187	2.5	6,284	△1,397	△ 18.2
賞与引当金	138	139	0	0.6	145	5	4.3
リース債務	65	63	△ 2	△ 3.7	36	△ 26	△ 42.7
その他	920	656	△ 263	△ 28.6	1,079	422	64.4
固定負債	3,292	3,308	15	0.5	3,299	△ 9	△ 0.3
リース債務	106	43	△ 63	△ 59.2	10	△ 32	△ 75.6
退職給付引当金	1,586	1,644	57	3.6	1,606	△ 37	△ 2.3
その他	1,599	1,620	20	1.3	1,681	61	3.8
負債合計	11,912	11,850	△ 62	△ 0.5	10,845	△1,004	△ 8.5
指定正味財産	13	13	0	0	13	0	0
一般正味財産	64,236	63,885	△ 351	△ 0.5	64,005	120	0.2
正味財産合計	64,249	63,898	△ 351	△ 0.5	64,018	120	0.2
負債・正味財産合計	76,161	75,748	△ 413	△ 0.5	74,863	△ 884	△ 1.2

(注1) 土地資産(売却目的の土地)等

(注2) 主な特定資産

貸付建物減価償却引当資産…貸付建物の減価償却累計額に対応する資産

土地区画整理促進資産…土地区画整理事業用地として取得した資産

開発事業積立資産…貸付建物建設等、開発事業に要する支出の財源を確保するための資産

(注3) 貸付建物、貸付土地等

(4) 工事

工事等については、下水道事業、土地区画整理事業等が行われており、主なものは、石神井川排水区における雨水管整備のほか、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業に伴う道路整備等を実施している。

監査は、表11のとおり、平成27年度及び平成28年度に締結した契約金額100万円以上の工事等を中心に644件(245億余円)を対象とし、30件(70億余円)の工事等を抽出して実施した。

また、主な工事等は、表12のとおりである。

(表11) 監査対象とした契約金額100万円以上の工事等

(単位：件、百万円)

担当部署	契 約 年 度						計	
	平成26年度以前		平成27年度		平成28年度		件数	金額 (税込)
	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)	件数	金額 (税込)		
区画整理部	9	202	121	2,226	126	3,078	256 (7)	5,507 (755)
下水道部	38	2,821	146	7,475	125	7,933	309 (16)	18,230 (6,142)
事業推進部	1	1	35	315	43	475	79 (7)	792 (161)
合 計	48	3,025	302	10,016	294	11,488	644 (30)	24,530 (7,059)

(注1) 工事等の件数及び金額には、設計等の委託を含む。

なお、計欄の件数及び金額の()書きは、それぞれ抽出した件数及び金額を表している。

(注2) 継続工事等は、契約年度を対象年度とし、「平成26年度以前」の工事等は、平成27年4月1日以降に継続している工事等である。

(表 1 2) 主な工事等

(単位：百万円)

工 事 件 名	工 事 概 要	契 約 金 額 (税込)	工 事 期 間
箱根ヶ崎駅西地区区画道路築造第 4 9 号(その 3)及び仮設道路築造工事	車道舗装工 1,648 m ² 歩道舗装工 596 m ² 管きよ工 242.3mほか	149	平成 28.6.13 ～平成 29.3.31
西平山地区都市計画道路 3・3・2 号線雨水排水管布設(その 9)、区画道路築造第 1 9 号(その 2)及び 4 3 街区整地工事並びに浅川左岸第五処理分区(公社 2 8 - 6)工事	管きよ工 493.8m 車道舗装工 68 m ² 整地工 159 m ² ほか	128	平成 28.9.2 ～平成 29.3.24
宇津木地区谷萩川改修(その 3)工事	水路築造工 120.7m 擁壁工 56.4mほか	163	平成 29.4.3 ～平成 30.1.26
石神井川排水区雨水幹線管渠築造工事	管きよ工(φ2600mm) 435.5m 矩形きよ、人孔ほか	1,069	平成 26.12.22 ～平成 28.11.30
青梅市公共下水道北部汚水中継ポンプ場機械設備改修工事	流入ゲート設備一式 沈砂池機械設備一式 汚水ポンプ設備一式	257	平成 26.11.7 ～平成 28.2.29
平成 2 8 年度東京都建設発生土再利用センター運転管理業務並びに施設・機械設備保守管理委託	土質改良プラント及び重機の運転管理業務ほか	2,291	平成 28.4.1 ～平成 29.3.31
日野職員住宅修繕工事	防水工事 1,414 m ² 給水ポンプ交換ほか	31	平成 27.11.27 ～平成 28.3.23
シーズ万願寺 I・II 修繕工事	防水工事 867 m ² 塗装工事 530 m ² ほか	19	平成 27.8.6 ～平成 27.11.18

2 参考資料

(1) 事業計画

ア 中長期経営ビジョン

(ア) 目的

都をはじめとした関係自治体の諸計画と整合を図りながら、今後10年間の公社のあるべき姿を示し、公社の経営理念「安心して快適な都市環境を実現し、魅力的な東京の発展に貢献します。」を実現するために必要な取組を明確にすることを目的としている。

(イ) 計画期間

平成27年度から平成36年度までの10年間とし、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うとしている。

イ 第1期中期計画

(ア) 目的

中長期経営ビジョンに示された中長期経営目標を達成するための取組を明確にするとともに、中期的な展望に基づいた計画的な事業執行と効率的で着実な公社運営を図ることを目的としている。

(イ) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

(表 1 3) 中期計画に定めた主な事業別実施計画及び実績

(単位：百万円)

事業名	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
土地区画整理事業 (施行地区)	計画	16 地区 573.4 ha	16 地区 573.4 ha	15 地区 564.0 ha
	実績	16 地区 573.4 ha	16 地区 573.4 ha	—
都市機能更新事業	—	—	—	—
道路用地取得等 (事業認可後)	計画	7 路線	8 路線	5 路線
	実績	6 路線	5 路線	—
木密不燃化	計画	4 地区	4 地区	4 地区
	実績	7 地区	6 地区	—
下水道事業 (工事延長)	計画	18.6 km	16.9 km	16.1 km
	実績	18.6 km	17.7 km	—
資源リサイクル事業	—	—	—	—
受託事業	計画	搬入 50 万 m ³ 改良土搬出 38 万 m ³	搬入 50 万 m ³ 改良土搬出 38 万 m ³	搬入 50 万 m ³ 改良土搬出 38 万 m ³
	実績	搬入 60 万 m ³ 改良土搬出 51 万 m ³	搬入 55 万 m ³ 改良土搬出 52 万 m ³	—
自主事業	計画	搬入 10 万 m ³ 改良土搬出 4 万 m ³	搬入 10 万 m ³ 改良土搬出 4 万 m ³	搬入 10 万 m ³ 改良土搬出 4 万 m ³
	実績	搬入 12 万 m ³ 改良土搬出 6 万 m ³	搬入 10 万 m ³ 改良土搬出 5 万 m ³	—
都市づくり支援事業 (事業費)	計画	318	287	316
	実績	184	192	—
地域支援事業	—	—	—	—
(経常収益)	計画	3,077	2,705	5,295
	実績	2,836	2,889	—
(経常費用)	計画	2,471	2,260	4,763
	実績	2,076	2,075	—

公益財団法人東京都医学総合研究所

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えん等を行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都医学総合研究所	平成29年9月12日から同月25日まで	平成27年度（平成27.4.1～平成28.3.31）及び
局	福祉保健局	平成29年9月11日及び26日	平成28年度（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業

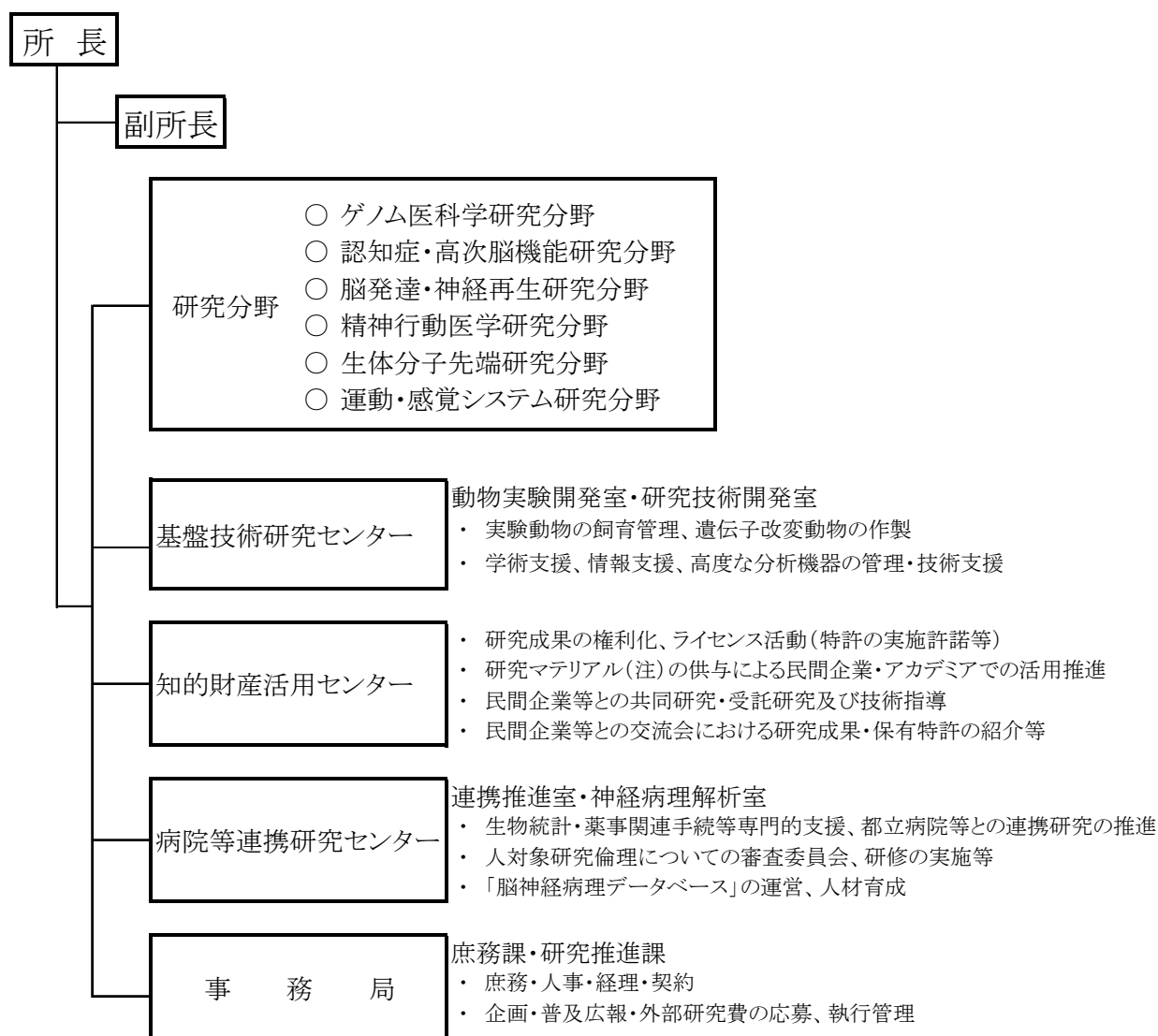
2 団体の概要

設立の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神経系及びその疾患等に関する研究 ・ 精神障害の本態、成因、予防及び治療法等に関する研究 ・ がん、感染症をはじめとする未解明の重要疾患の制御等に関する研究を総合的に行うことにより、医学の振興を図り、その研究成果の普及を通して、都民の医療・福祉の向上に寄与することを目的として設立
主な沿革	<p>平成11年4月 「財団法人東京都神経科学総合研究所」、「財団法人東京都精神医学総合研究所」及び「財団法人東京都臨床医学総合研究所」を統合し、「財団法人東京都医学研究機構」を設立</p> <p>平成23年4月 研究所を1か所に統合するとともに、「財団法人東京都医学総合研究所」と名称変更</p> <p>平成24年4月 財団法人から公益財団法人に移行</p>

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要疾患の原因解明、予防、診断や治療方法の開発に係るプロジェクト研究及び特別研究 ・ 国、地方自治体、大学、民間企業等との共同研究及び受託研究 ・ 講演会、シンポジウム、セミナー等の開催による研究成果の普及 ・ 大学、研究機関等との連携・交流 ・ 産業界等との連携 ・ 研究成果の特許取得及び実用化 ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業 	
所在地	東京都世田谷区上北沢二丁目1番6号	
組織 (図1)	6研究分野、3センター、事務局	
人員	役員 15名 (理事長1名、副理事長1名、理事11名、監事2名、全て非常勤) 職員 197名	
都との関係	出えん	基本財産3億円のうち、1億円 (33.3%)
	補助金 (表1)	30億7,751万余円 (平成27年度交付額) 31億2,375万余円 (平成28年度交付額)
	事業の委託 (表2)	3,461万余円 (平成27年度委託料) 9,760万余円 (平成28年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表3)	経常収益36億8,464万余円のうち、32億2,136万余円 (87.4%)
	財産の貸付 (表4)	建物 (19,981.65 m ²) 及び工作物を無償貸付
	職員の派遣等	常勤職員58名を都から派遣 常勤職員4名が都退職者 役員 (非常勤) 5名を都職員が兼務
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
経営目標の 達成度評価	平成27年度：A 平成28年度：－	

(注) 上記数値等は平成29年3月31日現在

(図1) 組織の概要



(注) 研究の結果又はその過程において作製された材料、試料、試作品、実験装置等の研究成果有体物で、学術的、技術的又は財産的価値を有するもの。(例として遺伝子改変動物、物質特異的な抗体)

(表1) 補助金の交付状況

(単位: 千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
医学総合研究所 運営費補助金	東京都医学総合研究所の助成等に関する条例(注1) 東京都医学総合研究所運営費補助金交付要綱(注2)	研究所の運営に要する経費 (本補助金以外の収入を控除した額の10/10)	3,632,230	3,077,513	3,123,758

(注1) 東京都医学総合研究所の助成等に関する条例(昭和56年東京都条例第45号)

(注2) 東京都医学総合研究所運営費補助金交付要綱(昭和56年10月1日付56衛病管第451号)

(表2) 委託事業

(単位:千円)

事業名	委託料		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
認知症の人の地域生活を支援する ケアプログラム推進事業に係る委託	—	—	74,475
認知症の人の地域生活を支援する ケアプログラム推進事業に係る準備委託	—	8,657	—
東京都神経難病医療ネットワーク事業の実施 に関する委託	16,488	21,984	21,984
在宅難病患者訪問看護師養成研修事業委託	1,149	1,149	1,149
認知症施策先進事例調査委託	—	893	—
在宅難病患者療養生活に関する実態調査委託	—	1,928	—
在宅人工呼吸器使用難病等患者実態調査委託	1,385	—	—
合計	19,022	34,612	97,608

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	4,105	100	3,602	100	3,684	100
都からの収益	3,651	88.9	3,112	86.4	3,221	87.4
受取補助金等	3,632	88.5	3,077	85.4	3,123	84.8
事業収益(受託料)	19	0.5	34	1.0	97	2.6
他の収益	453	11.1	490	13.6	463	12.6
公益目的事業会計	3,875	94.4	3,429	95.2	3,501	95.0
都からの収益	3,426	83.5	2,940	81.6	3,038	82.5
受取補助金等	3,407	83.0	2,906	80.7	2,940	79.8
事業収益(受託料)	19	0.5	34	1.0	97	2.6
他の収益	448	10.9	489	13.6	463	12.6
法人会計	229	5.6	172	4.8	183	5.0
都からの収益	224	5.5	171	4.8	183	5.0
受取補助金等	224	5.5	171	4.8	183	5.0
他の収益	4	0.1	1	0.0	0	0.0

(注) 団体の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表4) 公有財産の貸付状況

分類	施設名	目的	種類		貸付料 (年額)
			建物	工作物	
普通財産	研究棟	東京都医学総合研究所として使用	19,981.65 m ²	クーリングタワー 配管トレンチ外6個	無償

(注) 貸付料は、東京都医学総合研究所の助成等に関する条例第3条に基づき無償

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度			平成28年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	4,105	3,602	△ 502	△ 12.2	3,684	81	2.3
当期経常増減額	△ 81	△ 121	△ 39	48.8	△ 138	△ 16	13.6
当期一般正味財産増減額	△ 17	△ 86	△ 69	399.7	△ 115	△ 29	33.4
資産合計	2,073	2,176	102	5.0	2,151	△ 24	△ 1.1
正味財産合計	1,043	972	△ 71	△ 6.8	866	△ 106	△ 10.9

(1) 監査の観点

本監査では、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「研究所」という。）の事業について、主に、研究部門と研究支援部門が、研究の推進及び研究成果の実用化のために適切な取組を行っているか、また、国の科学研究費補助金など外部研究費の積極的な獲得を行っているか、などの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

研究所は、都民の医療と福祉の向上に寄与するため、重要疾患の原因解明、予防、診断や治療方法の研究とその実用化に係る研究事業を実施している。

研究事業の内容は、27テーマのプロジェクト研究を基本とし、新型インフルエンザ、がん、デング熱の予防や早期診断といった都の重点施策を支える特別研究を都からの補助金を受けて進めているほか、都や国などからの受託研究も行っている。

それらの研究活動では、動物実験等の各種実験データに基づく基礎研究を推進するとともに、研究成果の実用化や都民還元を目的として、特許の取得、特許に基づくライセンス契約を締結した企業との共同研究、検体の提供を受けるなど病院と連携した研究等に取り組んでいる。

(3) 収益及び費用の状況

平成28年度の経常収益は3億8,464万余円であり、都からの運営費補助金3億2,375万余円のほか、国の科学研究費補助金（注1）8,613万円を受けている。また、産学連携等研究、特許のライセンス料等による事業収益4億1,486万余円を得ており、事業収益は平成26年度から増加傾向にある。

平成27年度に、前年度と比較して経常収益が5億2,090万余円減少しているが、これは主に、都派遣職員の給与が都から直接支給されることになったことによるものである。

当期経常増減額は1億3,830万余円の減少となっているが、これは主に、補助金収入で購入した固定資産の減価償却費を経常費用として計上していることによるものである。

(4) 財政状態

資産は約21億円前後で推移しており、正味財産は一般正味財産の減少により減少傾向にあ

る。

(5) 事業運営に関する評価

医学の研究においては、原因不明の難病、高齢化に伴い増加するがん、感染症、脳・精神疾患、新たに発生したデング熱など、疾病の原因究明や予防法、治療法の確立に対する都民のニーズは高まっている。こうした中、研究所は、新たな予防法や治療法の開発の源泉となる基礎研究を行うとともに、研究成果の実用化に向け、特許取得や企業・病院と研究のマッチングなどの研究支援を行い、企業・病院等との連携研究を推進している。

研究成果の状況を見ると、平成28年度末において62件の特許を保有している。また、統合失調症及びC型肝炎の治療薬の開発については、実用化を目指す企業とライセンス契約を締結し、都立病院などにおいて治験（注2）を実施する段階に至っている。

研究所は、その前身である3つの研究所が都立駒込病院、都立神経病院及び都立松沢病院に隣接していたことから、これらの病院との連携研究を行ってきた。

病院等との連携研究の主な目的は、臨床現場の着想・技術を基にした医師の臨床研究へのニーズと研究所の基礎研究のノウハウ・技術とを連携させた研究を行い、臨床技術の向上や治療薬の開発等、都民還元へとつなげていくことにある。

研究所は、平成23年度に研究所を移転・統合し、各病院と物理的に離れたことで連携が希薄化しないよう、平成26年度に病院等連携研究センターを設置し、都立病院とのカンファレンス（症例研究会）の共催のほか、多摩キャンパスにある病院等との合同研究発表会を開催するなど、連携研究の促進に努めている。平成28年度には、「都立病院等連携研究あり方検討会」を設置し、現在、連携研究をその目的に沿ってさらに充実させていくための支援策等を検討しているところであり、積極的な取組により連携研究を一層活性化することが望まれる。

収支については、研究所は、国の科学研究費補助金や産学等連携研究等による外部研究費を獲得しているが、都の運営費補助金は、予算の範囲内で研究所の運営経費から外部収入を控除した額となっていることから、引き続き、外部研究費など外部収入の確保に取り組むとともに効率的な事業運営に努める必要がある。

運営に関する事項は以上のとおりであり、研究所の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出えん等の目的に沿って運営されていると認められる。

(注1) 独立行政法人日本学術振興会を通じて文部科学省から交付される科学研究費補助金の間接経費。研究費として使われる直接経費の30%が研究所の管理等に使用する経費として交付される。

(注2) 医薬品等の開発の最終段階において、厚生労働省の承認を得るために行う臨床試験（動物でなく人での効果や安全性について調べる試験）をいう。

2 指摘事項

(1) 局及び団体

ア 履行確認及び契約変更の手續を適正に行うべきもの

局は、認知症の人のケアにおいて課題となっている行動・心理症状（BPSD）に対する心理社会的支援について、地域の介護・看護関係者の対応力を高めるためのケアプログラムの開発準備業務の委託契約を、表5のとおり、研究所と締結している。

本委託業務は、認知症ケアプログラムの開発に取り組むに当たり、スウェーデンにおけるBPSD登録プログラムを参考に導入し、都の運用になじむよう、日本語版に改修を行い、BPSDを発症している事例を登録し、データベース化して評価検証を行うためのシステムプログラム（以下「日本語版プログラム」という。）を開発するものである。

ところで、委託業務に係る納品物の確認を行ったところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

- ① 局は、契約当初、委託事業により開発した日本語版プログラムについて、局がその内容を確認できるよう、表6のとおり、仕様書に納品物としてハードウェア一式を記載していた。しかしながら、委託業務の過程において、日本語版プログラム開発業務は、元となるプログラムの管理を行っているスウェーデンの業者からプログラムの利用許諾を受けて業者側のサーバで改修を行い、プログラムの内容確認はウェブ上で業者側のサーバにアクセスして行うこととなった。このため、研究所は、上記の状況により、納品物の一部が納品できないこと等を記載した書面の提出を行っている。

これにより、局は、当初契約の内容と異なる履行状況を認識していたにもかかわらず、契約変更の手續を行っていない。

- ② 本委託に係る納品物は、表6のとおり、仕様書で指示した内容の一部となっていたが、納品書では、仕様書記載の納品物全てを納品したと記載しており、局の検査員もこれを合格としていた。

研究所は、委託業務に係る履行報告及び契約内容変更依頼を適正に行われたい。

局は、委託業務に係る履行確認及び契約変更の手續を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都医学総合研究所)

(福祉保健局)

(表5) 契約の概要

契約件名	認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業に係る準備委託
契約期間	平成 28. 2. 1～平成 28. 3. 31
契約金額	8,720,490 円（概算金額）（精算額：8,657,069 円）
業務内容	B P S D（注）地域モニタリングシステムの導入 （スウェーデンにおける B P S D 登録プログラムを導入し、都の運用になじむよう、必要に応じて改修を行う等）

（注） B P S D：認知症に伴う行動・心理症状のこと。

(表6) 納品物の状況

仕様書の記載	納品書の記載	実際の納品物
① システムの運用に必要なハードウェア（パソコン等）一式	① システムの運用に必要なハードウェア（パソコン等）一式	① プログラムの開発・内容確認はスウェーデンのプログラム管理業者のサーバにアクセスして行うこととなったため無し
② システム構成説明書 一式	② システム構成説明書 一式	② システム構成図
③ システムの運用・調査マニュアル 一式	③ システムの運用・調査マニュアル 一式	③ B P S D ケア日本語版画面のハードコピー
④ 上記②、③に係る電子媒体	④ 上記②、③に係る電子媒体	④ ①と同じ理由により無し
—	—	実績報告書

(2) 局

ア 概算払の契約における諸経費について契約書に適切に定めるべきもの

局は、表7のとおり、研究所と業務委託契約を締結しており、この委託料は概算払により支払われている。

概算払は、債務金額の未確定のものについて事前に支出するものであるため、必ず精算を行うものである。

この契約の精算において、研究所は、表8のとおり、契約金額の5%相当の額を諸経費として報告している。局は、本契約に係る諸経費の定義、使途などについては、文部科学省ほか7省が策定している、表9の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（以下「指針」という。）における間接経費の定義等を準用し、その計上を認めているとしている。

このことについて、次の問題点が認められた。

① 契約書においては、指針の準用についての記載がなく、費用負担について「本契約の履行に必要となる経費は、全て本契約の契約金額に含める。」とのみ表記しており、諸経費の定義や使途等の基準に係る定めがない。また、精算の際、諸経費の使途の報告もない。従って、精算金額の妥当性が確認できないが、局はこれを承認している。

② 算出方法について見ると、契約時の概算金額全体に5%を乗じて算出している。

しかしながら、概算払による契約は確定額により精算するものであり、諸経費についても直接経費の確定額を基に算出すべきところ、局は現行の諸経費の算出方法を認めている。

局は、概算払の契約における諸経費について、契約書に、定義、使途、算出方法などを適切に定められたい。

(福祉保健局)

(表7) 契約の概要

契約件名	認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業に係る委託
契約期間	平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31
契約金額	80,000,000 円 (概算金額)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ B P S D (注) 地域モニタリングシステムの管理・運用 ・ 事例データの評価・検証 ・ 認知症ケア専門研修の実施 ・ ワーキンググループの設置・運営

(注) B P S D : 認知症に伴う行動・心理症状のこと。

(表8) 精算額の報告内容

(単位: 円)

区 分	金 額	使途の報告
物品費	19,938,387	有
旅費	79,177	
人件費・謝金	35,696,159	
その他 (郵送代・委託料・公租公課)	14,762,115	
諸経費	4,000,000	無
合 計 (精算額)	74,475,838	—

(表 9) 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の内容 (抜粋)

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」 (平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)	間接経費の定義 直接経費に対して一定比率(現行30%)で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究機関が使用する経費
--	---

イ 研究所敷地の財産管理について取決めを行うべきもの

局は、東京都医学総合研究所の助成等に関する条例第3条により、研究所の建物及び工作物については表10のとおり、無償貸付契約を締結している。

ところで、研究所敷地等の財産管理状況を確認したところ、現在の局の前身の一つである衛生局が病院経営本部と健康局に分離した際、研究所敷地は都立松沢病院の敷地内にあったことから病院経営本部所管となる一方で、研究所事業は健康局所管となった。その後、健康局が福祉局と統合し、現在の局となった経緯から、表10のとおり、局が病院経営本部及び世田谷区から土地の使用承認を受けているものであるが、局と研究所の間では財産管理の取決めが行われていない。

しかしながら、植栽や駐車場等の敷地の管理は研究所が行っており、特段の取決めをせず、研究所に対し土地を使用・管理させていることは財産管理上適切でない。

局は、研究所敷地の財産管理について、研究所と取決めを行いたい。

(福祉保健局)

(表 10) 研究所建物、敷地等の使用等状況

施設等名称	財産所管部署	局と財産所管部署との関係	局と研究所との契約等状況
研究所建物 (延床面積 19,981.65 m ²)	福祉保健局	—	局と研究所の間で 無償貸付契約締結 (平成26.3.25～ 平成31.3.24)
敷地 (面積 12,121.85 m ²)	病院経営本部 (面積 10,807.13 m ²) 世田谷区(法定外 公共物) (面積 1,314.72 m ²)	局は病院経営本部から行政財産の使用承認を受けている。 (平成26.4.1～平成29.3.31) 局は世田谷区から普通財産の使用承認を受けている。 (平成24.6.1～平成29.5.31)	局と研究所との 取決めなし

(注) 法定外公共物…道路法等の適用又は準用を受けない公共物である里道等

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 研究事業（詳細は「参考資料」のとおり）

種別	内容	実績		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
プロジェクト研究	研究所の研究活動の基本に位置付け、研究目標を明確にし、外部委員による評価を受けながら、5年間の期間で実施する研究	26テーマ	27テーマ	27テーマ
特別研究	都の重点施策の推進のため、短期的・集中的に実施する研究	2課題	3課題	3課題
産学連携等研究	受託研究 都、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構など	24課題	36課題	39課題
	受託事業 特定非営利活動法人からの受託	1事業	1事業	1事業
	共同研究 大学、研究機関、民間企業との 共同研究	61課題	62課題	64課題
病院等連携研究	都立病院等連携研究の推進	12課題	13課題	11課題

イ 普及事業

内容	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研究所活動及び研究成果の発信			
・ 広報誌の発行	4回・延8,000部	4回・延8,000部	4回・延12,000部
・ パンフレット・リーフレットの発行	5,000部	5,000部	5,000部
・ 事業年報の発行	1,000部	1,000部	1,000部
・ 研究所ホームページ等による発信	随時	随時	随時
・ 都民講座の開催	8回・延2,208人	8回・延2,609人	8回・延1,721人
・ 都医学研シンポジウムの開催	1回・402人	1回・109人	1回・142人
・ 国際シンポジウムの開催	4回・延433人	1回・131人	2回・延273人
・ 都医学研セミナーの開催	58回・延2,149人	59回・延1,848人	57回・延2,068人
地域との交流			
・ サイエンスカフェの開催	3回・88人	3回・90人	3回・103人
・ 研究所の施設見学	222人	322人	434人
高校生等の研究への関心のかん養			
・ 科学技術週間特別行事への参加	604人	541人	520人
・ 世界脳週間において高校生に講演	44人	252人	26人
・ 都立高校生のための医学研フォーラム の開催	53人	33人	69人

ウ 研究人材の育成

内容	主な対象	実績		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
夏のセミナーの開催	研究者、学生、医療・保険従事者等	3 講座 参加者 64 人	4 講座 参加者 63 人	4 講座 参加者 178 人
外部研究員等の受入れ	大学、研究機関等の研究者等	310 人	279 人	287 人
研修生の受入れ	大学、研究機関等	91 人	89 人	71 人
大学との連携・研究交流 (連携大学院生の受入れなど)	首都大学東京、東京大学ほか 12 大学の大学院生	連携教員 27 人 受入学生 30 人 など	連携教員 28 人 受入学生 33 人 など	連携教員 27 人 受入学生 24 人 など

エ 研究成果の実用化、都民還元

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
企業等との共同研究	61 件	62 件	64 件
研究成果の特許化・開発	国内特許出願 8 件 国際特許出願 4 件 年度末保有特許数 57 件	国内特許出願 6 件 国際特許出願 3 件 年度末保有特許数 56 件	国内特許出願 4 件 国際特許出願 1 件 年度末保有特許数 62 件
	企業とのライセンス契約 年度末件数 30 件	企業とのライセンス契約 年度末件数 26 件	企業とのライセンス契約 年度末件数 25 件
研究交流フォーラム (注 1) の開催	1 回・212 人	—	1 回・221 人
Web 版研究シーズ (注 2) 一覧の作成	随時更新	随時更新	随時更新

(注 1) 早期診断・早期治療のためのバイオマーカー活用機器の開発促進を目的とし、研究所、東京都健康長寿医療センター、首都大学東京、東京農工大学等で構成する「東京バイオマーカー・イノベーション技術研究組合」(経済産業省大臣認可法人、略称「TOBIRA」) が主催するフォーラム

(注 2) 研究シーズとは、研究成果のうち、企業が実用化に向けた開発を進めることによって、社会(都民等)に提供されるようになる技術・材料・サービスのこと。

オ 都立病院等との連携・研究交流

項目	内容等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
共同研究に向けた研究交流	駒込病院リサーチカンファレンス	—	2 回・延 118 人	2 回・延 95 人
	多摩キャンパス神経カンファレンス	2 回・延 65 人	2 回・延 60 人	2 回・延 73 人
	TMEDフォーラム(注)	—	1 回・146 人	1 回・120 人
都立病院の医師等の受入れ	外部研究員等	58 人	40 人	47 人
都立病院等連携研究の推進	都立駒込病院、都立神経病院、都立松沢病院その他の都立病院等との連携研究	12 課題	13 課題	11 課題
脳神経病理データベースの整備と運営	都立病院等に由来する脳神経病理標本をデジタルデータベース化し、脳神経疾患の病理診断の精度向上等を推進	脳病理標本作成 15 例 脳病理標本デジタルデータ作成 300 例	脳病理標本作成 20 例 脳病理標本デジタルデータ作成 300 例	脳病理標本作成 18 例 脳病理標本デジタルデータ作成 320 例 (累計 2,132 例)

(注) 多摩キャンパスの都立多摩総合医療センター、都立小児総合医療センター、都立神経病院及び都立府中療育センターとの連携強化のための合同研究発表会

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度				
		増減額	増減率	増減額	増減率			
合 計	経常収益	4,105	3,602	△ 502	△ 12.2	3,684	81	2.3
	基本財産運用益	4	4	0	0	4	△ 0	△ 4.3
	事業収益	255	342	86	34.0	414	72	21.3
	受取補助金等	3,802	3,207	△ 595	△ 15.7	3,236	29	0.9
	その他	42	48	6	14.7	28	△ 20	△ 41.4
	経常費用	4,186	3,724	△ 462	△ 11.0	3,822	98	2.6
	事業費	3,957	3,551	△ 405	△ 10.3	3,639	88	2.5
	管理費	229	172	△ 56	△ 24.6	183	10	5.9
	当期経常増減額	△ 81	△ 121	△ 39	48.8	△ 138	△ 16	13.6
	経常外収益	70	59	△ 11	△ 15.6	50	△ 9	△ 15.9
	経常外費用	6	25	18	286.6	27	2	11.7
当期一般正味財産増減額	△ 17	△ 86	△ 69	399.7	△ 115	△ 29	33.4	
公益目的 事業会計	経常収益	3,875	3,429	△ 445	△ 11.5	3,501	71	2.1
	基本財産運用益	4	4	0	0	4	△ 0	△ 4.3
	事業収益	255	342	86	34.0	414	72	21.3
	受取補助金等	3,578	3,036	△ 542	△ 15.1	3,053	17	0.6
	その他	37	47	9	25.7	28	△ 18	△ 39.6
	経常費用	3,957	3,551	△ 405	△ 10.3	3,639	88	2.5
	事業費	3,957	3,551	△ 405	△ 10.3	3,639	88	2.5
	管理費	-	-	-	-	-	-	-
	当期経常増減額	△ 81	△ 121	△ 39	48.5	△ 138	△ 16	13.6
	経常外収益	70	59	△ 11	△ 15.6	50	△ 9	△ 15.9
	経常外費用	6	25	18	296.1	27	2	11.8
当期一般正味財産増減額	△ 17	△ 86	△ 69	399.7	△ 115	△ 29	33.4	
法人会計	経常収益	229	172	△ 56	△ 24.7	183	10	5.9
	基本財産運用益	0	0	0	-	0	0	-
	事業収益	-	-	-	-	-	-	-
	受取補助金等	224	171	△ 53	△ 23.7	183	11	6.8
	その他	4	1	△ 3	△ 68.5	0	△ 1	△ 97.2
	経常費用	229	172	△ 56	△ 24.6	183	10	5.9
	事業費	-	-	-	-	-	-	-
	管理費	229	172	△ 56	△ 24.6	183	10	5.9
	当期経常増減額	0	0	△ 0	△ 91.5	0	△ 0	△ 100
	経常外収益	0	0	0	-	0	0	-
	経常外費用	0	0	△ 0	△ 91.5	0	△ 0	△ 100
当期一般正味財産増減額	0	0	0	-	0	0	-	

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	562	711	148	26.4	761	50	7.1
現金預金	537	695	157	29.3	754	59	8.6
未収金	24	15	△ 8	△ 36.1	6	△ 9	△ 57.6
その他	0	0	0	-	0	△ 0	△ 98.6
固定資産	1,511	1,465	△ 45	△ 3.0	1,390	△ 74	△ 5.1
基本財産	300	300	0	0	300	0	0
特定資産	370	361	△ 8	△ 2.4	345	△ 16	△ 4.5
その他	840	803	△ 37	△ 4.4	744	△ 58	△ 7.3
資産合計	2,073	2,176	102	5.0	2,151	△ 24	△ 1.1
流動負債	735	898	163	22.2	957	58	6.6
未払金	261	283	22	8.5	302	19	6.8
都補助金返還金	72	189	117	161.8	211	21	11.4
賞与引当金	74	85	11	14.8	89	3	4.5
リース債務	98	102	3	3.8	107	4	4.5
その他	228	237	9	4.0	247	9	4.0
固定負債	294	304	10	3.5	327	22	7.5
リース債務	203	186	△ 17	△ 8.5	185	△ 0	△ 0.3
退職給付引当金	90	118	27	30.6	142	23	19.7
負債合計	1,029	1,203	173	16.9	1,285	81	6.8
指定正味財産	300	315	15	5.3	344	29	9.2
一般正味財産	743	656	△ 86	△ 11.7	521	△ 135	△ 20.6
正味財産合計	1,043	972	△ 71	△ 6.8	866	△ 106	△ 10.9
負債及び正味財産合計	2,073	2,176	102	5.0	2,151	△ 24	△ 1.1

2 参考資料

(1) 研究事業の詳細

ア プロジェクト研究テーマ（平成28年度）

（プロジェクト期間：平成27年度から平成31年度まで）

番号	研究テーマ
1	がんなどの疾患に関連するゲノム構造の多様性と継承・維持の分子機構
2	哺乳類遺伝学を基盤とした疾患の原因解明
3	インフルエンザ及びB型・C型肝炎ウイルス感染症の予防と治療
4	ウイルス感染のメカニズムに基づいた治療薬等の開発
5	粘膜免疫による花粉症アレルギー疾患の治療法
6	がん・感染症の分子標的探索による診断・治療法の開発
7	認知症の発症と進行機序の解明
8	前頭葉を中心とした神経ネットワークの生理・病態機構
9	学習記憶機構の原理と障害の解明
10	こどもの脳における環境維持機構の解明
11	シナプス可塑性の異常と疾患
12	神経細胞の分化・生存とその障害の分子機構
13	神経回路の形成とその発達異常のメカニズム
14	心の健康づくりのための予防・治療・リハビリ法
15	統合失調症の原因究明と予防・治療法の開発
16	うつ病の原因究明と診断・治療法の開発
17	睡眠覚醒制御の解明と睡眠障害の治療法開発
18	依存性薬物の作用機序解明とその医療応用
19	代謝・免疫疾患等における脂質代謝ネットワークの解明
20	カルパイン機能不全による疾患の発症分子機構の解明
21	ユビキチンシステムの異常と疾患
22	幹細胞を利用した血液再生医療技術とがん治療法の開発
23	iPS細胞のゲノム編集による疾患の治療法の開発
24	運動障害の病態解明と神経疾患治療ナビゲーターの開発
25	網膜・視神経変性疾患の病態解明と治療法
26	ALS等神経難病療養者への看護ケアおよび療養支援システムの開発・評価
27	糖尿病性神経障害の成因解明と治療戦略

（注）番号23は平成28年度から開始

イ 特別研究における研究課題（平成28年度）

区分	研究課題
新型インフルエンザ対策	新型インフルエンザ対策に係る基礎研究 （予防法・治療法の確立）
がん対策	開発した技術（超高感度・同時多項目分析法（MUSTAG法）を応用した 早期診断法及び病勢診断法）の高度化と多様ながん診断への応用
	尿中ジアセチルスペルミンの幅広いがん診断の開発と予後判定の応用
デング熱対策	デング熱感染予防ワクチン開発研究の推進

ウ 産学連携等研究の事例（平成28年度）

項目	件数	事例の内容	事例の契約相手先
受託研究	39	霊長類の脳-小脳-基底核ネットワークにおける運動情報処理の分散と統合	国立研究開発法人日本医療研究開発機構
受託事業	1	世界脳週間参加事業	特定非営利活動法人脳の世紀推進会議
共同研究	64	ウイルスに感染したマウスを用いたワクチンの評価	製薬会社

エ 都立病院等連携研究の事例（平成28年度）

事例の内容	連携病院等	件数
カルボニルストレスを含む統合失調症のバイオマーカーと治療法の研究	都立松沢病院	11
ALS等神経難病療養者に対する支援ネットワーク構築に関する研究	都立神経病院	
予後マーカー、化学療法の効果予測マーカーとしての血中HGSタンパク質の研究	都立駒込病院	
小児神経疾患でのメラトニン研究	都立府中療育センター	

東京都漁業信用基金協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都漁業信用基金協会	平成29年9月12日及び 同月13日	平成27年度(平成27.4.1 ～平成28.3.31)及び
局	産業労働局	平成29年9月11日及び 同月20日	平成28年度(平成28.4.1 ～平成29.3.31)の事業

2 団体の概要

設立の目的	中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として設立	
主な沿革	昭和50年10月設立	
事業の概要	会員である中小漁業者等（漁業協同組合又は水産加工業協同組合が会員である場合には、その組合員を含む。）が次に掲げる資金の借入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業近代化資金 ・ 上記資金のほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金 	
所在地	東京都港区港南四丁目7番8号	
組織	1事務局	
人員	役員10名（理事長1名、理事7名、監事2名、全て非常勤） 職員1名（非常勤）	
都との関係	出資	出資金3億5,855万円のうち、2億円（55.8%）
	補助金（表1）	326万余円（平成27年度交付額） 306万余円（平成28年度交付額）

都との関係	経常収益に占める都からの収益 (表2)	経常収益 1,354 万余円のうち、306 万余円 (22.6%)
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名を都から派遣 非常勤役員 1 名及び非常勤職員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表 1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
東京都漁業信用 基金協会補助金	東京都漁業信用 基金協会補助 金交付要綱	職員の雇用に要する経費 等 (補助率：10/10)	3,329	3,260	3,061

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：千円、%)

科目	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	14,671	100	14,205	100	13,547	100
都からの収益	3,329	22.7	3,260	23.0	3,061	22.6
受取補助金	3,329	22.7	3,260	23.0	3,061	22.6
他の収益	11,341	77.3	10,944	77.0	10,485	77.4

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位:千円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度		平成 28 年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	14,671	14,205	△ 465	△ 3.2	13,547	△ 658	△ 4.6
経常費用	14,960	14,781	△ 179	△ 1.2	15,060	279	1.9
経常利益金	△ 289	△ 575	△ 285	98.7	△ 1,513	△ 937	162.8
当期利益金	3,729	2,381	△ 1,347	△36.1	6,084	3,703	155.5
資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2
純資産合計	460,321	566,975	106,653	23.2	526,880	△40,095	△ 7.1

(1) 監査の観点

本監査では、主に、会計経理等の財務事務に関する内部統制は適正に行われているか、補助要綱に沿って適正に執行されているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

東京都漁業信用基金協会（以下「協会」という。）は、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について債務保証を行っている。

保証残高は減少傾向にあるが、平成28年度は保証承諾の件数及び金額が増加したことから、保証残高も増加している。これは主に、浜の担い手漁船リース緊急事業（注）の実施に伴い、漁船の建造等に係る融資の保証債務が増加したことなどによるものである。

なお、債権の回収は順調に進んでおり、延滞債権及び代位弁済に基づく求償権は発生していない。

(3) 収益及び費用の状況

経常利益金は、財務収益や事業収入が低迷していることなどから赤字基調であるが、毎年度、投資有価証券の売却による特別利益を計上しており、当期利益金は黒字基調となっている。

平成28年度の特別損失は、より利回りの高い投資有価証券を購入するため、投資有価証券を売却した際に生じた売却損である。

(4) 財政状態

資産合計は10億円規模、純資産合計は5億円規模で推移しているが、投資有価証券の時価に伴い変動しており、平成28年度は、時価の低下により減少している。

保証債務及び保証債務見返は減少傾向であるが、平成28年度は、保証承諾金額の増加に伴い増加している。

(5) 事業運営に関する評価

協会は、事務所の賃借料や人件費等の経費節減に努め債務保証業務を実施しているが、主たる収益は投資有価証券の運用益であるため、引き続き、金融市場の利率等を十分調査し、安全かつ有利な運用に留意していく必要がある。

さらに、漁獲量の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足等を背景に、設備投資の減少等による保証料収入の伸び悩み、低金利の影響による運用益の減少等から、長期的な安定経営の強化が急務となっている。このため、協会では、平成29年4月に設立された「全国漁業信用基金協会」への合併（平成31年4月を目途）に向けた協議を開始している。今後も、都を始めたとする出資者と連携を図りながら対応していく必要がある。

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況について、投資有価証券や保証債務に係る書類等を見たところ、財務事務は、会計規程に定められている会計方針等に基づいて適正に処理されている。

補助金の執行について、補助金の交付に係る書類等を見たところ、補助要綱に基づき適正に執行されている。

運営に関する事項は以上のとおりであり、協会の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

(注) 浜の担い手漁船リース緊急事業

水産庁が実施する事業で、漁船の建造等に係る設備投資の費用及び保証料の半額を国が助成し、残りの半額は漁業者がリース料として返済し、完済後に漁業者の所有となる（平成27年度補正予算）。

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 債務保証業務

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度
保証債務	承諾件数	11件	4件	9件
	承諾金額	85,120千円	25,880千円	84,570千円
	償還件数	12件	11件	7件
	償還金額	86,710千円	98,810千円	71,520千円
	残高件数	55件	48件	50件
	残高金額	396,720千円	323,790千円	336,840千円
求償権	金額	0円	0円	0円

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位:千円、%)

科目	平成26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	14,671	14,205	△ 465	△ 3.2	13,547	△ 658	△ 4.6
財務収益	8,811	8,703	△ 108	△ 1.2	8,589	△ 114	△ 1.3
事業収入	2,337	2,170	△ 167	△ 7.2	1,896	△ 273	△ 12.6
受取補助金	3,329	3,260	△ 68	△ 2.1	3,061	△ 199	△ 6.1
その他	192	71	△ 121	△62.9	0	△ 71	△100
経常費用	14,960	14,781	△ 179	△ 1.2	15,060	279	1.9
事業直接費	865	767	△ 98	△11.3	623	△ 143	△ 18.8
管理費	14,095	14,013	△ 81	△ 0.6	14,437	423	3.0
経常利益金	△ 289	△ 575	△ 285	98.7	△ 1,513	△ 937	162.8
特別利益	4,018	2,956	△1,061	△26.4	8,218	5,261	177.9
特別損失	0	0	0	—	620	620	—
当期利益金	3,729	2,381	△1,347	△36.1	6,084	3,703	155.5

(3) 財政状態

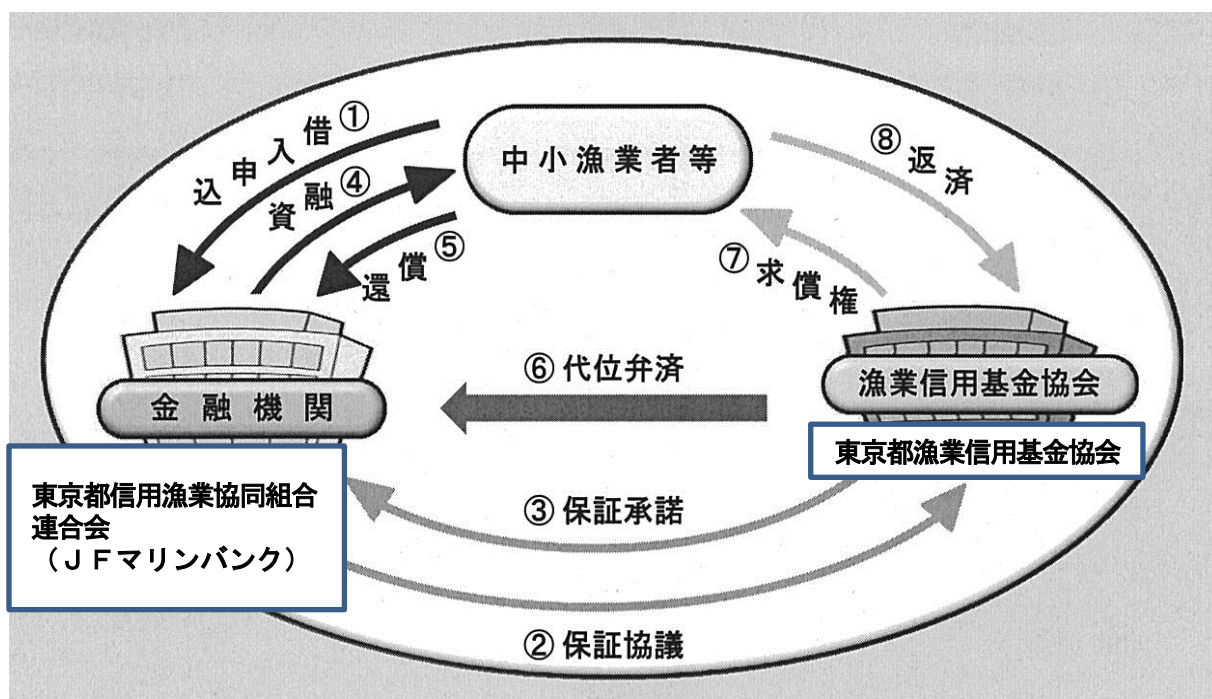
ア 主要科目の推移

(単位:千円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度			平成 28 年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	59,531	62,816	3,284	5.5	46,988	△15,827	△25.2
現金及び預金	57,874	61,414	3,540	6.1	45,545	△15,868	△25.8
未収収益	901	902	0	0.1	943	40	4.5
その他	755	499	△ 256	△34.0	499	0	0.0
固定資産	543,432	644,739	101,306	18.6	603,907	△40,832	△ 6.3
投資有価証券	536,377	637,684	101,306	18.9	596,852	△40,832	△ 6.4
外部出資金	3,410	3,410	0	0	3,410	0	0
差入保証金	3,645	3,645	0	0	3,645	0	0
保証債務見返	396,720	323,790	△72,930	△18.4	336,840	13,050	4.0
資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2
流動負債	73,275	69,313	△ 3,961	△ 5.4	71,645	2,332	3.4
未払費用	276	232	△ 43	△15.7	207	△ 25	△10.9
都補助金返還金	5	91	85	—	297	206	226.2
賞与引当金	140	140	0	0.1	140	0	0
長期借入金	71,200	67,500	△ 3,700	△ 5.2	69,700	2,200	3.3
その他	1,652	1,348	△ 303	△18.4	1,300	△ 48	△ 3.6
固定負債	67,500	69,700	2,200	3.3	50,900	△18,800	△27.0
長期借入金	67,500	69,700	2,200	3.3	50,900	△18,800	△27.0
保証責任準備金	1,867	1,566	△ 301	△16.1	1,469	△ 97	△ 6.2
保証債務	396,720	323,790	△72,930	△18.4	336,840	13,050	4.0
負債合計	539,362	464,370	△74,992	△13.9	460,855	△ 3,515	△ 0.8
出資金	358,550	358,550	0	0	358,550	0	0
その他	101,771	208,425	106,653	104.8	168,330	△40,095	△19.2
純資産合計	460,321	566,975	106,653	23.2	526,880	△40,095	△ 7.1
負債及び純資産合計	999,684	1,031,345	31,661	3.2	987,735	△43,610	△ 4.2

2 参考資料

(1) 債務保証の仕組み



中小漁業者等が、漁業経営等に必要資金を金融機関から借り入れる際、協会が保証人となり、借入れを容易にする。

万一、病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなった時には、債務者に代わって協会が代位弁済をする。代位弁済後、債務者は、協会と相談しながら返済の計画を立て、協会に借入金を返済する。

(2) 広域合併の状況

厳しい漁業経営環境に伴う保証残高の減少等により、漁業信用保証制度の安定的な維持が困難な状況になっていることから、経営基盤の強化を図るため、国と一般社団法人漁業信用基金中央会（注1）による漁業信用基金協会の広域合併が進められている。

ア 主な経過・予定

平成27年4月 19漁業信用基金協会（注2）の参加による第一次合併協議開始

平成29年4月 全国漁業信用基金協会を設立（第一次合併）

平成29年9月 都を始めとする18漁業信用基金協会（注3）の参加による第二次合併協議開始

平成31年4月 全国漁業信用基金協会との第二次合併予定

（注1）全国42の漁業信用基金協会を会員とする中央組織

(注2) 第一次合併の19漁業信用基金協会

北海道、岩手県、秋田県、福島県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県、宮崎県、沖縄県

(注3) 第二次合併協議に参加している18漁業信用基金協会

東京都、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県

一般社団法人東京都農住都市支援センター

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出えんを行っている団体に対して、団体の事業が出えん等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	一般社団法人 東京都農住都市支援センター	平成29年10月2日及び3日	平成27年度(平成27.4.1～平成28.3.31)及び
局	産業労働局	平成29年9月11日及び 同年10月4日	平成28年度(平成28.4.1～平成29.3.31)の事業

2 団体の概要

設立の目的	農と住の調和した安全・安心なまちづくりを基本として、東京における農業及び農地の持つ多面的機能の発揮を促進するため、都民・農業者・農業協同組合が一体となった取組を支援する事業を行い、もって豊かな都民生活の実現と東京農業の普及に寄与することを目的として設立
主な沿革	昭和47年10月 社団法人東京都農住開発協会設立 平成22年4月 一般社団法人東京都農住都市支援センターへ移行
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農と住の調和したまちづくりの推進及び支援 農業・農地のもつ多面的機能発揮の促進・研究 土地利用等に関する調査研究及び資産管理事業に必要な情報収集と情報提供の実施 安全・安心なまちづくりを目指す優良賃貸住宅等の建設・賃貸住宅一括貸しの普及指導・研究 農業協同組合が行う資産管理事業に対する指導及び相談ほか
所在地	東京都立川市柴崎町三丁目5番24号

組 織	1 事務局	
人 員	役員 14 名（会長 1 名、理事 10 名、監事 3 名、専務理事を除き全て非常勤） 職員 10 名	
都 と の 関 係	出えん（表 1）	公益財産積立預金（注 2） 5 億 6,770 万円のうち、 3 億 5,254 万 1,700 円（62.1%）
	経常収益に占める都からの収益	経常収益 6,682 万余円のうち、0 円（0%）
	職員の派遣等	非常勤役員 2 名を都から派遣
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。

（注 1） 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

（注 2） 公益財産積立預金は、公益目的支出計画に基づき、公益目的事業・継続事業を実施するための積立預金であり、毎年度取り崩していく。

（表 1） 出えん金残高

（単位：千円）

出えん金名	平成 26 年度末 残高	平成 27 年度			平成 28 年度		
		出えん額	取崩し額	年度末 残高	出えん額	取崩し額	年度末 残高
公益財産積立預金	653,700	0	47,920	605,780	0	38,080	567,700
うち都分	405,947	0	29,758	376,189	0	23,647	352,541

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

(単位：千円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度		平成28年度			
			増減額	増減率		増減額	増減率
経常収益	68,084	68,575	490	0.7	66,828	△ 1,746	△ 2.5
経常費用	106,888	102,494	△ 4,394	△ 4.1	105,774	3,279	3.2
当期経常増減額	△ 38,803	△ 33,919	4,884	△12.6	△ 38,945	△ 5,026	14.8
資産合計	698,644	666,902	△31,741	△ 4.5	631,341	△35,561	△ 5.3
負債合計	11,232	13,410	2,177	19.4	16,794	3,384	25.2
正味財産合計	687,411	653,492	△33,919	△ 4.9	614,546	△38,945	△ 6.0

(1) 監査の観点

本監査では、主に、一般社団法人移行後の事業は適正に行われているか、また、会計経理等、財務事務に関する内部統制は適正に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

一般社団法人東京都農住都市支援センター（以下「センター」という。）の公益目的事業については、公益目的支出計画により一般社団法人移行時の財産額を22年間で計画的に活用することが義務付けられ、共益目的事業の資産管理事業支援については、公益目的事業を展開するための主要な事業と位置付け実施している。公益目的事業として農業まちづくり、継続事業として農地保全を主体とした面整備事業の支援及び安心・安全なまちづくりの展開、共益目的事業として資産管理事業の支援を実施している。また、センターは、3か年計画（平成28年度から平成30年度まで）を策定し、事業を執行している。

(3) 収益及び費用の状況

認可された公益目的支出計画に基づく公益目的収支差額は、4,229万4,000円であり、公益目的財産額を毎年約4,200万円取り崩して事業執行し、あわせて、会費等収入により共益目的事業を実施していることから、収支状況については、経常費用が経常収益を上回る状況となっており、当期経常増減額は毎年約3,300万円から3,800万円の経常減となる構造となっている。

(4) 財政状態

公益目的支出計画に基づき事業執行していることから、毎年、資産合計及び正味財産合計は減となっている。

(5) 事業運営に関する評価

センターは、平成22年4月に一般社団法人に移行後、7年が経過しており、3か年計画に基づき公益事業等及び共益目的事業を着実に実施している。

財務事務に関する内部統制の整備及び運用状況について、事業執行に関する書類等を見たところ、財務事務は、経理規程に定められている会計方針等に基づいて適正に処理されている。

センターは、引き続き、公益目的支出計画に基づき着実に事業を執行していくことが必要である。

運営に関する事項は以上のとおりであり、センターの事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出えんの目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 個人情報の管理を適切に行うべきもの

センターでは、公的機関農住賃貸住宅一括貸事業を行っている。センターは、この事務処理の中で、センターの会員である農業協同組合の組合員が所有する賃貸住宅家賃の振込先確認のため、オーナーの口座情報を取り扱っている。

センターは、「個人情報の適正な取扱いに関する要領」（平成22年4月施行）を定め、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないとしている。

ところで、この口座情報の保管状況について見たところ、電子データは、センターの共通サーバ内フォルダに保管されているが、パスワードが設定されておらず、担当者以外の者が閲覧できる状況となっており、適切でない。

センターは、個人情報の管理を適切に行われたい。

(一般社団法人東京都農住都市支援センター)

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 農業まちづくりの調査・研究、啓発・情報発信

(単位：千円)

事業名・事業内容	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
農業まちづくり（公益目的事業）	14,443	15,913	15,358
農業まちづくりの調査・研究会 アンケート調査 研究会等開催	1回 112名 10回	1回 28名 8回	1回 36名 4回
都民への「東京農業」の啓発・情報発信 農業まちづくり基礎講座の開催 農地保全基礎講習会の開催 農の風景・景観コンテストの共催 東京産野菜の無料配布 東京都農業祭への参加	3回 84名 1回 40名 1回 4件 2回(かぶ、人参) 11月	3回 73名 1回 47名 1回 2件 2回(ミズナ) 11月	3回 66名 1回 48名 1回 3件 1回(かぶ) 11月

イ 都市農地を対象とした土地区画整理の調査・研修

(単位：千円)

事業名・事業内容	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
農地保全を主体とした面整備事業の支援 (継続事業)	17,296	15,458	15,515
新規調査地区の基礎調査の実施	1地区2.0ha	3地区2.5ha	3地区3.3ha
土地区画整理研修会の開催	1回 10名	1回 11名	1回 14名
小さな土地区画整理研修会の開催	—	4回 121名	2回 109名

ウ 公的機関への農住賃貸住宅一括貸事業

(単位：千円)

事業名・事業内容	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
安心・安全なまちづくりの展開（継続事業）	18,739	18,567	19,733
長期契約の確保に伴う契約更新作業の効率化 事業検討会説明会等 契約更新物件	3回 141名 59件 823戸	3回 132名 51件 681戸	3回 131名 59件 776戸
公的機関農住賃貸住宅一括貸連絡会への支援 研修会	2回 143名	2回 129名	2回 140名

エ 資産管理事業支援の研修会・講習会・情報の提供

(単位：千円)

事業名・事業内容	実績		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資産管理事業の支援（共益目的事業）	29,122	29,087	29,075
くらしの相談機能充実のための研修会・講習会	11回 239名	10回 228名	9回 167名
組合員の税務申告、遺言、相続等に関する支援 研修会等	1回 14名	1回 15名	1回 13名
業務支援情報の提供・研究 機関誌発行 センター情報配布	57部×12月 18部×4回	71部×12月 18部×4回	71部×12月 18部×4回
資産管理部会活動の支援 情報誌発行 研修会	8,550部×6回 4回 633名	8,520部×6回 4回 618名	8,455部×6回 4回 642名

(注) 共益目的事業は、会員である農業協同組合からの会費や研修会収入で賄われている。

(2) 収益及び費用の状況

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	平成 26年度	平成 27 年度		平成 28 年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
経常収益	68,084	68,575	490	0.7	66,828	△ 1,746	△ 2.5
受取会費	50,315	50,096	△ 219	△ 0.4	49,881	△ 215	△ 0.4
事業収益	14,155	14,631	475	3.4	13,654	△ 976	△ 6.7
その他	3,614	3,847	233	6.5	3,293	△ 554	△ 14.4
経常費用	106,888	102,494	△ 4,394	△ 4.1	105,774	3,279	3.2
事業費	79,602	79,027	△ 574	△ 0.7	79,683	655	0.8
管理費	27,286	23,466	△ 3,819	△ 14.0	26,091	2,624	11.2
当期経常増減額	△ 38,803	△ 33,919	4,884	△ 12.6	△ 38,945	△ 5,026	14.8
当期一般正味財産増減額	△ 38,803	△ 33,919	4,884	△ 12.6	△ 38,945	△ 5,026	14.8

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	平成 26年度	平成27年度			平成28年度		
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	2,731	17,391	14,659	536.6	17,783	391	2.3
預金	2,731	17,391	14,659	536.6	17,684	293	1.7
未収金	0	0	0	—	98	98	—
固定資産	695,912	649,510	△46,401	△ 6.7	613,557	△35,953	△ 5.5
特定資産	664,015	618,227	△45,788	△ 6.9	583,259	△34,968	△ 5.7
その他固定資産	31,897	31,283	△ 613	△ 1.9	30,298	△ 985	△ 3.1
資産合計	698,644	666,902	△31,741	△ 4.5	631,341	△35,561	△ 5.3
流動負債	2,395	2,209	△ 186	△ 7.8	2,544	335	15.2
未払金	261	236	△ 25	△ 9.6	209	△ 26	△ 11.3
預り金	656	727	70	10.8	1,026	298	41.1
賞与引当金	1,478	1,246	△ 232	△ 15.7	1,309	63	5.1
固定負債	8,837	11,201	2,364	26.8	14,250	3,049	27.2
役員退任慰労引当金	808	1,878	1,070	132.4	2,948	1,070	57.0
退職給与引当金	8,029	9,323	1,294	16.1	11,302	1,979	21.2
負債合計	11,232	13,410	2,177	19.4	16,794	3,384	25.2
指定正味財産	0	0	0	—	0	0	—
一般正味財産	687,411	653,492	△33,919	△ 4.9	614,546	△38,945	△ 6.0
正味財産合計	687,411	653,492	△33,919	△ 4.9	614,546	△38,945	△ 6.0
負債及び正味財産合計	698,644	666,902	△31,741	△ 4.5	631,341	△35,561	△ 5.3

2 参考資料

(1) 公益目的支出計画の実績

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 公益目的財産額	890,370	890,370	890,370
2 当該事業年度末の公益目的収支差額累計 (③+④)	214,103	255,167	297,006
① 当該事業年度の公益目的支出額	50,479	49,940	50,607
② 当該事業年度の実施事業収入の額	7,858	8,875	8,768
③ 当該事業年度の公益目的収支差額 (①-②)	42,620	41,064	41,839
④ 前事業年度末日の公益目的収支差額	171,482	214,103	255,167
3 当該事業年度末日の公益目的財産残額 (1-2)	676,267	635,202	593,363

(2) 3か年計画（平成28年度～平成30年度）

事業名	事業重点事項		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農業まちづくり（公益目的事業）	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業まちづくり研究会における「次世代へつなぐ都市農業経営の多様な取組」の研究 ② 都民に対する「東京農業」の理解促進・情報発信 	資産管理・都市農業実態調査の実施（8月1日基準） （平成28年度計画を引き続き実施）	（平成28年度計画を引き続き実施）
農地保全を主体とした面整備事業の支援（継続事業）	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政機関等と連携した「小さな土地区画整理事業」の推進 ② 土地区画整理組合等への事務局支援 ③ 生産緑地活用としての農業体験・農園の普及 	（平成28年度計画を引き続き実施）	（平成28年度計画を引き続き実施）
安心・安全なまちづくりの展開（継続事業）	<ul style="list-style-type: none"> ① 長期契約の確保及び契約更新対応の充実・効率化 ② 公的機関農住賃貸住宅一括貸連絡会の支援・連携 	（平成28年度計画を引き続き実施）	（平成28年度計画を引き続き実施）
資産管理事業の支援（公益目的事業）	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続・事業承継支援への相談機能強化 ② JA資産管理部会活動への支援充実 ③ 農地保全・税制改正動向への中央会等との連携 ④ 相続・事業承継支援研究会の開催 	資産管理・都市農業実態調査の実施（8月1日基準） （平成28年度計画を引き続き実施）	JA東京大会議案素案検討 （平成28年度計画を引き続き実施）

株式会社東京ビッグサイト

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社東京ビッグサイト	平成29年9月13日から 同月29日まで	第75期（平成27.4.1～平成 28.3.31）及び第76期（平成 28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	産業労働局	平成29年9月6日及び 同年11月10日	
	港湾局	平成29年9月6日及び 同年11月17日	

2 団体の概要

設立の目的	展示会ビジネスを主体に事業を展開し、産業振興に寄与するとともに社会に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和31年3月 社団法人東京国際見本市協会設立 昭和33年4月 株式会社東京国際貿易センター設立 平成8年4月 東京国際展示場開業 平成15年4月 社団法人東京国際見本市協会と株式会社東京国際貿易センターが統合、「株式会社東京ビッグサイト」と社名変更 平成18年3月 東京ファッションタウン株式会社及び株式会社タイム二十四と合併 平成21年1月 株式会社東京臨海ホールディングスによる子会社化
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 多目的ホール、会議室、展示場の賃貸、管理並びに運営 建物及び店舗の管理及び賃貸 イベント、展示会の企画及び開催 ほか
所在地	東京都江東区有明三丁目11番1号
組織	5部
人員	役員11名（代表取締役社長1名、代表取締役常務取締役1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）4名、監査役（常勤）1名、監査役（非常勤）3名） 従業員104名

都との関係	出資	資本金55億7,100万円のうち、5万円(0.004%) (このほかに、都が85.1%を出資している株式会社東京臨海ホールディングスが83億3,210万余円(73.5%))
	補助金(表1)	1億247万余円(平成27年度港湾局交付額) 2,648万余円(平成28年度港湾局交付額)
	負担金(表2)	3,576万余円(平成27年度産業労働局交付額) 1億9,152万余円(平成28年度産業労働局交付額)
	経常収益に占める都からの収益(表3)	経常収益220億余円のうち、4,225万余円(0.2%)
	財産の貸付(表4)	建物、工作物等(東京国際展示場230,835.63㎡)を無償貸付(一部有償) 土地(22,332.14㎡)を有償貸付
	職員の派遣等	常勤従業員6名を都から派遣 常勤役員1名及び常勤従業員6名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。 (平成21年1月に株式会社東京臨海ホールディングスの子会社となり、監理団体の指定を解除している。)

(注) 上記数値等は平成29年3月31日現在

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
東京都臨海副都心MICE(注)拠点化推進事業補助金(港湾局)	東京都臨海副都心MICE拠点化推進事業補助要綱	国際観光拠点化の推進に要する経費 (補助率：1/2)	45,000	—	—
東京都臨海副都心おもてなし促進事業補助金(港湾局)	東京都臨海副都心おもてなし促進事業補助要綱	外国人来場者の受入体制環境整備に要する経費 (補助率：1/2)	—	102,474	26,489
合計			45,000	102,474	26,489

(注) 企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際会議、展示会・イベント等を指す造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

(表2) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
温室効果ガス総 量削減義務の履 行に係る負担金 (産業労働局)	温室効果ガス総 量削減義務の履 行に関する協定 書	特定温室効果ガス 排出量検証 (負担割合10/10)	117	117	140
東展示棟東6ホ ールの床振動対 策工事費用 (産業労働局)	平成28年度東展 示棟床振動対策 工事の実施に係 る覚書	東展示棟東6ホ ール床振動対策工事 (負担割合10/10)	—	—	132,397
海外展示会にお ける東京都ブ ース出展等共同運 営に要する負担 金 (産業労働局)	協定書(シンガポ ール・エアショ ーにおける各事 業)	東京都ブース出展 申込等	①(注) 17,811	—	13,354
		東京都ブースの出 展・運営等	—	② 10,254	—
	協定書(ベルリ ン・エアショー における各事業)	東京都ブース出 展・運営事業 商談マッチング業 務	30,393	—	⑤ 31,214
	協定書(Aviation Forum Hamburgに おける各事業)	東京都ミッション 団参加申込・運営 東京都ブース出 展・運営 ほか	—	③ 11,338	—
	協定書(中国(北 京)国際サービス 貿易交易会にお ける各事業)	東京都ブース出展 申込・運営 広報・PR ほか	—	—	⑥ 9,424
	協定書(東京都航 空機産業参入支 援事業)	東京エアロスペ ースシンポジウムに おける中小企業の 出展支援 ほか	—	④ 14,060	—
協定書(ジャパ ン・エアロスペ ースにおける各 業務)	東京都ブース併催 企画等業務	—	—	⑦ 5,000	
合計			48,321	35,769	191,529

(注) ①から④までの合計及び⑤から⑦までの合計を税抜きとした額が、それぞれ表3の第75期及び第76期の主催事業収入である。

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第74期 (平成26年度)		第75期 (平成27年度)		第76期 (平成28年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	20,759	100	21,174	100	22,030	100
都からの収益	28	0.1	49	0.2	42	0.2
主催事業収入	28	0.1	49	0.2	42	0.2
他の収益	20,731	99.9	21,124	99.8	21,987	99.8

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物、工作物等	
普通財産	東京国際展示場 (産業労働局)	国際展示場運営のため	— (注1)	展示ホール等 227,888.17㎡	無償 (注2)
				事務室等 2,947.46㎡	141,565
	臨海副都心用地 (港湾局)	展示施設増設のため	22,332.14㎡	—	212,400 (注3)

(注1) 東京国際展示場は、産業労働局が、港湾局から土地を有償で貸付け(使用承認)を受けて設置し、会社に対して、敷地を含む建物等を無償(事務室等は有償)で貸し付けている。

産業労働局が負担している土地使用料については、平成27年度まで50%減額されていたが、臨海副都心の都市基盤整備がおおむね終了し、国際展示場の立地条件が整ったことから、平成28年度からは減額されていない。

(注2) 会社は、産業労働局と締結した「建物、工作物及び立木無償貸付並びに一部建物有償貸付契約」に基づき、会場運営事業収入(一部を除く)の20%を施設使用料(ロイヤリティ)として都へ納付している。

(注3) 土地は、事業用定期借地権契約により、有償で貸付けを受けている(契約期間：平成27年10月1日から平成39年9月30日まで)。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第74期 (平成26年度)	第75期(平成27年度)		第76期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	20,711	21,128	416	2.0	21,982	853	4.0
営業原価	14,589	14,540	△ 48	△ 0.3	15,192	651	4.5
経常利益	4,704	5,035	331	7.0	4,849	△ 185	△ 3.7
当期純利益	3,458	3,623	164	4.7	3,334	△ 288	△ 8.0
資産合計	70,585	76,305	5,719	8.1	77,927	1,622	2.1
負債合計	20,311	22,512	2,201	10.8	20,905	△ 1,607	△ 7.1
純資産合計	50,274	53,792	3,518	7.0	57,022	3,229	6.0

(1) 監査の観点

本監査では、主に、

- ① 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）への対応及びサービスの向上に努めているか
 - ② 事故・災害への対応等、安全確保に必要な改善を行っているか
 - ③ MICE・国際観光拠点化の促進に向けた取組を推進しているか
- などの観点から、事業報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

株式会社東京ビッグサイト（以下「会社」という。）は、長期経営計画「東京ビッグサイト2018ビジョン」（平成20年8月策定）に基づき、東京国際展示場の管理運営（以下「会場運営事業」という。）、展示会の主催・運営（以下「主催事業」という。）、ビルの賃貸（以下「ビル事業」という。）などを行っている。

会場運営事業では、平成27年度は年間の展示会開催件数302件、来場者数1,605万人と過去最高に達し、展示ホール稼働率も77.5%と大きく伸びたが、平成28年度は、10月の東新展示棟のしゅん工により展示面積が拡大したものの、稼働率は低下している。

主催事業では、「日本国際工作機械見本市」の開催や、「東京モーターショー」の運営業務を受託しており、平成28年度には、新たに「国際航空宇宙展」を開催（共催）している。

ビル事業では、臨海地域の有明・青海地区にある3つのビルを運営しており、その合計入居率は、平成28年度に大口テナントの退去により低下したものの、90%程度を維持している。

(3) 経営成績

会場運営事業は、会場運営事業収入の一定割合を施設使用料として都へ納付しているものの、都の所有する施設が無償で貸し付けられていることから、賃料や、建物・土地を所有した場合に発生する減価償却費、固定資産税などの諸経費がないため、利益が発生する構造である。

また、主催事業収入及び原価は、展示会の開催周期等の影響により、年度ごとに大きく変動

する状況となっている。

営業収益は増加傾向であるが、営業原価が、東新展示棟のしゅん工に伴い減価償却費が発生したことなどから増加しており、平成28年度の経常利益は減少している。

(4) 財政状態

資産合計は、東新展示棟のしゅん工に伴う有形固定資産の取得により増加している。負債合計は、長期借入金の返済により減少傾向であるが、東新展示棟建設費用に係る未払金の増減により変動が生じている。純資産合計は、当期純利益の計上に伴うその他利益剰余金の増により、増加傾向である。

(5) 経営に関する評価

会場運営事業については、年間約300件の展示利用、1,400万人を超える来場者数、稼働率70%程度で推移しており、着実な実績をもって産業振興に寄与している。また、東京国際展示場の施設の老朽化に伴う大規模修繕や、東京2020大会開催に伴う施設の利用制約に向けた対応として、展示面積拡大による新たな需要を獲得すべく、東新展示棟利用の誘致・促進に取り組むとともに、都と連携して東京2020大会の成功に寄与しつつ、利用制約期間の短縮や展示面積の確保など、事業の円滑な推進を図っている。

主催事業については、新規展示会の開催など、積極的に新たな事業拡大を図っている。

ビル事業については、所有する3ビルの合計入居率90%程度を維持しているが、一部において入居率の低下が見られるため、既存テナントへのサービスの向上と新規テナントの確保に向けた有効な対策が求められる。また、建物の老朽化に伴い、顧客ニーズを踏まえた維持更新工事を行っており、東京ファッションタウンビル（TF Tビル）については、大規模修繕計画（平成27年度から平成31年度まで）を策定し、工事を実施している。

これらの事業運営の基盤となる安全確保及びサービス向上のため、マニュアルの改訂などの必要な改善を行っている。また、MICE・国際観光拠点化の促進に向け、海外での活動展開、デジタルサイネージ（注）を活用した観光振興、サインの多言語化などに取り組んでおり、会社の特性を活かし、安全性に裏付けされた快適性・利便性の提供と地域の活性化を推進している。

会社は、安定的に利益を確保しているが、今後は、事業の持続的発展と、東京2020大会後の会社を取り巻く環境の変化に的確に対応することが求められる。そのためには、中長期経営計画及びビル事業における大規模修繕計画を策定するとともに、将来投資を見据え、内部留保の効果的な活用を検討し、長期債務の早期返還などによる財務体質の強化を図る必要がある。

他方、産業労働局においては、東京国際展示場の所有者として、当該施設に係る経費（建物敷地の土地使用料、大規模改修費用）を負担しているが、インフラなど国際展示場の立地条件の整備をもって、土地使用料の減額措置が平成27年度で終了となるなど、東京国際展示場に係る経営環境及び経費負担状況に変化が生じている。

こうした状況を踏まえ、会社の経営及び都の財政支出のあり方を考慮の上、東京国際展示場

に係る都負担の最適化に向けた取組が望まれる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項及び意見・要望事項を除き、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

(注) デジタル技術を活用して映像や文字を表示する情報・広告媒体

2 指摘事項

(1) 団体

ア 通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行うべきもの

会社は、中国（北京）国際サービス貿易交易会における東京都ブース出展及び運営事業を、協定（注1）に基づき局と共同で実施しており、会社が分担する業務のうち、通訳雇上げについて、表5のとおり、特定契約（注2）により委託している。

会社は、特定契約を行う理由の一つとして、主に派遣企業（ブース出展者）に提供する通訳手配であるため、万全の体制構築と一定の品質以上の業務提供が必須であることを挙げている。

しかしながら、契約書類を見たところ、標準契約書にスケジュールと費用内訳を示した一覧表が添付されているのみで、仕様書において具体的な業務内容や提供すべき通訳の水準などを明示しておらず、適切でない。

こうした状況では、委託業務の履行が担保できないのみならず、特定契約とした理由と整合が取れないため、改善を要する。

会社は、通訳雇上委託に係る契約手続を適切に行われたい。

(株式会社東京ビッグサイト)

(注1) 中国（北京）国際サービス貿易交易会における東京都ブース出展及び運営事業に関する協定書（平成28年4月1日）

(注2) 会社の契約事務規程により、100万円以上3,000万円未満の支出に関する契約で、適切な契約の相手方が特定の1人しかいない場合等には、特定の1人から見積書を徴し、発注することができるとするもの。

(表5) 契約の概要

契約件名	中国(北京)国際サービス貿易交易会東京都ブース運営事業の実施に係る通訳の雇上げ
契約期間	平成28.5.26～平成28.6.2
契約金額	3,059,000円
受託者	A

(2) 局

ア 負担金に係る協定内容を見直すべきもの

局は、都内中小企業の航空機産業参入支援を目的とした海外展示会での出展を行うため、会社と「シンガポール・エアショー2018における東京都ブース出展申込に係る協定」を締結し、東京都ブースの出展申込・支払業務を共同で実施している。

この協定書において、出展申込に要する経費については、都の負担金（1,335

万4,000円)とし、出展料金支払業務終了後、事業報告書及び収支決算書を局へ提出させるとともに、会社の請求により一括払するとしている。

ところで、会社から提出された収支決算書を見たところ、表6のとおり、出展料金等の支払に伴う為替差額が決算額に含まれていることが認められた。

この為替差額は、為替レート(注)の見込みと実績との差により発生するものであるが、協定書において、実費精算するなどの取扱いを定めていないことから、出展申込に要した経費ではないにもかかわらず、当該経費の一部として会社に支払われる状況となっており、適切でない。この結果、負担金169万2,520円が不経済支出となっている。

局は、実費精算とするなど、負担金に係る協定内容を見直されたい。

(産業労働局)

(注) シンガポール・ドルと円との為替レート

(表6) 収支決算書内訳

(単位：円)

協定書名	対象業務	予算額	決算額	
平成28年度「シンガポール・エアショー2018」における東京都ブース出展申込協定書	東京都ブース出展申込・支払業務	13,354,000	小間料金	10,280,400
			出展登録料金	79,080
			申込手続事務手数料	1,302,000
			為替差額	1,692,520
計		13,354,000	計	13,354,000

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 中長期経営計画の策定について

会社は、平成20年8月に、会社の将来像と経営戦略を示した長期経営計画「東京ビッグサイト2018ビジョン」を策定しており、これに基づき、3年ごとの中期経営計画を策定し、取り組んできたが、平成26年度以降は、中期経営計画を策定しておらず、単年度ごとの事業計画となっている。

これについて、会社は、二度にわたる五輪の招致活動や東京2020大会開催等に関連し、利用範囲や制約期間、拡張工事による既存展示棟への影響など、収益の6割以上を占める展示会関連事業の見通しやこれに対する補償が不透明であることなどから、中期経営計画の策定は困難であったとしている。また、今後、東京2020大会についての対応が固まった段階で、2019年以降の長期ビジョン及びこれに基づく中期経営計画を策定し、事業を推進していく予定であるとしている。

会社の事業は、展示会事業（会場運営事業及び主催事業）のみならず、入居率の向上や大規模修繕が課題となっているビル事業もあり、設備更新計画や資金計画において、中期的な見通しは経営上必須であることから、会社は、中長期経営計画の策定について、着実に推進することが望まれる。

(株式会社東京ビッグサイト)

イ ビル事業における大規模修繕計画の策定について

会社は、3つのビルを所有し、ビル事業を行っているが、しゅん工から18年以上経過しており、老朽化対策が必要となっている。

そこで、ビルの大規模修繕計画について見たところ、東京ファッションタウンビル（TF Tビル）については、平成27年度から平成31年度までの5か年計画が策定され、工事が実施されている。

また、他のビルについて、会社は、平成29年から計画の策定に着手し、平成32年から計画に基づく大規模修繕を行うとしているが、監査日（平成29年9月30日）現在、具体的な取組が確認できない。会社は、計画の策定について、平成29年12月から検討を始めるとしているが、大規模修繕計画の策定について、着実に推進することが望まれる。

(株式会社東京ビッグサイト)

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

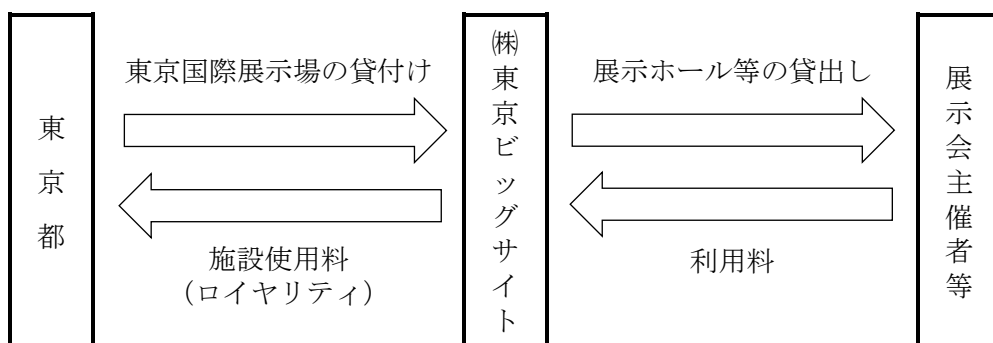
ア 会場運営事業

(表7) 東京国際展示場の概要

所在地	東京都江東区有明 三丁目11番1号	しゅん工年月	平成7年10月	敷地面積	265,751㎡
		開業年月	平成8年4月	延べ床面積	250,823㎡
展示施設	屋内展示場 3棟	12ホール(合計95,420㎡)、屋上展示場(6,000㎡)			
	東展示棟	6ホール(51,380㎡)			
	東新展示棟(注)	2ホール(14,760㎡)、リンクスペース(1,120㎡)			
	西展示棟	4ホール(29,280㎡)、アトリウム(2,000㎡)、屋上展示場			
会議施設	会議棟	国際会議場(1,000人収容)、レセプションホール(1,700㎡) 会議室(22室 35㎡~760㎡)			
その他	レストラン等15店舗、コンビニエンスストア3店舗、ビジター&ビジネスセンター、サービスコーナー				

(注) 東新展示棟(平成28年10月しゅん工)は、会社の所有施設である。

(図1) 会場運営の仕組み



(表8) 東京国際展示場の利用状況

(単位：%、件、万人)

項目	実績		
	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
展示ホール稼働率(注)	71.9	77.5	73.3
展示会等開催件数	290	302	304
来場者数	1,425	1,605	1,469

(注) 利用延べ床面積/利用可能延べ床面積(展示ホール延べ床面積×年間365日)で算出した。

(表9) 主な実績

名称及び概要	実績		
	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
コミックマーケット (年2回開催) 同人誌即売会	開催日数：6日 来場者数：1,110千人 利用会場：全ホール	開催日数：6日 来場者数：1,070千人 利用会場：全ホール	開催日数：6日 来場者数：1,080千人 利用会場：全ホール
東京インターナショナル・ギフト・ショー(年2回開催) 日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市	開催日数：6日 来場者数：384千人 利用会場：全ホール	開催日数：6日 来場者数：384千人 利用会場：全ホール	開催日数：6日 来場者数：389千人 利用会場：全ホール
日経メッセ 街づくり・店づくり総合展 日本最大級の街づくり・店づくりに関する総合展示会	開催日数：4日 来場者数：210千人 利用会場：全ホール	開催日数：4日 来場者数：208千人 利用会場：全ホール	開催日数：7日 来場者数：242千人 利用会場：全ホール (2会期開催)
東京おもちゃショー 日本最大規模の玩具見本市	開催日数：4日 来場者数：160千人 利用会場：西1～4ホール	開催日数：4日 来場者数：160千人 利用会場：西1～4ホール	開催日数：4日 来場者数：162千人 利用会場：西1～4ホール

(注) 来場者数は、各主催者発表によるもので、同時開催の関連展示会等を含む。

(表10) 東京国際展示場の改修工事等の計画と実績

////// 上段：計画 ■■■■ 下段：実績 ■■■■ 下段：実施中

工事種別		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
主な大規模改修工事 (都負担)	受変電設備改修工事	//////	//////	//////		
	東展示棟、西展示棟給排水衛生設備改修工事	//////	//////	//////		
	東展示棟、会議棟昇降機設備改修工事	//////	//////	//////		
	電気設備改修工事		//////	//////		
	会議棟給排水設備改修工事		//////	//////		
	東展示棟床振動対策工事			//////	■ ■ ■	
	東展示棟、会議棟建具改修工事				■ ■ ■	//////
	無停電電源設備更新工事				■ ■ ■	//////
	東展示棟ギャラリー、会議棟エントランス照明更新工事				■ ■ ■	//////
主な修繕工事 (会社負担)	展示ホールピット内電力端子盤修繕工事	//////	//////	//////		
	東展示棟移動ブリッジ設備修繕工事	//////	//////			
	空調排風機等整備工事	//////	//////	//////	■ ■ ■	
	構内LAN設備機器交換工事		//////	//////		
	放水銃修繕工事		//////	//////		
	ハイポール修繕工事		//////	//////		

(注) 東京国際展示場の大規模改修工事は、施設の所有者である都が実施し、それ以外の修繕は、会社が実施している。

イ 主催事業

(表 1 1) 開催実績

名称及び概要		実績		
		第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
主 催	日本国際工作機械見本市 工作機械、関連機器等 に関する見本市 1965年～(隔年開催)	開催日数：6日 利用会場：全ホール 来場者数：165千人	—	開催日数：6日 利用会場：全ホール 来場者数：180千人
	危機管理産業展 危機管理に関する総合 展示会 2005年～(毎年開催)	開催日数：3日 利用会場： 西1・2ホール 来場者数：54千人	開催日数：3日 利用会場： 西1・2ホール 来場者数：57千人	開催日数：3日 利用会場： 西1・2ホール 来場者数：60千人
	テロ対策特殊装備展 関係者限定のテロ対策 専門展 2007年～(毎年開催)	危機管理産業展と併催 利用会場： 西4ホール 来場者数：14千人	危機管理産業展と併催 利用会場： 西2ホール 来場者数：20千人	危機管理産業展と併催 利用会場： 西2・3ホール 来場者数：24千人
	東京エアロスペースシン ポジウム 航空宇宙関連技術の展 示会・シンポジウム 2009年～ (第75期は東京国際航空 宇宙産業展から名称変 更)	—	開催日数：3日 利用会場： 西4ホール 来場者数：23千人	—
	国際航空宇宙展 航空宇宙産業に関する 総合展示会(一般社団 法人日本航空宇宙工業 会と共催) 2016年～(新規)	—	—	開催日数：4日 利用会場： 西1～4ホール 来場者数：44千人
受 託 運 営	東京モーターショー 自動車、自動車関連サ ービス等の総合展示会 2011年～(隔年開催)	—	開催日数：11日 利用会場：全ホール 来場者数：812千人	—

ウ ビル事業

(表12) 所有ビルの概要

ビル名	所在地	規模	しゅん工
有明パークビル	江東区有明三丁目7番11号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「国際展示場正門」駅から徒歩3分 「有明」駅から徒歩3分 ・ りんかい線 「国際展示場」駅から徒歩3分	延べ床面積：70,113㎡ 地上22階、地下3階、塔屋1階	平成11年6月
東京ファッションタウンビル (TF Tビル)	江東区有明三丁目6番11号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「国際展示場正門」駅からすぐ ・ りんかい線 「国際展示場」駅から徒歩5分	東館 地上9階、地下1階 塔屋2階	平成8年2月
		西館 地上9階、地下2階 塔屋1階	平成8年3月
タイム24ビル	江東区青海二丁目4番32号 最寄駅 ・ ゆりかもめ 「テレコムセンター」駅から徒歩2分 ・ りんかい線 「東京テレポート」駅から徒歩18分、 又は無料循環バス(平日のみ運行)5分	延べ床面積：66,485㎡ 地上19階、地下1階、塔屋2階	平成8年1月

(表13) ビルの入居状況




(単位：㎡、件、%)





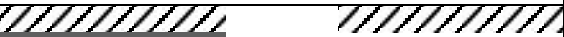
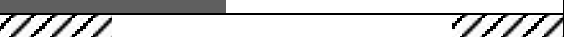













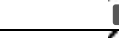






ビル名			実績(注1)		
	種別	貸付可能面積	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
有明パークビル	ホテル	367,380.00	1	1	1
	オフィス	114,909.36	1	1	1
	商業施設	37,548.48	12	12	12
	直営店舗	—	1	0	0
	計	519,837.84	15	14	14
東京ファッションタウンビル (TF Tビル)	オフィス	804,346.88	48	52	47
	商業施設	65,714.52	30	29	27
	計	870,061.40	78	81	74
タイム24ビル	オフィス	371,771.30	22	27	34
	商業施設	14,395.20	3	3	2
	創業支援施設	28,138.44	14	9	6
	計	414,304.94	39	39	42
全ビル合計入居率(注2)			88.7	90.9	88.2

(注1) 各年度とも翌年6月30日現在

(注2) 年間の貸付面積/貸付可能面積で算出した。

(表14) 主な修繕工事

 上段：計画
  下段：実績
  下段：実施中

ビル名	工事種別	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
有明パークビル	外壁シーリング工事等					
	駐車場管制設備更新工事					
	I T V更新工事					
	中央監視設備更新工事					
東京ファッション タウンビル (T F Tビル)	大規模修繕					
	東館 外壁止水 外壁コーティング					
	西館 外壁止水 外壁コーティング 屋上外構改修					
	西館トイレ・共用部改修工事					
	東館トイレ・共用部改修工事					
	共用部照明LED化工事					
	防災設備更新工事					
	オフィス階空調設備更新工事					
	レストラン街他空調設備等改修等					
	東棟・屋上、外構工事					
受変電設備等改修工事						
タイム24ビル	中央監視設備等更新工事					
	駐車場管制設備更新工事					
	B C P 発電機設置工事					
	防災設備更新工事					

エ 国際事業・地域振興・環境対策等

(ア) 国際事業 (国内中小企業の販路開拓支援のための海外展示会への出展・運営事業)

(表15) 主な出展実績

展示会名称及び会場名	開催期間	開催規模	都出展企業
シンガポール・エアショー2016 Changi Exhibition Centre	平成28年2月16日から 同月21日まで 6日間	48か国 1,040社	6団体 (1企業グループ、5社)
ベルリン・エアショー2016 Berlin Expo Center Airport	平成28年6月1日から 同月4日まで 4日間	37か国 1,017社	5社

(イ) 地域振興

(表16) 主なイベント実績

名称及び概要	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)
STAND UP SUMMIT 復興支援をテーマとした学生達中心のイベント 2014年～	開催期間：1日 利用会場：会議棟 (国際会議場他) 参加者：学生 313人	開催期間：1日 利用会場：会議棟 (国際会議場他) 参加者：学生 335人	開催期間：1日 利用会場：会議棟 (国際会議場他) 参加者：学生 297人
東京国際プロジェクションマッピングアワード 若手クリエイターの作品コンテスト 2016年～	—	vol. 0 平成28年3月26日 授賞式、作品上映 ほか	vol. 1 平成28年12月17日 授賞式、作品上映、 花火打上げ ほか
プロジェクションマッピング 定期上映会 夜間における賑わい創出等のイベント 2015年～	—	実施日数：38日	実施日数：95日

(ウ) 環境対策

(表17) 温室効果ガス削減義務達成率

(単位：%)

施設名	達成率		削減義務率 (注)
	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)	
東京国際展示場	22.9	26.5	15.0
有明パークビル	14.2	20.2	13.0
東京ファッションタウンビル(TFTビル)	21.9	19.7	15.0
タイム24ビル	51.1	55.2	

(注) 地球温暖化対策計画書 (平成27年度から平成31年度まで) で定める削減義務率

(エ) 防災関係

(表18) 帰宅困難者一時滞在施設と取組状況

(単位：人)

施設名	受入可能人数	取組状況
東京国際展示場	5,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル策定 大規模災害発生時における一時滞在施設マニュアル ・ 共同防災訓練実施 一時滞在施設の開設状況及び駅前滞在者等の受入に関する情報連絡訓練、誘導・受入シミュレーションほか ・ 非常用発電機設置（タイム24ビル） 24時間対応から72時間対応へ更新
有明パークビル	72	
東京ファッションタウンビル (TFTビル)	1,272	
タイム24ビル	109	

(表19) 東京国際展示場利用者等マニュアル

マニュアル名	主な内容	改定時期
防災ガイドライン	主催者、出展者等、施設利用に当たっての防災に関するガイドライン	平成28年4月
危機管理マニュアル	会社（施設管理者）と主催者の役割、連絡体制等の資料	平成28年12月

(オ) オリンピック・パラリンピックに向けた取組

(表20) バリアフリー対策取組状況

施設名	取組状況	施行年度
有明パークビル	地下駐車場出入り口扉の自動ドア化（車いす対応）	平成27年度

(表21) デジタルサイネージによる多言語案内

施設名	サイン設置場所等	導入年度
東京国際展示場	3か所（連絡ブリッジ、西アトリウム、エントランスホール）	平成27年度
有明パークビル	1か所（エントランス）	平成28年度
東京ファッションタウンビル (TFTビル)	4か所（2階デッキ、エントランスホールほか）	平成27年度～平成28年度

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第74期 (平成26年 度)	第75期 (平成27年度)		第76期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	20,711	21,128	416	2.0	21,982	853	4.0
会場運営事業収入	10,293	11,812	1,519	14.8	10,674	△1,138	△ 9.6
主催事業収入	2,162	864	△1,297	△ 60.0	2,961	2,097	242.6
賃貸事業収入	7,839	8,032	193	2.5	7,986	△ 45	△ 0.6
その他の事業収入	417	419	2	0.6	360	△ 59	△ 14.2
営業原価	14,589	14,540	△ 48	△ 0.3	15,192	651	4.5
会場運営事業原価	7,178	7,594	415	5.8	7,828	234	3.1
主催事業原価	1,339	833	△ 505	△ 37.8	1,734	900	108.0
賃貸事業原価	5,681	5,720	38	0.7	5,288	△ 432	△ 7.6
その他の事業原価	389	392	2	0.8	340	△ 51	△ 13.2
営業総利益	6,122	6,588	465	7.6	6,790	202	3.1
販売費及び一般管理費	1,292	1,485	192	14.9	1,891	405	27.3
営業利益	4,829	5,102	272	5.7	4,899	△ 203	△ 4.0
営業外収益	47	45	△ 2	△ 5.2	47	2	4.6
営業外費用	173	112	△ 60	△ 35.2	96	△ 15	△ 13.9
経常利益	4,704	5,035	331	7.0	4,849	△ 185	△ 3.7
特別利益	45	102	57	127.7	33	△ 69	△ 67.6
特別損失	22	22	△ 0	△ 0.5	59	37	165.1
税引前当期純利益	4,726	5,115	388	8.2	4,823	△ 292	△ 5.7
法人税等	1,267	1,492	224	17.7	1,489	△ 3	△ 0.2
当期純利益	3,458	3,623	164	4.7	3,334	△ 288	△ 8.0

イ 主要経営指標の推移

項目	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	6.9	6.7	6.3	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	23.3	24.2	22.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.29	0.28	0.28	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	77.3	76.0	78.1	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	28.2	46.7	51.3	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第74期 (平成26 年度)	第75期 (平成27年度)		第76期 (平成28年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	16,823	20,231	3,408	20.3	13,452	△6,778	△ 33.5
現金預金	13,581	16,858	3,277	24.1	9,531	△7,327	△ 43.5
未収金	513	548	35	7.0	533	△ 15	△ 2.9
その他	2,728	2,823	95	3.5	3,388	565	20.0
固定資産	53,762	56,074	2,311	4.3	64,474	8,400	15.0
有形固定資産	48,591	50,930	2,339	4.8	59,568	8,637	17.0
無形固定資産	70	138	68	98.3	204	65	47.3
その他	5,101	5,004	△ 97	△ 1.9	4,701	△ 302	△ 6.0
資産合計	70,585	76,305	5,719	8.1	77,927	1,622	2.1
流動負債	7,188	10,230	3,042	42.3	8,272	△1,958	△ 19.1
未払金	3,037	5,161	2,123	69.9	4,045	△1,115	△ 21.6
前受金	2,283	3,163	879	38.5	2,402	△ 760	△ 24.0
その他	1,866	1,906	39	2.1	1,823	△ 82	△ 4.3
固定負債	13,123	12,282	△ 841	△ 6.4	12,633	351	2.9
長期借入金	4,843	4,151	△ 691	△ 14.3	3,459	△ 691	△ 16.7
資産除去債務	39	34	△ 4	△ 11.7	1,241	1,206	—
その他	8,239	8,095	△ 144	△ 1.8	7,932	△ 163	△ 2.0
負債合計	20,311	22,512	2,201	10.8	20,905	△1,607	△ 7.1
資本金	5,571	5,571	0	0	5,571	0	0
資本剰余金	3,348	3,348	0	0	3,348	0	0
利益剰余金	41,354	44,873	3,518	8.5	48,102	3,229	7.2
利益準備金	300	300	0	0	300	0	0
その他利益剰余金	41,054	44,573	3,518	8.6	47,802	3,229	7.2
固定資産圧縮積立金	14,430	14,633	202	1.4	14,419	△ 214	△ 1.5
別途積立金	23,600	26,500	2,900	12.3	29,800	3,300	12.5
繰越利益剰余金	3,024	3,439	415	13.7	3,583	143	4.2
自己株式	△ 0	△ 0	△ 0	42.6	△ 0	0	0
純資産合計	50,274	53,792	3,518	7.0	57,022	3,229	6.0
負債及び純資産合計	70,585	76,305	5,719	8.1	77,927	1,622	2.1

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第74期 (平成26年度)	第75期 (平成27年度)	第76期 (平成28年度)	算式
流動比率	234.0	197.8	162.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	71.2	70.5	73.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	84.8	84.9	92.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：千円、%)

子会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社 ビッグサイトサービス	60,000	100	昭和41年5月	イベント清掃事業・施設清掃事業、 会議室サポート事業・ビジネスセン ター事業、レンタル事業、サービス コーナー・物販事業 ほか

2 参考資料

(1) 経営計画

ア 長期経営計画「東京ビッグサイト2018ビジョン」(平成20年8月策定)

(ア) 計画期間

平成20年度から平成30年度まで

(イ) ビジョン

ビジョン	ビジョンを支える4つの柱
経営基盤を強化し、積極的な事業展開と顧客サービスの充実を図り、アジア最高レベルの国際展示場となることをめざす。	人、モノ、情報の出会いを創造し、産業を活性化するとともに臨海副都心発展の中核を担うことをめざす。
	国内外のお客様からの高い信頼と評価に支えられた、国際展示場をめざす。
	良き企業市民として、社会・環境に貢献する事業の展開をめざす。
	常に「現状を問う」「大局を見る」「果敢に挑む」高いプロ意識をもった専門家集団をめざす。

(ウ) 戦略と課題

10の戦略		18の経営課題
事業別戦略	展示ホール拡張に向けた本格始動	① ハード・ソフト・経営のグランドデザインと事業手法の検討・実施
	顧客価値重視の発想に立った最高のサービスの提供	② 顧客ニーズの的確な把握 ③ 現行サービスや仕組みの総点検・見直し ④ 安全・安心の確保
	顧客満足度を最大化する積極的な設備投資	⑤ 計画的で効率的な修繕の実施 ⑥ ビルリニューアルの検討・実施
	将来を見据えた国際競争力の強化	⑦ 展示会の国際化の促進
	主催事業の強化・拡充	⑧ 新規主催事業等の企画・実施 ⑨ 既存主催事業の実施体制の見直し
	会社と組織の強みを活かした積極的なビル事業の推進	⑩ 展示会事業との連携強化 ⑪ ビルマネジメントを担える専門家集団への進化
機能別戦略	地球環境対策への積極的な取り組み	⑫ 地球環境対策の充実
	戦略的広報の実施	⑬ 戦略的広報の実施
	重要課題対応型の人材育成と組織再編	⑭ 専門性を身につけた「プロ社員」の育成・登用 ⑮ 重要課題に対応するための組織改正の機動的な実施 ⑯ グループ体制の見直し等
	将来投資を見据えた財務体質の強化	⑰ 繰上返済の実施 ⑱ 新規事業実施時における事業費調達方法の検討

(エ) 取組状況

長期経営計画に対する取組として、平成20年度から平成25年度まで3か年ごとの中期計画を策定していたが、平成26年度以降は策定しておらず、年度ごとに計画を立て実施している。

イ 年度計画

年度	経営方針		
平成27年度	基本方針 オリンピックの影響対策を推進し安定した展示会産業を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる「安全・安心・快適」な施設の提供 ・ 国際競争力の強化に向けた事業推進及び人材育成 ・ 社会的責任の履行と地域の発展への一層の貢献 ・ 強固な財務基盤の確立 ・ 横断的な組織連携による新たな事業展開 		
	利益目標 全社 売上高：20,014百万円、営業利益：3,601百万円		
	会場運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率：73% ・ 売上高：10,904百万円 	主催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高：810百万円 	ビル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均入居率：92% ・ 売上高：7,881百万円
平成28年度	基本方針 東京2020大会に伴う制約期間への対応と安定した会場運営事業等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年及び2020年の展示会開催への対応 ・ 海外展示会場等との連携の強化による国際事業の推進 ・ 円滑な大規模修繕工事実施による安全・安心・快適な施設の提供 ・ 営業活動の強化によるビル入居率の向上 ・ 強固な財務基盤の確立と今後の財務状況見通しの適切な把握 ・ 社会的責任の履行と地域の発展への一層の貢献 		
	利益目標 全社 売上高：21,316百万円、営業利益：4,007百万円		
	会場運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率：73% ・ 売上高：10,323百万円 	主催事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高：2,852百万円 	ビル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均入居率：87.5% ・ 売上高：7,754百万円

ウ グループ経営計画（臨海ホールディングスグループ）

（ア）計画期間

平成27年度から平成31年度まで

（イ）臨海地域のエリアマネジメント（会社に関連する部分を抜粋）

地域へ貢献する取組	具体的な取組例
<p>1 地域の賑わい創出</p> <p>海上公園や水辺空間、魅力的な夜景などを活用した各種イベントへの参画やイベント閑散期の賑わいを創出することにより、地域全体の活性化を推進する。また、国際色豊かなイベントの誘致・開催支援や、都の事業と連携して臨海地域のMICE拠点化を推進する。</p> <p>また、東京臨海副都心まちづくり協議会等と連携するとともに、ポータルサイトである「東京お台場.net」や「東京お台場FreeWiFi」の活用により、地域の情報を積極的に発信し、来訪者の回遊性向上に資する事業を展開する。</p>	<p>大規模プロジェクションマッピングの実施</p>
<p>2 環境対策の推進</p> <p>海上公園等の豊かな緑、海の自然、港の景観といった他にはない貴重な資源が連続性・一体性を保ちながら質の高い都市環境を形成するよう、快適性・安全性を向上させる取組を推進していく。</p> <p>都の温室効果ガス排出総量削減の計画期間と合わせた「環境行動計画」を策定しており、地域企業や来訪者等の環境行動に対するインセンティブを引き出すための仕組みづくりや環境に対する意識の向上に、東京臨海副都心まちづくり協議会等と協調して取り組んでいく。</p>	<p>温室効果ガス削減義務率の達成</p>
<p>3 地域の防災力強化</p> <p>グループ所管施設が帰宅困難者一時滞在施設として指定されたことを踏まえ、防災備蓄の推進や情報連絡体制の強化など、都、地元区、東京臨海副都心まちづくり協議会、地域企業等と連携し、地域の防災対応力を強化する取組を推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループ内外における共同防災訓練の実施 ・ 一時滞在施設運営マニュアルの策定 ・ 災害時における電源の確保・増進
<p>4 東京2020大会に向けた取組</p> <p>東京2020大会を契機として、国内外から多くの来訪者を迎えるための体制整備や地域に立地する各所有ビルの商品価値の維持・向上、大会中の施設利用制限への対応を行い、大会開催の更なる先を見据え、計画的な投資を実施するとともに、グループ内連携の取組を強化していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京国際展示場の仮設展示場の建設 ・ 所有ビルの計画的な修繕・投資 ・ 所有施設のバリアフリー化の促進 ・ デジタルサイネージを活用した観光振興

（ウ）部門別計画（会社に関連する部分を抜粋）

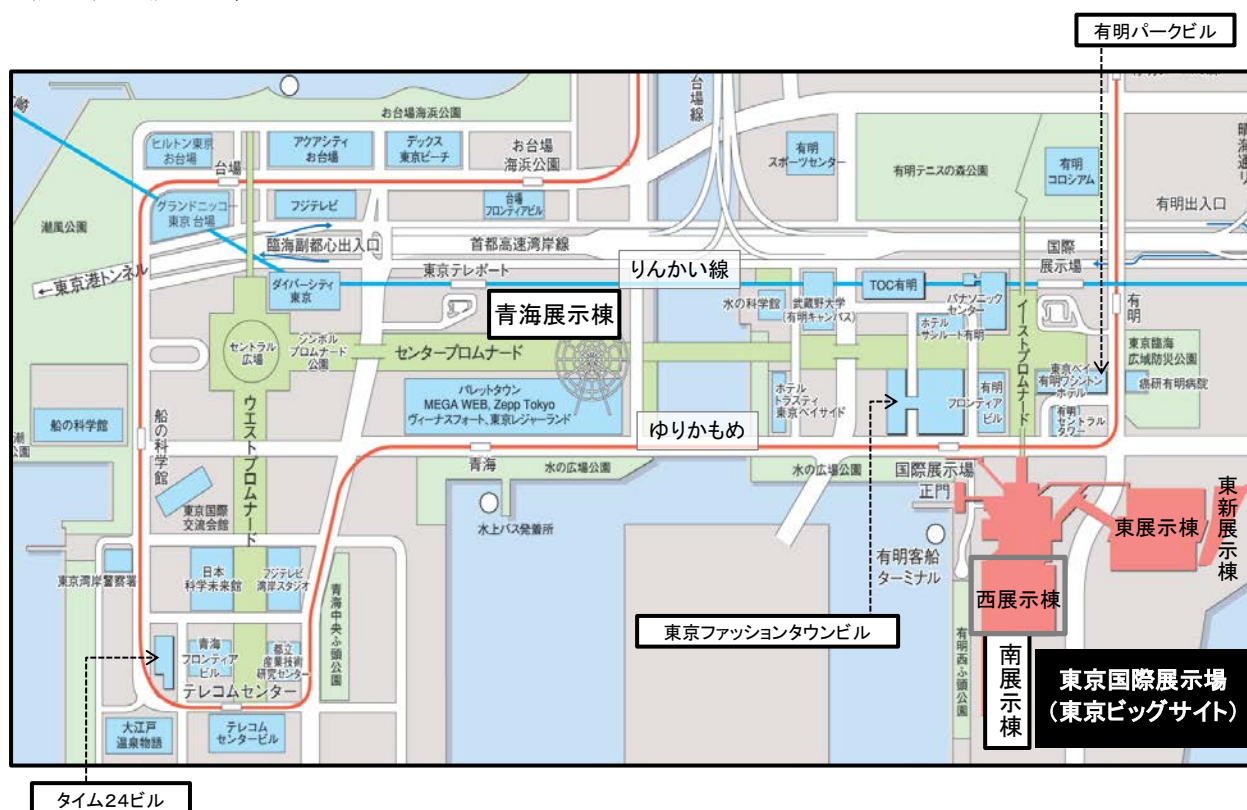
基幹事業名	平成31年度までに実施する戦略的事業	
ビル事業	サイン計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有ビルサイン表示の多言語化
	ビル資産価値の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な修繕によるテナントサービスの向上等
展示会事業	仮設展示場の建設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模修繕や東京2020大会に対応するための整備
	サイン計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京国際展示場サイン表示の多言語化

(2) 都における建設計画

(表 2 2) 東京国際展示場展示棟建設計画の概要

施設名	建設目的	展示面積	所在地	備考
南展示棟	都の産業振興を一層推進させるため	約20,000㎡ (5,000㎡×4ホール)	江東区有明三丁目11番1号ほか	平成31年6月しゅん工予定
青海展示棟 (仮設)	東京2020大会期間中における産業振興への影響を軽減するため	約23,200㎡ (11,600㎡×2ホール)	江東区青海一丁目地内(港湾局所管:UV街区)	平成31年4月～平成32年11月リース

(図 2) 施設の配置



株式会社ゆりかもめ

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社ゆりかもめ	平成29年10月13日から 同月24日まで	第28期（平成27.4.1～ 平成28.3.31）及び
局	港湾局	平成29年9月6日及び 同年11月17日	第29期（平成28.4.1～ 平成29.3.31）の事業

2 団体の概要

設立の目的	臨海副都心の開発整備及び竹芝ふ頭等の再開発に伴い、新たに発生する大量の交通需要に対応するため、新交通システム（注1）により都心部と臨海副都心とを結ぶ公共輸送を導入することを目的として設立
主な沿革	昭和63年4月 都と民間との共同出資により「東京臨海新交通株式会社」として設立 平成7年11月 公共交通機関「ゆりかもめ（通称、以下略）」の運行を開始：新橋駅－有明駅間が開業 平成10年4月 株式会社ゆりかもめに社名変更 平成14年11月 汐留駅開業 平成18年3月 有明駅－豊洲駅間の延伸 平成19年8月 株式会社東京臨海ホールディングスによる子会社化
事業の概要	公共交通機関「ゆりかもめ」の運行・運営
所在地	東京都江東区有明三丁目13番1号
組織	3部1室
人員	役員6名（代表取締役社長1名、常務取締役1名、取締役（非常勤）3名、監査役（非常勤）1名） 従業員206名

都 と の 関 係	出資	資本金 137 億 5,697 万余円のうち、1,997 万 4,360 円 (0.1%) (このほか、都が 85.1%を出資している株式会社東京臨海ホールディングスが 140 億 7,695 万余円 (99.9%))
	負担金 (表 1)	2,833 万余円 (平成 27 年度交付額) 3,561 万余円 (平成 28 年度交付額)
	事業の委託 (表 2)	11 億 8,272 万余円 (平成 27 年度委託料) 13 億 8,481 万余円 (平成 28 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 3)	経常収益 102 億余円のうち、1 億余円 (1.4%)
	財産の貸付 (表 4)	インフラ部 (注 2) については、都が整備し、敷地部分を団体に占有許可 (62,844.80 m ²) インフラ外部 (注 3) については、団体が整備し、敷地部分を都が団体に占有許可 (1,400.27 m ² 及び 9 か所)、使用許可 (483.67 m ² 及び 21m) 及び賃貸借契約に基づく有償貸付 (55,747.40 m ²)
	職員の派遣等	常勤従業員 19 名を都から派遣 常勤役員 1 名及び常勤従業員 5 名が都退職者
東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、運営状況の報告を受けている。 (平成 19 年 8 月に株式会社東京臨海ホールディングスの子会社となり、監理団体の指定を解除している。)	

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(注 1) 案内軌条式 (走行路に取り付けられた案内軌条 (レール) に沿って、ゴムタイヤで走行する方式) の鉄軌道等、新しい技術を用いた中量軌道輸送システム (従来の鉄道と路面電車との中間の路線輸送量を持つ交通機関) を指す。

(注 2) 走行路の支柱、駅く体等。都道 (道路法による道路) 上の路線は、建設局が整備し、臨港道路 (道路法によらない道路) 上の路線は、港湾局が整備した。

(注 3) 電気・通信・信号施設、車両、車両基地等

(表1) 負担金の交付状況

(単位：千円)

負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
			第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)
連絡通路日常管理負担金 (建設局)	都道外濠環状線、新橋日の出ふ頭線、台場青海線及び豊洲有明線に係る東京臨海新交通臨海線軌道施設の維持管理に関する基本協定	連絡通路の維持管理 (負担割合：1/2)	24,063	22,777	20,607
連絡通路日常管理負担金 (港湾局)	東京臨海新交通臨海線に係る鉄道施設の維持管理に関する基本協定	連絡通路の維持管理 (負担割合：1/2)	6,208	5,561	5,503
負担金 (中央卸売市場)	ゆりかもめ市場前駅連絡シャッター増設に伴う防災盤改修工事に関する施行協定	防災盤の改修工事 (負担割合：1/1)	-	-	9,504
合計			30,272	28,339	35,614

(表2) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)
建設局：大規模修繕工事（駅舎修繕等）	732,524	662,345	950,814
港湾局：大規模修繕工事（駅舎修繕等）	575,773	467,915	380,387
建設局：エレベーター・エスカレーターの定期点検業務	43,744	45,408	46,399
港湾局：エレベーター・エスカレーターの定期点検業務	6,643	7,055	7,213
合計	1,358,685	1,182,725	1,384,815

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第27期 (平成26年度)		第28期 (平成27年度)		第29期 (平成28年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	9,896	100	10,571	100	10,291	100
都からの収益	142	1.4	125	1.2	140	1.4
受取負担金	28	0.3	26	0.2	24	0.2
管理運営受託収益等	114	1.2	99	0.9	116	1.1
他の収益	9,753	98.6	10,445	98.8	10,150	98.6

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位：千円)

分類	手続		施設名	目的	種類	使用料（年額）
					土地	
行政財産	建設局	占有許可	都道	自動販売機の設置等	702 m ²	(注1) 23,946
	港湾局	占有許可	臨港道路	鉄道施設（インフラ部）	62,844.80 m ²	(注2) 0
				変電所用地等	533.27 m ²	(注2) 0
				自動販売機の設置等	165 m ²	3,744
		海上公園	変電所用地	9か所	92	
	使用許可	港湾施設	変電所用地等	483.67 m ² 及び21m	(注3) 39	
普通財産	賃貸借 契約	鉄道用地	車両基地用地	53,940.55 m ²	(注4) 69,143	
			管理棟用地	1,806.85 m ²	30,073	

(注1) 東京都道路占用料等徴収条例（昭和27年東京都条例第100号）第3条の規定による減額（鉄道施設等の看板の設置）を含む。

(注2) 公益目的の占有であるため、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）第20条の規定により、免除している。

(注3) 東京都港湾管理条例第20条の規定による免除を含む。

(注4) 旅客線鉄軌道敷であるため、東京都臨海地域開発規則（平成13年東京都規則第80号）第4条第2項第4号の規定により、90%の減額を行っている。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第27期 (平成26年度)	第28期（平成27年度）		第29期（平成28年度）			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	9,735	10,449	714	7.3	10,156	△ 293	△ 2.8
営業費	7,584	7,710	125	1.7	8,093	382	5.0
経常利益	1,919	2,437	518	27.0	1,819	△ 618	△ 25.4
当期純利益	1,046	1,517	471	45.0	1,170	△ 346	△ 22.8
資産合計	40,999	44,992	3,993	9.7	45,147	154	0.3
負債合計	21,685	24,161	2,475	11.4	23,144	△ 1,016	△ 4.2
純資産合計	19,314	20,831	1,517	7.9	22,002	1,170	5.6

(1) 監査の観点

本監査では、主に、

- ① 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）への対応及びサービスの向上に努めているか
- ② 事故・災害への対応等、安全確保に必要な改善を行っているか
- ③ MICE（注1）・国際観光拠点化の促進に向けた取組を推進しているか

などの観点から、各種実績報告書、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

株式会社ゆりかもめ（以下「会社」という。）は、安全・安定運行の確保を第一の目標と掲げて、運輸事業を行っている。現在、開業から21年が経過し、車両、設備等の老朽化が懸念されるため、設備更新計画を作成し、それに沿った更新を実施している。第28期（平成27年度）及び第29期（平成28年度）においては、主に車両の更新（新型車両7編成の導入）を行った。

第28期（平成27年度）においては、沿線で開催された大規模イベントの集客効果による定期外輸送人員の増加及び豊洲市場建設工事による定期輸送人員の増加により、過去最高の輸送人員を更新した。第29期（平成28年度）においても、開業以来2番目に多い輸送人員を記録しており、高い運輸事業実績を達成している。

(3) 経営成績

新型車両導入に伴う減価償却費の増加により、営業費は増加傾向にあるものの、運輸事業実績に伴う増収により、第28期（平成27年度）・第29期（平成28年度）それぞれにおいて、100億円台の営業収益を獲得した。また、10期連続して黒字を計上している。

(4) 財政状態

運輸事業実績に伴う増収により、現預金及び繰越利益剰余金が増加し、資産合計、純資産合計ともに増加傾向にある。また、第29期（平成28年度）においては、長期借入金の減少により、負債合計は減少している。

(5) 経営に関する評価

東京 2020 大会に向けた取組としては、複数の駅が競技会場への観客利用駅になる見込みであるため、各駅における設備のバリアフリー化の充実、駅務室の機能向上等を図る改修が進行中である。今後、計画に沿って着実に実施していく必要がある。

安全対策への取組としては、会社が策定した安全管理規程等に基づき、事故・災害を想定した各種教育訓練を毎年度テーマを決めて実施しており、10年間連続して無事故という実績に寄与している。

MICE・国際観光拠点化への取組としては、デジタルサイネージ（注2）及びタブレット端末を活用して、国内外からの利用客への案内機能を強化しており、今後も更なる活用が望まれる。

会社の収支状況については、豊洲市場の開場（平成30年度の予定）及び東京2020大会開催に伴う沿線地域開発の加速化等の増収要因がある一方で、東京2020大会期間前後における東京ビッグサイトの利用制限に伴う輸送人員の減少、将来的にはBRT（注3）、都バス等との競合といった減収要因も見込まれている。会社においては、的確に状況の分析をしつつ、サービスの向上及び競争力の確保に一層努めていくことが重要である。

また、車両、変電所設備、駅ATO（注4）装置等の大型設備が更新期を迎え、同時に、東京2020大会に向けた駅舎等の改修も実施中であるため、引き続き、設備投資に多額の資金を要する見込みである。これまで、会社は、財務体質の強化を図ってきたが、今後は、設備更新積立金の活用や外部負債の圧縮等が求められる。

なお、事務処理においては、根拠資料や客観的に事業の妥当性・経緯を確認できる資料が十分に整備されていない状況が見受けられたことから、会社においては、各種資料の整備はもとより、説明責任を果たしていくことが必要である。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

- （注1）企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際会議、展示会・イベント等を指す造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称
- （注2）デジタル技術を活用して映像や文字を表示する情報・広告媒体
- （注3）バス高速輸送システム。都心と臨海副都心を結ぶルートが計画されている。
- （注4）列車の運転を自動化する運転保安システム

2 指摘事項

（1）局及び団体

ア 局の負担すべき金額が確認できないもの

会社は、局と「東京臨海新交通臨海線の駅舎修繕等に係る工事等の施行に関する平成28年度協定書」及び「東京臨海新交通臨海線の駅舎修繕等に係る工事等の施行に関する平成27年度協定書」を締結している。

両協定書は、局が所管する東京臨海新交通臨海線（通称「ゆりかもめ」）のインフラ部に係る工事等に要する費用に事務費（工事等に要する費用の10%）を加算した金額を、局が会社へ支払うと取り決めたものである。

駅舎修繕等に係る工事等を会社が発注するに際して、平成27年度まではインフラ部とインフラ外部は別々の契約として発注していた。

平成28年度からは、契約事務手続の簡素化等のために、インフラ部とインフラ外部を一つの契約として発注することとした。

このため、一つの契約の中に、局が負担すべき金額と会社が負担すべき金額が混在することから、厳にこれらの金額を区分する必要がある。

そこで、表5の契約について見たところ、次のとおり、インフラ部として局に金額負担を請求した内容が適正であるか確認できない状況となっており、適切でない。

また、局は、請求を受けた金額が適正であるか確認できない状況であるにもかかわらず、会社の請求に対し、検査を合格とし支払を行っており、適正でない。

(ア) 平成27年度国際展示場正門駅、市場前駅インフラ部駅舎修繕工事設計業務委託について

当該委託のうち、国際展示場正門駅の設計について、会社は、会社が負担すべきインフラ外部は対象に含まれていないとしている。

しかしながら、委託の成果物を確認したところ、「国際展示場正門駅・インフラ内 改修・補修部分 数量（面積）調書」、「代価表」（注1）「見積比較表」（注2）などには、インフラ部のみならず、インフラ外部についても、設計の成果物が納品されている。

これについて、会社は、受注者が一体的な視点から駅全体を設計する必要があるとしてインフラ外部も含めたためであり、契約金額にインフラ外部に係る設計費用は含んでいないとしているが、このことについて、資料に基づく合理的な説明がないことから、当該委託契約の金額に、インフラ外部が含まれていないことが確認できない。

(イ) 平成28年度国際展示場正門駅外壁等修繕工事について

当該工事について、インフラ部として局へ請求した金額は表6のとおりとなっている。

そのうち、交通誘導員等（※表示部分）については、資料に基づく合理的な説明がないことから、インフラ部のみに係る工種であることが確認できない。

会社は、根拠資料を整備し、局・会社それぞれが負担すべき金額を明確に区分されたい。
また、局は、検査を適正に行われたい。

(株式会社ゆりかもめ)

(港湾局)

(注1) 各種物価資料等から施工単価を算出したもの

(注2) 各種物価資料等からでは施工単価を算出できないため、施工可能業者3者から見積りを徴取し比較したもの

(表5) 契約内容

(単位:円)

項番	件名	契約金額 (A)	協定による局負担額	
			うち、事務費 (A)×10%	
1	平成27年度国際展示場正門駅、市場前駅 インフラ部駅舎修繕工事設計業務委託	5,238,000	5,761,800	523,800
2	平成28年度国際展示場正門駅外壁等修 繕工事	211,241,270	232,365,397	21,124,127

(表6) 表5 項番2の契約金額内訳

(単位:円)

名称	内訳	金額		
		合計	インフラ部	インフラ外部
(A)	ホーム上屋屋根	21,727,010	21,727,010	—
(B)	コンコース屋根	4,002,700	3,802,700	200,000
(C)	外壁・外部(駅舎部)改修	62,052,620	62,052,620	—
(D)	外壁・外部(連絡通路部)改修	53,675,623	53,645,023	30,600
(E)	内部 コンコース階改修	9,424,430	9,202,360	222,070
	※ 下記以外	—	8,730,160	—
	※ 交通誘導員夜	—	472,200	—
(F)	内部 連絡通路部改修	28,265,470	9,918,760	18,346,710
	※ 下記以外	—	8,029,960	—
	※ 交通誘導員夜	—	1,888,800	—
(G)	内部 プラットホーム改修	42,473,030	37,983,030	4,490,000
	※ 下記以外	—	36,620,880	—
	※ 交通誘導員昼	—	585,000	—
	※ 交通誘導員夜	—	777,150	—
(H)	仮設工 その他	34,162,313	34,162,313	—
	※ 下記以外	—	33,970,874	—
	※ 音声標識	—	85,500	—
	※ 発生材処分費 その他	—	105,939	—
	合計	255,783,196	232,493,816	23,289,380

(注) 金額は、積算時におけるものであり、契約金額とは一致しない。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 運輸事業

(表7) ゆりかもめの概要

路線名	東京臨海新交通臨海線		
区間	新橋～豊洲	営業キロ	14.7km
駅数	16 駅 新橋・汐留・竹芝・日の出・芝浦ふ頭・お台場海浜公園・台場・船の科学館・テレコムセンター・青海・国際展示場正門・有明・有明テニスの森・市場前・新豊洲・豊洲		
構造	高架構造全線複線、幅員 7.5m (一般部)		
方式	無人運転		
所要時間	31 分	表定速度 (注)	30km/h(最高速度 60km/h)
車両	保有車両数 156 両、1 編成車両数 6 両、26 編成、1 編成定員 306～338 人 うち、7200 系車両 (平成 11 年 2 月運行開始) が 48 両 (8 編成)、 7300 系車両 (平成 26 年 1 月運行開始) が 108 両 (18 編成)		
運転間隔	平 日 早朝 5～8 分、朝夕 3～4 分、日中 5 分、夜間 4～5 分、深夜 7～10 分 土休日 早朝 5～8 分、日中 4 分、夜間 4～5 分、深夜 7～10 分		

(注) 運転時刻表制定速度の略称であり、始発駅から終点駅までの距離を所要時間 (駅での停車時間を含む。) で除したものの。

(表8) 運輸実績

項目	単位	第 27 期 (平成 26 年度)		第 28 期 (平成 27 年度)		第 29 期 (平成 28 年度)		
		年 間	一日平均	年 間	一日平均	年 間	一日平均	
輸送人員	定 期	人	14,684,640	40,231	16,108,020	44,010	15,360,360	42,083
	定期外	人	27,237,901	74,624	29,441,348	80,441	28,710,242	78,658
	計	人	41,922,541	114,856	45,549,368	124,451	44,070,602	120,741
運輸収入	定 期	千円	1,874,260	5,134	2,040,356	5,574	1,927,844	5,281
	定期外	千円	7,604,078	20,833	8,138,607	22,236	7,980,451	21,864
	計	千円	9,478,339	25,968	10,178,963	27,811	9,908,296	27,146
運輸雑収	千円	256,734	703	270,913	740	248,497	680	
収入合計	千円	9,735,074	26,671	10,449,876	28,551	10,156,793	27,826	

(表9) 設備更新の計画と実績

上段：計画
 下段：実績
 下段：実施中

項目	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)	第30期 (平成29年度)	第31期 (平成30年度)	第32期 (平成31年度)
電気設備	CVCF装置(注1) CTC装置(注2)	非常用発電機	駅ATO装置 監視システム		
車両	7300系5編成	7300系2編成		7500系1編成	7500系4編成
	案内表示装置				
駅舎改修等	エレベータ 照明LED化	駅務室 点字ブロック		トイレ	
				案内サイン	
自動券売機等	改札機			自動券売機	自動精算機

(注1) 停電時も電源を供給できる、無停電電源装置の一種

(注2) 運転指令所において、列車を遠隔制御するシステム

(表10) 安全確保のための教育訓練

実施期	主な内容
第27期 (平成26年度)	<ul style="list-style-type: none"> 運輸部門、保守部門合同の避難誘導訓練 新旧車両のトラブルを想定した訓練 信号設備のトラブルを想定した訓練 雪害総合マニュアルの作成
第28期 (平成27年度)	<ul style="list-style-type: none"> 運行管理装置の手動操作訓練 避難誘導訓練 電力設備のトラブルを想定した訓練 高所作業車の取扱い訓練
第29期 (平成28年度)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の列車停止措置訓練 ダイヤ改正への円滑な対応に向けた訓練 走行路の補修訓練 IPネットワーク設備の復旧訓練

(表 1 1) 駅における情報の提供

名称	場所	台数	対応言語	内容
デジタル サイネージ	新橋駅	1台	2か国語 (日英)	大型ディスプレイにより、列車運行情報・沿線ガイド・CM等を放映
		3台	4か国語 (日英中韓)	中型ディスプレイにより、臨海副都心地域のイベント等の情報を検索可能
タブレット 端末	全16駅	20台	4か国語 (日英中韓)	乗換案内・地図閲覧・沿線施設案内・筆談等

(表 1 2) 廃車両のマテリアルリサイクル(注)の実績

項目	第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)
編成数	6	5	4
車両数	36	30	24

(注) 7000系車両(開業初期に使用)の除却時に実施している。

なお、現在主力である7300系車両の車体構造材には、単一素材であるアルミ合金を採用し、将来容易にリサイクルすることが可能である。

イ 関連事業

(表 1 3) 運輸雑収

(単位：千円)

事業名	収入額		
	第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)
広告事業(注)	108,666	107,849	92,813
構内営業事業	148,068	163,063	155,683
売店等収入	73,889	77,257	77,003
ロッカー等収入	24,150	23,177	21,710
自販機収入	42,056	47,304	48,370
その他	7,971	15,324	8,599
合計	256,734	270,913	248,497

(注) 平成28年8月から平成29年3月まで、安全性を検証するため、ホームドア広告を取り止めていた。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第27期 (平成26年度)	第28期(平成27年度)		第29期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	9,735	10,449	714	7.3	10,156	△ 293	△ 2.8
運輸収入	9,478	10,178	700	7.4	9,908	△ 270	△ 2.7
運輸雑収	256	270	14	5.5	248	△ 22	△ 8.3
営業費	7,584	7,710	125	1.7	8,093	382	5.0
運送費	4,246	4,036	△ 210	△ 5.0	4,177	141	3.5
一般管理費	294	293	△ 0	△ 0.3	298	4	1.6
減価償却費	2,744	3,030	286	10.4	3,210	179	5.9
諸税	298	349	50	17.0	406	57	16.3
営業利益	2,150	2,739	588	27.4	2,063	△ 675	△ 24.7
営業外収益	161	121	△ 39	△ 24.4	134	13	10.9
営業外費用	392	423	30	7.9	378	△ 44	△ 10.5
経常利益	1,919	2,437	518	27.0	1,819	△ 618	△ 25.4
特別利益	0	0	0	0	8	8	—
特別損失(注)	223	168	△ 54	△ 24.3	149	△ 18	△ 11.2
税引前当期純利益	1,696	2,268	572	33.8	1,677	△ 591	△ 26.1
法人税・住民税等	521	661	140	27.0	486	△ 175	△ 26.5
法人税等調整額	128	89	△ 38	△ 30.3	20	△ 69	△ 77.1
当期純利益	1,046	1,517	471	45.0	1,170	△ 346	△ 22.8

(注) 各年度における特別損失は、設備更新に伴う固定資産の除却等によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第27期 (平成26年度)	第28期 (平成27年度)	第29期 (平成28年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	5.3	6.1	4.6	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	22.1	26.2	20.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.24	0.23	0.22	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	89.4	85.6	88.6	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	5.7	6.7	5.5	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位:百万円、%)

科目	第27期 (平成26年度)	第28期(平成27年度)		第29期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率	増減率	
流動資産	10,467	13,847	3,380	32.3	14,797	949	6.9
現金及び預金	3,469	8,648	5,178	149.3	9,335	687	7.9
営業未収金	397	420	22	5.8	394	△ 25	△ 6.1
未収金	1,389	1,215	△ 174	△ 12.5	1,456	240	19.8
その他	5,210	3,563	△ 1,647	△ 31.6	3,610	47	1.3
固定資産	30,531	31,145	613	2.0	30,349	△ 795	△ 2.6
有形固定資産	28,865	29,649	783	2.7	28,859	△ 790	△ 2.7
無形固定資産	822	819	△ 3	△ 0.4	816	△ 2	△ 0.3
投資その他の資産	843	676	△ 167	△ 19.9	673	△ 2	△ 0.4
資産合計	40,999	44,992	3,993	9.7	45,147	154	0.3
流動負債	4,783	4,582	△ 200	△ 4.2	4,760	178	3.9
短期借入金	1,584	1,650	66	4.2	1,600	△ 49	△ 3.0
営業未払金	7	5	△ 1	△ 22.3	5	0	1.2
未払金	2,242	1,792	△ 449	△ 20.1	2,287	494	27.6
その他	949	1,133	184	19.4	867	△ 266	△ 23.5
固定負債	16,902	19,578	2,676	15.8	18,383	△ 1,194	△ 6.1
長期借入金	16,343	18,965	2,621	16.0	17,702	△ 1,263	△ 6.7
退職給付引当金	401	463	61	15.3	527	64	14.0
その他	156	149	△ 6	△ 4.5	153	3	2.5
負債合計	21,685	24,161	2,475	11.4	23,144	△ 1,016	△ 4.2
株主資本	19,314	20,831	1,517	7.9	22,002	1,170	5.6
資本金	13,756	13,756	0	0	13,756	0	0
利益剰余金	5,557	7,074	1,517	27.3	8,245	1,170	16.6
設備更新積立金(注)	1,000	1,000	0	0	1,000	0	0
繰越利益剰余金	4,557	6,074	1,517	33.3	7,245	1,170	19.3
純資産合計	19,314	20,831	1,517	7.9	22,002	1,170	5.6
負債及び純資産合計	40,999	44,992	3,993	9.7	45,147	154	0.3

(注) 設備更新積立金は、車両の更新等のための積立である。

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 27 期 (平成 26 年度)	第 28 期 (平成 27 年度)	第 29 期 (平成 28 年度)	算式
流動比率	218.8	302.2	310.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	47.1	46.3	48.7	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	84.3	77.1	75.1	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) グループ経営計画（臨海ホールディングスグループ）

ア 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで

イ 臨海地域のエリアマネジメント（会社に関連する部分を抜粋）

地域へ貢献する取組	具体的な取組例
<p>1 地域の賑わい創出</p> <p>海上公園や水辺空間、魅力的な夜景などを活用した各種イベントへの参画やイベント閑散期の賑わいを創出することにより、地域全体の活性化を推進する。また、国際色豊かなイベントの誘致・開催支援や、都の事業と連携して臨海地域の M I C E 拠点化を推進する。</p> <p>また、東京臨海副都心まちづくり協議会等と連携するとともに、ポータルサイトである「東京お台場.net」や「東京お台場 FreeWiFi」の活用により、地域の情報を積極的に発信し、来訪者の回遊性向上に資する事業を展開する。</p>	<p>お台場ぐるっとクーポン (注)</p>
<p>2 環境対策の推進</p> <p>海上公園等の豊かな緑、海の自然、港の景観といった他にはない貴重な資源が連続性・一体性を保ちながら質の高い都市環境を形成するよう、快適性・安全性を向上させる取組を推進していく。</p> <p>都の温室効果ガス排出総量削減の計画期間と合わせた「環境行動計画」を策定しており、地域企業や来訪者等の環境行動に対するインセンティブを引き出すための仕組みづくりや環境に対する意識の向上に、東京臨海副都心まちづくり協議会等と協調して取り組んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃車両のマテリアルリサイクルの徹底 ・ 駅舎照明の LED 化
<p>3 東京2020大会に向けた取組</p> <p>東京2020大会を契機として、国内外から多くの来訪者を迎えるための体制整備や地域に立地する各所有ビルの商品価値の維持・向上、大会中の施設利用制限への対応を行い、大会開催の更なる先を見据え、計画的な投資を実施するとともに、グループ内連携の取組を強化していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆりかもめ駅舎、案内サインの改修 ・ デジタルサイネージを活用した観光振興

(注) ゆりかもめ一日乗車券とお台場レジャー施設クーポン券をセットにしたクーポン券
 (平成28年3月31日にて有効期間終了)

ウ 部門別計画 (会社に関連する部分を抜粋)

基幹事業名	平成31年度までに実施する戦略的事業	
交通事業	ハード・ソフト両面による「おもてなし」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎等の計画的な改修 ・ 日英中韓4か国語案内表示装置の設置
	安全で快適な交通事業の充実・展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型車両への更新
	ゆりかもめブランドの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業20周年を機にした各種企画

株式会社東京臨海ホールディングス

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項及び第8項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体 (注)	株式会社東京臨海ホールディングス	平成29年9月7日から 同年11月16日まで	第10期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第11期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	港湾局	平成29年9月6日 及び同年11月17日	
	産業労働局	平成29年9月6日 及び同年11月10日	

(注) 子会社への出資状況は表1のとおりであり、今回は、

- ① 東京港埠頭株式会社は、平成28年財政援助団体等監査において監査実施済であることなどから、グループ経営に関する事項等に限定して監査を実施
- ② 株式会社東京テレポートセンター及び東京臨海熱供給株式会社は、100%出資者である株式会社東京臨海ホールディングスの関係人として調査を実施
- ③ 株式会社ゆりかもめ及び株式会社東京ビッグサイトは、別途、出資団体として監査を実施することとした。

(表1) 子会社への出資状況

(単位：千円、%)

子会社名	資本金	東京都出資		(株)東京臨海ホールディングス出資	
		金額	比率	金額	比率
東京港埠頭(株)	16,855,000	15,582,549	55.3	12,005,000	44.7
(株)ゆりかもめ	13,756,974	19,974	0.1	14,076,955	99.9
(株)東京ビッグサイト	5,571,000	50	0.0	8,332,108	73.5
(株)東京テレポートセンター	16,066,000	0	0	29,386,082	100
東京臨海熱供給(株)	10,400,000	0	0	13,120,843	100

(注) 出資金額は、簿価を記載している。

2 団体の概要

設立の目的	平成 18 年 5 月に都が公表した「臨海地域における監理団体改革～持株会社構想～」に基づき、臨海地域を活動基盤とする東京都の監理団体を経営統合（グループ化）し、東京港の国際競争力強化と臨海副都心開発の総仕上げの推進体制を一層充実していくことを目的として設立	
主な沿革	平成 19 年 1 月 東京臨海熱供給株式会社の株式を株式移転することにより、親会社となる株式会社東京臨海ホールディングスを設立し東京臨海熱供給株式会社を子会社化した。 平成 19 年 8 月 株式会社ゆりかもめ及び株式会社東京レポートセンターについて株式交換（子会社株主が親会社へ株式を提出、親会社から株式の交付を受け、子会社化）した。 平成 21 年 1 月 株式会社東京ビッグサイト及び東京港埠頭株式会社の株式を現物出資（親会社が都に第三者割当増資を行い、都が親会社に子会社株式を現物出資し子会社化）した。 以上により、子会社 5 社の統合が完了した。	
事業の概要	株式所有による子会社の経営管理	
所在地	東京都江東区青海二丁目 5 番 10 号	
組織	2 部	
人員	役員 13 名（代表取締役社長 1 名、常務取締役 1 名、取締役（非常勤） 8 名、常勤監査役 1 名、監査役（非常勤） 2 名、常勤 3 名、非常勤 10 名） 従業員 21 名	
都との関係	出資	資本金 120 億円及び資本準備金 639 億余円のうち、660 億余円（85.1%）
	貸付金（表 2）	50 億円（平成 28 年度末残高）貸付期間：平成 19. 11. 9～10 年間（無利子）
	職員の派遣等	常勤従業員 15 名を都から派遣 常勤役員 1 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成 27 年度：A 平成 28 年度：—

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表2) 貸付金残高

(単位:百万円)

貸付金名	第9期 (平成26年度) 期末残高	第10期(平成27年度)			第11期(平成28年度)		
		借入額	償還額	期末 残高	借入額	償還額	期末 残高
グループファイナンス運営資金貸付金	5,000	0	0	5,000	0	0	5,000

(注)平成19年11月9日から平成29年11月9日まで無利子で10年間の借入を行っており、同日から有利子で10年間の借入を行った。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	第9期 (平成26年度)	第10期(平成27年度)			第11期(平成28年度)		
		増減額	増減率		増減額	増減率	
売上高	539	557	18	3.4	540	△ 17	△ 3.1
営業費用	453	484	30	6.8	454	△ 29	△ 6.1
経常利益	86	73	△ 12	△ 14.5	85	12	16.5
当期純利益	64	56	△ 8	△ 13.5	95	39	69.8
資産合計	107,768	104,631	△ 3,137	△ 2.9	103,225	△ 1,406	△ 1.3
負債合計	30,912	27,718	△ 3,193	△ 10.3	26,217	△ 1,501	△ 5.4
純資産合計	76,856	76,912	56	0.1	77,007	95	0.1

(注) 営業費用=売上原価+販売費及び一般管理費

(1) 監査の観点

本監査では、主に、グループ経営計画(注)(以下「計画」という。)に沿って、

- ① 各事業が着実に実施されているか
- ② 子会社の状況を適切に把握しているか
- ③ 親会社としてグループ経営機能を発揮しているか

などの観点から、経営目標評価、内部監査、研修計画、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(注) 計画は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)を契機として、臨海地域の発展をより一層加速させるため、開催までの5年間(平成27年度から平成31年度まで)における臨海ホールディングスグループの経営方針や具体的な取組を明確にしたもの。

(2) 事業実績

株式会社東京臨海ホールディングス（以下「会社」という。）は、計画において、持株会社として、経営管理に係る諸制度を適切に運用し、資金効率の向上や人的資源の有効活用により、グループ全体の経営資源の適正な配分やグループ価値の増大を図っていくとしている。

計画では、臨海地域のエリアマネジメントとしての取組、部門別計画としての取組を定めている。

部門別計画に基づいて、会社は、グループ経営では、子会社の適正な業務・事業運営の確保、資金効率の向上、人材の確保・育成による効率的な事業展開、総合的な広報の展開に取り組んでいる。また、臨海地域のエリアマネジメントでは、地域の賑わい創出としてお台場レインボー花火、環境対策の推進として温室効果ガス削減義務率の達成、地域の防災力強化としてグループ内外における共同防災訓練、東京 2020 大会に向けた取組として所有施設のバリアフリー化の促進などに取り組んでいる。

(3) 経営成績

子会社からの経営管理料収益、子会社である株式会社東京レポートセンターからの総務課業務等の受託収益等による安定した収入、グループファイナンスの運用益などから、第9期（平成26年度）から第11期（平成28年度）の経常利益は8,000万円前後で推移している。

(4) 財政状態

資産合計は1,000億円強程度で推移しており、そのうち769億余円が関係会社株式である。負債合計は、300億円から260億円程度で推移しており、その主なものは、関係会社預り金及び都からの借入金である。資産合計及び負債合計は、いずれも、主に関係会社預り金の減少により減少傾向にある。

純資産は770億円程度で推移しており、そのうち利益剰余金は、当期純利益の計上により増加傾向にあり、平成28年度末では7億円弱程度である。

(5) 経営に関する評価

臨海地域を活動基盤とする各子会社事業が、その特性を活かした円滑な運営を行いながら、企業価値の最大化を目指すため、持株会社方式による経営統合（グループ化）を図ったことから、会社は、グループ本社として、グループ全体の経営戦略の立案や経営資源の配分を行うなど子会社の経営管理を行うことにより、臨海地域の機能強化に向けた事業展開を推進する機能（以下「グループ経営」という。）を担っている。

経営統合の効果として、①経営戦略策定や経営管理とともに、重複する管理部門の集約などによる子会社における事業の機動的な運営、②スケールメリットを活かしたグループファイナンスなどによる経営基盤の更なる強化と、東京港と臨海副都心の更なる機能強化が期待される。

こうした認識の下、会社においては、計画を策定し、子会社が実施する各事業や臨海地域のエリアマネジメントの取組を効率的に実施するため、①経営管理、②資金効率の向上、③人的

資源の有効活用、④総合的な広報の展開などの取組を行っている。

経営管理については、経営目標・経営評価制度、リスク管理、内部監査、業務運営協定に基づく協議・報告により、適正な業務・事業運営の確保に努めている。

今後は、計画における目標数値や期間等の指標の設定などによるグループ全体の経営戦略策定と、グループ全体の効率的・効果的な業務運営の視点に立った諸制度のより一層適切な運用による経営管理が求められる。

また、管理部門の集約など事務・業務の集約化・効率化について、現状では、会計システムの統一化には取り組んでいるが、子会社の総務事務の民間企業委託やIT技術を活用したシェアードサービス（注）などについても、更なる検討が望まれる。

さらに、事業の再編統合について、ビル事業を実施する子会社が民事再生計画実行中であることなどから困難であるため、事業連携等を行っているが、担当者の電話連絡などによる情報交換のみならず、ビル修繕のノウハウやマーケティング情報の共有化などにおいて、一層の事業連携が望まれる。

資金効率の向上については、長期計画の策定、資金調達力の向上、収益力向上策の検討などにより、グループファイナンスを効率的に活用し、各子会社の外部負債の最小化、金融費用の低減を図っている。また、運用益の一部をエリアマネジメントの財源とし、地域の賑わい創出などの公益的な事業を推進している。

都からのグループファイナンス運営資金貸付金が有利子となったことなどを踏まえると、スケールメリットを活かした取組など、グループファイナンスをより一層活用し、資金効率の向上を図ることが求められる。

人的資源の有効活用については、グループ事業概要研修、コンプライアンス研修、職層別研修の実施などにより、グループにおいて人材育成を行い、効果的な事業展開につなげている。

総合的な広報の展開については、「東京お台場.net」の活用、「東京お台場 FreeWiFi」の整備により、多言語案内の充実など快適性・利便性に優れた地域づくりを進めているが、情報の共有化など効率的・機動的かつ効果的な広報を推進する体制整備と、子会社と緊密な連携による積極的な広報の展開が求められる。

会社は、都と連携しつつ、持株会社の経営戦略及び経営管理の下で、より機動的な事業運営と相互連携による相乗効果の発揮により、経営効率の向上を図り、東京港の国際競争力強化と臨海副都心開発の総仕上げの推進体制を一層充実していくことが望まれる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項意見・要望事項を除き、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

（注）大企業や企業グループなどの組織において、各部門で共通する業務を一部門に集約し、効率化を図る経営手法のこと。

2 意見・要望事項

(1) 団体

ア グループ経営について

会社が、持株会社として、計画で策定した経営方針及びその具体化に向けた取組について、子会社が効率的に実施するための経営管理を適切に行っているか検証したところ、次のとおり、更なる改善の余地が認められた。

(ア) 経営管理

経営管理に係る諸制度の運用について見たところ、次の状況が見受けられた。

- a 経営目標・経営評価制度について、計画との整合性を考慮して子会社が設定・評価したものをヒアリングの上、会社が承認・評価しているが、目標の設定時期が遅い、目標の困難度、配点・採点基準が子会社間で差異があるなど、計画の推進には必ずしも有効なものとなっていない。また、計画に目標数値・期間等の指標がないことなどから、計画の進行管理の面においても改善すべき状況にある。
- b リスク管理について、子会社が策定したリスク管理活動計画を確認しているが、子会社における取組の適正性を重視したものとなっており、グループとしての統一的・総合的視点による現状分析、課題及び対応策の検討や、グループのリスク管理計画策定の検討などが行われておらず、グループ全体での効率的な業務運営の視点が不足している。
- c 内部監査については、年度ごとに基本計画、実施計画を策定し、重点監査事項を定め、子会社の監査を行い、指摘事項等がある場合は改善状況を確認しているが、適正性の観点に留まり、子会社の取組の中で各社に拡大可能な事項については情報提供に留まっているなど、内部監査の目的とする効率的な業務運営の視点が不足している。
- d 業務運営協定に基づく協議等において、各年度の予算の協議を受け、承認しているが、中長期事業計画がない中で予算協議が行われるなど、計画との整合性の確認が十分でない。

(イ) 資金効率の向上

グループファイナンスによる資金効率の向上に係る取組について見たところ、次の状況が見受けられた。

- a 長期計画の策定について、子会社に長期資金見積書を提出させているが、子会社の事業計画、資金計画及び内部留保の見極めによる外部負債の最小化や、金融費用の低減の検討が十分でない。
- b 資金調達力の向上について、平成27年度から新たに、短期運用（3か月、6か月、9か月）を行っているが、子会社の申し出た金額を預入対象金額としており、子会社の月中支払予定額超過資金をグループファイナンスへ預入れさせていない例や、子会社が、余剰金の運用を独自に行っている例がある。余剰資金のグループファイナンスへの預入

れが、必ずしも徹底されていない。

(ウ) 総合的な広報の展開

エリアマネジメントを効率的に実施するための総合的な広報の展開について見たところ、次の状況が見受けられた。

- a 「東京お台場.net」について、臨海地域の賑わいの創出、地域の活性化に資する情報を発信しているが、2年連続の閲覧者数大幅減少の原因分析・検証を翌年度の10月以降に行っているなど、対応を速やかに行っていない。
- b 「東京お台場 FreeWiFi」について、設置を促進し利用環境を整備するとともに、利用案内及び設置箇所を4か国語のステッカーにより周知するなどしているが、目標時期、設置箇所・数量等の整備計画がない、また、グループとしての利用環境整備・利用促進の取組が十分でない。
- c 「東京お台場.net」、「東京お台場 FreeWiFi」以外の多言語案内や総合的な広報の展開に向けた、会社と子会社とが連携した取組が少ない。また、グループとしての統一的・総合的な広報戦略が確立しておらず、ノウハウの集約、情報の共有化など効率的・機動的かつ効果的な広報を行う体制が整っていない。

上記の事項は、いずれも平成23年財政援助団体等監査においても意見・要望事項として
いるものである。このため、会社は、持株会社として、経営管理に係る諸制度の適切な運用
や、資金効率の向上、総合的な広報の展開などの取組をより一層推進することにより、グル
ープ全体の経営資源の適正な配分や子会社の企業価値の増大の実現に向けたグループ経営
を効率的・効果的に行うことが望まれる。

(株式会社東京臨海ホールディングス)

(2) 局

ア 効率的・効果的なグループ経営に向けた指導・監督について

東京都監理団体指導監督要綱（平成9年3月31日付8総総行第201号）及び東京都監理団体指導監督基準（平成9年3月31日付8総総行第202号）において、監理団体を所管する局等の長は、

- ① 監理団体に対し、事業及び収支に係る調査を行い、又は報告を求めるなど、当該団体の業務運営の状況の把握に努める
- ② 指導監督事務を的確に行うため、監理団体との間に「業務運営に関する協定」を締結する

などにより指導監督を行うとされている。

特に、持株会社に対しては、当該持株会社とその子会社を全体として一つの監理団体と捉え、適切に指導監督を行うものとされ、

- ① 持株会社の子会社の運営等の管理に当たり子会社管理規程等を定め、子会社との間に業務運営に関する協定を締結することなどの規程等の整備
- ② 予算・事業計画の作成・変更及び子会社管理規程の制定・改廃に係る協議、決算報告・事業報告に係る都への報告

などの基準が定められている。

これらを受けて、港湾局は、会社と「株式会社東京臨海ホールディングスの業務運営に関する協定書」（平成19年1月31日）を締結し、指導監督を行っている。

しかしながら、前述の会社に対する意見・要望事項のとおり、会社が、グループ経営により、グループ全体の経営資源の適正な配分や子会社の企業価値の増大を図るとしているものの、その取組が必ずしも効率的・効果的なものとなっていない状況が認められた。

局は、監理団体改革の方向性を踏まえ、持株会社を設立して経営統合した目的に沿って、会社がその機能を十分に発揮したグループ経営を行うよう指導監督することが望まれる。

(港湾局)

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア グループ経営

(ア) 適正な業務・事業運営の確保について

会社は、子会社の組織、制度及び業務活動が、東京都の監理団体グループとして諸規定に準拠して行われるよう法令遵守体制等を整備し、適切に運用していくとしている。

業務・事業運営の管理について、会社は、子会社経営評価要領に基づく経営目標評価制度実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これらに基づいて子会社の1事業年度における経営目標を設定している。平成28年度の経営目標は、表3のように三つの視点を設定し、視点ごとに二つの目標を設定している。目標の設定に当たって会社は、各子会社とヒアリングを行い、マニュアル等に沿った目標が設定されているか確認し設定している。平成29年度からは、経営目標に対する評価について、目標設定水準が過去実績等と比較して高いか低いかなども考慮して、よりきめ細やかな評価に取り組んでいる。

また、評価の結果については、役員業績評価として役員報酬への反映ができることとしており、子会社が積極的に目標達成へ取り組むような仕組みづくりに努めている。

リスク管理について、会社は、リスク管理規程を定めており、この規定に基づいて、子会社へリスク管理に必要な内容を定めた規程を整備するよう指導し、内部監査によって検証している。

法令遵守体制等の整備について、会社は、内部監査規程を設けており、毎年重点項目等を定めて計画的に子会社の監査を行い、法令遵守体制の確認を行っている。監査の結果は、子会社へ通知され、指摘事項等がある場合は、改善が図られるまで状況を確認している。

子会社の組織、制度及び業務活動が適切に運用されるために、会社は、子会社と業務運営協定を締結している。この協定等に基づき、会社は、子会社と年度ごとの予算について事前の調整を行った上で協議を受け、社内稟議を経て社長が承認するなどしている。

(表3) 経営目標の例

項 目		目 標
臨海地域の エリアマネジメント	環境対策の推進	省エネ機器の計画的更新
	地域の防災力強化	グループ共同防災訓練への参加
経営管理・内部統制	グループ経営計画の推進	中長期事業計画の提出
	内部統制システムの推進	危機管理体制の再整備
基幹事業	目標1	一人当たり営業利益200百万円
	目標2	計画的修繕の実施

(表4) 評価の配点

区 分		達 成 状 況				
		未 達 成		達 成		
		大幅に 下回る	下回る	同程度	上回る	大幅に 上回る
過去実績と比較した 目標設定水準	高い	3	4	8	9	10
	同程度	0	3	4	6	7
	低い	-2	-1	1	2	3

(イ) グループファイナンスによる資金効率の向上について

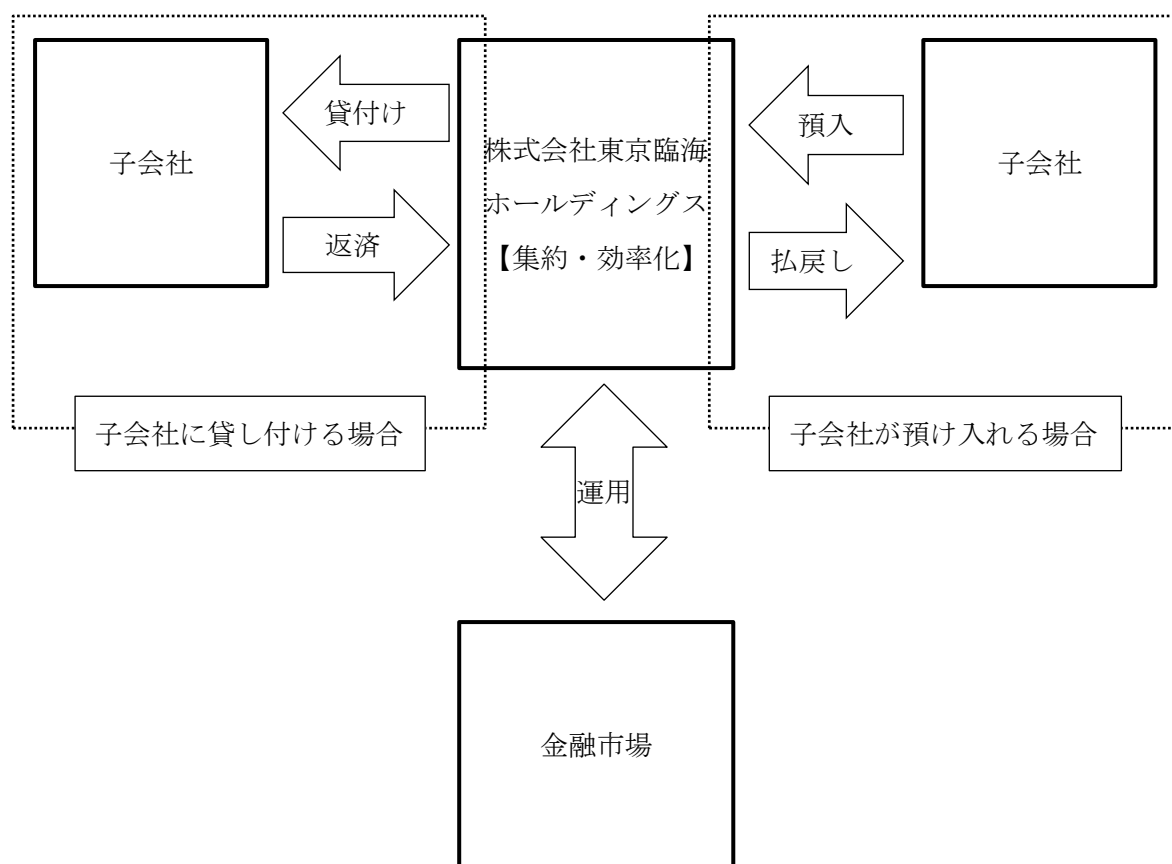
会社は、子会社の余剰資金や東京都からの借入金によるグループファイナンスを効率的に活用し、子会社の資金需要に対応していくことで外部負債の最小化を図り、グループ各社の金融費用の低減を進めていくとしている。

会社は、グループファイナンス運営規程を設けて、子会社の余剰資金や東京都からの借入金を運用し、市中金融機関より低廉な利率で子会社の資金需要に対応している。

資金の運用については、グループファイナンス資金運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を設け、元本の安全性、資金の流動性、一括運用による運用効率の向上を運用の原則として定めている。

平成27年度には、ガイドラインにおいて定めている運用対象商品に信託の受益権及び金銭信託を加え、預入については、期間制限のない普通預入と1年以上預け入れる定期預入の2種類であったが、定期預入期間に3か月、6か月及び9か月の期間を新たに設定するなど、運用の効率及び利便性の向上を図っている。

(図1) グループファイナンスの仕組み



(表5) グループファイナンスに係る資金運用収入

(単位：千円、%)

項目	第9期 (平成26年度)	第10期 (平成27年度)		第11期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
収入金額	91,132	106,470	15,337	16.8	68,307	△ 38,162	△ 35.8

(表6) グループファイナンス資金の預り状況

(単位：百万円)

子会社名	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	取引金額	期末残高	取引金額	期末残高	取引金額	期末残高
東京臨海熱供給(株)	2,200	5,000	4,900	3,500	8,700	6,000
(株)ゆりかもめ	5,600	4,600	10,400	3,000	16,200	3,000
(株)東京レポートセンター	18,400	7,000	17,600	7,000	21,400	3,000
(株)東京ビッグサイト	-	2,100	-	2,100	-	2,100
東京港埠頭(株)	1,000	7,000	-	7,000	-	7,000

(表7) グループファイナンス資金の預りに係る子会社への利息の支払状況 (単位：千円)

子会社名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京臨海熱供給(株)	5,592	6,919	6,404
(株)ゆりかもめ	2,212	6,261	4,350
(株)東京テレポートセンター	20,520	21,396	10,401
(株)東京ビッグサイト	4,382	3,695	1,909
東京港埠頭(株)	16,416	16,147	10,365

このほか、株式会社ゆりかもめへは、平成25年度に20億円、平成26年度に10億円、合計30億円を20年間の均等分割弁済で貸し付けている。

(ウ) 人材の確保・育成による効率的な事業展開について

会社は、グループ全体の人的資源を有効活用し、子会社が担う公益的事業の効果を最大化するためには、グループの社員全員がグループ全体の経営方針における自社の事業内容の位置付けを理解し、相互の研さんを通じて交流を深めていくことが重要であり、グループ全体での人材の確保・育成を効率的な事業展開につなげるため、共同研修の実施やグループ外との人材交流をこれまで以上に推進していくとしている。

会社は、平成22年に策定した臨海ホールディングスグループ人材育成方針に基づいて、グループ全社員に共通して求められる、基本的な知識・能力を習得するための基本研修のほか、一般財団法人東京都人材支援事業団を活用するなどして、職層別研修・実践力向上研修を実施している。

(表8) 平成28年度グループ共同研修計画

研 修 名		対 象	
基 本 研 修	○ グループ全社員に共通して求められる、基本的な知識・能力を習得する。		
	グループ事業概要	全社員	
	人権問題研修	全社員	
	環境研修	全社員	
	情報セキュリティ研修	全社員	
	コンプライアンス研修	全社員	
職 層 別 研 修	○ 各階層の社員に期待される役割と責任を果たすために、職務を行うに際して必要とされる基本的な知識・能力を習得する。		
	新任（課長代理）研修	課長代理級職（固有）	
	新任（課長）研修	課長級職（固有）	
	幹部研修	全管理職	
実 践 力 向 上 研 修	○ 職層や経験年数などグループ社員の成長段階に合わせ、習得すべきスキルや涵養すべきマインドに係る知識や技術を習得することにより、社員の実践力の向上を図る。		
	事 業 別 研 修	経理実務	全社員
		アンガーマネジメント	全社員
		インバスケット	全社員
		その他（時事テーマ）（注）	全社員
	研 修	タイムマネジメント研修	若手固有社員
		ロジカルシンキング研修	若手固有社員
		上手な資料の作り方研修	若手固有社員

(注) 平成26年度には「女性の視点からグループ事業を考える」、平成27年度には「オリンピック開催に伴う臨海副都心地域」などをテーマとした研修を実施している。

(エ) 総合的な広報の展開について

会社は、臨海地域において、国内外からの来訪者を更に増加させ、地域の価値を一層高めていくためには、快適に滞在できる環境の提供と、臨海地域の魅力が広く認知されることが必要であるとし、東京 2020 大会開催を踏まえ、多言語案内の充実や無料 Wi-Fi 利用環境の整備などを進めていくとしている。

具体的な取組として、「東京お台場.net」（臨海地域のイベント等が記載されている会社のホームページ）の活用と「東京お台場 FreeWiFi」（無料 Wi-Fi 利用環境）の整備を行っている。

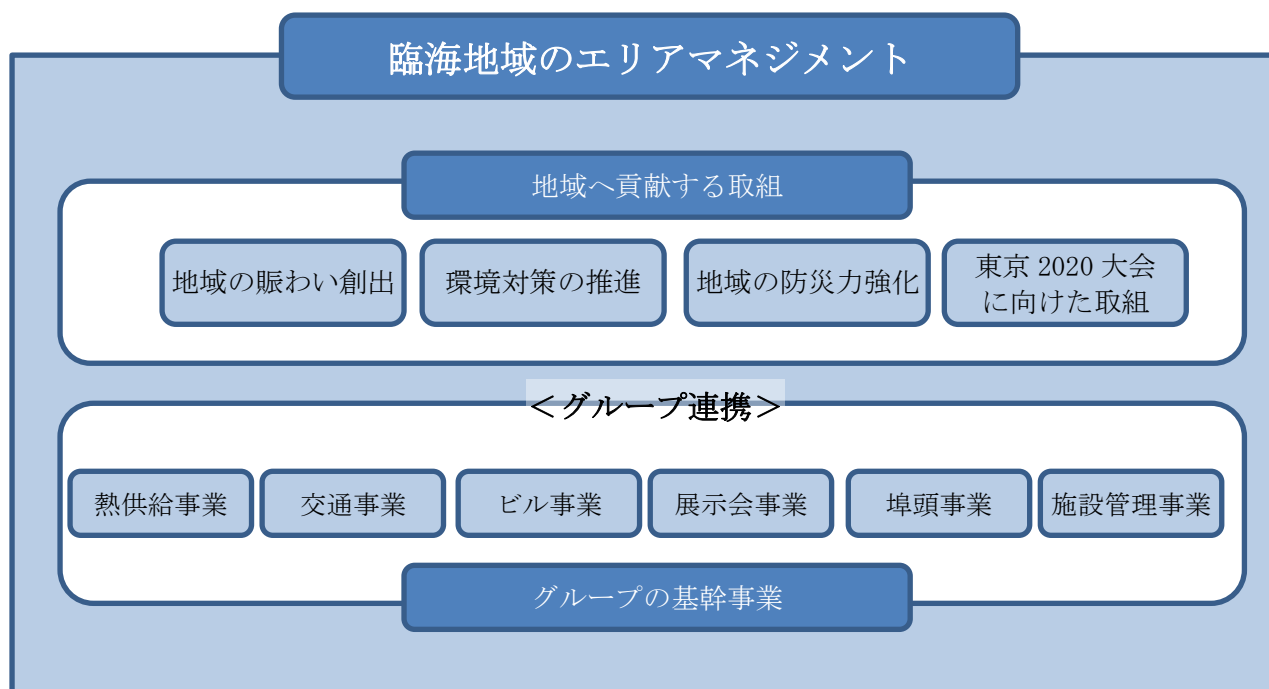
(表 9) ページビューの推移

(単位：件)

年度	ページビュー (注)	対前年度 増 (△) 減	備 考
平成 23 年度	458,844	—	平成 23 年 10 月 27 日開設
平成 24 年度	2,936,848	2,478,004	
平成 25 年度	2,610,289	△ 326,559	
平成 26 年度	3,058,675	448,386	
平成 27 年度	2,094,144	△ 964,531	
平成 28 年度	1,380,766	△ 713,378	

(注) ホームページが開かれた回数の中で、ホームページがどのくらい閲覧されているかを測るための一般的な指標である。

イ 臨海地域のエリアマネジメント



(ア) 地域の賑わい創出について

会社は、海上公園や水辺空間、魅力的な夜景などを活用した各種イベントへの参画やイベント閑散期の賑わいを創出することにより、地域全体を活性化する。また、国際色豊かなイベントの誘致・開催支援や、都の事業と連携して臨海地域のMICE（注）拠点化を推進するとしている。

お台場レインボー花火は、平成23年度から開始された事業であり、臨海地域への来訪者が減少傾向となる冬季に、花火大会を実施して来訪者を呼び込む工夫をしている。

東京味わいフェスタは、平成27年度から開始された事業であり、会社は実行委員会として産業労働局とともに主催している。アメリカ合衆国農務省のほか7大使館等国外の後援を受け、外国料理セミナーもイベントに織り込むなど国際色の発揮に努めている。

株式会社ゆりかもめでは、平成27年度に、ゆりかもめ1日乗車券と臨海地域の施設で使用可能なクーポンをセットにした「お台場ぐるっとクーポン」を販売して来訪者の回遊性向上に資する事業、株式会社東京ビッグサイトでは、平成27年度からプロジェクションマッピングを実施して、夜間における賑わいの創出事業に取り組んでいる。

(注) 企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際会議、展示会・イベント等を指す造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

(表10) 賑わい創出の取組例

(単位：人)

事業名	実績		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度
お台場レインボー花火	29,000	37,800	57,600

(イ) 環境対策の推進

会社は、臨海地域における、豊かな緑、海の自然、港の景観といった貴重な資源が、連続性・一体性を保ちながら質の高い都市環境を形成するよう、快適性・安全性を向上させる取組を推進していくとしており、東京都の温室効果ガス排出総量削減の計画期間と合わせて「環境行動計画」を策定するなど、地域企業や来訪者等の環境行動に対するインセンティブを引き出すための仕組みづくりや環境に対する意識の向上に取り組んでいくとしている。

グループでは、13の事業所が東京都のキャップ&トレード制度の対象となっており、第一期計画期間において当該事業所は全てCO₂排出量の削減義務を達成している。また、株式会社ゆりかもめは同制度の対象とはなっていないが、独自に廃車両のマテリアルリサイクルや照明のLED化に取り組み、グループとして環境対策の推進を図っている。

(表11) 環境対策への取組例

子会社名	事業名	実績		
		平成26年度	平成27年度	平成28年度
東京港埠頭(株)	環境インセンティブ制度の推進 ※省エネ型機械導入台数に応じて貸付料を一部減額	44台分	47台分	47台分
(株)ゆりかもめ	新型車両の導入 ※冷暖房効率向上及び照明のLED化	6編成	5編成	2編成
(株)東京ビッグサイト	レストランから排出される食品廃棄物を飼料化してリサイクル	103t	100t	92t

(ウ) 地域の防災力強化

会社は、グループが所管する8施設が帰宅困難者一時滞在施設として指定されたことを踏まえ、防災備蓄の推進や情報連絡体制の強化など、都や地域企業等と連携し、地域の防災対応力を強化する取組を推進していくとしている。

グループ共同防災訓練は平成25年から毎年実施しており、訓練実施後には、見つかった課題を検討し次回の訓練に活かす取組を行っている。

グループ共通の一時滞在施設運営マニュアルは策定されていないものの、帰宅困難者一時滞在施設として指定された施設を所管する会社(株式会社東京レポートセンター及び株式会社東京ビッグサイト)は、それぞれ独自に一時滞在施設運営マニュアルを策定しており、

グループ共同防災訓練の中で帰宅困難者一時滞在施設の運営も訓練している。

(表 1 2) 防災への取組例

(単位：回)

事業名	実績		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
非常用電話回線・無線機訓練	12	12	4

(エ) 東京 2020 大会に向けた取組

会社は、東京 2020 大会を契機として、国内外から多くの来訪者を迎えるための体制整備や各所有ビルの商品価値の維持・向上、大会開催後を見据えた計画的な投資を実施するとともに、グループ内連携の取組を強化していくとしている。

株式会社東京ビッグサイトは、東京 2020 大会の準備・開催等により、既存展示会場に利用制約が生じることが見込まれていることや既存施設の老朽化に伴う大規模修繕の対応から、東京国際展示場仮設展示場（東新展示場）を平成 28 年 10 月に建設している。

株式会社ゆりかもめは、インフラ部を所管している港湾局及び建設局と協力しながら、計画的に駅舎を改修しており、あわせて案内サインについても、他の公共交通機関と調和のとれたデザインへの改修を図っている。

ビル事業を行っている株式会社東京レポートセンター及び株式会社東京ビッグサイトでは各所有ビルについて、サイン計画の推進として、所有ビルのサイン表示の多言語化に取り組んでいる。また、株式会社東京レポートセンターは、将来の収益見通しに関する調査も行いながら、計画的な修繕・投資を行っている。

(表 1 3) グループ各社が所有する施設のバリアフリー化への取組状況

子会社名	事業名	実績		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(株)ゆりかもめ	誘導ブロックの交換等 (か所)	0	0	6
	エレベーター更新工事 (か所)	3	2	3
(株)東京ビッグサイト	点字ブロック増設 (m)	0	0	100
	音声案内装置設置	0	0	3
東京港埠頭(株)	車いす大会開催に向けたトイレ改修、グレーチング交換 (施設)	1	1	1

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第9期 (平成26年度)	第10期 (平成27年度)		第11期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	539	557	18	3.4	540	△ 17	△ 3.1
売上原価	253	265	11	4.7	232	△ 32	△ 12.2
売上総利益	285	292	6	2.2	307	15	5.1
販売費及び一般管理費	199	218	18	9.4	221	2	1.4
営業利益	86	73	△ 12	△ 14.5	85	12	16.4
営業外収益	0	0	△ 0	△ 90.3	0	0	-
経常利益	86	73	△ 12	△ 14.5	85	12	16.5
税引前当期純利益	86	73	△ 12	△ 14.5	85	12	16.5
法人税、住民税等	28	17	△ 10	△ 38.8	9	△ 7	△ 45.0
過年度法人税等	0	0	0	0	△ 22	△ 22	-
法人税等調整額	△ 6	0	7	△ 105.9	3	3	746.0
当期純利益	64	56	△ 8	△ 13.5	95	39	69.8

イ 主要経営指標の推移

項目	第9期 (平成26年度)	第10期 (平成27年度)	第11期 (平成28年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	16.0	13.2	15.9	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.01	0.01	0.01	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	84.0	86.8	84.1	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	11.0	10.2	16.2	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第9期 (平成26年度)	第10期 (平成27年度)		第11期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	27,410	25,253	△2,156	△ 7.9	22,996	△2,257	△ 8.9
現金及び預金	5,731	9,511	3,780	66.0	7,663	△1,848	△ 19.4
関係会社短期貸付金	150	150	0	0	150	0	0
有価証券	21,496	15,552	△5,943	△ 27.7	15,099	△ 452	△ 2.9
その他	32	39	7	21.6	83	43	109.1
固定資産	80,357	79,377	△ 980	△ 1.2	80,228	851	1.1
有形固定資産	1	0	△ 0	△ 52.8	0	△ 0	△ 32.4
無形固定資産	2	1	△ 0	△ 28.2	3	1	114.1
投資その他の資産	80,354	79,375	△ 979	△ 1.2	80,224	849	1.1
資産合計	107,768	104,631	△3,137	△ 2.9	103,225	△1,406	△ 1.3
流動負債	25,909	22,714	△3,195	△ 12.3	26,211	3,497	15.4
1年以内返済予定長期借入金	0	0	0	-	5,000	5,000	-
未払費用	54	59	5	10.5	39	△ 20	△ 34.8
預り金	92	3	△ 89	△ 96.6	2	△ 0	△ 6.5
関係会社預り金	25,700	22,600	△3,100	△ 12.1	21,100	△1,500	△ 6.6
その他	62	51	△ 11	△ 17.7	69	18	36.3
固定負債	5,002	5,004	1	0.0	5	△4,998	△ 99.9
長期借入金	5,000	5,000	0	0	0	△5,000	△100
退職給付引当金	2	4	1	65.4	5	1	24.9
負債合計	30,912	27,718	△3,193	△ 10.3	26,217	△1,501	△ 5.4
株主資本	76,856	76,912	56	0.1	77,007	95	0.1
資本金	12,000	12,000	0	0	12,000	0	0
資本剰余金	64,319	64,319	0	0	64,319	0	0
利益剰余金	536	592	56	10.4	688	95	16.1
純資産合計	76,856	76,912	56	0.1	77,007	95	0.1
負債及び純資産合計	107,768	104,631	△3,137	△ 2.9	103,225	△1,406	△ 1.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第9期 (平成26年度)	第10期 (平成27年度)	第11期 (平成28年度)	算式
流動比率	105.8	111.2	87.7	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	71.3	73.5	74.6	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	98.2	96.9	104.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

第11期（平成28年度）において流動比率が減少し固定長期適合比率が増加したのは、都からの無利子借入金50億円が固定負債から流動負債となったことによるものである。

(4) 子会社の状況

(単位：百万円、%)

子会社名	資本金	議決権 比率	設立年月	主要な事業
東京臨海熱供給(株)	10,400	100	平成2年8月	熱供給事業
(株)ゆりかもめ	13,756	99.9	昭和63年4月	交通事業
(株)東京テレポートセンター	16,066	100	平成元年4月	ビル事業、施設管理事業
(株)東京ビッグサイト	5,571	73.5	昭和33年4月	展示会事業、ビル事業
東京港埠頭(株)	16,855	50	平成19年10月	埠頭事業、施設管理事業

(5) グループ連結の経営状況

(単位：百万円、%)

科目	平成26年度	平成27年度		平成28年度			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	70,090	72,775	2,684	3.8	72,986	210	0.3
経常利益	16,429	18,515	2,085	12.7	16,289	△2,225	△12.0
親会社株主に帰属 する当期純利益	8,576	10,042	1,466	17.1	9,287	△754	△7.5
資産合計	371,281	379,102	7,821	2.1	383,156	4,054	1.1
純資産合計	193,053	205,580	12,526	6.5	217,303	11,723	5.7

2 参考資料

(1)「グループ経営計画 臨海地域の持続的発展へ（平成27年度～平成31年度）」（抜粋）

項 目	内 容
グループ経営	
1 適正な業務・事業運営の確保	グループ各社の組織、制度及び業務活動が、都の監理団体グループとして諸規定に準拠して行われるよう法令遵守体制等を整備し、適切に運用していく。
2 グループファイナンスによる資金効率の向上	グループ各社の余剰資金や都からの借入金によるグループファイナンスを効率的に活用し、グループ各社の資金需要に対応していくことで外部負債の最小化を図り、グループ各社の金融費用の低減を進めていく。また、運用益の一部をエリアマネジメントの財源とし、地域の賑わい創出や都が講ずる施策の強化等、都と一体になって公益的な事業を推進していく。
3 人材の確保・育成による効率的な事業展開	グループ全体での人材の確保・育成を効果的な事業展開につなげるため、共同研修の実施やグループ外との人材交流をこれまで以上に推進していく。
4 総合的な広報の展開	東京 2020 大会開催時には年間1,500万人の外国人旅行者が東京を訪れること等を踏まえ、多言語案内の充実や無料 Wi-Fi 利用環境の整備など、快適性・利便性に優れた地域づくりを進めていく。
臨海地域のエリアマネジメント	
1 地域の賑わい創出	海上公園や水辺空間、魅力的な夜景などを活用した各種イベントへの参画やイベント閑散期の賑わいを創出することにより、地域全体の活性化を推進する。また、国際色豊かなイベントの誘致・開催支援や、都の事業と連携して臨海地域のMICE拠点化を推進する。 また、東京臨海副都心まちづくり協議会等と連携するとともに、ポータルサイトである「東京お台場.net」や「東京お台場 FreeWiFi」の活用により、地域の情報を積極的に発信し、来訪者の回遊性向上に資する事業を展開する。
2 環境対策の推進	海上公園等の豊かな緑、海の自然、港の景観といった他にはない貴重な資源が連続性・一体性を保ちながら質の高い都市環境を形成するよう、快適性・安全性を向上させる取組を推進していく。 都の温室効果ガス排出総量削減の計画期間と合わせた「環境行動計画」を策定しており、地域企業や来訪者等の環境行動に対するインセンティブを引き出すための仕組みづくりや環境に対する意識の向上に、東京臨海副都心まちづくり協議会等と協調して取り組んでいく。
3 地域の防災力強化	グループ所管施設が帰宅困難者一時滞在施設として指定されたことを踏まえ、防災備蓄の推進や情報連絡体制の強化など、都、地元区、東京臨海副都心まちづくり協議会、地域企業等と連携し、地域の防災対応力を強化する取組を推進していく。
4 東京 2020 大会に向けた取組	東京 2020 大会を契機として、国内外から多くの来訪者を迎えるための体制整備や地域に立地する各所有ビルの商品価値の維持・向上、大会中の施設利用制限への対応を行い、大会開催の更なる先を見据え、計画的な投資を実施するとともに、グループ内連携の取組を強化していく。

株式会社はとバス

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	株式会社はとバス	平成29年11月2日から 同月9日まで	第74期（平成26.7.1～平成27.6.30）及び 第75期（平成27.7.1～平成28.6.30）の事業
局	交通局	平成29年11月1日及び 10日	

2 団体の概要

設立の目的	定期観光、貸切観光バスの運行等を目的として設立
主な沿革	昭和23年8月 都から自動車運送事業営業権等の現物出資を受け、「観光自動車ノ経営」「ホテル旅館其ノ他観光施設ノ経営」「旅行ノ案内斡旋」を事業種目とする新日本観光株式会社設立 昭和38年9月 現商号に社名変更 昭和47年7月 銀座キャピタルホテル本館営業開始 平成15年4月 都営バスの受託運行（杉並自動車営業所）を開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業 ・ 一般貸切旅客自動車運送事業 ・ 旅行業（第2種旅行業） ・ ホテル事業 ・ 自動車整備業 ・ 路線バス受託事業 ・ 不動産賃貸業
所在地	東京都大田区平和島五丁目4番1号
組織	5本部19部
人員	役員13名 （代表取締役3名、取締役8名、監査役2名（うち非常勤3名（取締役2名、監査役1名））） 従業員1,057名

都 と の 関 係	出資	資本金 4 億 5,000 万円のうち、1 億 7,070 万 7,500 円 (37.9%)
	事業の委託 (表 1)	38 億余円 (平成 27 年度委託料) 38 億余円 (平成 28 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 161 億余円のうち、35 億余円 (21.9%)
	職員の派遣等	常勤役員 1 名 (代表取締役) 及び従業員 3 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

(注) 上記数値等は、平成 28 年 6 月 30 日現在

(表 1) 委託事業

(単位：百万円)

事業名	委託料		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
路線バス受託事業	3,805	3,806	3,847

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 73 期		第 74 期		第 75 期	
		構成比		構成比		構成比
合計	16,280	100	16,251	100	16,148	100
都からの収益	3,206	19.7	3,524	21.7	3,534	21.9
路線バス受託事業営業収益	3,206	19.7	3,524	21.7	3,534	21.9
他の収益	13,073	80.3	12,727	78.3	12,614	78.1

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第73期	第74期		第75期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	16,232	16,191	△ 41	△ 0.3	16,094	△ 97	△ 0.6
経常利益	709	631	△ 77	△ 11.0	500	△ 131	△ 20.8
当期純利益	224	121	△ 103	△ 46.0	742	621	511.8
資産合計	10,453	11,351	898	8.6	11,310	△ 41	△ 0.4
負債合計	7,524	8,322	798	10.6	7,573	△ 748	△ 9.0
純資産合計	2,928	3,029	100	3.4	3,736	707	23.3

(1) 監査の観点

本監査では、東京観光事業を核とする株式会社はとバス（以下「会社」という。）の事業について、主に、経営環境を踏まえた戦略的・計画的な経営が行われているか、会社の経営基盤は安定しているか等の観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会社の観光バス事業における利用者数は、近年110万～120万人台で推移しているが、軽井沢スキーバス事故（平成28年1月）などの影響を受け、第75期は減少した。また、ホテル事業における客室稼働率は、おおむね9割前後で推移している。

(3) 経営成績

会社の売上高は、近年160億円台を維持しているが、第75期の経常利益は、観光バス事業の利用減などにより、第74期と比較して、1億余円（20.8%）減少している。

(4) 財政状態

会社の第75期の負債合計は、再開発事業に係る資産除去債務が計上されたものの、会社が厚生年金基金を解散し、確定給付企業年金に移行したことに伴い退職給付引当金が減少したことなどから、第74期（83億余円）と比較して、7億余円（9.0%）減少している。

(5) 経営に関する評価

会社は、平成26年4月に「はとバスグループ10年ビジョン」を策定し、外国人観光客の獲得を成長の原動力ととらえ、定期観光やホテルなどの観光事業に注力するとともに、路線バス受託事業や不動産事業が収益面で会社を支えることで、収益拡大を目指すとしている。

会社は、今後、外国人観光客獲得のための基盤整備や、顧客の需要に合致した観光商品の強化などにより、東京の魅力を国内外に広く発信し、東京観光のリーディングカンパニーとして、東京のブランド価値向上に貢献していくことが求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

事業名	項目	実績		
		第73期	第74期	第75期
ア 一般乗合旅客自動車運送事業（定期観光） 昭和24年3月から、都内定期観光バス事業を行っており、近年では横浜・鎌倉などを含め、「東京・横浜観光」として展開している。	営業収益 （百万円）	3,063	2,771	2,613
	差引損益 （百万円）	854	541	359
	利用者数 （千人）	915	883	855
イ 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切観光） 昭和24年1月から、団体旅行や催事の送迎、業務での利用のため、貸切観光バス事業を行っている。	営業収益 （百万円）	1,641	2,047	2,137
	差引損益 （百万円）	△ 726	△ 427	△ 295
	稼働台数 （台）	14,525	13,779	13,646
ウ 関連事業 定期観光バス事業の業績を生かし、企画旅行（日帰りツアー・宿泊ツアー）の手配、自動車整備業等を行っている。	営業収益 （百万円）	6,491	6,075	6,009
	差引損益 （百万円）	799	729	620
	企画旅行利用者数 （千人）	322	281	246
エ 路線バス受託事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、平成15年4月から、都営バスの一部路線の管理を受託している。（注）	営業収益 （百万円）	3,206	3,524	3,534
	差引損益 （百万円）	200	360	422
	系統数 （系統）	44	42	42
オ ホテル事業 昭和47年7月から銀座キャピタルホテル本館を、昭和54年12月から銀座キャピタルホテル新館をそれぞれ経営している。	営業収益 （百万円）	1,759	1,734	1,773
	差引損益 （百万円）	401	260	235
	客室稼働率 （%）	85.1	90.1	91.4
カ 不動産賃貸業 共同住宅の住戸の賃貸のほか、独立行政法人都市再生機構とともに、港南一丁目再開発事業を行っている。	営業収益 （百万円）	70	38	26
	差引損益 （百万円）	△ 47	△ 35	6

（注）委託者が路線や運行ダイヤ、運賃の決定権を留保したまま、車両、営業所施設等を貸与し、運転業務、運行管理業務、整備管理業務を一体として受託者に委託することをいう。

平成28年6月30日現在、杉並、臨海、青戸、港南及び新宿の5自動車営業所（支所）の都営バスの受託運行を行っている。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第73期	第74期		第75期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	16,232	16,191	△ 41	△ 0.3	16,094	△ 97	△ 0.6
売上原価	9,699	9,488	△ 211	△ 2.2	9,543	55	0.6
売上総利益	6,533	6,703	170	2.6	6,550	△ 152	△ 2.3
販売費及び一般管理費	5,817	6,080	262	4.5	6,044	△ 35	△ 0.6
営業利益	715	623	△ 91	△ 12.8	506	△ 117	△ 18.8
営業外収益	47	60	12	27.3	54	△ 5	△ 9.8
営業外費用	53	51	△ 1	△ 2.4	60	8	16.1
経常利益	709	631	△ 77	△ 11.0	500	△ 131	△ 20.8
特別利益	279	30	△ 248	△ 88.9	2,193	2,162	-
特別損失	570	293	△ 277	△ 48.6	1,498	1,204	410.7
税引前当期純利益	417	369	△ 48	△ 11.7	1,195	826	223.8
法人税、住民税及び事業税	241	204	△ 36	△ 15.3	3	△ 201	△ 98.3
法人税等調整額	△ 48	43	91	△ 188.6	449	406	943.4
当期純利益	224	121	△ 103	△ 46.0	742	621	511.8

第75期の特別利益の増は、会社が厚生年金基金を解散し、確定給付企業年金に移行したことに伴い、退職給付引当金が戻し入れられたことによるものである。

特別損失の増は、主に、港南一丁目再開発事業の土壌処理費用及び既存建物の解体費用の増によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第73期	第74期	第75期	算式
総資本事業利益率(%)	6.9	5.5	4.5	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率(%)	4.4	3.9	3.1	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率(回)	1.6	1.4	1.4	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率(%)	97.5	97.7	93.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	15.2	19.3	12.4	$\frac{\text{事業利益(注)}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第73期	第74期		第75期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	1,972	2,162	189	9.6	2,002	△ 160	△ 7.4
現金預金	871	1,098	226	26.0	815	△ 283	△ 25.8
売掛金	524	537	13	2.5	533	△ 4	△ 0.8
その他	576	526	△ 50	△ 8.7	653	127	24.2
固定資産	8,480	9,188	708	8.4	9,307	119	1.3
有形固定資産	6,516	6,995	479	7.4	7,716	720	10.3
無形固定資産	717	694	△ 23	△ 3.3	634	△ 59	△ 8.6
投資その他の資産	1,246	1,498	252	20.3	956	△ 542	△ 36.2
資産合計	10,453	11,351	898	8.6	11,310	△ 41	△ 0.4
流動負債	3,034	3,164	129	4.3	3,265	100	3.2
買掛金	395	382	△ 13	△ 3.3	311	△ 71	△ 18.6
短期借入金等	668	748	80	12.0	788	40	5.3
短期リース債務	269	319	50	18.7	472	152	47.6
従業員預り金	358	449	90	25.3	523	74	16.5
その他	1,342	1,264	△ 78	△ 5.8	1,170	△ 94	△ 7.4
固定負債	4,489	5,157	668	14.9	4,308	△ 849	△ 16.5
長期借入金等	964	1,116	152	15.8	1,428	312	28.0
長期リース債務	687	995	307	44.7	1,130	135	13.6
長期資産除去債務	-	-	-	-	787	787	-
退職給付引当金	2,705	2,931	226	8.4	817	△ 2,114	△ 72.1
役員退任慰労金引当金	99	80	△ 18	△ 19.0	107	26	33.3
その他	33	34	1	3.6	37	3	9.2
負債合計	7,524	8,322	798	10.6	7,573	△ 748	△ 9.0
株主資本	2,916	3,011	94	3.2	3,726	715	23.8
資本金	450	450	0	0	450	0	0
利益剰余金	2,466	2,561	94	3.8	3,276	715	27.9
評価・換算差額等	12	18	5	47.2	9	△ 8	△ 45.9
純資産合計	2,928	3,029	100	3.4	3,736	707	23.3
負債及び純資産合計	10,453	11,351	898	8.6	11,310	△ 41	△ 0.4

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第73期	第74期	第75期	算式
流動比率	65.0	68.3	61.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	28.0	26.7	33.0	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	114.5	112.5	115.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本 (注)}}$

(注) 長期資本=資本金+剰余金+固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：百万円、%)

子会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
株式会社はとバスエージェンシー	10	100	昭和38年9月	損害保険代理店業、広告代理業ほか
はとバス興業株式会社(注)	100	100	昭和59年10月	料理飲食業
株式会社シーライン東京	200	51.0	昭和63年4月	観光船事業

(注) はとバス興業株式会社は、平成27年6月に解散し、同年9月に清算終了した。

2 参考資料

(1) 輸送人員の推移

(単位：人)

項目	第73期	第74期	第75期
一般乗合旅客自動車運送事業	915,765	883,647	855,377
邦人	848,496	800,735	765,534
外客	67,269	82,912	89,843
企画旅行	322,972	281,030	246,187
日帰り	278,245	241,027	209,508
宿泊	36,924	33,972	30,741
団体	7,803	6,031	5,938
合計	1,238,737	1,164,677	1,101,564

(2) ホテルの概要

施設名	所在	構造・規模	客室数
銀座キャピタルホテル本館	中央区築地二丁目	SRC造・地上10階地下1階	250室
銀座キャピタルホテル新館	中央区築地三丁目	SRC造・地上11階地下1階	300室

(3) 港南一丁目再開発事業の概要

建築物の名称	(仮称)はとバス港南ビル・港南一丁目市街地住宅の共同建替事業		
所在地	東京都港区港南一丁目		
建築物の概要	用途	事務所・共同住宅・店舗・保育所等	
	面積	敷地面積 3,969.84 m ² 、建築面積 1,758.23 m ² 、延床面積 36,529.07 m ²	
	規模	地下2階 地上26階	
しゅん工予定	平成31年2月上旬		
建築主	株式会社はとバス、独立行政法人都市再生機構		

東京都地下鉄建設株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資等を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都地下鉄建設株式会社	平成29年9月28日及び同月29日	第28期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第29期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	交通局	平成29年9月26日及び同年10月2日	

2 団体の概要

設立の目的	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく第三種鉄道事業（大江戸線環状部建設事業）及びこれに付帯関連する事業を行うことを目的として設立	
主な沿革	昭和63年7月	設立
	平成12年11月	鉄道施設（大江戸線環状部）を都に譲渡
	平成20年3月	軌道施設（日暮里・舎人ライナー）を都に譲渡
	平成20年6月	定款を変更し、会社を必要最小限の組織とした（業務は東京交通サービス株式会社へ委託）
事業の概要	都に譲渡した鉄道施設及び軌道施設に係る債権債務の管理並びにこれに付帯関連する業務	
所在地	東京都中央区東日本橋一丁目9番7号	
人員	役員2名（代表取締役社長1名及び監査役1名（全て非常勤））	
都との関係	出資	資本金1億円のうち、6,666万余円（66.7%） なお、会社は、第28期中に資本金29億円を減資し、資本剰余金に振り替えている。
	貸付金（表1）	2,014億5,059万余円（第28期末残高） 2,007億2,529万余円（第29期末残高）
	経常収益に占める都からの収益（表2）	経常収益36億余円のうち、36億余円（99.4%）
	職員の派遣等	非常勤役員2名は都職員が兼務
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

（注）上記数値等は平成29年3月31日現在

(表1) 貸付金残高

(単位：千円)

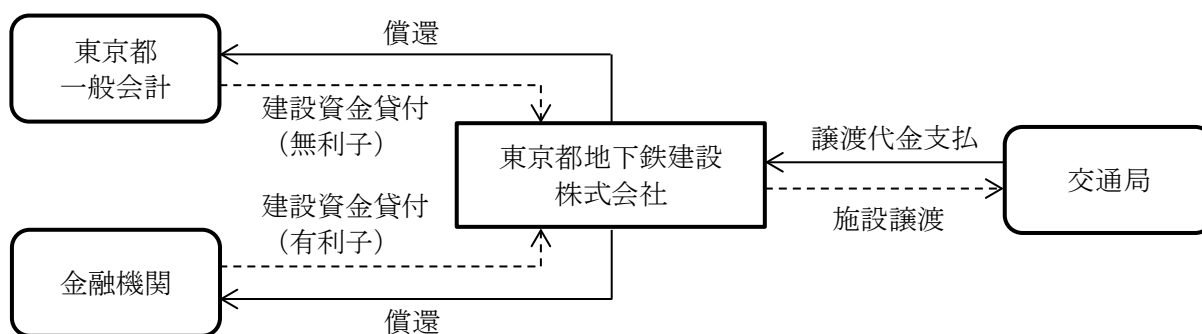
貸付金名	第27期末 残高	第28期			第29期		
		借入額	償還額	期末残高	借入額	償還額	期末残高
鉄道施設 建設資金 貸付金	200,000,000	-	-	200,000,000	-	-	200,000,000
軌道施設 建設資金 貸付金	2,175,888	-	725,296	1,450,592	-	725,296	725,296
合計	202,175,888	-	725,296	201,450,592	-	725,296	200,725,296

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：千円、%)

科目	第27期		第28期		第29期	
		構成比		構成比		構成比
合計	3,757,038	100	3,726,767	100	3,694,772	100
都からの収益	3,735,674	99.4	3,705,402	99.4	3,673,410	99.4
軌道施設割賦譲渡収入	3,632,796	96.7	3,632,796	97.5	3,632,796	98.3
建設資金利息受入金	102,878	2.7	72,606	1.9	40,614	1.1
他の収益	21,363	0.6	21,365	0.6	21,361	0.6

(図) 軌道施設（日暮里・舎人ライナー）に係る財政スキーム



第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：千円、%)

科目	第27期	第28期		第29期			
			増減額	増減率	増減額	増減率	
売上高	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
経常利益	1,983	8,509	6,525	329.0	8,628	119	1.4
当期純利益	1,405	5,005	3,600	256.1	5,736	730	14.6
資産合計	214,155,115	210,531,899	△ 3,623,215	△ 1.7	206,890,453	△ 3,641,446	△ 1.7
純資産合計	3,122,296	3,127,302	5,005	0.2	3,133,038	5,736	0.2

(1) 監査の観点

本監査では、会社の事業について、主に、鉄道施設及び軌道施設に係る債権債務の管理が適切に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会社は、都との間で締結した軌道施設（日暮里・舎人ライナー）の譲渡契約に基づき、都から譲渡代金の割賦支払（36億3,279万余円）を受けており、同額を同施設の建設資金借入金の返済に充てている。

(3) 経営成績

売上高は、都からの軌道施設割賦譲渡収入であり、各期とも同額の36億3,279万余円となっている。

第29期における経常利益は、862万余円であり、前期と比較して増加（1.4%）している。また、第28期における経常利益は、850万余円であり、前期と比較して652万余円（329.0%）増加しているが、これは、資本金の無償減資により外形標準課税法人ではなくなったため、法人事業税（資本割及び付加価値割）が減少したことによるものである。

(4) 財政状態

第28期及び第29期における資産合計は、軌道施設割賦譲渡元金の減少などにより、それぞれ36億余円減少している。

(5) 経営に関する評価

会社が行っている日暮里・舎人ライナーに係る建設資金借入金の返済は、第30期（平成29年度）で完了する。今後は、第34期（平成33年度）から鉄道施設（大江戸線環状部）に係る建設資金借入金の返済が開始するため、会社は、引き続き適切に債権債務管理を行っていくことが求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は監査を実施した限りにおいて、出資等の目的に沿って運営されていると認められる。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	第27期	第28期		第29期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
軌道施設割賦譲渡収入	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
売上原価	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
軌道施設割賦譲渡原価	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
売上総利益	0	0	0	0	0	0	0
販売費及び一般管理費	19,380	12,855	△ 6,524	△ 33.7	12,733	△ 122	△ 1.0
営業利益	△ 19,380	△ 12,855	6,524	△ 33.7	△ 12,733	122	△ 1.0
営業外収益	124,242	93,971	△ 30,270	△ 24.4	61,976	△ 31,995	△ 34.0
有価証券利息	21,361	21,361	0	0	21,361	0	0
建設資金利息受入金	102,878	72,606	△ 30,271	△ 29.4	40,614	△ 31,992	△ 44.1
雑収入	2	3	1	57.1	0	△ 3	△ 100
営業外費用	102,878	72,606	△ 30,271	△ 29.4	40,614	△ 31,992	△ 44.1
支払利息	102,878	72,606	△ 30,271	△ 29.4	40,614	△ 31,992	△ 44.1
経常利益	1,983	8,509	6,525	329.0	8,628	119	1.4
税引前当期純利益	1,983	8,509	6,525	329.0	8,628	119	1.4
法人税、住民税及び事業税	1,292	2,308	1,015	78.6	2,900	592	25.6
法人税等調整額	△ 715	1,194	1,910	△ 267.1	△ 8	△ 1,203	△ 100.7
当期純利益	1,405	5,005	3,600	256.1	5,736	730	14.6

イ 主要経営指標の推移

項目	第27期	第28期	第29期	算式
総資本事業利益率 (%)	0.0	0.0	0.0	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.0	0.0	0.0	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	99.9	99.8	99.8	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	1.0	1.1	1.2	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益 = 営業利益 + 受取利息 + 受取配当金

(2) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：千円、%)

科目	第27期	第28期		第29期			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	449,783	460,201	10,418	2.3	452,389	△ 7,811	△ 1.7
預金	435,464	451,077	15,612	3.6	446,914	△ 4,163	△ 0.9
その他	14,318	9,124	△ 5,193	△ 36.3	5,475	△ 3,648	△ 40.0
固定資産	213,705,331	210,071,697	△ 3,633,634	△ 1.7	206,438,063	△ 3,633,634	△ 1.7
投資その他の資産	213,705,331	210,071,697	△ 3,633,634	△ 1.7	206,438,063	△ 3,633,634	△ 1.7
鉄道施設割賦譲渡元金	200,000,000	200,000,000	0	0	200,000,000	0	0
軌道施設割賦譲渡元金	10,898,388	7,265,592	△ 3,632,796	△ 33.3	3,632,796	△ 3,632,796	△ 50.0
投資有価証券	2,806,943	2,806,105	△ 838	△ 0.0	2,805,267	△ 838	△ 0.0
資産合計	214,155,115	210,531,899	△ 3,623,215	△ 1.7	206,890,453	△ 3,641,446	△ 1.7
流動負債	3,756,223	3,760,372	4,149	0.1	3,745,985	△ 14,386	△ 0.4
1年以内返済予定長期借入金	3,632,796	3,632,796	0	0	3,632,796	0	0
その他	123,427	127,576	4,149	3.4	113,189	△ 14,386	△ 11.3
固定負債	207,276,595	203,644,224	△ 3,632,370	△ 1.8	200,011,428	△ 3,632,796	△ 1.8
長期借入金	207,265,592	203,632,796	△ 3,632,796	△ 1.8	200,000,000	△ 3,632,796	△ 1.8
その他	11,003	11,428	425	3.9	11,428	0	0
負債合計	211,032,818	207,404,597	△ 3,628,221	△ 1.7	203,757,414	△ 3,647,182	△ 1.8
株主資本	3,122,296	3,127,302	5,005	0.2	3,133,038	5,736	0.2
資本金	3,000,000	100,000	△ 2,900,000	△ 96.7	100,000	0	0
資本剰余金	-	2,900,000	2,900,000	-	2,900,000	0	0
その他資本剰余金	-	2,900,000	2,900,000	-	2,900,000	0	0
利益剰余金	122,296	127,302	5,005	4.1	133,038	5,736	4.5
その他利益剰余金	122,296	127,302	5,005	4.1	133,038	5,736	4.5
純資産合計	3,122,296	3,127,302	5,005	0.2	3,133,038	5,736	0.2
負債・純資産合計	214,155,115	210,531,899	△ 3,623,215	△ 1.7	206,890,453	△ 3,641,446	△ 1.7

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第27期	第28期	第29期	算式
流動比率	12.0	12.2	12.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	1.5	1.5	1.5	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	101.6	101.6	101.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

東京水道サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京水道サービス株式会社	平成29年9月28日から 同年10月20日まで	第30期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第31期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	水道局	平成29年9月27日及び 同年10月23日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都水道局から人的及び技術的協力を得ながら、その指導の下、総合的な水道サービス業務を行うことにより、水道事業の円滑な運営に貢献することを目的として設立
主な沿革	昭和62年2月 水道総合サービス株式会社を設立 平成13年6月 東京水道サービス株式会社へ社名変更 平成18年10月 東京都水道局における一体的事業運営体制構築の方針決定
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管路施設の管理に関する事業 ・ 浄水施設の管理に関する事業 ・ コンサルティング・調査に関する事業 ・ 技術開発に関する事業 ・ 水道資器材の管理・販売に関する事業
所在地	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
組織	本社1室及び13部、出先66事業所
人員	役員10名（代表取締役社長1名（常勤）、取締役6名（常勤2名、非常勤4名）、監査役2名（非常勤）、会計参与1名（非常勤）） 従業員1,523名

都 と の 関 係	出資（表1）	資本金1億円のうち、5,100万円（51%）
	事業の委託 （表2）	163億2,838万余円（平成27年度委託料、税抜） 171億1,909万余円（平成28年度委託料、税抜）
	経常収益に占める都からの収益 （表3）	経常収益174億余円のうち、171億余円（98.4%）
	財産の貸付 （表4）	建物（1,212.48㎡）などを有償貸付 平成28年度貸付料等計1,440万余円
	職員の派遣等	常勤役員2名及び常勤従業員38名を都から派遣 常勤役員1名及び常勤従業員236名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成27年度：A 平成28年度：－

（注）上記数値等は平成29年3月31日現在

（表1）出資金

都の出資金	5,100万円（発行株式2,000株のうち、1,020株所有、うち種類株A510株及び種類株C510株） 会社は、平成28年6月より、既存株式を種類株（注）へ変更しており、都は、議決権を67.5%所有し、配当権利は25.7%になっている。 （注）種類株A（従来の配当権利を所有） 種類株B（従来の配当権利の2倍を所有、議決権なし） 種類株C（配当権利なし）
-------	--

（表2）主な委託事業

（単位：千円）

事業名	委託料		
	第29期 （平成26年度）	第30期 （平成27年度）	第31期 （平成28年度）
管路施設の管理に関する事業	8,793,255	9,326,333	9,611,538
浄水施設の管理に関する事業	3,695,250	3,849,380	4,013,371
コンサルティング・調査に関する事業	3,060,478	3,009,671	3,355,185
水道資器材の管理・販売に関する事業	135,750	143,000	139,000
合計	15,684,735	16,328,385	17,119,095

(表3) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位:百万円、%)

科目	第29期 (平成26年度)		第30期 (平成27年度)		第31期 (平成28年度)	
		構成比		構成比		構成比
合計	15,987	100.0	16,732	100.0	17,405	100.0
都からの収益	15,684	98.1	16,328	97.6	17,119	98.4
受託料	15,684	—	16,328	—	17,119	—
他の収益	302	1.9	403	2.4	286	1.6

(表4) 公有財産の貸付状況

(単位:㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	旧淀橋浄水場排水 路用地	倉庫及び駐車場用地	220.41	—	2,528
普通財産	旧杉並寮	社員寮	662.76	1,212.48	11,878

(注) 旧杉並寮は、災害対策要員(局と連携)の住居のため、使用料を50%減額している。

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第29期 (平成26年度)	第30期 (平成27年度)		第31期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	15,940	16,687	747	4.7	17,347	660	4.0
経常利益	464	606	142	30.6	1,399	792	130.6
当期純利益	290	381	90	31.3	908	527	138.1
資産合計	6,287	6,453	166	2.6	7,989	1,535	23.8
純資産合計	2,855	3,236	380	13.3	4,143	907	28.1

(1) 監査の観点

本監査では、東京水道サービス株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、局からの受託事業を適正かつ効率的に執行しているか、経営状況について、経理及び会計処理は適正に行われているか、人材確保・人材育成について計画的なものとなっているかなどを観点として、会社からヒアリングを行うとともに、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

事業実績について見ると、局からの主要な受託業務のうち、区部及び多摩地区における給水装置業務（給水装置に係る工事の審査、施工承認など）の第29期から第31期までの実績は、13.5万件から14万件程度と安定的に推移している。また、同様に他企業工事立会業務の実績は、5.6万件から5.8万件程度と、こちらも安定的に推移している。

また、会社は、平成28年6月に「中期事業運営方針（平成28年度～平成32年度）」（以下「中期運営方針」という。）を策定しており、局の策定した「東京水道経営プラン2016」の施策を効率的な事業運営で着実に推進していくとしている。

(3) 経営成績

3期を通じ、売上高、当期純利益ともに、増加している。特に第31期の売上高の増加については、業務量の増加や労務単価の上昇により、局からの受託金額が増加したことによるものである。これにより、同期の当期純利益も前期比138.1%の大幅増となっている。

(4) 財政状態

3期を通じ、資産合計、純資産合計ともに、増加している。各期ともに、当期純利益を2.9億余円から9億余円計上しているため、特に第31期における純資産合計は41億余円となっており、そのうち、利益剰余金は、40億円を超える水準となっている。

(5) 経営に関する評価

経営環境について見ると、会社の第31期における局からの受託の売上高は、売上全体の98.7%を占めており、局とは極めて密接な関係にある。

第31期における純利益は、9億876万余円と急増しているが、これは、売上の増に比べ、人件費を中心とした売上原価が安定しており、利益が出る構造となっているためである。

従前より課題となっていた、部門別の収支状況については、第31期（平成28年度）より作成しており、今後、実績を重ねることにより、部門別収支の傾向を把握できる体制が整う。会社はこれを局と共有し、原価管理を行っていくとしているため、局においては、売上の原資である委託料の積算について、今後、更なる精査が求められる。

会社の人材確保・育成の状況については、中期運営方針の中で、学生へのインターンシップを行うことや、社員への研修を積極的に行うことなどにより、対応するとしているほか、女性社員比率の向上なども目標としている。また、現状として、会社の管理職に当たる部長級以上の社員は、全て、局派遣及び局OB等で占められており、今後は、プロパー社員の幹部登用・育成が課題となっているため、計画的な人材育成を更に進めていくことが求められる。

会社は、今後も、局の事業部門を補完・支援するグループ企業としての役割を担っていくために、これまでに培ってきた経験と業務ノウハウ、民間企業の柔軟性を最大限に発揮し、安定的かつ効率的な事業運営を行っていくとともに、局から特命で受託する事業も多いことから、引き続き、経営の透明性の向上に取り組んでいくことが求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 再委託の承諾を適正に得るべきもの

会社は、表5のとおり、各自治体から漏水調査等の契約を受託している。

ところで、これらの契約を見たところ、全ての案件において、契約約款等により、会社が受託した業務の一部を再委託する場合は、書面により自治体の承諾を得るよう定めていることが認められた。

しかしながら、会社はこれらの契約について、書面による自治体の承諾を得ないまま業務の一部を再委託しており、適正でない。

会社は、再委託の承諾を適正に得られたい。

(東京水道サービス株式会社)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

年度	自治体名	契約件名	契約金額	書面承諾がない再委託	再委託契約金額
平成27年度	久喜市	水道管漏水調査業務委託	18,576,000	音聴棒等による漏水有無判定	11,664,000
	川口市	芝地区漏水調査委託	9,288,000		5,778,000
	杉戸町	漏水調査業務委託	1,836,000		1,026,000
	春日部市	漏水調査(時間積分式)業務委託	22,572,000		8,316,000
	日立市	漏水調査業務委託	5,724,000		4,752,000
平成28年度	久喜市	水道管漏水調査業務委託	18,360,000		13,068,000
	川口市	芝地区漏水調査委託	9,730,800		5,940,000
	杉戸町	漏水調査業務委託	1,922,400		1,242,000
	幸手市	緑台1丁目地内外漏水調査業務委託	970,920		594,000
	白岡市	漏水調査業務委託	1,285,200		637,200
	越生町	漏水調査業務委託	2,052,000	1,058,400	
	横浜市	樽町二丁目口径800mmバルブ漏水に伴う管内調査委託	2,167,560	管内調査ロボット等を使用した仕切弁内及び配水管継手部の調査	891,000

イ 単価契約の発注管理を適切に行うべきもの

会社は、表6のとおり、社内の執務室等における通信設備関係の工事に係る契約をAと締結している。

会社はこの契約について、契約締結時に複数の作業項目についてそれぞれ予定数量と契約単価を設定し、作業項目ごとにそれらを乗じた金額の合計額を「推定総金額」として、支出の限度としており、また、四半期ごとに受注者から請求を受け、実施した作業項目・数量に応じて支払をすることとしていた。

ところで、この契約は、契約期間の中途に、契約締結当初の予定を超える作業量に対処するため、各作業の予定数量を増やす契約変更手続（平成27年11月20日）をとっている。

しかしながら、この契約の作業指示（発注）について見たところ、契約変更手続前である平成27年7月3日時点で、受注者に指示した作業項目の数量にそれぞれの契約単価を乗じた額の合計額が、契約締結時の推定総金額を超過していることが認められた。

これは、平成27年7月3日以降契約変更日までの期間について、支出についての社内決定を行っていない発注をしていることになり、適切でない。

会社は、単価契約の発注管理を適切に行われたい。

（東京水道サービス株式会社）

（表6）契約の概要

（単位：円）

件名	通信設備関係工事単価契約			
契約期間	平成27年4月29日～平成28年3月31日			
作業内容	LAN設備及び電話設備の設置に係る作業			
推定総金額	（当初） 9,476,644		（変更） 17,625,092	
契約変更日	平成27年11月20日			
指示状況	四半期	指示日	金額	累計額
	第1	平成27.5.1・11・25、6.8・10	2,091,247	2,091,247
		7.1	6,677,467	8,768,714
	第2	※ 7.3	1,036,433	9,805,147
		※ 7.5・8、8.3、9.1・7	2,217,240	12,022,387
	第3	※ 10.1、5	1,659,706	13,682,093
		12.7	175,813	13,857,906
第4	平成28.1.4、2.4・10、3.25	956,664	14,814,570	

（注）※は支出についての社内決定が存在しない作業指示（発注）

ウ 創立記念行事のあり方を検討すべきもの

会社は、2月2日の創立記念日に際し、表7のとおり、毎年、創立記念行事（ホテルでのパーティー）を開催している。これについて会社は、毎年の創立記念日に社員表彰を行うことを主目的に、併せて懇親会を行うもので、社員に対する福利厚生事業の一環であるとしている。

しかしながら、会社は、その売上について、ほぼ全てを局からの受託収入（主に水道料金が原資）で計上している状況にあることから、この種の飲食経費の支出については、必要最小限度に抑えることが望ましい。

また、1人当たりの飲食経費は、6,000円以上と高額であり、適切な支出とは言い難い。

会社は、売上原資の特殊性を考慮し、廃止を含め、創立記念行事のあり方を検討されたい。

（東京水道サービス株式会社）

（表7）創立記念パーティー開催状況等

（単位：円）

	開催目的	開催場所等	飲食代	会場経費 など	合計
平成27年度 (平成28.2.2開催)	創立記念祝い 及び 社員表彰	立川のホテル 285名出席 飲食費及び 会場経費 : 1人@8,000円	2,416,156	102,600	2,518,756
平成28年度 (平成29.2.17開催)		新宿のホテル 277名出席 飲食費 : 1人@6,000円	1,740,000	295,400	2,035,400
計			4,156,156	398,000	4,554,156

（注）年度によって、新宿、立川で交互に開催している。

経費の支出科目は、福利厚生費で、出席可能な社員のみ出席している。

なお、飲食代（415万6,156円）については、全額会社に返金（平成29年11月30日納付済）されている。

(2) 局及び団体

ア 委託履行場所の内装工事等について

局は、平成28年度多摩地区水道施設管理業務委託（契約金額：44億6,796万円。以下「委託」という。）を会社と締結しているが、委託業務を行う執務事務所（委託履行場所）の多くは、局施設を無償で提供する形態をとっている。

ところで、その履行場所のうち、2か所で、内装等の工事を行っているが、次のとおり、工事のやり方や固定資産の処理等で不適正な事例が認められた。

(ア) 委託履行場所の工事について基準等を定めるべきもの

委託履行場所の桜ヶ丘管路管理課（桜ヶ丘浄水所事務所）では、執務環境改善のため、委託契約仕様書（8）（注）に基づき、表8のとおり、会社の経費でリフォーム工事（工事費：1,028万3,760円）を行っている。

しかしながら、局との協議は口頭のみで、書類で協議書等を交わしておらず、適正でない。

局及び会社は、局資産の工事であることから、工事費の負担や資産の帰属などについて、協議書を作成するとともに、局においては、簡易修繕も含め、その基準等を定められたい。

（水道局）

（東京水道サービス株式会社）

（注）委託契約仕様書（8）

受託者は、履行場所に簡易な修繕が必要な場合は、受託者の負担により修繕すること。なお、受託者において、簡易な修繕でないと判断した場合は、監督員と協議すること。

（表8）リフォーム工事内容

（単位：円）

委託件名	工事を行った 履行場所（局施設）	工事内容	工事費
平成28年度多摩地区 水道施設管理業務委託	桜ヶ丘管路管理課	トイレ、浴室、厚生室等 内装工事	10,283,760

(イ) 改修工事を適正に行うとともに、財務諸表の修正をすべきもの

局は、平成29年度から新たな委託履行場所となる狛江管路管理所の内装や外壁などの改修工事を、委託（改修費は委託費に計上済）の中で口頭協議した上で、表9のとおり、会社に行わせている。これは、同年度から調布管路管理所（平成28年度委託履行場所）の業務量増加が見込まれており、これに対応するため、緊急的に新たな履行場所（狛江管路管理所）の整備が必要となったことから、委託の中で会社に改修工事を行わせたものとしている。

しかしながら、委託の中で工事を行わせていること、また、本工事に関する協議は、口頭のみで、書類で協議書等を交わしていないことは、適正でない。

さらに、これらの工事における成果物（固定資産：5,774万余円）は、本来、局の固定資産となるが、局には計上されず、会社の固定資産として計上されており、適正でない。

局は、改修工事を適正に行われたい。

局及び会社は、書面で協議書等を取り交わすとともに、それぞれの財務諸表の修正をされたい。

(水道局)

(東京水道サービス株式会社)

(表9) 改修工事内容

(単位：円、税抜)

委託件名	工事を行った 履行場所（局施設）	工事内容	工事価格 （会社の固定資産計上額）
平成28年度多摩地区 水道施設管理業務委託	狛江管路管理所	内装、外壁、各種設備、 建具、柵設置工事など	57,746,000

(注) 固定資産計上額（税抜）は、取得価額である。

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 会社の主要事業（詳細は「参考資料」のとおり）

(単位：千円)

事業名	実績		
	第29期 (平成26年度)	第30期 (平成27年度)	第31期 (平成28年度)
管路施設の管理に関する事業	8,793,255	9,326,333	9,611,538
浄水施設の管理に関する事業	3,695,250	3,849,380	4,013,371
コンサルティング・調査に関する事業	3,298,531	3,359,100	3,569,719
技術開発に関する事業	530	490	1,318
水道資器材の管理・販売に関する事業	152,648	152,297	151,865

イ 給水装置業務等の実績

事業名及び主な事業内容		実績項目	収入金額及び事業実績等			
			第29期 (平成26年度)	第30期 (平成27年度)	第31期 (平成28年度)	
管路施設の管理に関する事業			8,793,255,800円	9,326,333,810円	9,611,538,120円	
区部 管路施設 の管理 業務	給水装置業務	23区すべての給水装置業務に係る工事の審査、施工承認、完成検査業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	85,682件	85,476件	90,895件
	他企業工事立会業務	他企業工事現場における水道施設の安全管理業務及び道路・交通管理者等との調整業務	立会件数	52,660件	51,869件	55,001件
	配水本管等設計業務	配水本管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	18件	28件	25件
	配水本管等工事監督業務	配水本管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	27件	24件	34件
	配水小管設計業務	配水小管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	467件	499件	495件
	配水小管工事監督業務	配水小管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	203件	279件	242件
多摩地区 管路施設 の管理 業務	多摩地区水道施設管理業務	管路施設の管理に係る設計・工事管理・他企業立会業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	給水装置 49,341件	給水装置 50,846件	給水装置 48,978件
			立会件数	他企業工事 3,504件	他企業工事 3,792件	他企業工事 3,085件
	多摩地区配水本管等設計業務	配水本管の設計に係る調査・設計・積算業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	小管設計 335件	小管設計 271件	小管設計 150件
			実施件数	小管工事 354件	小管工事 355件	小管工事 275件
多摩地区配水本管等工事監督業務	配水本管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	60件	34件	21件	
多摩地区配水本管等工事監督業務	配水本管の工事監督に係る指導・立会・確認業務及び道路・交通管理者等との調整業務	実施件数	28件	30件	25件	

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 29 期 (平成 26 年度)	第 30 期 (平成 27 年度)			第 31 期 (平成 28 年度)		
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	15,940	16,687	747	4.7	17,347	660	4.0
売上原価	14,626	15,017	390	2.7	15,014	△ 3	△ 0.0
売上総利益	1,313	1,670	356	27.2	2,333	663	39.7
販売費及び一般管理費	879	1,099	219	25.0	970	△ 128	△ 11.7
営業利益	433	571	137	31.6	1,363	792	138.7
営業外収益	47	44	△ 2	△ 5.7	57	13	29.8
営業外費用	16	8	△ 7	△ 47.5	21	12	146.3
経常利益	464	606	142	30.6	1,399	792	130.6
税引前当期純利益	464	606	142	30.6	1,399	792	130.6
法人税、住民税等	217	278	60	28.0	582	304	109.4
法人税等調整額	△ 43	△ 52	△ 9	21.7	△ 91	△ 38	72.9
当期純利益	290	381	90	31.3	908	527	138.1

第 31 期の当期純利益は、9 億 8 7 6 万余円で、第 30 期（3 億 8, 1 7 1 万余円）と比較して、5 億 2, 7 0 5 万余円（1 3 8. 1 %）増加しているが、これは、売上高の増加及び経費削減効果による販売費及び一般管理費の減少によるものである。

イ 主要経営指標の推移

項目	第 29 期 (平成 26 年度)	第 30 期 (平成 27 年度)	第 31 期 (平成 28 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	7.0	8.9	17.1	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	2.7	3.4	7.9	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	2.5	2.6	2.2	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	97.1	96.4	92.0	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	72.0	124.0	266.8	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第29期 (平成26年度)	第30期 (平成27年度)		第31期 (平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流動資産	4,297	3,975	△ 322	△ 7.5	5,341	1,366	34.4
現金預金	1,708	1,378	△ 329	△ 19.3	2,599	1,220	88.5
売掛金	2,196	2,266	69	3.2	2,136	△ 130	△ 5.8
その他	392	329	△ 62	△ 15.9	606	276	83.8
固定資産	1,990	2,478	488	24.5	2,647	169	6.8
有形固定資産	1,184	1,469	284	24.0	1,425	△ 43	△ 3.0
無形固定資産	237	383	146	61.5	535	152	39.7
投資その他の資産	568	625	57	10.1	686	61	9.8
資産合計	6,287	6,453	166	2.6	7,989	1,535	23.8
流動負債	2,730	2,213	△ 516	△ 18.9	2,636	422	19.1
買掛金	979	754	△ 225	△ 23.0	625	△ 128	△ 17.0
賞与引当金	436	459	22	5.2	483	23	5.2
未払金等	1,062	780	△ 281	△ 26.5	1,157	376	48.2
リース債務	115	133	17	14.9	130	△ 2	△ 1.9
その他	135	85	△ 49	△ 36.7	239	154	179.5
固定負債	702	1,004	301	43.0	1,209	205	20.5
退職給付引当金	560	703	143	25.5	836	133	19.0
リース債務	90	247	157	175.1	318	70	28.6
その他	52	52	0	1.7	53	0	1.7
負債合計	3,432	3,217	△ 214	△ 6.3	3,845	628	19.5
株主資本	2,855	3,236	380	13.3	4,143	907	28.1
資本金	100	100	0	0	100	0	0
利益剰余金	2,755	3,136	380	13.8	4,043	907	28.9
純資産合計	2,855	3,236	380	13.3	4,143	907	28.1
負債及び純資産合計	6,287	6,453	166	2.6	7,989	1,535	23.8

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 29 期 (平成 26 年度)	第 30 期 (平成 27 年度)	第 31 期 (平成 28 年度)	算式
流動比率	157.4	179.6	202.6	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	45.4	50.1	51.9	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	55.9	58.4	49.5	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

(4) 子会社の状況

(単位：千円、%)

子会社名	資本金	出資割合	設立年月	主な事業内容
東京水道インターナショナル株式会社	200,000	100.0	平成24年4月	水道事業の経営・コンサルティング

2 参考資料

(1) 事業実績

(単位：千円)

契約件名等	第29期 (平成26年度)	第30期 (平成27年度)	第31期 (平成28年度)
管路施設の管理に関する事業	8,793,255	9,326,333	9,611,538
多摩地区水道施設管理業務委託	3,817,000	4,000,000	4,137,000
給水装置関連業務委託	2,200,000	2,250,000	2,256,000
他企業工事立会業務委託単価契約	479,355	496,333	571,338
配水小管工事監督業務委託	1,055,000	1,300,000	1,342,000
配水小管設計業務委託	583,000	585,000	628,000
配水本管等工事監督業務委託	299,000	305,000	317,000
配水本管等設計業務委託	109,900	128,000	134,200
多摩地区配水本管等工事監督業務委託	135,000	145,000	146,000
多摩地区配水本管等設計業務委託	115,000	117,000	80,000
浄水施設の管理に関する事業	3,695,250	3,849,380	4,013,371
多摩地区水道施設運転管理等業務委託	2,187,000	2,240,000	2,340,000
砧浄水場外6箇所運転管理業務委託	595,000	625,000	640,000
配水管附帯設備維持管理作業委託単価契約	457,635	477,207	506,345
江東給水所外10箇所維持保全業務委託	232,000	240,000	253,000
水道水源林保全管理等業務委託	139,000	147,000	152,000
玉川上水路管理業務委託	80,000	72,000	75,000
羽村取水所・村山山口貯水池管理業務委託	0	44,000	43,000
小川浄水所外採水作業委託単価契約	4,615	4,172	4,025
コンサルティング・調査に関する事業	3,298,531	3,359,100	3,569,719
管路維持管理業務委託単価契約	1,341,394	1,397,219	1,490,422
多摩地区管路維持管理業務委託単価契約	878,810	895,309	1,052,258
貯水槽水道における残留塩素消費量の低減対策等業務委託単価契約	408,038	362,356	438,272
多摩地区浄水所等施設内調査	113,000	114,800	77,400
研修・開発センター研修補佐業務委託	36,000	36,700	28,500
給水所等付属施設点検作業業務委託単価契約	15,732	19,694	26,632
研修・開発センター研修補佐等業務委託単価契約	1,618	3,385	1,739
多摩地区における残留塩素現況調査委託	10,000	4,826	6,960
あんしん診断業務委託	0	73,200	158,000
東村山浄水場外6か所埋設物調査委託	0	0	75,000
多摩地区配水区域再編に関する調査委託など	255,885	102,179	0
その他			
海外事業	72,900	152,923	55,780
他都市事業	96,756	122,627	89,022
団体関係事業	68,395	73,878	69,731
技術開発に関する事業	530	490	1,318
特許関係(内面洗浄など)	530	490	1,318
水道資器材の管理・販売に関する事業	152,648	152,297	151,865
貯蔵品管理業務委託	131,500	143,000	139,000
漏水調査用測定機器販売(局)	4,250	0	0
資器材管理・販売	853	0	0
漏水調査用測定機器貸出・販売	16,045	9,297	12,865

(2) 中期計画

「中期事業運営方針（平成28年度～平成32年度）」

項目	事項	取組内容
I 局受託業務の着実な履行	管路維持管理・設計工事監督業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務の円滑で安定的な履行の継続 ・ 受託業務を確実に執行できる体制の整備 ・ 部署や職種にとらわれないジョブローテーションの推進 ・ 固有社員の早期育成、スキルアップに向けた取組実施 ・ 局と連携した業務フローや役割分担の見直し など
	水道水源林保全管理・貯水池等管理業務	
	給水装置業務	
	浄水場運転管理・給水所維持保全業務	
II 国内外水道事業者への貢献	国内貢献	水道事業者のニーズ把握に努め、局と連携しながら新規受注拡大を目指す
	国際貢献	ODAに加え、現地ニーズ等を見極めつつ、アジア等諸都市の水事情を改善
III 危機管理能力の向上	震災対策訓練	局との連携を強化し、実効性のある訓練を着実に実施
	テロ・新興感染症対処訓練	新たな脅威に備え、不測の事態に対処できる体制を整備
	情報セキュリティ対策	ファイアウォールなどシステム面の強化、社内研修・訓練の充実
	自動車事故防止	自動車事故防止に係る社員の更なる意識啓発及び運転技術力向上
IV 働き方改革の推進	仕事と子育ての両立	一般事業主計画を策定、子育てサポート企業（くるみん認定）を目指す
	女性活躍の推進	女性活躍推進計画を策定、女性比率・管理監督職登用率を向上
	ファミリーサポートの充実	ファミリーサポート窓口の設置など、ライフ・ワーク・バランスを推進
V 人材確保・育成	人材確保・育成	人材確保の取組強化、固有社員の着実な育成、人事管理の充実
	人材交流	固有社員の局への派遣研修を実施
VI 経営基盤の強化	執行体制の強化	事務系・技術系の統括部長職設置、新たな受託に備えた管路第四課の設置
	コンプライアンスの徹底	内部監査の充実、コンプライアンス推進取組など、内部統制を強化
	執行調整会議	特に重要な事項について、取締役会に付議し、的確に経営に反映
	監理団体連携	局が主体となった健康診断の3者共同実施など、更なる連携強化を推進
	TSS業務マネジメントシステム	年間を通じたPDCAサイクルにより、業務品質を一層向上
	自律点検・改革	事務事業の総点検、改革案の着実な実施により、社内改革を推進
	広報活動の充実	一層効果的な広報戦略のあり方について、整理・検討

水道マッピングシステム株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	水道マッピングシステム株式会社	平成29年9月12日から 同月19日まで	第27期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第28期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	水道局	平成29年9月11日及び 20日	

2 団体の概要

設立の目的	東京都水道局のマッピングシステムを構築、管理・運用し、また、この技術・ノウハウを全国の水道事業体に低廉な費用で提供するとともに、応用ソフト等の開発をすることで水道事業の円滑な運営、発展に貢献することを目的として設立
主な沿革	平成2年3月 水道マッピングシステム株式会社設立 平成16年5月 本社を大田区から新宿区に移転
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道マッピング・ファイリング・設計積算システムにかかわるソフトウェアの開発および管理 ・ マッピング・ファイリングシステムのデータベースの構築及び更新業務 ・ 上下水道管路管理のコンピュータ化に関するコンサルティング ・ 管工事事務電子申請システムの構築及び管理 ・ 浄水施設・設備管理システムの構築及び管理 ・ コンピュータ及び関連機器の販売、賃貸借並びに管理 ・ 測量業務
所在地	東京都新宿区内藤町87番地
組織	総務部、営業部、情報処理部、システム技術部

人 員	役員 7 名（代表取締役社長 1 名、代表取締役副社長 1 名、取締役 3 名、監査役 2 名、代表取締役副社長のみ常勤） 従業員 43 名	
都 と の 関 係	出資	資本金 2,000 万円のうち、140 万円（7%） （このほか、都が 51%を出資している東京水道サービス株式会社が 880 万円（44%））
	事業の委託 （表 1）	9 億 508 万余円（平成 27 年度委託料、税抜） 9 億 2,179 万余円（平成 28 年度委託料、税抜）
	経常収益に占める都からの収益 （表 2）	経常収益 12 億余円のうち、9 億余円（72.0%）
	職員の派遣等	常勤役員 1 名及び常勤従業員 10 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況の報告を受けている。

（注）上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

（表 1）主な委託事業

（単位：千円）

事業名	委託料		
	第 26 期 （平成 26 年度）	第 27 期 （平成 27 年度）	第 28 期 （平成 28 年度）
入出力処理事業（システムデータ更新業務等）	649,559	625,577	615,292
システム開発事業（システム改良、改修業務等）	86,114	132,800	172,400
機器賃貸事業（システム機器賃貸、保守等）	104,892	100,400	89,500
占用処理事業（道路許可申請等）	46,927	46,309	44,599
合計	887,494	905,086	921,791

（表 2）経常収益に占める都からの収益の推移

（単位：百万円、%）

科目	第 26 期 （平成 26 年度）		第 27 期 （平成 27 年度）		第 28 期 （平成 28 年度）	
		構成比		構成比		構成比
合計	1,356	100.0	1,268	100.0	1,279	100.0
都からの収益	887	65.4	905	71.4	921	72.0
受託料	887	65.4	905	71.4	921	72.0
他の収益	468	34.6	363	28.6	357	28.0

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成26年度)	第27期 (平成27年度)		第28期 (平成28年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上高	1,334	1,256	△78	△5.9	1,264	7	0.6
経常利益	145	93	△51	△35.5	72	△21	△22.6
当期純利益	90	58	△31	△35.0	50	△8	△13.9
資産合計	1,512	1,458	△53	△3.6	1,506	47	3.3
純資産合計	1,025	1,083	57	5.6	1,132	49	4.6

(1) 監査の観点

本監査では、水道マッピングシステム株式会社（以下「会社」という。）の事業について、主に、局からの受託事業を適正かつ効率的に執行しているか、経営状況について、経理及び会計処理は適正に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

会社の主要事業は、入出力処理事業、システム開発事業、機器賃貸事業、占用処理事業等であり、その根幹をなすのが局から受託している入出力処理事業である。この事業は、局が推進している管路の更新事業に伴って継続的に発生する構造にあり、第26期から第28期までの実績のうち、主なものとして配水管等登録削除の実績については、64万余mから74万余mと推移しており、増加傾向となっている。

その他の事業は、短期中期のスポット契約となるため、受注機会の多寡等により、一定の幅で事業実績が変動している。

(3) 経営成績

売上高の7割以上を占める局からの受託売上高が9億円前後で安定的に推移しているほか、他の自治体等からの受託実績は年度によって3.4億余円から4.4億余円と変動している。そのため、売上高は13億円前後で推移している。経常利益及び当期純利益は、一般管理費の増加等により減少傾向にあるものの、一定の黒字を確保している。

(4) 財政状態

資産合計は15億円程度で安定的に推移しており、そのうち、現金及び投資等（有価証券）の合計が10億円程度となっている。また、純資産合計のうち利益剰余金もほぼ10億円程度が計上されている。そのため、資金繰りには余力がある一方で、総資本事業利益率は低下傾向

にある。

(5) 経営に関する評価

経営環境について見ると、会社の第28期における局からの受託の売上高は、売上全体の72.9%を占めており、局への依存度が高い現状にある。

会社は今後も、局の水道管路の図面管理システム等を補完・支援する企業としての役割を第一と捉え、更に、全国の水道事業体に低廉な費用で同システム等を供給する目的を維持するため、他都市からの事業を積極的に受託し、引き続き、安定的かつ効率的な事業運営を行っていくことが求められる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 再委託に係る手続を適切に行うべきもの

会社は、局の水道マッピングシステムのサーバ機器等の更新に伴う設定設置業務を、表3のとおり、特命随意契約にて受託している。

本契約の標準特記仕様書では、「受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合は、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。」としている。

会社は、本契約を履行するに当たり、再委託する業務があることから、標準特記仕様書に基づき、表4のとおり、局の承諾を得ている。

しかしながら、再委託契約を見たところ、表5のとおり、契約期間の始期が局との契約締結日より1月以上早いことが認められた。

また、平成28年度及び平成27年度のその他の委託契約でも、局との契約締結日より早く再委託契約を締結している事例が、表6のとおり、散見された。

会社は、再委託に係る手続を適切に行われたい。

(水道マッピングシステム株式会社)

(表3) 業務委託契約の状況

契約件名	契約金額	契約期間	業務内容
平成28年度 水道マッピングシステム更新 に係る設定設置業務委託	3,888万円	平成28.9.22 ～ 平成29.2.28	水道マッピングシステムの サーバ機器等更新に係るシ ステム環境の設定設置

(表4) 再委託の承諾申請の内容

再委託先	A
再委託の期間	平成28.9.27～平成29.2.28
再委託する業務の内容	給水装置工事電子申請アプリケーション（以下「電子申請機能」という。）の新環境構築及び設定設置作業
再委託する理由	再委託先は、電子申請機能を会社の委託に基づき開発した業者であり、環境構築の効率化及び工期短縮を図ることができるため。
承諾を得た日	平成28.9.27

(表5) 再委託契約の状況

契約件名	契約金額	契約期間	契約内容
東京都水道局向け 新環境構築 開発	306万7,200円	平成28.8.1 ～ 平成28.10.31	電子申請機能の新環境事前検証作業を実施し、新環境構築及び新環境への設定設置を行うこと。

(表6) 局との契約締結日より早く再委託契約を締結している事例

局との契約件名	契約期間 (事例)	再委託契約件名	契約期間 (事例)
平成28年度水道マッピングシステムソフトウェア機能向上業務委託 (TS-NETのWEB閲覧環境変更に係る電子申請機能の改善) ほか4件	平成28.10.25 ～ 平成29.3.31	水道マッピングシステムソフトウェア機能向上業務 (TS-NETのWEB閲覧環境変更に係る改善) ほか4件	平成28.9.8 ～ 平成28.11.30

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 会社の主要事業（詳細は「参考資料」のとおり）

(単位：千円)

事業名	実績		
	第26期 (平成26年度)	第27期 (平成27年度)	第28期 (平成28年度)
入出力処理事業（システムデータ更新業務等）	836,340	861,201	824,161
システム開発事業（システム改良、改修業務等）	292,561	190,452	241,399
機器賃貸事業（システム機器賃貸、保守等）	141,086	150,222	142,596
占用処理事業（道路許可申請等）	46,927	46,309	44,599

イ データベース更新業務の実績

事業内容	実績項目	事業実績等		
		第26期 (平成26年度)	第27期 (平成27年度)	第28期 (平成28年度)
入出力処理事業		610,069,572円	625,577,161円	615,292,202円
水道マッピングシステム データベース更新業務	資料収集・調査	12回	12回	12回
	マイクロフィルム番号設定	7,908組	9,608組	9,414組
	配水管等登録・削除	640,380m	739,653m	745,043m
	給水管等登録・削除（給水1）	58,075件	48,376件	48,405件
	給水管等登録・削除（給水2）	55,327栓	58,796栓	52,414栓
	地名、属性等登録・削除	776件	275件	403件
	ポリゴン登録・削除	12件	1件	0件
	地形修正	1件	27件	68件
	地形修正（道路管理システム）	1,800件	2,400件	2,100件
	住所ファイル作成	4件	0件	0件
	メッシュ作成	0件	5件	0件
	拡大図修正	0件	0件	20件
	図面出力 1/5,000管理図（紙）	206枚	206枚	206枚
	図面出力 1/10,000管理図（紙）	32枚	32枚	32枚
	図面出力 1/750管理図（電子）	4回	4回	4回
	図面出力 1/5,000管理図（電子）	2回	2回	2回
	図面出力 多摩地区配水施設管理図	1回	1回	1回
	完成図等データ取り込み	10回	12回	12回
	給水ファイリング更新	0件	0件	2,976件
	オフセット図照合・更新	66,626回	62,869回	70,420回
	データベースバックアップ	10回	12回	12回
	データ配信	11回	12回	12回
	道路管理システム用データ作成	1回	1回	1回
道路管理システムデータ取り込み	1回	1回	1回	
配水管等データ出力	1回	1回	1回	

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 26 期 (平成 26 年度)	第 27 期 (平成 27 年度)		第 28 期 (平成 28 年度)			
		増減額	増減率		増減額	増減率	
売上高	1,334	1,256	△ 78	△ 5.9	1,264	7	0.6
売上原価	941	884	△ 57	△ 6.1	893	9	1.0
売上総利益	393	372	△ 21	△ 5.4	370	△ 1	△ 0.4
販売費及び一般管理費	268	288	20	7.7	310	21	7.6
営業利益	125	83	△ 42	△ 33.6	59	△ 23	△ 28.0
営業外収益	21	11	△ 9	△ 44.5	15	3	31.1
営業外費用	1	1	0	5.5	2	1	131.9
経常利益	145	93	△ 51	△ 35.5	72	△ 21	△ 22.6
税引前当期純利益	145	93	△ 51	△ 35.5	72	△ 21	△ 22.6
法人税等	55	32	△ 22	△ 41.4	21	△ 11	△ 34.6
法人税等調整額	0	3	2	—	1	△ 1	△ 61.9
当期純利益	90	58	△ 31	△ 35.1	50	△ 8	△ 14.0

イ 主要経営指標の推移

項目	第 26 期 (平成 26 年度)	第 27 期 (平成 27 年度)	第 28 期 (平成 28 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	9.0	6.4	4.8	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	9.4	6.6	4.7	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.88	0.86	0.84	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	89.3	92.6	94.3	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	—	—	—	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第26期 (平成26年度)	第27期 (平成27年度)		第28期 (平成28年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
流動資産	1,079	993	△ 86	△ 8.0	975	△ 17	△ 1.8
現金預金	708	637	△ 71	△ 10.1	542	△ 94	△ 14.9
売掛金	351	340	△ 11	△ 3.2	420	80	23.5
その他	19	15	△ 3	△ 20.2	12	△ 2	△ 19.1
固定資産	432	465	32	7.6	531	65	14.1
有形固定資産	33	35	2	8.1	37	1	5.2
無形固定資産	37	16	△ 20	△ 54.9	5	△ 11	△ 65.6
投資等	362	412	50	14.0	487	74	18.0
資産合計	1,512	1,458	△ 53	△ 3.6	1,506	47	3.3
流動負債	474	360	△ 113	△ 24.0	358	△ 2	△ 0.6
未払金	401	323	△ 77	△ 19.3	302	△ 21	△ 6.6
未払費用	12	18	5	46.1	38	19	106.1
その他	59	17	△ 41	△ 70.1	17	△ 0	△ 3.5
固定負債	12	14	2	20.6	15	0	3.8
退職給付引当金	12	14	2	20.6	15	0	3.8
負債合計	486	375	△ 111	△ 22.8	373	△ 1	△ 0.4
株主資本	1,025	1,083	57	5.6	1,132	49	4.6
資本金	20	20	0	0	20	0	0
利益剰余金	1,005	1,063	57	5.7	1,112	49	4.6
純資産合計	1,025	1,083	57	5.6	1,132	49	4.6
負債及び純資産合計	1,512	1,458	△ 53	△ 3.6	1,506	47	3.3

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)

項目	第 26 期 (平成 26 年度)	第 27 期 (平成 27 年度)	第 28 期 (平成 28 年度)	算定
流動比率	227.7	275.4	272.1	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	67.8	74.3	75.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	41.7	42.4	46.3	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料（事業実績）

（単位：千円）

主な契約名	受注先	第26期 (平成26年度)	第27期 (平成27年度)	第28期 (平成28年度)
入出力処理事業		836,340	861,201	824,161
水道マッピングシステムデータベース更新業務委託単価契約	東京都水道局	649,559	625,577	615,292
マッピングシステム更新業務委託	さいたま市水道局	107,976	119,776	120,249
上下水道統合型管路情報管理システムデータ更新業務委託	秋田市上下水道局	40,665	38,310	36,637
下水道台帳管理システムデータ更新入力業務委託	京都市上下水道局	0	17,640	18,760
水道管理支援システムメンテナンス業務委託	奈良県水道局	8,964	8,992	8,771
下水道権原台帳電子化業務	枚方市上下水道局	0	27,992	6,710
下水道台帳システムデータ作成業務	前橋市水道局	18,750	14,780	10,510
水道施設管理システムデータ更新業務など	その他企業	10,425	8,134	7,230
システム開発事業		292,561	190,452	241,399
水道マッピングシステムソフトウェア機能向上業務委託	東京都水道局	86,114	132,800	172,400
下水道台帳管理システム機能改修業務委託	京都市下水道局	15,559	4,243	22,790
水道施設情報管理システム更新業務委託	木津川市上下水道局	0	0	9,460
上下水道統合型管路情報管理システム改修及びデータ入力業務委託	秋田市上下水道局	7,650	0	13,320
現場管理システムへの新規機能等追加業務	東京水道サービス(株)	33,760	31,886	14,773
下水道台帳システム機器更新業務	前橋市水道局	370	13,320	3,867
下水道施設情報管理システム構築委託	枚方市上下水道局	100,403	0	1,180
マッピングシステム構築業務委託など	その他企業	48,703	8,203	3,609
機器賃貸事業		141,086	150,222	142,596
水道マッピングシステム維持管理業務委託	東京都水道局	104,892	100,400	89,500
下水道施設情報管理システム機能保守及び運用支援業務	京都市下水道局	0	8,623	9,167
上下水道統合型管路情報管理システム及び設計積算システム等保守業務委託	秋田市上下水道局	8,019	8,728	8,028
マッピングシステムソフトウェア保守業務	さいたま市水道局	12,647	11,552	12,662
図面管理システム運用保守業務委託	名古屋市上下水道局	5,022	5,230	5,022
水道施設管理システム機器賃貸借など	その他企業	10,505	15,688	18,217
占用処理事業		46,927	46,309	44,599
道路占用許可申請等入出力業務委託単価契約	東京都水道局	46,927	46,309	44,599

東京都下水道サービス株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京都下水道サービス株式会社	平成29年9月12日から同年10月5日まで	第32期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第33期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	下水道局	平成29年9月11日及び同年10月10日	

2 団体の概要

設立の目的	下水道施設等の維持管理業務を効率的に行うなど、局の事業を補完・代行することを目的として設立	
主な沿革	昭和59年8月 設立 昭和59年10月 汚泥処理施設管理業務受託開始 平成16年4月 管路維持管理業務受託開始 平成20年4月 水処理施設保全管理業務受託開始 平成26年4月 国際事業支援室業務開始	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の維持管理等に関する事業 下水道管の故障処理及び排水設備調査等のサービス事業 下水道に関する研究及び調査事業 下水道施設、建物、土地等の有効利用その他の管理事業ほか 	
所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	
組織	4部、64事業所	
人員	役員6名（代表取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役2名、取締役1名、監査役1名）（うち非常勤3名） 従業員965名	
都との関係	出資	資本金1億円のうち、5,000万円（50%）
	事業の委託（表1）	218億5,929万余円（平成27年度委託料） 231億8,617万余円（平成28年度委託料）
	経常収益に占める都からの収益（表2）	経常収益238億余円のうち、231億余円（97.2%）
	財産の貸付（表3）	建物（3,461.2㎡）及び土地（貸付面積：2万314.43㎡）
	職員の派遣等	常勤従業員231名を都から派遣 常勤役員3名及び常勤従業員260名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を監理団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
	経営目標の達成度評価	平成27年度：A 平成28年度：－

（注）上記数値等は平成29年3月31日現在

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

委託業務内容	委託料		
	第31期 (平成26年度)	第32期 (平成27年度)	第33期 (平成28年度)
ア 下水道管路関連業務			
下水道事務所出張所業務	3,535,000	3,890,000	4,117,000
工事監督補助業務	773,000	965,000	1,084,000
建設発生土改良業務	613,440	586,440	563,640
積算システム関連業務	478,095	644,758	601,741
緊急処理受付業務	68,580	69,000	74,424
光ファイバーネットワーク管理業務	330,880	356,360	378,780
下水道台帳情報システム関連業務	344,314	371,362	444,897
イ 水処理関連事業			
水再生センター・ポンプ所保全管理業務	7,550,190	7,539,250	8,298,150
再生水業務	544,200	595,000	597,840
水質試験業務	274,540	286,720	284,890
ウ 汚泥処理業務	5,279,980	5,535,250	5,622,270
エ 局研修関連業務	151,040	173,294	162,061
オ その他	838,044	846,861	956,485
合計	20,781,303	21,859,295	23,186,178

(表2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科 目	第31期(平成26年度)		第32期(平成27年度)		第33期(平成28年度)	
		構成比		構成比		構成比
合 計	21,702	100	22,569	100	23,855	100
都からの収益	20,804	95.9	21,887	97.0	23,196	97.2
請負費等	20,781	95.8	21,859	96.9	23,186	97.2
器具購入費等	23	0.1	27	0.1	10	0.0
他の収益	897	4.1	681	3.0	659	2.8

(表3) 公有財産の貸付状況

(単位：㎡、千円)

分 類	施 設 名	目 的	種 類		使用料 (年額)
			土地	建物	
行政財産	日本ビル庁舎	事務室、会議室、倉庫等	-	2,813.37	141,577
	雑司が谷庁舎	研修教室、局受託等事業に関連する書類の保管場所等	-	647.83	6,687
	下水道施設用地	駐車場事業	20,314.43	-	125,534
	合計		20,314.43	3,461.20	273,798

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位:百万円、%)

科目	第31期 (平成26年度)	第32期(平成27年度)		第33期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売上高	21,686	22,559	872	4.0	23,842	1,283	5.7
売上原価	19,513	20,790	1,276	6.5	20,816	26	0.1
経常利益	1,277	827	△ 449	△ 35.2	2,022	1,194	144.3
当期純利益	790	510	△ 279	△ 35.3	1,310	799	156.4
資産合計	13,870	13,286	△ 583	△ 4.2	15,100	1,813	13.6
純資産合計	6,970	7,475	505	7.3	8,780	1,305	17.5

(1) 監査の観点

本監査では、主に、局からの受託事業に係る再委託契約が適正に行われているか、また、会社の特性を活かして適切に自主事業が行われているかなどの観点から、契約関係書類、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

局の経営計画（平成28年度から平成32年度まで）では、局、監理団体（東京都下水道サービス株式会社（以下「会社」という。））及び民間事業者の3者がそれぞれの特性を活かした役割分担のもと協働して事業を運営するとしている。これを受けて、会社は、事業計画（平成28年度から平成32年度まで）を策定の上、毎年度事業計画を定めて、水再生センターの維持管理などの受託事業及び技術開発などの自主事業を実施している。

(3) 経営成績

売上高は、3期を通じて増加しているが、これは、局からの受託事業の増加などに対応するものである。売上原価は、水再生センターなど各下水道施設における定期精密検査の実施周期の影響などにより年度ごとに変動している。

(4) 財政状態

資産合計は、受託事業の増加や再委託契約に係る債務の履行状況等に伴う現金及び預金の増減などを要因として変動している。純資産は各期を通して増加しており、第33期末現在、利益剰余金として、損害賠償補填積立金44億円及び移転対策積立金19億円が計上されている。

(5) 経営に関する評価

会社は、局と連携し、着実に受託事業を実施するとともに、平成26年度に新たに国際事業支援室を開設するなど、積極的に自主事業を行っている。

会社の局からの収益は、第31期の208億余円から第33期の231億余円（売上全体

の97.3%)へ増加しており、また、第33期においては、正規社員の70.5%を局関係社員(局派遣及び局OB)が占めるなど、局と極めて密接な関係にある。

正規職員に占める局関係社員の比率は年々低下しており、業務シフトが徐々に固有社員に移行している状況にある。会社は、平成27年度から高等専門学校の卒業者を新規採用するなどして対応を図っているが、事業拡大に向けた今後の人員確保及び技術の継承が引き続き課題となっており、計画的な人材育成を進めることが重要である。

会社は、今後も、局の事業を補完・代行する役割を担い、専門的技術を活かしつつ、安定的かつ効率的な事業運営を行っていくとともに、局から受託する事業が多いことから、契約における競争性の更なる確保を図ることに加え、原価管理など、より一層、経営の透明性の向上に取り組んでいくことが求められる。

また、会社は、当期純利益の計上により内部留保資金が増加していることから、局と協議しながら、より一層、有効な活用策を検討するとともに、局は、内部留保資金の水準に留意しつつ適切な指導を行う必要がある。

一方、局においては、都政改革の取組の中で、下水道事業の分析や課題整理を行っているが、会社に対する業務委託の契約単位について、同種の業務内容の契約を取りまとめて契約するなど、経済的かつ効率的・効果的な委託単位の最適化を始め、委託事業のコスト削減に向けた見直しを、スピード感をもって計画的かつ着実に推進することが望まれる。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行うべきもの

会社は、「有明処理場管理規約」、「有明処理場管理費等取扱規則」等により、局と江東区が建物所有者（注）となっている有明処理場の管理者として、表4の対象業務を行い、建物所有者から負担割合に基づいた管理費等を徴収している。

ところで、この業務について確認したところ、表5の平成27年度特別修繕費で行われた工事について、表6のとおり、費用負担額の算定を誤っており、適切でない。

これは、費用負担額の算定において、算定過程とその結果を複数の職員で確認する体制となっていないことが一因となっているため、改善する必要がある。

会社は、誤った額の更正手続を行うとともに、有明処理場管理に係る費用負担額の算定を適切に行われたい。

（東京都下水道サービス株式会社）

（注）局所有の有明水再生センター及び江東区所有の江東区有明スポーツセンターには、局及び江東区の区分所有と共用部分がある。

（表4）対象業務

区 分		主な内容
管理費	事務管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算・決算書等の事務 ・ 管理費の算定、徴収等事務 ・ 委託業務の積算、発注等業務等
	設備維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センターの設備保守点検 ・ 消防・電気・機械・輸送設備の設備保守点検等
	防災管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災センターの管理委託 ・ 保安警備
	清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地・防災センター及び共用部分等の清掃 ・ 塵芥処理・植栽管理・害虫駆除
	環境衛生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空気環境管理 ・ 給排水管理
	光熱水費関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気、水道、ガス、中水道、光システム等に係る事務
特別修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画修繕 ・ 不測の事故その他特別な事由により必要となる修繕 	
一般修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塀修理、舗装修理、その他修理 	

(表5) 工事契約の概要

契約件名	有明水再生センター清掃用ゴンドラ改修工事
契約金額	16,200,000円
契約期間	平成27.9.11～平成28.2.29
履行場所	有明水再生センター、江東区有明スポーツセンター

(表6) 費用負担額

(単位：円)

区分	正	誤	差額
局 (a)	9,714,882	9,863,273	△ 148,391
江東区 (b)	7,457,118	7,308,727	148,391
合計 (a + b)	17,172,000	17,172,000	0
うち工事費	16,200,000	16,200,000	0

(注) 費用負担額の合計は、工事費に管理者報酬額(6%)が加算された額である。

イ 特命随意契約について見直すべきもの

会社は、表7のとおり、中川建設発生土改良プラント(以下「建設発生土プラント」という。)の改良土生産及び維持管理業務を、局から受託しており、その一部を特命随意契約によりAに再委託している。

ところで、特命理由について見たところ、「大量の建設発生土を効率的かつ安全に処理するため、大型重機(ホイールローダー(バケット容量4.0m³))を所有し、建設発生土の性状を熟知した作業員がいることが必要であり、その唯一の業者であるため」としている。

しかしながら、表8のとおり、大型重機を所有し、建設発生土の性状を熟知した作業員がいる業者は他にいてもかかわらず、本再委託契約を特命により行ったことは適切でない。

会社は、特命随意契約について見直されたい。

(東京都下水道サービス株式会社)

(表7) 局との契約の概要及び再委託について

契約件名	中川建設発生土改良プラント管理業務委託	
契約期間	平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31	
契約金額	582, 120, 000 円	
業務内容	仮置き施設 管理業務	建設発生土及び改良土の受入れ及び積み込み
		プラント及び東京都建設発生土再利用センターから仮置き施設までの間の運搬作業
	プラント 管理業務	建設発生土の受入れ及び改良土の積み込み
		プラント施設内の維持管理
		改良土の生産
		土質試験
		プラント内設備の保守点検及び部品交換
		施設見学会の開催

(注) 網掛け部分の業務をAに3億7,800万円で再委託している。

その他の業務については、別の再委託等により実施している。

(表8) 大型重機の保有及び建設発生土の性状を熟知した作業員について

「建設発生土プラント」と同種施設の「東京都建設発生土再利用センター」（注1）は、生産規模が「建設発生土プラント」より大きい（注2）が、同センターの管理業務は、希望制競争入札により、Aとは別の業者に再委託を行っている。

(注1) 改良土を生産し、建設発生土を再利用するための施設。公益財団法人東京都都市づくり公社が東京都都市整備局との協定により運営管理している。

(注2) 改良土生産量の比較（平成28年度実績）

中川建設発生土改良プラント：約8万m³

東京都建設発生土再利用センター：約50万m³

(参考) 平成25年度において関東地方の建設業者が保有するホイールローダー（バケット容量3.6m³以上）の推定台数は、285台である（経済産業省公表の資料より）。

ウ 保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行うべきもの

会社は、表9のとおり、「保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託」を締結している。

この契約について見たところ、仕様書において、作業時間に含まれる、受託者の車庫への帰着に要する時間及び走行距離について、協議により定めるとしているが、協議結果が明文化されておらず、受託者から提出された実績報告書の内容（作業時間及び走行距離）が確認・検査ができない状況となっているなど、適切でない事例が認められた。

会社は、保守管理業務立会作業に伴う自動車雇上委託を適切に行われたい。

(東京都下水道サービス株式会社)

(表9) 契約内容

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
契約金額	推定総金額 9,123,840 円 単価：基礎額（基礎作業 8 時間） 24,000 円 加算額（1 時間ごと） 2,500 円 割増額（深夜早朝割増） 1,000 円	同左
委託期間	平成 27. 4. 1～平成 28. 3. 31	平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31
受託者	B	同左
目的	局発注「保守管理業務立会作業委託」の他企業工事等による下水道施設の損傷等を未然に防止するための他企業工事の立会に伴う自動車運転業務を委託するもの	

エ 受託事業に係る効率性・透明性を確保すべきもの

会社は、会社の売上高の 97.3% を占める収入を、局からの受託事業により得ている。この受託事業について見たところ、次のとおり、適切でない事項が認められた。

(ア) 受託契約の積算（見積額の算定）

主な受託契約である表 10 の契約について見たところ、会社は、契約に当たって、表 11 のとおり、各部で見積額を算出し決定しているが、会社の受託金額総額の 6 割以上を占める 2 番から 9 番までの契約については、

- ① 積算基準や単価表等の積算根拠がなく、労務費等業務に必要な経費を積上げていない
- ② 会社が当初算出した見積額が、局の予定価格の範囲内とならず、値引き後の見積額が契約額となることが度々あるが、この契約額を基に、次年度の契約の見積額（総額のみ）を算出している

など、受託事業に対する必要な経費を算出した見積額となっていない。

(イ) 自主事業との区分経理

会社は受託契約を部門別に経理しているが、表 12 の例のとおり、受託契約である「下水道の文化的資産の調査及び重要文化財施設運営・管理業務委託」と、自主事業である下水道に関する資料の編さんや TGS アーカイブス資料室の運営とを、区分することなく同一の部門で経理しており、当該受託契約に要した原価（費用）が把握できない状況となっている。

(ウ) 原価管理、損益分析

会社の部門別損益について見たところ、① 売上（委託料）の 35% 超の利益が出ている契約がある一方で、10～20% 程度の損失を出している契約、② 3 年連続で損失を出している契約などがある。しかしながら、会社は、期中や決算期に事業別に収支の対前年比

較などを行っているとしているが、前述（ア）及び（イ）の状況などから、契約ごとに具体的な原因究明・分析をすることができない状況となっている。また、損益については、契約ごとではなく、同種の契約合計又は受託事業全体で判断するものとしている。

これらの受託事業は、局の「経営計画2016」に基づき、局と会社との一体的な事業運営の下、今後も長期的に継続すると見込まれるものであり、効率性に加え、公共性や経営の透明性も求められるものである。そのため、会社は、受託業務に応じた適切な受託経費を見積り、原価管理、損益分析を行い、区分経理に基づく受託経費を公表するなど、経営の効率性・透明性を確保する必要がある。

会社は、受託事業に係る効率性・透明性を確保されたい。

（東京都下水道サービス株式会社）

（表10）主な受託契約（注）

（単位：円）

番号	件名	平成27年度	平成28年度
1	下水道事務所出張所業務委託	4,201,200,000	4,446,360,000
2	水再生センター保全管理業務委託 （計11契約）	7,029,990,000	7,855,369,200
3	ポンプ所保全管理業務委託（計3契約）	1,258,200,000	1,250,100,000
4	汚泥処理管理業務委託（計6契約）	5,978,070,000	6,072,051,600
5	新宿副都心水リサイクルセンターほか4 か所管理業務委託	248,400,000	248,400,000
6	緊急処理受付業務委託	74,520,000	80,377,920
7	保守管理業務立会作業委託	59,400,000	61,560,000
8	排水設備調査作業委託	82,490,400	80,416,044
9	公共ます工事施行監理作業委託	13,448,268	14,593,716
10	下水道施設見学対応業務委託	56,160,000	58,860,000
11	下水道の文化的資産の調査及び重要文化 財施設運営・管理業務委託	29,103,840	29,786,400
12	管路工事設計補助業務委託	497,251,440	498,215,880
合計		19,528,233,948	20,696,090,760
2番から9番までの金額（a）		14,744,518,668	15,662,868,480
会社の受託金額合計（b）		23,608,038,445	25,041,072,244
2番から9番までの金額（a）が会社の受託金額 合計（b）に占める割合		62.5%	62.5%

（注）本表に記載の契約（1～12）が会社の受託金額合計に占める割合は、82.7%（平成27年度）、82.6%（平成28年度）である。

(表 1 1) 表 1 0 の契約に係る見積額の算出方法等

番号	件名	積算根拠等 (見積額の算出方法)	会社の所管部
1	下水道事務所出張所業務委託	国土交通省「発注者支援業務等積算基準」、同省「設計業務委託等技術者単価」を適用して積算(試算)。この総額と、前年度の契約額を比較検討して、見積額総額を決定する。	管 路 部
2	三河島水再生センター保全管理業務委託 ※ 水再生センター保全管理業務委託は、計 11 契約あり、見積額の算出方法は、全て同様の状況である。	積算基準、単価表等の積算根拠に基づく、経費の積み上げをしていない。 前年度の契約額を基に、労務単価変動率等を加味して総額を決定する(内訳はない)。	施設管理部
3	北都下水道事務所ポンプ所保全管理業務委託 ※ ポンプ所保全管理業務委託は、計 3 契約あり、見積額の算出方法は、全て同様の状況である。		
4	みやぎ水再生センター汚泥処理管理業務委託 ※ 水再生センター汚泥処理管理業務委託は、計 6 契約あり、見積額の算出方法は、全て同様の状況である。		
5	新宿副都心水リサイクルセンターほか 4 か所管理業務委託		
6	緊急処理受付業務委託		
7	保守管理業務立会作業委託		管 路 部
8	排水設備調査作業委託		
9	公共ます工事施行監理作業委託		
10	下水道施設見学対応業務委託		人件費(臨時職員報酬)、事務費、保険料等の実費を基に積み上げている。
11	下水道の文化的資産の調査及び重要文化財施設運営・管理業務委託	日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領(終末処理場・ポンプ場施設編)」、国土交通省「公共工事設計労務単価」を適用し、積み上げている。	管 理 部 (下水道研修センター)
12	管路工事設計補助業務委託	下水道局積算基準(調査・委託編)、下水道局の設計単価表を適用	技 術 部

(表 1 2) 部門損益一覧表から抜粋(「部門 501 アーカイブス」の例)

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度
下水道局収入	26,948,000	27,580,000
その他事業収入	0	34,024
純 売 上 高	26,948,000	27,614,024
期首商品棚卸高	1,161,622	1,161,622
期末商品棚卸高	1,161,622	1,120,318
当期製造原価	60,059,644	58,229,805
売 上 原 価 計	60,059,644	58,271,109
売 上 総 利 益	△ 33,111,644	△ 30,657,085
営 業 損 益	△ 33,111,644	△ 30,657,085
経 常 損 益	△ 33,111,644	△ 30,657,085

(2) 局

ア 下水道施設見学者対応業務委託を適切に行うべきもの

局は、区部 1 3 水再生センター及び蔵前水の館の見学受付業務並びに見学者への説明・案内業務について、表 1 3 のとおり、会社と契約を締結している。

仕様書において、見学予定件数及び見学者予定人数を表 1 4 のとおりとしており、予定数量に大幅な変更があった場合は、変更を協議するものとしている。

このうち、有明水再生センターにおいて実施する「虹の下水道館共同事業」については、表 1 5 のとおり、補修工事により見学に支障がある平成 2 8 年 5 月及び同年 6 月を除いた 1 0 か月分 1 3 0 件 1, 3 0 0 人を見積り、契約している(見積合わせ:平成 2 8 年 2 月 2 9 日、契約日:平成 2 8 年 4 月 1 日)。

ところで、局は、平成 2 8 年 3 月 4 日に、有明水再生センターについて、補修工事により、同年 4 月から 8 月までの間が見学不可能となることが判明し、同年 3 月 7 日に、会社に対してその旨通知している。

しかしながら、例年最も見学者が多い 8 月を含む 3 か月間(4・7・8 月分予定数量見込 5 8 件)が見学不可能となったにもかかわらず、局は、大幅な変更ではないとして、契約変更(協議も含む。)を行っておらず、適切でない。この結果、表 1 6 のとおり、1 4 5 万 8, 0 0 0 円が不経済支出となっている。

局は、下水道施設見学者対応業務委託を適切に行われたい。

(下水道局)

(表13) 見学受付業務等契約の概要

契約件名	下水道施設見学者対応業務委託
契約金額	58,860,000 円
契約期間	平成 28. 4. 1～平成 29. 3. 31

(表14) 見学予定件数及び見学予定人数

項目	見学予定件数	見学者予定人数
総数	890 件	25,000 人
水再生センター	680 件	23,200 人
虹の下水道館共同事業	130 件	1,300 人
蔵前水の館	80 件	500 人

(表15) 見学予定件数の内訳 (虹の下水道館共同事業)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
7 件	—	—	19 件	32 件	10 件	10 件	11 件	8 件	9 件	9 件	11 件	130 件

(注1) 過去3年の実績を考慮して件数を算出している (各月合計の1の位を四捨五入)。

(注2) 見学者数は、件数を割り返し、1件当たり10人で算定し、1,300人としている。

(表16) 不経済支出額の試算

(単位:円)

項目	算出方法	既		正		差		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
直接 経費	有明以外	760 件	26,658,000	760 件	26,658,000	0 件	0	
	有明	説明員 1 名	130 件	1,287,000	72 件	712,800	58 件	574,200
		誘導員 1 名	130 件	760,500	72 件	421,200	58 件	339,300
間接経費等		—	26,233,400	—	25,785,400	—	448,000	
計		—	54,938,000	—	53,577,000	—	1,361,000	
消費税		—	4,395,040	—	4,286,160	—	108,880	
合計		—	59,333,040	—	57,863,160	—	1,469,880	
差額合計に落札比率 (99.2%) を乗じた金額=不経済支出額								1,458,000

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 下水道管路関連業務の主な実績

業務名	業務内容	実績				
		項目	第31期	第32期	第33期	
下水道事務所出張所業務	豊島出張所ほか20か所における下水道管路施設の維持管理業務	受託箇所数	20か所	21か所	21か所	
工事監督補助業務	中部ほか5下水道事務所管内における工事監督補助業務	受託件数	145件	170件	170件	
建設発生土改良業務	下水道工事から発生する建設発生土の改良業務	改良土生産量	100千m ³	80千m ³	80千m ³	
積算システム関連業務	下水道用積算システムの維持管理	基準改定に伴うシステム改修	1回	1回	1回	
		単価改定に伴うデータ更新	8回	12回	11回	
	設計書作成補助業務	設計書作成数	135件	132件	148件	
緊急処理受付業務	休日、夜間等における下水道管の故障通報、苦情等の受付処理業務	受付処理件数	14,038件	15,017件	14,540件	
光ファイバーネットワーク管理業務	光ファイバー施設及び情報ネットワーク設備の管理及び調査	施設点検数 (接続施設数) 点検延長 (管理延長)	138か所 47.8km	137か所 49.2km	137か所 52.6km	
下水道台帳情報システム関連業務	区部及び多摩地域の下水道台帳情報システムの保守、データ更新	下水道工事により下水道台帳情報システムのデータを更新した数量	区部	15,762m	24,188m	9,463m
			幹線	4,351スパン	2,707スパン	2,182スパン
			枝線	2,018スパン	3,053スパン	1,462スパン

(注) 下水道工事において、人孔(マンホール)と人孔の間の管路の一区切りをスパンという。

イ 水処理関連事業の主な実績

業務名	業務内容	実績			
		項目	第31期	第32期	第33期
水再生センター保全管理業務	落合ほか11水再生センターの水処理施設の保全管理業務	受託箇所数	12か所	12か所	12か所
ポンプ所保全管理業務	北部・東部第一・東部第二下水道事務所管内ポンプ所の保全管理業務		26か所	26か所	26か所
再生水業務	新宿副都心水リサイクルセンター等の再生水設備の管理業務		3か所	3か所	3か所
水質試験業務	芝浦水再生センターほか12か所の水質試験		13か所	13か所	13か所

ウ 汚泥処理関連事業の主な実績

業務名	業務内容	実績			
		項目	第31期	第32期	第33期
汚泥処理業務	みやぎほか3水再生センター並びに南部及び東部スラッジプラントの汚泥処理施設の管理業務	汚泥処理量 (内訳)	60,494,689 m ³	59,687,595 m ³	61,101,730 m ³
		みやぎ水再生センター	1,972,350 m ³	1,595,540 m ³	1,475,960 m ³
		新河岸水再生センター	7,106,820 m ³	5,052,080 m ³	6,700,440 m ³
		森ヶ崎水再生センター	7,117,570 m ³	8,400,100 m ³	8,601,080 m ³
		葛西水再生センター	11,380,630 m ³	11,899,670 m ³	11,739,210 m ³
		南部スラッジプラント	16,332,050 m ³	17,014,170 m ³	16,279,980 m ³
	東部スラッジプラント	16,585,269 m ³	15,726,035 m ³	16,305,060 m ³	

エ 調査研究及び研修事業の主な実績

業務名	業務内容	実績			
		項目	第31期	第32期	第33期
下水道新技術調査・研究業務	下水道土木・設備技術に係る調査業務、事業効率化のための技術開発に向けた他民間企業との共同研究(※)	調査件数	53件	56件	42件
		特許権等			
		当期申請件数	17件	11件	12件
		当期登録件数	19件	20件	12件
下水道研修センター業務	局実務研修受託	受託件数 (受講者数)	82件 (2,123人)	79件 (2,134人)	83件 (2,324人)
	民間事業者向け研修(※)	受託件数 (受講者数)	6件 (209人)	9件 (289人)	9件 (285人)
	アーカイブス事業(※※)	受託件数	1件	1件	1件
		刊行件数	1件	0件	0件

(注) ※印: 自主事業として実施 ※※印: 一部自主事業として実施

オ その他の事業の主な実績

業務名	業務内容	実績			
		項目	第31期	第32期	第33期
下水道施設見学者対応業務	水再生センター13か所及び蔵前水の館の見学受付及び説明業務	見学者数	22,228人	27,075人	23,198人
駐車場管理業務(※)	東坂下駐車場ほか12か所の駐車場管理	管理駐車場数 駐車可能台数 駐車台数	13か所 588台 512台	13か所 588台 515台	13か所 586台 492台
有明建物管理業務(※)	有明水再生センター建物の共用部分の管理	管理対象面積	敷地面積 : 25,695,211 m ² 共有部分床面積 : 1,875.86 m ²		
排水設備工事責任技術者資格試験・講習代行業務(※※)	試験及び講習関連業務	受験者数 受講者数	1,400人 12,066人 (1都15県)	1,200人 19,099人 (1都16県)	1,658人 15,109人 (1都19県)
国際展開業務(※)	相手国や地域等のニーズに応じ、技術、人材等を活用した支援	海外インフラ整備プロジェクトの推進	1か国	1か国	2か国

(注) ※印: 自主事業として実施 ※※印: 一部自主事業として実施

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科 目	第 31 期 (平成 26 年度)	第 32 期 (平成 27 年度)		第 33 期 (平成 28 年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
売 上 高	21,686	22,559	872	4.0	23,842	1,283	5.7
売 上 原 価	19,513	20,790	1,276	6.5	20,816	26	0.1
売 上 総 利 益	2,173	1,769	△ 404	△ 18.6	3,026	1,257	71.1
販売費及び一般管理費	910	945	34	3.7	1,007	62	6.6
営 業 利 益	1,262	824	△ 438	△ 34.7	2,018	1,194	145.0
営 業 外 収 益	15	9	△ 6	△ 37.8	12	2	30.2
営 業 外 費 用	1	6	5	496.2	8	2	45.6
経 常 利 益	1,277	827	△ 449	△ 35.2	2,022	1,194	144.3
特 別 損 失	8	4	△ 3	△ 44.9	11	6	128.5
税引前当期純利益	1,268	823	△ 445	△ 35.1	2,011	1,188	144.4
当 期 純 利 益	790	510	△ 279	△ 35.3	1,310	799	156.4

イ 主要経営指標の推移

項目	第 31 期 (平成 26 年度)	第 32 期 (平成 27 年度)	第 33 期 (平成 28 年度)	算式
総資本事業利益率 (%)	9.1	6.3	13.4	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	5.8	3.7	8.5	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	1.6	1.7	1.6	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	94.2	96.3	91.5	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$

(注) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科 目	第31期 (平成 26年度)	第32期(平成27年度)		第33期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
流 動 資 産	12,022	11,128	△ 894	△ 7.4	13,151	2,023	18.2
現金及び預金	5,753	4,523	△1,230	△21.4	5,951	1,427	31.5
売 掛 金	5,126	5,488	361	7.0	6,595	1,107	20.2
繰延税金資産	140	143	2	1.8	193	50	35.6
そ の 他	1,001	973	△ 28	△ 2.8	410	△562	△57.8
固 定 資 産	1,847	2,158	310	16.8	1,948	△210	△ 9.7
有形固定資産	1,180	1,371	191	16.2	1,347	△ 24	△ 1.8
無形固定資産	335	324	△ 10	△ 3.2	236	△ 87	△27.1
投資その他の資産	331	462	130	39.2	364	△ 97	△21.1
資 産 合 計	13,870	13,286	△ 583	△ 4.2	15,100	1,813	13.6
流 動 負 債	6,441	5,278	△1,162	△18.1	5,774	496	9.4
買 掛 金	5,161	4,369	△ 792	△15.4	4,117	△251	△ 5.8
リ ー ス 債 務	128	158	30	23.6	188	30	19.1
そ の 他	1,151	750	△ 402	△34.8	1,468	717	95.5
固 定 負 債	458	532	73	16.0	544	12	2.3
リ ー ス 債 務	238	283	45	18.9	277	△ 6	△ 2.3
退職給付引当金	195	220	24	12.7	241	21	9.6
預り保証金	24	27	3	13.6	25	△ 2	△ 9.2
負 債 合 計	6,900	5,810	△1,089	△15.8	6,319	508	8.7
純 資 産	6,970	7,475	505	7.3	8,780	1,305	17.5
資 本 金	100	100	0	0.0	100	0	0.0
利 益 準 備 金	15	15	0	3.3	16	0	3.2
損害賠償補填積立金	3,200	3,800	600	18.8	4,400	600	15.8
移転対策積立金	2,000	2,000	0	0.0	1,900	△100	△ 5.0
繰越利益剰余金	1,655	1,560	△ 94	△ 5.7	2,364	804	51.6
負債及び純資産合計	13,870	13,286	△ 583	△ 4.2	15,100	1,813	13.6

イ 主要経営指標の推移

(単位：％)

項目	第 31 期 (平成 26 年度)	第 32 期 (平成 27 年度)	第 33 期 (平成 28 年度)	算定
流 動 比 率	186.6	210.8	227.7	流動資産 流動負債
自 己 資 本 比 率	50.3	56.3	58.2	自己資本 総資本
固定長期適合比率	24.9	27.0	20.9	固定資産 長期資本

(注) 長期資本＝資本＋剰余金＋固定負債

2 参考資料

(1) 事業計画

会社は、平成 28 年 9 月に「TGS 事業計画 平成 28 年度～平成 32 年度」(以下「事業計画」という。)を策定している。「事業計画」では、次の三つの事業方針のもと、都の下水道事業を支える会社の取組について述べている。

<事業方針>

東京都の下水道事業を支える
技術力向上と下水道事業への貢献
技術継承と人材育成

<計画期間>

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

<事業実績>

主な事業項目	平成 28 年度		実績
	計 画		
水再生センター・ ポンプ所保全管理業務	12 水再生センター 3 下水道事務所		同 左
管路維持管理	21 事業所		
汚泥処理事業	脱水した汚泥 の固形分のみ の重量 (5 所)	施設ごとに 7,000 ～94,100DS-t/年 の範囲で設定	1 所を除き計画の範囲内 の実績 (注)
	年間受泥量 (1 所)	21,500～26,200 千 m ³ /年	

(注) 局が実施した工事の影響による。

(2) 下水道局経営計画（「東京都下水道事業 経営計画2016」）抜粋

～事業運営体制～

<基本的な考え方>

事業実施に責任を持つ下水道局を中心として、下水道局と監理団体（東京都下水道サービス株式会社（以下「TGS」という。））及び民間事業者の三者がそれぞれの特性を活かした役割分担のもと協働し、連携を一層強化して下水道事業を運営していく。

<三者の役割分担>

下水道局：経営方針の策定、施設の建設・重要な維持管理、水質規制などの根幹業務

TGS：専門的技術を活かしつつ下水道局と密接に連携して行う必要のある業務

民間事業者：定型業務をはじめ民間事業者で可能な業務

<人材育成>

下水道サービスを安定的に提供していくために、下水道局、TGS及び民間事業者の三者がこれまで培った技術やノウハウを確実に継承することが不可欠との認識のもと、下水道技術実習センターの利用促進、局と会社の人材育成を図るための相互の人材交流を図る。

東京下水道エネルギー株式会社

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が出資を行っている団体に対して、団体の事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	東京下水道エネルギー株式会社	平成29年9月12日から 同月14日まで及び同月22日	第24期（平成27.4.1～平成28.3.31）及び第25期（平成28.4.1～平成29.3.31）の事業
局	下水道局	平成29年9月11日及び20日	

2 団体の概要

設立の目的	省エネルギーや環境保全に役立つ地域冷暖房事業を積極的に推進するために、東京都と民間企業とが共同して出資する第三セクターとして設立
主な沿革	平成4年5月 東京下水道エネルギー株式会社 設立 平成6年7月 文京区後楽一丁目地区供給開始 平成13年11月 江東区新砂三丁目地区供給開始 平成27年2月 港区港南一丁目（芝浦）地区供給開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷熱、温熱の供給に関する事業 ・ 冷暖房、空調、衛生、電気、防災設備等の運転、保守及び管理に関する事業 ・ 下水道のエネルギー利用に係る調査・研究に関する事業
所在地	東京都中央区新富一丁目7番4号
組織	2部2課3事業所
人員	役員6名（代表取締役社長1名、専務取締役1名、取締役3名、監査役1名）（うち非常勤4名） 従業員15名

都 と の 関 係	出資	資本金 4 億 9,000 万円のうち 1 億 290 万円 (21%) (このほか、都が 50%を出資している東京都下水道サービス株式会社が 1 億 6,170 万円 (33%))
	事業の委託 (表 1)	7,888 万余円 (平成 27 年度委託料) 6,731 万余円 (平成 28 年度委託料)
	経常収益に占める 都からの収益 (表 2)	経常収益 16 億余円のうち、6,731 万余円 (4.2%)
	財産の使用許可 (表 3)	建物 (2,015.32 m ²) 及び用地の一部を使用許可
	職員の派遣等	非常勤役員 1 名及び常勤職員 3 名を都から派遣 常勤役員 2 名及び常勤職員 11 名が都退職者
	東京都監理団体等	都は団体を報告団体とし、指導を行うとともに、毎年度終了後、経営状況 の報告を受けている。

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表 1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	第 23 期 (平成 26 年度)	第 24 期 (平成 27 年度)	第 25 期 (平成 28 年度)
後楽ポンプ所汚水沈砂池設備管理業務委託	46,000	51,000	53,313
銭瓶町ポンプ所における下水熱利用計画調査委託	—	6,800	—
下水熱の利用可能性を検討するための状況調査委託	—	21,083	14,000
合 計	46,000	78,883	67,313

(表 2) 経常収益に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	第 23 期 (平成 26 年度)		第 24 期 (平成 27 年度)		第 25 期 (平成 28 年度)	
		構成比		構成比		構成比
経常収益	1,485	100	1,645	100	1,611	100
都からの収益	46	3.1	78	4.8	67	4.2
営業雑収益	46	3.1	78	4.8	67	4.2
他の収益	1,439	96.9	1,566	95.2	1,544	95.8

(表3) 公有財産の使用許可状況

(単位：㎡、千円)

分類	施設名	目的	種類	使用料（年額）
行政財産	後楽ポンプ所	後楽一丁目地区地域冷暖房事業の実施のための熱供給プラント等の設置	建物 2,015.32 (導管等設置のための用地を含む。)	33,315

第3 監査の結果

1 経営に関する事項

(単位：百万円、%)

科目	第23期 (平成26年度)	第24期(平成27年度)		第25期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	1,180	1,427	247	20.9	1,524	96	6.8
営業費用	992	1,216	223	22.5	1,122	△ 93	△ 7.7
営業利益	188	211	23	12.5	401	189	89.8
経常利益	185	193	7	4.1	347	154	79.7
資産合計	2,621	2,815	193	7.4	3,019	203	7.2
純資産合計	2,463	2,583	119	4.9	2,814	231	9.0

(1) 監査の観点

本監査では、主に、各地区で行われている熱供給事業が安定的に行われているか、設備の老朽化対策は適切に行われているかなどの観点から、契約関係書類、総勘定元帳、伝票、証ひょう、設備更新実績関係資料等を抽出により検証した。

なお、設備の老朽化対策については、事業計画に基づき適切に進められているかを技術的な観点からも検証した。

(2) 事業実績

東京下水道エネルギー株式会社(以下「会社」という。)は、後楽一丁目、新砂三丁目及び芝浦地区で熱供給事業を行っている。芝浦地区においては、平成27年2月から新たに事業を開始し、後楽一丁目地区においては、老朽化対策として、設備再構築を行っている。

(3) 経営成績

各地区における料金収入が主となる営業収益は、平成27年2月の芝浦地区の供給開始以降、増加している。第25期(平成28年度)においては、製造費等の営業費用が減少しており、営業利益及び経常利益は増加傾向にある。

(4) 財政状態

再構築積立金は、後楽一丁目地区の設備再構築の事業の進捗により全額取り崩しているが、繰越利益剰余金が増加していることから、純資産合計は増加傾向にある。

(5) 経営に関する評価

各地区の熱供給事業は、後楽一丁目地区では設備再構築工事、新砂三丁目地区では設備の経年劣化への対応、芝浦地区では新たな事業開始とそれぞれ異なる状況においても、営業利益が増加するなど安定的に行われている。また、平成28年4月の熱供給事業法改正による料金の自由化を踏まえ、会社は顧客満足の一層の向上のため料金見直しの検討を進めるとしている。会社は引き続き効率的、安定的な供給及び経営に努めることが求められる。

後楽一丁目地区の設備の老朽化対策については、熱供給を継続しながら、平成25年度から計画的に設備を更新し、事業計画に基づき適切に進めている。また、新砂三丁目地区の設備については、設備の劣化状況の調査を踏まえ技術的な検討を行うとしており、今後、局とともに更新計画を策定していくことが必要である。

経営に関する事項は以上のとおりであり、会社の事業は、監査を実施した限りにおいて、別項指摘事項を除き、出資の目的に沿って運営されていると認められる。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 賞与引当金を計上すべきもの

会社は、経理規程第3条により、会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている。また、給与規程第21条により、6月と12月に社員に対して賞与を支給するとし、6月に支給する賞与の対象期間は、前年度の12月から5月までの6か月間としている。

ところで、対象期間のうち、12月から3月までの4か月分の金額については、前年度に属するものであるため、表4のとおり、賞与引当金として貸借対照表に計上すべきところ、会社はこれを行っておらず、適正でない。

会社は、賞与引当金を計上されたい。

(東京下水道エネルギー株式会社)

(表4) 賞与引当金として計上すべき金額 (監査事務局試算)

(単位:円)

区 分	第24期 (平成27年度)	第25期 (平成28年度)
賞与引当金	4,081,414	4,055,028
算出内訳	平成28年6月 賞与支給額 (6,122,122) × 4/6	平成29年6月 賞与支給額 (6,082,543) × 4/6

第4 経営状況の概要

1 経営状況

(1) 事業実績

ア 熱供給事業

(表5) 熱供給事業の状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	地区面積 (ha)	供給開始 年月	熱供給方式	対象施設		設備供給能力等	
				供給施設 区分	供給 施設数	供給能力	熱源機等の 財産区分
後楽 一丁目	21.6	平成 6年7月	後楽ポンプ所に流入する下水を利用	商業業務 施設等	6施設	冷熱 97,000MJ/h 温熱 60,600MJ/h	会社
新砂 三丁目	13.0	平成 13年11月	砂町水再生センターの下水処理水と東部スラッジプラントの焼却廃熱を利用	福祉・医療 施設等	3施設	冷熱 32,100MJ/h 温熱 54,100MJ/h	局
芝浦	20.6	平成 27年2月	芝浦水再生センターの下水処理水を利用	業務ビル	1施設	冷熱 87,400MJ/h 温熱 47,100MJ/h	局

(注1) MJ (メガジュール) : 熱量の単位で100万ジュール、1ジュールは約0.24カロリー

(注2) 会社は、新砂三丁目地区、芝浦地区について下水道法(昭和33年法律第79号)第16条に基づく施設の維持に係る承認を受けるとともに、協定により熱使用料(設備の建設等に関する費用)を負担している。

(表6) 販売熱量

(単位:千MJ、%)

地区名	種別	第23期 (平成26年度)	第24期(平成27年度)		第25期(平成28年度)			
			増減	増減率	増減	増減率	増減率	
後楽 一丁目	冷熱	51,718	59,114	7,396	14.3	57,890	△1,224	△2.1
	温熱	21,671	18,720	△2,951	△13.6	20,634	1,914	10.2
	計	73,389	77,835	4,446	6.1	78,524	689	0.9
新砂 三丁目	冷熱	24,506	25,493	987	4.0	27,573	2,080	8.2
	温熱	20,761	18,851	△1,910	△9.2	20,564	1,713	9.1
	計	45,268	44,345	△923	△2.0	48,138	3,793	8.6
芝浦	冷熱	20	15,710	15,690	—	28,240	12,530	79.8
	温熱	694	12,452	11,758	—	21,710	9,258	74.3
	計	714	28,162	27,448	—	49,950	21,788	77.4
合計	冷熱	76,245	100,318	24,073	31.6	113,703	13,385	13.3
	温熱	43,127	50,024	6,897	16.0	62,909	12,885	25.8
	計	119,372	150,342	30,970	25.9	176,612	26,270	17.5

(注) 芝浦地区においては、平成27年2月(第23期)より供給開始している。

(表7) 熱料金収入

(単位：千円、%)

地区名	種別	料金別	第23期 (平成26年度)	第24期 (平成27年度)		第25期 (平成28年度)			
				増減額	増減率	増減額	増減率	増減率	
後楽 一丁目	冷熱	基本料金	358,152	351,909	△ 6,243	△ 1.7	349,543	△ 2,366	△ 0.7
		従量料金	211,530	241,780	30,250	14.3	236,771	△ 5,009	△ 2.1
		計	569,682	593,689	24,007	4.2	586,314	△ 7,375	△ 1.2
	温熱	基本料金	198,938	183,897	△15,041	△ 7.6	179,249	△ 4,648	△ 2.5
		従量料金	78,232	67,582	△10,650	△13.6	74,489	6,907	10.2
		計	277,171	251,479	△25,692	△ 9.3	253,739	2,260	0.9
	計	基本料金	557,090	535,806	△21,284	△ 3.8	528,793	△ 7,013	△ 1.3
		従量料金	289,762	309,362	19,600	6.8	311,261	1,899	0.6
		計	846,853	845,169	△ 1,684	△ 0.2	840,054	△ 5,115	△ 0.6
新砂 三丁目	冷熱	基本料金	84,518	84,518	0	0	84,518	0	0
		従量料金	62,737	65,263	2,526	4.0	70,587	5,324	8.2
		計	147,255	149,781	2,526	1.7	155,105	5,324	3.6
	温熱	基本料金	68,868	68,920	52	0.1	68,920	0	0
		従量料金	46,506	42,227	△ 4,279	△ 9.2	46,064	3,837	9.1
		計	115,375	111,147	△ 4,228	△ 3.7	114,985	3,838	3.5
	計	基本料金	153,387	153,438	51	0.0	153,438	0	0
		従量料金	109,244	107,490	△ 1,754	△ 1.6	116,652	9,162	8.5
		計	262,631	260,929	△ 1,702	△ 0.6	270,091	9,162	3.5
芝浦	冷熱	基本料金	9,768	102,571	92,803	950.1	153,857	51,286	50.0
		従量料金	155	45,796	45,641	—	60,280	14,484	31.6
		計	9,923	148,368	138,445	—	214,137	65,769	44.3
	温熱	基本料金	5,328	55,948	50,620	950.1	83,922	27,974	50.0
		従量料金	5,321	38,574	33,253	624.9	48,918	10,344	26.8
		計	10,649	94,522	83,873	787.6	132,840	38,318	40.5
	計	基本料金	15,097	158,520	143,423	950.0	237,780	79,260	50.0
		従量料金	5,476	84,370	78,894	—	109,198	24,828	29.4
		計	20,573	242,890	222,317	—	346,978	104,088	42.9
合計	冷熱	基本料金	452,439	538,999	86,560	19.1	587,919	48,920	9.1
		従量料金	274,422	352,840	78,418	28.6	367,638	14,798	4.2
		計	726,862	891,839	164,977	22.7	955,558	63,719	7.1
	温熱	基本料金	273,135	308,766	35,631	13.0	332,092	23,326	7.6
		従量料金	130,061	148,383	18,322	14.1	169,473	21,090	14.2
		計	403,196	457,150	53,954	13.4	501,565	44,415	9.7
	計	基本料金	725,575	847,765	122,190	16.8	920,012	72,247	8.5
		従量料金	404,484	501,223	96,739	23.9	537,112	35,889	7.2
		計	1,130,059	1,348,989	218,930	19.4	1,457,124	108,135	8.0

(注) 芝浦地区においては、平成27年2月(第23期)より供給開始している。

(2) 経営成績

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第23期 (平成26年度)	第24期(平成27年度)		第25期(平成28年度)			
		増減額	増減率	増減額	増減率		
営業収益	1,180	1,427	247	20.9	1,524	96	6.8
温熱料	403	457	53	13.4	501	44	9.7
冷熱料	726	891	164	22.7	955	63	7.1
営業雑収益	50	78	28	55.2	67	△ 11	△ 14.7
営業費用	992	1,216	223	22.5	1,122	△ 93	△ 7.7
製造費	778	987	209	26.9	909	△ 77	△ 7.9
供給販売費	60	58	△ 1	△ 2.3	48	△ 9	△ 16.8
一般管理費	154	170	15	10.2	164	△ 5	△ 3.5
営業利益	188	211	23	12.5	401	189	89.8
営業外収益	304	217	△ 87	△ 28.6	86	△ 130	△ 60.0
営業外費用	306	235	△ 71	△ 23.2	140	△ 94	△ 40.2
経常利益	185	193	7	4.1	347	154	79.7
特別利益	0	0	0	—	4	4	—
特別損失	0	0	0	—	0	0	—
税引前当期純利益	185	193	7	4.1	351	158	81.9
法人税・住民税及び事業税	61	61	0	1.3	108	46	75.4
法人税等調整額	2	△ 0	△ 3	△ 123.5	△ 0	0	△ 39.1
当期純利益	122	132	9	8.2	243	111	84.4

イ 主要経営指標の推移

項目	第 23 期 (平成 26 年度)	第 24 期 (平成 27 年度)	第 25 期 (平成 28 年度)	算 式
総資本事業利益率 (%)	7.2	7.5	13.3	$\frac{\text{事業利益}}{\text{総資本}}$
営業収益営業利益率 (%)	15.9	14.8	26.3	$\frac{\text{営業利益}}{\text{営業収益}}$
総資本回転率 (回)	0.5	0.5	0.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{総資本}}$
総費用対総収益比率 (%)	87.5	88.2	78.2	$\frac{\text{総費用}}{\text{総収益}}$
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	—	—	—	$\frac{\text{事業利益}}{\text{支払利息}}$

(注 1) 事業利益＝営業利益＋受取利息＋受取配当金

(注 2) 会社は、借入金等がないため支払利息の計上はない。

(3) 財政状態

ア 主要科目の推移

(単位：百万円、%)

科目	第23期 (平成26年度)	第24期(平成27年度)		第25期(平成28年度)			
			増減額	増減率		増減額	増減率
固定資産	1,835	1,724	△ 110	△ 6.0	1,710	△ 14	△ 0.8
有形固定資産	1,030	1,188	157	15.3	1,208	20	1.7
無形固定資産	9	8	△ 1	△ 15.5	7	△ 0	△ 3.7
その他	794	528	△ 266	△ 33.5	493	△ 34	△ 6.5
流動資産	786	1,090	304	38.7	1,308	217	20.0
現金及び預金	600	860	259	43.2	1,148	287	33.4
売掛金	112	121	8	8.0	150	28	23.6
有価証券	0	100	100	—	0	△ 100	△ 100
その他	73	9	△ 64	△ 87.5	10	1	14.1
資産合計	2,621	2,815	193	7.4	3,019	203	7.2
固定負債	0	0	0	—	0	0	—
長期借入金	0	0	0	—	0	0	—
流動負債	158	232	74	46.6	204	△ 28	△ 12.1
未払金	121	180	58	48.2	105	△ 74	△ 41.6
未払法人税等	17	35	17	101.6	83	48	137.2
未払費用	17	15	△ 2	△ 13.2	14	△ 0	△ 5.6
預り金	2	2	0	2.9	1	△ 0	△ 25.3
負債合計	158	232	74	46.6	204	△ 28	△ 12.1
資本金	490	490	0	0	490	0	0
資本金	490	490	0	0	490	0	0
利益剰余金	1,973	2,093	119	6.1	2,324	231	11.1
利益準備金	79	85	6	7.7	91	6	7.1
修繕積立金	260	280	20	7.7	300	20	7.1
再構築積立金	539	164	△ 375	△ 69.6	0	△ 164	△ 100
繰越利益剰余金	1,094	1,563	468	42.8	1,932	369	23.6
純資産合計	2,463	2,583	119	4.9	2,814	231	9.0
負債・純資産合計	2,621	2,815	193	7.4	3,019	203	7.2

イ 主要経営指標の推移

(単位：%)



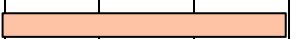
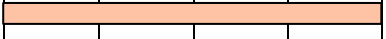

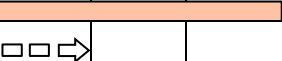
項目	第23期 (平成26年度)	第24期 (平成27年度)	第25期 (平成28年度)	算式
流動比率	495.5	468.8	639.8	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$
自己資本比率	93.9	91.7	93.2	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$
固定長期適合比率	74.5	66.8	60.8	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}}$

(注) 長期資本=資本+剰余金+固定負債

(4) 事業計画に基づく設備の再構築

後楽一丁目地区では、平成6年度の熱供給事業開始より18年が経過した平成25年度から老朽化した設備の再構築を進めている。

(表8) 事業計画と実績の概要

計画期間	平成25年度から平成31年度まで							
工事概要	蓄熱槽改善(断熱、防水) 熱源機更新(ターボ冷凍機、熱回収型ヒートポンプ等の導入) 受変電設備更新							
工事工程	計画  実績  (年度)							
	対象設備	25	26	27	28	29	30	31
	蓄熱槽							
	熱源機							
受変電設備								

(注) 受変電設備の工事については、先行して行われている熱源機の工事が、計画よりも工期を短縮したため、その分前倒しで着手している。

第5 公の施設の指定管理者別監査結果

公益社団法人東京都医師会（東京都リハビリテーション病院）

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が公の施設の管理を行っている団体に対して、公の施設の管理が適正に行われているか監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益社団法人東京都医師会	平成29年10月31日から 同年11月8日まで	平成27年度（平成27.4.1～ 平成28.3.31）及び平成28年 度（平成28.4.1～平成 29.3.31）の指定管理事業
局	福祉保健局	平成29年10月30日及び 同年11月10日	

2 団体等の概要

設立の目的	本会は、東京都を区域とする、特別区、市、郡の地区医師会、その他の医師会及び大学医師会の会員により組織され、日本医師会及び郡市区等医師会との連携のもと、医道を昂揚し、医学研究の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会の福祉を増進することを目的として設立
主な沿革	昭和22年12月 社団法人東京都医師会設立 平成元年4月 東京都リハビリテーション病院の運営を東京都より受託 平成3年5月 東京都リハビリテーション病院全面開設 平成18年4月 東京都リハビリテーション病院の指定管理者として管理運営 平成25年4月 公益社団法人となる。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医道の昂揚、医学の振興及び研鑽に関する事業 ・ 公衆衛生、学校保健、地域医療、地域福祉に関する事業 ・ 社会保障医療に関する事業 ・ 環境衛生に関する事業 ・ 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業 ・ 各種医療問題の調査及び調整に関する事業 ・ 医師会相互間及び関係団体との連絡調整に関する事業 ・ 会誌、出版及び広報に関する事業 ・ 各種公益的受託事業 ・ その他本会の目的達成に必要な事業
所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番
人員	役員21名（会長1名、副会長3名、理事15名、監事2名） 職員54名

都との関係	事業の委託 (表 1)	476 万余円 (平成 27 年度委託料) 467 万余円 (平成 28 年度委託料)																							
	公の施設の管理 運営 (表 2)	30 億 2,069 万余円 (平成 27 年度指定管理料) 29 億 7,939 万余円 (平成 28 年度指定管理料)																							
	指定管理者 運営状況評価	平成 27 年度 : A 平成 28 年度 : A																							
	都派遣職員	常勤職員 2 名 (庶務係長、経営企画係長)																							
	職 員 数	職員数 201 名																							
	施設の概要	<p>平成 2 年 5 月一部開設 (89 床) 平成 3 年 5 月全部開設 (165 床) 当初は、公の施設の管理委託で東京都医師会が運営 (受託)、その後、平成 18 年より、指定管理者制度となり、同じく東京都医師会が指定管理者に選定され、以降運営している。</p> <p>1 施設概要</p> <table border="1"> <tr> <td>施設種別</td> <td>病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 1 項)</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td>東京都リハビリテーション病院</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>敷地面積 5,354.93 m²</td> </tr> <tr> <td>延床面積 16,632.46 m²</td> </tr> <tr> <td>建物の構造</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造/地上 6 階、地下 1 階</td> </tr> </table> <p>2 付属施設</p> <table border="1"> <tr> <td>施設種別</td> <td>職員住宅 (東京都職員住宅管理規則 (平成 3 年東京都規則第 7 号) 第 2 条第 1 項第 4 号準用)</td> </tr> <tr> <td>施設名称</td> <td>東京都リハビリテーション病院公舎及び看護宿舎</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都墨田区堤通二丁目 9 番 1 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>敷地面積 2,227.18 m²</td> </tr> <tr> <td>延床面積 1,930.72 m²</td> </tr> <tr> <td>建物の構造</td> <td>鉄筋コンクリート造/地上 4 階</td> </tr> </table>		施設種別	病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 1 項)	施設名称	東京都リハビリテーション病院	所在地	東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号	面積	敷地面積 5,354.93 m ²	延床面積 16,632.46 m ²	建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造/地上 6 階、地下 1 階	施設種別	職員住宅 (東京都職員住宅管理規則 (平成 3 年東京都規則第 7 号) 第 2 条第 1 項第 4 号準用)	施設名称	東京都リハビリテーション病院公舎及び看護宿舎	所在地	東京都墨田区堤通二丁目 9 番 1 号	面積	敷地面積 2,227.18 m ²	延床面積 1,930.72 m ²	建物の構造	鉄筋コンクリート造/地上 4 階
		施設種別	病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 1 項)																						
施設名称	東京都リハビリテーション病院																								
所在地	東京都墨田区堤通二丁目 14 番 1 号																								
面積	敷地面積 5,354.93 m ²																								
	延床面積 16,632.46 m ²																								
建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造/地上 6 階、地下 1 階																								
施設種別	職員住宅 (東京都職員住宅管理規則 (平成 3 年東京都規則第 7 号) 第 2 条第 1 項第 4 号準用)																								
施設名称	東京都リハビリテーション病院公舎及び看護宿舎																								
所在地	東京都墨田区堤通二丁目 9 番 1 号																								
面積	敷地面積 2,227.18 m ²																								
	延床面積 1,930.72 m ²																								
建物の構造	鉄筋コンクリート造/地上 4 階																								

(注) 上記数値等は平成 29 年 3 月 31 日現在

(表1) 主な委託事業

(単位：千円)

事業名	委託料		
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
介護予防における地域リハビリテーション促進事業	0	120	1,094
高次脳機能障害者支援普及事業	3,244	1,498	565
地域リハビリテーション支援事業	2,911	3,140	3,016
合計	6,155	4,760	4,676

(表2) 公の施設の管理運営状況

(単位：千円)

施設名	指定管理期間	指定管理料		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京都リハビリテーション病院	平成 28. 4. 1 ～平成 33. 3. 31	2,869,382	3,020,696	2,979,398

第3 監査の結果

1 指定管理事業の執行に関する事項

(1) 監査の観点

本監査では、公益社団法人東京都医師会（以下「医師会」という。）が行っている東京都リハビリテーション病院（以下「病院」という。）に係る指定管理事業について、リハビリテーション医療や災害医療センター運営等の事業が適正に行われているかなどの観点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

(2) 事業実績

病院は、平常時はリハビリテーション病院として、災害時は医療救護活動の拠点として災害医療センターに転換する複合施設であり、高度専門リハビリテーション医療の提供（リハビリテーション専門病院）を特色としていることから、平成28年度の自宅等復帰率が全国平均78.7%（うち自宅復帰率69.3%）と比較し、86.2%（うち自宅復帰率80.4%）と高くなっている。

平成28年度と平成26年度とを比較すると、延べ入院者数は微増、延べ外来患者数は微減しており、医業収益は、2,238万余円の増加となっている。また、指定管理料は、職員費（人件費）の増加などから、1億1,001万余円増加している。

医業収益と指定管理料を比較すると指定管理料の増加額の方が大きいことから、自己収支比率は低下している。

指定管理事業の目的は、都が設立した施設において、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項）制度による民間ノウハウを活用し、リハビリを必要とする患者の期待に応えるため、安定した病院経営を行うことである。

このため、東京都リハビリテーション病院条例（平成2年東京都条例第53号）に基づき、東京都リハビリテーション病院の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）及び東京都リハビリテーション病院の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結し、これらに定められた事項に基づき、管理運営を行なわねばならず、局はこれを指導管理しなければならない。

しかしながら、基本協定等に定められた、医業収益において、計画と実績にかい離があることや災害時の備え、個人情報保護、経理処理、財産の管理及び自己収支比率の低下などの課題があるにもかかわらず、局の指導管理が行き届いていない事例があることが見受けられた。

指定管理事業の執行に関する事項は以上のとおりであり、監査を実施した結果は、別項指摘事項のとおりである。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導すべきもの
医師会は、Aと建物管理委託契約（契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、契約金額：1億7,070万534円）を締結している。

当該委託契約の業務内容は、設備保守、施設清掃及び電話交換等であり、仕様書のほか、清掃委託実施要領等（以下「実施要領等」という。）により業務運営を行わせるとしている。

ところで、当該契約について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 契約手続

当該契約について、積算根拠資料が存在せず、契約金額の妥当性について検証が行えない。

(イ) 各委託実施要領等

a 実施要領等によれば、清掃業務において、受託者は、医師会に対して事前に「承認願

い」を提出し、医師会の承認を受けた洗剤等を使用することとなっている。
ところで、清掃業務について見たところ、洗剤等について、監査日（平成29年11月8日）現在「承認願

い」及び承認した書面等が確認できなかった。
医師会は、適正に受託者から「承認願

b 実施要領等によれば、ハンドソープ、ゴミ袋等は、医師会が購入し、受託者に支給し、受託者が作成する管理簿により受託者の責任で保管することとなっている。

しかしながら、ハンドソープ等について、管理簿が作成されておらず在庫状況が確認できない状況となっている。

実施要領等では、「受託者の責任で保管する」としているものの、その費用は、医師会の負担であることから、医師会は支給品について、受託者が管理簿等により適切に在庫管理を行うよう指導する必要がある。

c 電話交換業務において、実施要領等によれば、毎日の交換手の勤務計画表は、前月25日までに提出を受け、医師会の承認を受けることとなっているが、少なくとも過去2年間は承認を行わないまま、業務を行わせている。

医師会は、建物管理委託契約を適正に行うとともに、実施要領等を守るよう受託者を指導されたい。

（公益社団法人東京都医師会）

イ 医療用酸素等の管理を適切に行うべきもの

医師会は、手術等で使用する医療用酸素等を単価契約（契約期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日まで、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、契約金額：平成27年度260万8,740円、平成28年度260万8,740円）で購入している。

ところで、この契約について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

(ア) 医療用酸素等の購入に際しては、医師会が必要に応じて業者へ発注し、納品させるべきところ、医師会は、業者が発注を受けずに随時医療用酸素等を納品していることを黙認している。

また、医師会指定の納品書を1か月分まとめて業者に作成させているものの、個々の納品時には、建物管理受託者が立ち会っているのみで、医師会の職員は立ち会っておらず、適正に検査しているとは言えないまま、納品書に立会人及び検査員が押印している。

(イ) 医療用酸素等は、建物管理受託者が管理しているが、受入れ、払出し等を記載する受払簿を作成していないことから、現在使用中の数量と在庫数が把握されていない状況であった。

医師会は、医療用酸素等の管理を適切に行われたい。

(公益社団法人東京都医師会)

ウ 適正な契約事務処理を行うべきもの

医師会は、トイレットペーパー等を必要な都度購入している。

ところで、納品されたトイレットペーパー等は、建物管理受託者に支給品として支給しており、建物管理受託者では管理簿を作成し、支給品の管理を行うこととなっている。

このことから、管理簿と購入に係る納品書とを確認したところ、納品日が全て一致していないことが認められた。

これについて、医師会は、納品書は、業者に1か月分まとめて作成させているのに対して、管理簿は、個々の納品日ごとに記載しているためであるとしている。

しかしながら、①納品書は、納品時に仕様書及び現物と照合し、検査員の印を押すものであることから、後日まとめて作成するのは、適正でない。また、②納品ごとに納品書として扱われている書類は、送り状であり、発信者、品名及び数量が記載されていないことから、1か月分まとめて作成された納品書と照合できる状況にはない。

医師会は、適正な契約事務処理を行われたい。

(公益社団法人東京都医師会)

エ 様式を定め、公舎管理を適切に行うべきもの

医師会は、病院の管理に関する基本協定の病院公舎及び看護宿舎（以下「公舎」という。）の管理に関する要領において、公舎の管理を行うに当たり、公舎の現状に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならず、公舎の使用状況に変更が生じたときは、その都度都へ報告しなければならないと定めている。

また、医師会が平成4年4月に策定した東京都リハビリテーション病院医師公舎及び看護宿舎等管理要綱（以下「要綱」という。）では「使用状況簿」と「居住者名簿兼公舎等使用料内訳」を整備しなければならないとしている。

しかし、公舎の現状に関する記録として提示された資料は、居住者名簿兼公舎等使用料内訳のみであり、使用状況簿は要綱上「別記第1号様式」と定められているものの、監査日（平成29年11月8日）現在、様式自体が存在しない。

使用状況簿は、公舎の現状に関する記録として、修繕の記録等公舎の使用状況が分かる記録であるため必要である。

医師会は、様式を定め、公舎管理を適切に行われたい。

（公益社団法人東京都医師会）

オ 入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保すべきもの

病院では、診療録は基本的に電子化されているが、診療録の一部となる診療情報提供書等については紙も併用されており、氏名等の個人情報が含まれる診療情報提供書等の紙は記載内容が見えるように無色透明のフォルダでまとめられている。入院患者のフォルダは退院するまで入院病棟のナースステーションで保管され、入院期間中に作成された紙の記録はフォルダに加えられる。

基本協定における個人情報の取扱いに関する特記事項及び東京都リハビリテーション病院特定個人情報等取扱規程（以下「規程」という。）では、個人情報に係るものについては、施錠できる保管庫又は入退室管理の可能な保管室に保管することとされている。また、規程では、個人情報の安全管理として、間仕切り等の設置並びに担当者以外の者の往来が少ない場所及び覗き見される可能性が低い場所への配置等といった措置を講じることとされている。

ところで、ナースステーションは廊下に接しており、表3のとおり、一部のナースステーションにはドア、受付の扉及び鍵はなく、施錠ができない。その他のナースステーションについては、ドア、受付の扉及び鍵があるものの、本棚等の物品が置かれていることから受付の扉が閉まらない状態である。また、ドア等が施錠されないまま、患者の食事介助等によりナースステーションが無人となる場合があり、入退室管理ができない状況となっている。

以上のようなナースステーションの状況において個人情報が含まれるフォルダの保管状態を見たところ、監査日（平成29年11月8日）現在、表3のとおり、フォルダ153冊が

施錠できる保管庫に保管されておらず、一部は廊下から見える状態でナースステーションの受付付近にそのまま置かれており、適正でない。

医師会は、入院患者に係る個人情報の安全管理について実効性を確保されたい。

(公益社団法人東京都医師会)

(表3) 各病棟ナースステーションでの個人情報を含むフォルダの保管状態 (単位:冊)

病棟	ドア、受付の扉及び鍵の有無	ドア及び受付の扉の施錠	廊下からのフォルダの目視の可否	フォルダの数量
4 S病棟	無し	不可能	可能	35
4 N病棟	有り	施錠していない	可能	29
5階病棟	有り	施錠していない	不能	45
6階病棟	有り	施錠していない	不能	44
計				153

(注) 下線部分が適正でない状況である。

カ 外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理すべきもの

病院では、基本協定における電子情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）及び東京都リハビリテーション病院外部記憶媒体管理マニュアル（平成24年7月1日付24東都医発第212号。以下「マニュアル」という。）では、USBメモリ等の携帯可能な外部記憶媒体について、用務終了後、不要な情報は速やかに消去してシステム運用担当者に返却するとされている。特記事項を受けて、マニュアルでは、外部記憶媒体の管理のため、消去の確認欄やシステム運用担当者の受領印欄等（以下「消去の確認欄等」という。）の記載がある「外部記憶媒体管理簿」（以下「管理簿」という。）の様式が定められており、外部記憶媒体の使用の都度、管理簿に記録されることとなっている。

しかしながら、外部記憶媒体の管理状態を見たところ、監査日（平成29年11月8日）現在、定められた管理簿は使われておらず、特記事項等の規程上定めがなく、消去の確認欄等がない「ファイル取出し申請書」が使われている。

また、USBメモリの内容を見たところ、システム運用担当者に返却した後であるにもかかわらず情報が消去されずに残っているものが認められた。これは、外部記憶媒体管理簿を使用していないことが原因である。

医師会は、外部記憶媒体の情報消去及び返却を適切に管理されたい。

(公益社団法人東京都医師会)

キ 遺失物の管理を適正に行うべきもの

医師会は、平成20年1月に策定した東京都リハビリテーション病院遺失物取扱基準（以下「基準」という。）に基づき、当該病院における遺失物の取扱いを行っている。

ところで、この取扱いの状況について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。

- (ア) 基準によれば、病院の事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに事務室庶務係長へ送付し、これを受けた庶務係長は、速やかに当該遺失物を最寄りの警察署へ引き渡さなければならない。

しかしながら、表4の項番1について、病院の職員が遺失物を拾得してから病院の事務室に届け出るまで1年以上が経過している。また、項番2及び項番3について、いずれも速やかに警察署へ引き渡していないことは基準及び遺失物法（平成18年法律第73号）に違反している。

- (イ) 表4の項番2及び項番3について、警察署への届出内容と医師会で作成した拾得物（現金・鍵・携帯電話・カードなど）の書類を確認したところ、表5のとおり現金において額の不一致が認められた。

- (ウ) 基準によれば、警察署へ引き渡した拾得物について警察署の公告後3か月を経過しても遺失者が判明しないときは、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求し、現金については、病院の収入としている。

しかしながら、医師会は、表4のとおり警察署への届出が拾得日から1週間以上経過しているため、遺失物法第34条により所有権を取得できない状況（注）になっている。これら不適正な事務処理の原因は、基準に沿った事務処理を行っていないためである。医師会は、遺失物の管理を適正に行われたい。

（公益社団法人東京都医師会）

（注）遺失物法第34条では、拾得の日から1週間以内に警察署へ届けていない場合、所有権を取得する権利を失う。

(表4) 遺失物の取扱状況

(単位：円)

項番	拾得日	庶務係長への送付日	警察への届出日	届出物件	拾得者	指摘文中該当項目
1	平成 26. 2. 17	平成 27. 4. 6	平成 27. 4. 6	7,000	病院職員	(ア) 及び (ウ)
2	平成 19. 8. 2～ 平成 29. 3. 24	—	平成 29. 8. 7	42,926	病院職員等	(ア)、(イ) 及び (ウ)
3	平成 12. 9. 27～ 平成 29. 7. 28	—	平成 29. 8. 25	72,620	病院職員等	(ア)、(イ) 及び (ウ)

(表5) 現金の不一致状況

	拾得年月日	警察署への届出内容	拾得物
1	平成 21. 7. 28	<u>50 円 1 枚</u> 、10 円 2 枚	10 円 2 枚
2	平成 21. 8. 20	1,000 円 1 枚、100 円 1 枚、 <u>50 円 1 枚</u>	1,000 円 1 枚、100 円 1 枚
3	平成 21. 9. 3	100 円 1 枚、 <u>50 円 2 枚</u> 、10 円 1 枚	100 円 1 枚、10 円 1 枚
4	平成 23. 3. 8	<u>500 円 1 枚</u> 、10 円 3 枚	10 円 3 枚
5	平成 23. 4. 8	—	<u>1 万円</u>
6	平成 23. 4. 19	1,000 円 2 枚、500 円 2 枚、100 円 13 枚、50 円 9 枚、10 円 8 枚、5 円 2 枚、1 円 16 枚	<u>1 万円 1 枚</u> 、1,000 円 2 枚、500 円 2 枚、100 円 13 枚、50 円 9 枚、10 円 8 枚、5 円 2 枚、1 円 16 枚
7	平成 23. 5. 29	小銭入れ/ <u>50 円 1 枚</u> 、10 円 1 枚、1 円 ³ <u>枚</u>	小銭入れ/ <u>50 円 1 枚</u> 、10 円 1 枚、1 円 ⁴ <u>枚</u>
8	平成 23. 10. 18	100 円 ³ <u>枚</u>	100 円 ¹ <u>枚</u>
9	平成 23. 12. 5	100 円 2 枚、 <u>50 円 1 枚</u>	100 円 2 枚
10	平成 24. 1. 30	100 円 1 枚、 <u>50 円 1 枚</u>	100 円 1 枚
11	平成 24. 2. 14	10 円 ⁵ <u>枚</u>	10 円 ² <u>枚</u>
一部省略			
19	平成 25. 1. 27	—	<u>1 万円</u>
20	平成 25. 2. 22	<u>100 円 1 枚</u> 、50 円 1 枚	50 円 1 枚
21	平成 25. 5. 17	<u>50 円 2 枚</u> 、5 円 1 枚、1 円 1 枚	5 円 1 枚、1 円 1 枚
22	平成 25. 5. 31	500 円 1 枚、 <u>100 円 1 枚</u> 、10 円 1 枚	500 円 1 枚、10 円 1 枚
23	平成 25. 6. 18	100 円 1 枚、 <u>50 円 1 枚</u>	100 円 1 枚
24	平成 25. 9. 18	<u>50 円 1 枚</u> 、5 円 1 枚、1 円 1 枚	5 円 1 枚、1 円 1 枚

(注) 下線部分が不一致である。

ク 現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行うべきもの

医師会は、病院に入院中の患者へ送られてきた現金書留について、一旦、入院患者本人（以下「本人」という。）に代わり受取りを行っている。

受取りの流れは、まず警備の受託業者が受け取り、文書授受簿（以下「授受簿」という。）に発信者名、配布先等を記載後、病院事務室職員に送付、その後、各病棟を経由して本人に渡される。

一方、授受簿には本人の受領印欄がないことから、現金書留・重要書類等受取確認書等（以下「確認書」という。）を作成し、本人から受領印を徴している病棟がある。

ところで、現金書留の受領状況について見たところ、表6のとおり適切でない状況が認められた。

① 4S病棟及び4N病棟においては、確認書を作成していないことから、本人の受領が確認できない状況であった。

② 5階病棟の平成27年度の確認書を見たところ、病棟金庫に保管中あるいは、病院側職員によるサインのみがされている等、本人の受領が確認できない状況であった。

また、授受簿と確認書を見たところ、授受簿に記載があるものの、確認書には記載がないものが認められた。

③ 6階病棟において、授受簿と確認書を見たところ、授受簿に記載があるものの、確認書には記載がないものが認められた。また、平成27年度の確認書は、廃棄されていたことから本人の受領が確認できない状況であった。

これら不適切な状況の原因は、事務処理マニュアル等規程がないため、適切な事務処理が統一的にされていないことによるものである。

医師会は、現金書留の取扱いについて、マニュアル等を作成し、適切に行われたい。

（公益社団法人東京都医師会）

（表6）各病棟の状況

病棟	確認書等の作成状況		授受簿等の一致状況		備考
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	
4S・ 4N病棟	未作成	未作成			患者本人の受領が確認できない。
5階病棟	作成	作成	不一致	不一致	患者本人の受領が確認できないもの有り
6階病棟	廃棄	作成		不一致	患者本人の受領が確認できないもの有り

(2) 局及び団体

ア 公舎利用料の改定を適正に行うべきもの

医師会が運営する公舎の利用料については、基本協定において東京都職員住宅管理規則(平成3年東京都規則第7号。以下「規則」という。)を準用することとしており、3年ごとに行う職員住宅使用料の改正に合わせて改定している。

ところで、利用料の改定について見たところ、平成28年4月1日及び平成29年4月1日の2か年続けて行っていることが認められた。

これは、本来平成26年度に行うべきであった利用料の改定を行わず、平成28年度から改定したためであり、平成26年度及び平成27年度の2か年間については、旧利用料額を徴収していたことは適正でない。

局及び医師会は、公舎利用料の改定を適正に行われたい。

(公益社団法人東京都医師会)

(福祉保健局)

イ 指定管理料の算定根拠を明確にすべきもの

医師会は、病院を運営するに当たり、局と年度協定を締結しており、この中で、病院運営に必要な経費として、表7のとおり指定管理料内訳及び支払基準を定めている。また、基本協定の目的達成のため、表8のとおり事業実施計画について項目別に金額を定めている。

ところで、この指定管理料について見たところ、表8のとおり、医師会は年度協定及び事業実施計画に定められていない納付金及び負担金を請求し、局はこの請求額を支出していることが認められた。

局及び医師会は、納付金について、事業実施計画上職員費として請求しているものの、実際には、納税した消費税等額であるとしている。また、負担金については、事業実施計画上の経営改善対策費であり、病院経営に係る医師会本部の経費として、役員報酬等及び職員費の一部であるとしている。

しかしながら、支出内容等を明確にせずに、指定管理料を支出していることは適切でない。

局及び医師会は、納付金について、年度協定等に消費税等額として明記するとともに、負担金については、支出内容等を明確にするなど、指定管理料の算定根拠を明確にされたい。

(公益社団法人東京都医師会)

(福祉保健局)

(表7) 指定管理料内訳及び支払基準

(単位：円)

区分	内訳	指定管理料	
		平成27年度	平成28年度
人件費	給与及び諸手当 給料、調整額、扶養手当、調整手当、期末勤勉手当、管理職手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、法定福利費、退職給付費用、福利厚生費等	1,699,779,000	1,736,771,000
事業費	病院運営に係る費用 非常勤職員賃金、旅費、報酬、報償、診療材料費、消耗品費、警備、清掃、医事業務、給食業務、洗濯業務、連絡調整経費、研究研修費、災害対策費、備品費等	974,076,000	949,979,000
建物維持管理費	建物の維持管理に必要な経費 光熱水費（電気、ガス、上水道、下水道）、建物維持費、通信費、電話交換機、機械設備運転・保守等	400,361,000	382,605,000
合計		3,074,216,000	3,069,355,000

(表8) 事業実施計画及び精算状況

(単位：円)

項目	年度等	平成27年度		平成28年度	
		実施計画	精算書	実施計画	精算書
職員費（人件費）		1,699,779,000	1,523,197,966	1,736,771,000	1,539,830,844
材料費		304,060,320	209,479,604	241,511,200	205,005,474
管理費及び事業費		984,504,840	1,079,478,986	1,006,063,740	1,018,371,885
研修研究費		25,391,880	15,161,429	25,391,880	18,353,446
本部経費		—	173,159,366	—	174,651,307
納付金		—	<u>138,651,300</u>	—	<u>140,016,100</u>
負担金		—	<u>27,827,499</u>	—	<u>31,674,889</u>
光熱水費ほか		—	6,680,567	—	2,960,318
経営改善対策費		37,530,000	—	37,530,000	—
災害対策費		4,496,000	935,953	4,496,140	3,881,520
備品費		18,453,960	19,283,076	17,591,040	19,304,456
合計		3,074,216,000	3,020,696,380	3,069,355,000	2,979,398,932

(注) 下線部分が年度協定等に明記されていない。

ウ 供用物品に係る手続及び管理を適切に行うべきもの

医師会は、病院の運営に当たり、基本協定の物品取扱要領に基づき、毎年度供用物品の管理状況を報告することとなっている。ところで、医師会が管理する供用物品の手続及び管理の状況を見たところ、次のとおり適切でない状況が確認された。

(ア) 供用物品に係る手続

- a 協定上、本来の用途に供することができない使用不適品については、使用不適品報告書により都へ報告し、都の指示があるまでは当該物品を保管しなければならないとされ

ているが、医師会は使用不適品を一部廃棄後に都へ報告していたことが判明した。

また、医師会は使用不適品として、廃棄する物品のみ報告していたが、修繕契約資料を見ると、表9のとおり、供用物品を修繕している状況が認められた。東京都物品管理要綱（平成14年4月1日付13出会第558号）によると、使用不適品とは修繕を要するもの又は本来の用途に供することができないと認められるものとされているため、修繕を要するものについても使用不適品として報告する必要がある。

- b 基本協定上、指定管理が終了するときは、物品現在高調書兼物品引渡書（以下「引渡書」という。）により、現物確認の上、供用物品を都へ返還することとされているが、指定管理が終了した平成27年度末の引渡書を見たところ、平成27年度に購入した物品のみ報告されていた。医師会は平成27年度の指定管理終了後も引き続き指定管理者となったが、指定管理終了の際は、引き続き指定管理者になるか否かにかかわらず、供用物品全てについて現物確認の上、都へ引渡書をもって報告すべきである。
- c 整理簿と物品の支払請求書を照合したところ、表10のとおり、単価相違が見受けられた。単価相違の理由としては、誤って付随費用を含めていることや、割引前の単価を採用したことなどであるが、単価の根拠資料として請求書しか残されていないため、相違理由が不明なものも多く見られた。整理簿記載の単価について、根拠資料を残すことが必要である。
- d 東京都物品管理要綱に基づき、局が状況確認実施計画を定め、医師会に状況確認させるべきであったが、局は状況確認実施計画を定めていなかった。

(イ) 供用物品の管理

- a 供用物品は、平成28年度末時点で2,473点報告されている。整理簿から単価100万円以上の供用物品を23点抽出したところ、表11のとおり、7点は廃棄済みのため現物確認ができず、現物確認ができた物品16点のうち5点は、基本協定で定められている物品管理番号の表示がされていなかった。医師会は都へ毎年度整理簿により、供用物品の保管状況を報告することとなっているが、現物確認が行われていないことから、報告は事実と異なる内容となっている。
- b 病院1階の廊下には絵画や版画などが複数点展示されていた。うち1点の絵画には寄贈の表示があったため、基本協定で定められている取得物品（贈与若しくは寄附又は拾得により取得した物品）の管理状況について確認したところ、取得物品の台帳を作成していないことが判明した。基本協定では取得物品のうち、備品について引渡書により都へ引き渡すこととなっているため、台帳を整備せず、取得物品の取得年度や価格を把握できないことにより、都への引渡しが円滑にできない状況である。

医師会は、供用物品に係る手続及び管理を適切に行われたい。

局は、供用物品に係る手続及び管理を適切に行うとともに、医師会を指導されたい。

(公益社団法人東京都医師会)

(福祉保健局)

(表9) 供用物品が修繕されていた事例(4月から6月まで修繕契約分のみ抽出)

年度	品目
平成27年度	液晶テレビ(ソニーKDL-32J5)、AVインパルスシステム、起立訓練機
平成28年度	温冷配膳車、歯科ユニット、筋電計、耳鼻科ユニット、与薬カート

(表10) 単価相違の供用物品

(単位:円、点)

年度	項番	品目	整理簿の単価	請求書の単価	数量	相違理由
平成27年度	1	食器保管庫(戸棚)	540,000	358,000	1	運搬費、既存戸棚処分費等付随費を算入(注)
	2	レッドコードメディカルプロパッケージ	1,389,000	1,572,000	1	不明
	3	オージオメータ	2,185,000	1,450,000	1	不明
	4	電動ベッド	455,000	458,000	10	不明
	5	アテストオートリーダ	370,000	1,105,000	1	不明
平成28年度	6	モータ電動ベッド	307,000	250,000	1	不明
	7	ノートパソコン	249,300	196,020	5	割引前の単価採用
	8	コグニバイク外2点	1,156,000	1,136,002	1	不明

(注) 基本協定の物品取扱要領上、本体価格と付随費用(運搬費・購入に伴う手数料等)の合計が100万円未満の物品の場合、本体価格が単価となる。

(表11) 供用物品の保管状況事例

(単位:点)

	廃棄済み	物品管理番号表示無し
数量	7	5
品目	心臓監視蘇生装置、かま、かんな盤、立体平衡訓練評価システム、磁気センサ式三次元空間計測装置、ホルター下肢荷重計、筋電計	レゼクトスコープキット、眼圧計、外観模型、フォースプレート、アンチウィルスソフトサーバー式

エ 災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行うべきもの
病院は、平常時は東京都におけるリハビリテーション医療の中核として、災害時には白鬚
東防災拠点内の災害医療センターとして医療救護活動の拠点に転換するという複合目的を有
する病院である。

医師会は、基本協定を東京都と締結し、前述の目的達成のため、事業実施計画を策定して
おり、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、備蓄物品の補充及び訓練を行うこととして
いるが、次のとおり適切でない状況が認められた。

(ア) 災害用倉庫には、表 1 2 のとおり、診療材料及び医薬品を保管しているケースが 1 5 個
保管されている。災害用倉庫内の備蓄物品の補充状況を見たところ、監査日（平成 2 9 年
1 1 月 8 日）現在、表 1 3 のとおり、使用期限が経過しているものや使用できない状態の
物品が認められ、ケース 1 5 個の内容物全てが更新されていないことが判明した。

また、表 1 4 のとおり、台帳上の医薬品が既に廃棄されているものや、診療材料が台帳
と異なる場所に保管されており、保管状況の確認を速やかに行うことができない状況が認
められた。

このような状況の原因は、医師会が平成 2 1 年度の備蓄物品購入以降、台帳の整備を行
わず、診療材料及び医薬品の使用期限や保管場所の把握を怠ったためである。

また、当該備蓄物品は、東京都物品管理要綱（平成 1 4 年 4 月 1 日付 1 3 出会第 5 5 8
号）に基づき、局が状況確認実施計画を定め、医師会に状況確認させるべきであったが、
局は状況確認実施計画を定めていなかった。

(イ) 訓練の状況を見たところ、災害対策訓練及びトリアージ（負傷者を重症度、緊急度など
によって分類し、治療や搬送の優先順位を決め、救助、応急処置、搬送、病院での治療を
行うもの）訓練を年 2 回実施することとしているが、平成 2 8 年度は、避難用具使用訓練
及び患者搬送訓練を行ったとして、トリアージ訓練を行っていないことが認められた。

医師会は、災害時の医療救護活動を円滑に行うよう、備蓄物品の補充及び訓練を適切に行
われたい。

局は、状況確認実施計画を定め、備蓄物品の管理を適切に行うよう指導されたい。

（公益社団法人東京都医師会）

（福祉保健局）

(表 1 2) 災害用倉庫内のケース数量 (単位：個)

ケース名	ケース数量
蘇生セット (緑 1、緑 2、緑 3、赤 1)	4
輸血輸液セット (青 3)	1
緊急医薬品セット (白 1、白 2、白 3)	3
創傷セット (青 1、青 2)	2
熱傷セット (赤 2)	1
骨折セット (黄 1、黄 2、黄 3)	3
雑品セット (赤 3)	1
合計	15

(表 1 3) 使用期限が経過しているものや使用できない状態の物品の事例

ケース名	品目	使用期限・状態	数量
蘇生セット (緑 1)	輪状甲状靭帯穿刺セット	平成 26 年 6 月	2 セット
	滅菌ガーゼ	平成 24 年 12 月	30 包
	手術用手袋	平成 26 年 9 月	6 双
	電池	液漏れしている。	1 個
輸血輸液セット (青 3)	静脈留置針	平成 26 年 6 月	20 本
	輸液チューブ	使用期限の明記がないが、変色している。	
緊急医薬品セット (白 1)	ノルアドレナリン注射薬	平成 27 年 6 月	1 箱
	キシロカイン注射薬	平成 27 年 9 月	5 本
	ホスミシン S 静脈内注射薬	平成 27 年 7 月	5 箱

(表 1 4) 台帳と実際の保管場所が異なる物品の事例

種別	品目	台帳上の保管場所	実際の保管場所
医薬品	冷所保存すべき医薬品 (血液型判定用抗血清等 9 点)	冷所	廃棄済のため保管無し
診療	懐中電灯・滅菌ガーゼ等 9 点	蘇生セット (緑 2)	蘇生セット (緑 1)
材料	トリアージタグ 500 枚	雑品セット (赤 3)	災害用倉庫内の段ボール箱

オ 経理を明確に区分すべきもの

医師会は、病院を運営するに当たり、局と基本協定を締結しており、同協定第15条には、指定管理業務を行うに当たり、他の事業と経理を明確に区分しなければならないとしている。

ところで、経理の区分について見たところ、表15のとおり、医師会で作成される総勘定元帳及び正味財産増減計算書（以下「決算書等」という。）には、指定管理事業は公益的受託事業として経理区分されており、医師会から各指定管理事業年度終了後に局へ提出された精算書と相違していることが認められた。

この原因について、医師会及び局は、決算書等には、両年度において指定管理事業とともに他の事業である委託事業が含まれていること、また、平成27年度においては、医師会本部経費である役員退職慰労金引当金繰入81万56円と減価償却費45万7,007円が含まれていることを認識しているため、適正であるとしている。

しかしながら、基本協定には、指定管理事業と他の事業との経理を明確に区分していることから、決算書等において明確に区分すべきである。

医師会は、経理を明確に区分されたい。

局は、経理を明確に区分するよう医師会を指導されたい。

（公益社団法人東京都医師会）

（福祉保健局）

（表15）経理の区分状況

（単位：円）

		平成27年度		平成28年度	
		精算書	決算書等	精算書	決算書等
指定 管理 事業	職員費（人件費）	1,523,197,966	1,551,736,694	1,539,830,844	1,571,394,349
	材料費	209,479,604	209,479,604	205,005,474	205,005,474
	管理費及び事業費	1,079,478,986	1,091,244,516	1,018,371,885	1,025,699,511
	研修研究費	15,161,429	15,161,429	18,353,446	18,353,446
	本部経費	173,159,366	138,882,311	174,651,307	140,437,119
	災害対策費	935,953	935,953	3,881,520	3,881,520
	備品費	19,283,076	19,283,076	19,304,456	19,304,456
	小計	<u>3,020,696,380</u>	<u>3,026,723,583</u>	<u>2,979,398,932</u>	<u>2,984,075,875</u>
委 託 事 業	地域リハビリテー ション支援事業	<u>3,140,580</u>		<u>3,016,614</u>	
	高次脳機能障害者 支援普及事業	<u>1,498,781</u>		<u>565,412</u>	
	介護予防における 地域リハビリテー ション促進事業	<u>120,779</u>		<u>1,094,917</u>	
	小計	<u>4,760,140</u>		<u>4,676,943</u>	
総額		<u>3,025,456,520</u>	<u>3,026,723,583</u>	2,984,075,875	2,984,075,875

（注）下線部分が区分経理されていない。

2 意見・要望

(1) 局

ア 運営状況の評価について

医師会は、病院を運営するに当たり、局と年度協定を締結しており、同協定第8条に、病院の管理運営状況について、局が、評価を実施することとしている。

また、局は、この評価をするに当たり、東京都総務局策定の東京都指定管理者管理運営状況評価に関する指針（以下「指針」という。）に基づき福祉保健局指定管理者評価実施要綱（平成19年6月27日付19福保総企第210号）の評価項目及び評価基準を表16のとおり定め、評価を行っている。

ところで、この評価項目について見たところ、患者サービスの向上に向けた取組結果である医業収益、施設等の良好な管理の一環である災害時の備え、個人情報保護、適切な経理処理及び都有財産の管理について実態を踏まえた評価が適切に行われていないことが認められた。

局は、運営状況の評価について、実態を踏まえた評価を行うなど、評価項目を適切に運用することが望まれる。

(福祉保健局)

(表16) 指針の概要、評価項目及び評価基準

指針の概要	都と指定管理者が協定で合意したサービスの履行及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報の保護といった指定管理者が守るべき事項について確認する。併せて、指定管理者の新たな取組や努力している部分、生み出された成果について正しく評価し、指定管理者のサービス改善に向けた意欲を高める。
評価項目	評価基準
適切な管理の履行	協定や事業実施計画に沿った管理がなされているか ○人員配置は適切か○業務の履行は適切か（適切な医療サービスが提供されているか、患者の状況に応じた診療・看護計画の策定・記録を行っているか、患者サービスの向上に向けた取組を実施しているか、プライバシー保護等個人の尊厳を尊重しているか、医事・診療報酬請求事務の適切な管理を行っているか）○施設を良好な状況で維持管理しているか
法令等の遵守	個人情報保護、報告等は適切になされているか ○情報の保護、共有に取り組んでいるか○医療機関として必要な届出等の履行を行っているか○医療サービスの情報を提供しているか○都への報告は適時、適切になされているか（月例報告等、都への定例的な報告は適切になされているか、事故等が発生した場合、必要な措置を取った上で速やかな報告がなされているか、都による報告の聴取及び調査に対して、適切な対応を取っているか）
安全性の確保	施設の安全性は確保されているか ○患者の安全性確保・向上に計画的に取り組んでいるか○施設内外の構造物、設備等の安全の確保について必要な取組を行っているか
管理状況	適切な財政運営・財産管理が行われているか ○経理処理は適切か○都有財産の管理は適切か○経理に関する書類等の管理は適切か
サービス内容向上	事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ○利用者の意向や地域○事業環境に関する情報を収集・活用しているか

第4 運営状況の概要

1 運営の状況

(1) 事業実績

平成26年度、平成27年度及び平成28年度の指定管理料精算額内訳は表17、指定管理の主な内容及び実績は表18のとおりである。また、指定管理契約の推移は表19のとおりである。

(表17) 東京都リハビリテーション病院指定管理料精算額内訳

(単位：円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
職員費	1,474,193,330	1,523,197,966	1,539,830,844
給料	659,885,746	659,891,222	662,786,595
職員手当	581,347,993	623,506,968	637,385,845
法定福利費ほか	232,959,591	239,799,776	239,658,404
材料費	198,674,053	209,479,604	205,005,474
薬品費	85,493,174	78,598,772	80,761,643
診療材料費	65,561,162	73,646,324	70,033,459
給食材料費ほか	47,619,717	57,234,508	54,210,372
管理費及び事業費	928,843,966	1,079,478,986	1,018,371,885
非常勤職員賃金等	174,252,943	194,713,936	185,387,100
光熱水費	124,963,750	114,095,793	99,730,336
修繕費	63,980,549	172,052,914	129,840,047
委託料	434,560,335	442,652,837	450,608,653
賃借料	71,950,297	75,300,278	83,912,174
雑費ほか	59,136,092	80,663,228	68,893,575
研修研究費	17,710,006	15,161,429	18,353,446
職員研修研究費	16,166,941	13,606,714	16,642,262
教育研修費	1,543,065	1,554,715	1,711,184
本部経費	168,747,878	173,159,366	174,651,307
災害対策費	5,694,108	935,953	3,881,520
備品費	75,518,853	19,283,076	19,304,456
精算合計 (A)	2,869,382,194	3,020,696,380	2,979,398,932
協定額 (B)	2,973,347,000	3,074,216,000	3,069,355,000
戻入額 (C=B-A)	103,964,806	53,519,620	89,956,068

(表 18) 指定管理の主な内容、計画及び実績

(単位：人、%、日、千円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入院病床数		165 床		
延べ入院者数		54,520	55,747	55,037
1 日平均入院者数 (注 1)		149.4 人/日	152.3 人/日	150.8 人/日
病床利用率 (注 2)		90.5	92.3	91.4
外来規模		50 人/日		
延べ外来患者数		12,032	11,470	11,895
新患者数		500	421	576
再来患者数		11,532	11,049	11,319
1 日平均外来患者数 (注 3)		41.1 人/日	39.1 人/日	40.3 人/日
開院日		293	293	295
医業収益	計画	2,379,446	2,394,929	2,434,631
	実績	1,972,217	1,969,658	1,994,604
	差引	407,229	425,271	440,027
指定管理料	計画	2,973,347	3,074,216	3,069,355
	実績	2,869,382	3,020,696	2,979,398
	差引	103,964	53,519	89,956
自己収支比率	計画	80.0	77.9	79.3
	実績	68.7	65.2	66.9

(注 1) 1 日平均入院者数 = 延べ入院者数 ÷ 年間日数

(注 2) 病床利用率 = 1 日平均入院者数 ÷ 入院病床数 × 100

(注 3) 1 日平均外来患者数 = 延べ外来患者数 ÷ 開院日

(表 19) 指定管理契約の推移

指定管理契約期間等	
第 1 回目	平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで (公募)
第 2 回目	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (公募)
第 3 回目	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (公募)

第6 団体索引

【あ行】	ページ	【か行】 (続き)	ページ
阿伎留病院企業団	61	学校法人世田谷明光学園	41
一般財団法人多摩緑成会	61	学校法人雑司ヶ谷学院	41
一般財団法人博慈会	61	学校法人玉川学園	41
一般社団法人東京都農住都市支援センター	175	学校法人田村学園	41
医療法人財団朔望会	61	学校法人中央大学	41
医療法人財団緑雲会	61	学校法人つくし野学園	41
医療法人社団葵会	61	学校法人東京家政学院	41
医療法人社団国立あおやぎ会	61	学校法人東京女学館	41
医療法人社団薫風会	61	学校法人東京成徳学園	41
医療法人社団恵友会	61	学校法人東京吉田学園	41
医療法人社団じうんどう	61	学校法人桐朋学園	41
医療法人社団田島厚生会	61	学校法人東洋女子学園	41
医療法人社団東京愛成会	61	学校法人豊島岡女子学園	41
医療法人社団哺育会	61	学校法人なみき学園	41
小笠原海運株式会社	34	学校法人二松學舎	41
小笠原村	27	学校法人日本工業大学	41
小笠原村商工会	31	学校法人日本女子大学	41
【か行】	ページ	学校法人日本体育大学	41
学校法人麻布学園	41	学校法人日本大学	41
学校法人安部学院	41	学校法人八王子学園	41
学校法人郁文館夢学園	41	学校法人羽村ルーテル学園	41
学校法人池の台学園	41	学校法人光の子ども学園	41
学校法人大森学園	41	学校法人日の子学園	41
学校法人恩寵学園	41	学校法人文京学園	41
学校法人開成学園	41	学校法人宝樹院幼稚園	41
学校法人学習院	41	学校法人豊昭学園	41
学校法人亀井学園	41	学校法人堀越学園	41
学校法人共立女子学園	41	学校法人明星学園	41
学校法人錦城学園	41	学校法人武蔵野学園	41
学校法人国立学園	41	学校法人明治学院	41
学校法人栗原学園	41	学校法人明福寺ルンビニー学園	41
学校法人京華学園	41	学校法人守屋育英学園	41
学校法人國學院大學	41	学校法人守屋教育学園	41
学校法人五島育英会	41	学校法人八潮会	41
学校法人さくら学園	41	学校法人安田学園教育会	41
学校法人実践学園	41	学校法人矢野学園	41
学校法人実践女子学園	41	学校法人亮諦学園	41
学校法人順心広尾学園	41	学校法人六所の森学園	41
学校法人昭和女子大学	41	学校法人若宮幼稚園	41
学校法人菅生学園	41	学校法人早稲田実業学校	41
学校法人成蹊学園	41	学校法人渡辺学園	41
学校法人成城学園	41	学校法人わらべのこころ	41
学校法人成城学校	41	株式会社東京ビッグサイト	184
学校法人正則学園	41	株式会社東京臨海ホールディングス	223
学校法人聖パウロ学園	41	株式会社はとバス	244
学校法人清明学園	41	株式会社ゆりかもめ	208

【か行】 (続き)	ページ	【た行】	ページ
警視庁職員互助組合	92	東京下水道エネルギー株式会社	303
公益財団法人井之頭病院	61	東京港埠頭株式会社	223
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	108	東京水道サービス株式会社	257
公益財団法人東京都医学総合研究所	151	東京都漁業信用基金協会	167
公益財団法人東京都交響楽団	51	東京都下水道サービス株式会社	285
公益財団法人東京都助産師会館	61	東京都地下鉄建設株式会社	252
公益財団法人東京都人権啓発センター	97	東京納税貯蓄組合総連合会	38
公益財団法人東京都都市づくり公社	131	【ま行】	ページ
公益社団法人東京都医師会 (東京都リハビリテーション病院)	317	三宅村	21
【さ行】	ページ	三宅村商工会	24
社会福祉法人愛恵会乳児院	61		
社会福祉法人あすなろ福祉会	61		
社会福祉法人アゼリヤ会	61		
社会福祉法人あだちの里	61		
社会福祉法人あゆみ会	61		
社会福祉法人いすず会	61		
社会福祉法人雲柱社	61		
社会福祉法人青梅福祉協会	61		
社会福祉法人救世軍社会事業団	61		
社会福祉法人くすのき会	61		
社会福祉法人こうほうえん	61		
社会福祉法人こころの家族	61		
社会福祉法人こぼと会	61		
社会福祉法人小松福祉会	61		
社会福祉法人正吉福祉会	61		
社会福祉法人松風会	61		
社会福祉法人森友会	61		
社会福祉法人聖風会	61		
社会福祉法人善光会	61		
社会福祉法人同愛会	61		
社会福祉法人東京コロニー	61		
社会福祉法人東京緑新会	61		
社会福祉法人とらいふ	61		
社会福祉法人ハッピーネット	61		
社会福祉法人マハヤナ学園	61		
社会福祉法人南町田ちいろば会	61		
社会福祉法人武蔵野療園	61		
社会福祉法人村山苑	61		
社会福祉法人友遊会	61		
社会福祉法人四葉晃耀会	61		
社会福祉法人陵風会	61		
社会福祉法人緑樹会	61		
社会福祉法人黎明会	61		
社会福祉法人蓮花苑	61		
社会福祉法人わとなーる	61		
水道マッピングシステム株式会社	273		